

つたといわれる。ベルギー政府は炭鉱の労働力を他の産業部門に転換することを考えており、非効率炭鉱の閉鎖で生じた失業者には職業再教育の機会を与えている。

以上のように、欧州の労働力不足は想像以上に深刻なものがあり、このままでは経済発展が大幅に阻害されかねない情勢なので、共同市場委員会の専門家の間でも、かねて労働力の自由移動に関する作業班を組織して、これが具体策を検討しているといわれる。前掲西独とイタリアの間に見られるように、労働者の国際的な移動は、現実にかなり活発化してきているわけであるが、共同市場委員会としては、この傾向をさらに促進するために、待遇の平等、家族の移動の保障などのほか、欧州共同市場（EEC）六カ国全体としての労働市場における需給調整の問題とも取組んでおり、近くそのための恒久機関の設置を提案する意向と伝えられている。このような情勢は、一方昨年十二月以来今年に入つても引続き失業者の増加をみせ、工業生産の水準でいえばほとんど史上最高水準に近いときに、なおかつ四百二十万人以上の失業者（六〇年三月、失業率五・四％）を出している米国の中たるみ現象と、まさに顕著な対照を示すものといえよう。

特に労働力が不足しているのはフランクフルトを中心とする南部工業地帯で、この地区だけで向こう一カ年間に十万人の外国人労働者に職を開放する計画で、このうち半分はイタリア人によつて占められることになつていく。

西独とともにオランダなども、最近イタリアからの労働力導入に力を入れはじめていく。オランダは過去数年來かなり労働力には余裕をもつていたが、ここ一年間の経済活動の上昇に伴ない、労働市場は急速にきゆうくつになつてきている。失業者数は数カ月間減少の一途で、六月末には失業者数が二万六千二百人、失業率は一％まで下つていく。その一方未充足求人数は六月だけで一万二千人ふえて六万六千人となつており、この国でも求人数が失業者数をはるかにオーバーしている。このためオランダ政府は最近労働関係当局者をイタリアに派遣し、さしあたり五百人の労働者をアムステルダム工業地帯に雇い入れることになつた。このほかロッテルダム、ユトレヒト地区でもイタリア人労働者の募集計画が進められている。オランダの主要産業は目下エールにかなり大規模な生産工場の移転計画を進めているが、こうした工場移転を誘発した決定的な要因はやはり国内の労働力不足だといわれる。プラスチック、繊維、ゴム、機械など各製造企業はエールに子会社を設置し、現地の労働力を雇用することによつて国内労働力の不足を補おうとしている。なおエールにはオランダのほかに

西独、フランス、北欧諸国なども積極的に企業進出を図つていく。これは労働力の不足に悩む欧州各国が、豊富で安いエールの労働力を利用しようとの狙いによるものだが、同時にエール政府の外資導入その他の面での寛大な政策が、各国企業のエール進出に魅力を与える結果になつていくといわれている。

ところで、西独やオランダが国内労働市場を緩和するための労働力供給源として重用しているイタリアでも、最近労働力不足の声が聞かれるようになっていく。南部の農村地方はともかく、北部工業地帯では熟練、不熟練を問わず、かなりの不足を来たし始めているという。イタリアの失業は統計が不備のためその実態がつかみにくい、雇用保障局の調べでは、昨年末百七十七万四千人程度もあつた失業者が、今六〇年の四月には七十九万一千人まで減つていく。失業保障局の推定では過去一年間に約四十五万の新規雇用が造出されたものとみており、やはりイタリア経済の活況に伴ない労働市場も次第に窮屈になつてきていることは確かのようなのである。

ベルギーでも石炭産業の不況で坑夫の失業が問題になつていくといえ、いったん失業した坑夫が他の就職口を見付けるのは比較的容易といわれている。最近西独はルール炭鉱の労働力不足を補うためベルギー坑夫に高給を支払つて雇い入れることを試みたが、これに応募するものは無か

安田生命

取締役会長 安 田 一

取締役社長 竹村吉右衛門

東京都中央区日本橋小網町2の2

第二篇 アメリカ合衆国

一 概 況

一九五八年下半期に始まった経済回復を助長するため、アメリカ政府は、一九五九年の経済政策の重点を、第一、一九五九年に入つたときすでにかなり進行していた経済拡大を促進すること、第二、健全な発展に支障となる不均衡の拡大を阻止すること、第三、潜在的なインフレ圧力を抑制すること、第四、アメリカの国際政策の経済的基礎を改善することにおいた。

政府のこのような政策と民間の努力とにより、一九五九年初めすでに進行中であつた一般経済活動は急激に上昇して第二四半期に生産高は四、八四五億ドルに達した。この異常に急速な拡大は、鉄鋼スト予想による在庫蓄積用の異常な需要だけでなく、物資、サービスに対する最終需要がかなり継続的な上昇を見たことによるものであつた。

一九五八年初めから一九五九年半までの経済界の在庫政策の変化はかなり大きな経済的影響を持つものであつた。一九五八年後半から在庫の蓄積が始まつたが、一九五

九年前半に入ると企業は増大する操業上の必要に應ずるため原材料および完成品の在庫を増加し、とくに第二・四半期には鉄鋼生産が中断されても操業が続けられるようにしたため、この速度は更に上昇した。第二・四半期における在庫蓄積の約三分の一は鉄鋼製品の増加によるものであつた。

一九五八年第二・四半期に始まつた物資、サービスの最終購入高の上昇も一九五九年第二・四半期に最高に達した。最終購入のほとんどすべての主要項目が上昇を示した。企業収益と留保所得の増大に支えられ、投資の機会が改善されたことは、企業の工場、設備に対する投資増大の基礎となつた。これらの設備投資は一九五八年の第四・四半期の三三四億ドルから一九五九年の第二・四半期の三六六億ドルまで約一〇%増大した。

一九五九下半期の経済発展も在庫の要因により大きく影響された。鉄鋼ストの影響を受けた製造業者、小売業者の手持ちの減少が大きな原因となつて、第二・四半期には年率一〇四億ドルに達した在庫蓄積が、第三・四半期には一〇億ドル減少した。最終購入額はその時までよりずっと、他の国の生産が辛うじて戦前比率に復帰したということによるものであつた。しかし一九四八年から五九年までに、世界の貿易が約二倍に伸びたのに対して、アメリカの輸出は五分の一しか伸びなかつた。その五分の一の増加も主として農産物の増加と政府の計画によるものであつた。

世界の工業製品の輸出中に占めるアメリカの割合が異常に高かつた一九四八年の水準から低下したのは、ヨーロッパおよび日本の生産力が回復したことによるほか、アメリカとその他の工業国との間の技術の差が縮小してアメリカの海外市場での地位を弱めたこと、耐久消費財市場がアメリカ以外にも沢山できたことが、アメリカ以外の工業国の輸出に有利であつたこと等によるものであつた。アメリカ以外の工業国の製品は、新しい市場によく適合し、価格の点でもアメリカより安かつた。

アイゼンハワー大統領は一九五九年一月国会に労働教書を送つた。国会はこの教書の趣旨に従つて新しい労働法を立案審議する訳である。一九五八年提出された労働教書は、組合資金の運用、役員選挙の基準などに関するもので、ケネディ・アイブス法案として国会に提出され、上院は通過したが下院で否決された。組合側はこの法案は組合保護の名において組合支配を狙っているものであるとしてこれに反対した。

一九五九年の労働教書について、アイゼンハワー大統領は新聞記者会見で次のように説明した。「この教書はマク

小幅ではあつたが、とにかく増加し続けた。第四・四半期には鉄鋼在庫の不足から、一月に鉄鋼生産が再開されたにもかかわらず、最終購入の増加は緩慢であつた。次に国際収支を見よう。アメリカは一九五八年に金とドルが三〇億ドル余り海外に流出したが、一九五九年には四〇億ドルを突破した。これは輸出の激減のためであつた。完成工業製品の輸入は一九五九年には前年を三割余り上回つたが、乗用自動車の輸入は最も増加した。また工業原材料の輸入も増加したが、工業生産の回復と在庫蓄積によるものであつた。輸入増加は、鉄鋼ストを見越しての輸入とスト中铁鋼の輸入増加とにより更に増加した。

このように輸入は急速に回復したが、輸出品の中には減少したものもある。例えば石炭の輸出は、ヨーロッパで供給過剰のため減少し、鉄鋼の輸出はストのため低下した。また外国商社の米綿買付けは、価格低落を見越して見合わせるものもあつた。

政府の海外支出や民間資本の流出もアメリカの国際収支の赤字を大きくした一つの原因であつた。

一九五五年からの輸入の内容を分析すれば、アメリカの輸入で最も増加したのは完成工業製品で、その価格は一九四八年から五九年までに四倍になつた。

アメリカの輸出は一九四八年には戦前の二倍であつた。これはアメリカの生産が戦前を遙かに上回つたのに対し

第1表 工業生産指数（1953年=100）

	1953年	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1959 3月	6月	9月	12月
総合	100	93	105	109	110	102	115	115	121	115	117
鉱業	100	97	107	112	112	103	107	107	112	103	109
製造業	100	93	105	109	109	100	114	115	120	114	116
電気ガス	100	107	120	132	141	147	162	158	164	165	168

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, Apr. 1960

第3表 アメリカの経済活動人口の構造（1959年）

	男	女	計
農業	6,719,975	611,378	7,331,353
林業	945,017	23,685	968,702
漁業	12,215,000	3,898,479	16,113,479
採掘業	3,640,545	102,638	3,743,183
製造業	700,917	96,611	797,528
建設業	7,512,123	3,570,347	11,082,470
電気ガス水道衛生	3,532,907	651,216	4,184,123
商業	6,274,595	6,964,110	13,238,705
運輸倉庫通信	954,619	27,694	982,313
サービス	1,012,759	526,641	1,539,400
軍隊	33,836	22,355	56,191
その他	43,542,293	16,495,154	60,037,447
新規求職者			
計			

〔出所〕 I.L.O. 発行 1959年労働統計年報

第2表 人口

(推定)
(単位=千人)

年	人口
1954年	163,060
1955	165,932
1956	168,863
1957	171,914
1958	174,782
1959	177,702

〔注〕 アラスカ、ハワイを含み、人口調査に含まれない海外軍隊の推定を含む

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, Apr. 1960

ば、天然ゴムは一九五八年の八万九、三〇〇トンが五九年に一

万九、八〇〇万トン、石炭がそ

一九五九年のアメリカの推定人口は一億七、七七〇万で前年より約三〇〇万増加した。総人口の中経済活動人口は男子四、三五四万、女子一、六四九万、合計六、〇〇三万である。最も多いのは製造業一、六一一萬、次はサービス一、三三三万、商業一、一〇八万、農林漁業七三三万の順となっている。

一九五九年のアメリカの雇用は二つの矛盾する事情、すなわち同年前半は前年から引き続いての景気回復、後半は全国的な鉄鋼ストによる影響を受けた。総雇用量は一九五九

レラン委員会（上院に設けられた委員会）の、アメリカ最大の組合である国際チームスター組合（トラック運転手組合）の幹部の汚職を暴き出した報告を十分検討して作成したもので、その目的は労使関係を保護し、全労働者を法律上可能な範囲で保護し、一般大衆をも保護し得るよう、同委員会の指摘した各種の悪弊、障害を是正しようとするものである」と。

教書は二〇項目について規制措置を要請しているが、主な項目は次のようである。

(イ) すべての労働組合は労働省に経理状況に関する詳細な年次報告を提出する。報告は公開する。

(ロ) すべての労働組合は組合規約および関係規則の写しを労働省に提出する。

(ハ) すべての組合は報告義務のある事項を適切な方法で記録しておく。これらの記録は政府および一定の条件の下で組合員による監査に供する。

(ニ) 組合および組合役員は組合員の法的権利または利益と競合する投資または支払いについてはすべてこれを記録する。

(ホ) 組合役員は組合の資金および財産の管理に責任を負う。

(ヘ) 組合役員の選挙およびリコールの実施方法について最小限の基準を設け、役員選挙に組合員資金が使用されない

ようにする。

(イ) 労働長官に組合資金の経理を監査し、組合の民主的運営を要求する権限を与える。

(ロ) 組合資金の乱用、記録のいんともしくは破棄、使用者と組合幹部間の不正支払いに対する刑罰規定を設ける。

(ハ) 使用者、労働者の強制を禁止するため、タフト・ハートレー法によるボイコット禁止規定を強化する。

(ニ) 従業者が組合の存在を望まないことを提案したとき、組合が使用者に交渉権を認めさせるためビケを張ることを禁止する。

(ホ) スト中に組合が引き続き全従業者を代表するか否かの表決を行なう場合、スト参加者が投票してはならないとの現行規則を廃止する。

(ヘ) 組合役員に対すると同様、従業者に対しても非共産主義者である旨の宣誓を行なわせる。

二 労働経済

(一) 概観

アメリカの工業生産指数は一九五三年を一〇〇として、一九五九年には総合指数で一一五、鉱業一〇七、製造業一一四、電気・ガス一六二であつた。四半期別に見れば六月の総合指数が最も高かつた。主な品目の月平均生産数量を示せ

それぞれ三、二四四万六、〇〇〇トン、三、二二八万六、〇〇〇トン、原油がそれぞれ二、七五七万八、〇〇〇トン、二、八九九万四、〇〇〇トン、鉄鉄、鉄合金がそれぞれ四三六万八、〇〇〇トン、四五九万四、〇〇〇トン、であつた。

一九五九年のアメリカの推定人口は一億七、七七〇万で前年より約三〇〇万増加した。総人口の中経済活動人口は男子四、三五四万、女子一、六四九万、合計六、〇〇三万である。最も多いのは製造業一、六一一萬、次はサービス一、三三三万、商業一、一〇八万、農林漁業七三三万の順となっている。

一九五九年のアメリカの雇用は二つの矛盾する事情、すなわち同年前半は前年から引き続いての景気回復、後半は全国的な鉄鋼ストによる影響を受けた。総雇用量は一九五九

第4表 産業別非農業被用者数 (1957-59年)
(単位=千人)

産 業	1959年	1958年	1957年
計	51,975	50,543	52,162
合 計	676	721	809
建設業	2,767	2,648	2,808
製造業	16,168	15,468	16,782
運輸業	3,902	3,903	4,151
卸小売	11,385	11,141	11,302
金融保険	2,425	2,374	2,348
不動産	6,525	6,395	6,336
サービス、その他	8,127	7,893	7,626
公務			

〔出所〕アメリカ労働省発行 Monthly Labor Review, May 1960

かつた。一九五九年全体としては平均雇用は六、五六〇万で、同年中一六〇万増加し、一九五七年の平均を六〇万上回った。

(二) 一九五九年の雇用

製造業総雇用量は一九五九年七月がピーク(季節調整をして一、六六〇万)であったが、景気後退直前の一九五七年七月より約四〇万少なかった。

耐久財工業はほとんど全部一九五九年前半雇用が急激に増加したが、電気機械、家具などの工業の雇用は今ままで

最高に達した。この工業生産の増加は、鉄鋼産業の生産停止を予想した金属使用の会社が鉄鋼製品を買留めたことにもよるものであった。自動車産業では労働者数は、比較的高い一九五六―五七年の水準に復帰したが、これより以前のピーク時にはまだ及ばなかった。航空機工業の雇用はこの期間に次第に減少したが、これは軍需のための航空機生産が縮小されたためであろう。

大部分の非耐久財産業もまた一九五九年春と初夏に雇用が大幅に増加した。印刷、化学製品などの産業は雇用が夏までに新記録に達した。しかし紡織産業の雇用は、一九五八年よりはおおかつたが、数年来の最低であった。

金融およびサービス業の雇用は引き続き伸びたが、これは戦後の景気後退、繁栄期を通じて見られた特長である。

州および地方政府の雇用も同様に伸びたが、これは政府職員のほか教師その他教育関係職員が増加したためであった。卸小売業の雇用は、一九五八年後半には余り伸びなかったが、一九五九年春には急増した。しかし鉄業および運輸の雇用は一九五八年後半の水準にあつて回復の兆はほとんど見られなかった。建設業の雇用は一九五九年前半に増加したが、夏の後半から低下した。これは鉄鋼ストの関係によるのであろう。

一九五九年七月中旬鉄鋼ストが始まってからは雇用事情が著しく変つた。鉄鋼ストのため、鉄鋼業の労働者四〇万余

び被服の雇用も大幅に低下した。

八月以後の建設業の雇用減少は、鉄鋼の不足によるよりも、すでに年初に始まつた住宅建築の低調によるものであつたようである。商業およびサービスの雇用は、一九五八年初めの回復期から次第に増加していたが、一九五九年中頃以後は保合いであつた。

一月初め鉄鋼労働者が職場に復帰すると、雇用は急激に伸び失業は減少したが、スト前の雇用水準には直ちに復しなかつた。一二月の製造業の雇用はスト前より五万程少なかった。

農業従事者は、近年減少傾向にあつたが、一九五九年の平均は五八〇万で、一九五八年の平均とほとんど変わらなかつた。しかし一九五七年の平均より約四〇万、五六年より約七〇万それぞれ少なかった。減少したのは主として男子で、しかも自営農夫であつた。

(三) 労働力化率と失業

人口中何パーセントが労働力となつていくかという労働力化率について見れば、一九五九年に男子では十四才以上の者の中平均して八一・七%が働らいており、年齢層別に見れば、年齢が高くなるにつれて上昇して三五才、ないし三九才が最高の九七・九%、五五才ないし五九才まで九〇%台が続いている。女子について見れば、一四才以上の平

が就業しなかつたほか、炭鉱、鉄鉱山、鉄道などの産業でも約一〇万人が一時解雇された。鉄鋼スト開始後もなくアメリカ労働省は鉄鋼を使用する産業および鉄鋼に納品する産業の雇用を毎週調査した。この調査資料によれば、鉄道、鉄業など鉄鋼にサービスする産業を除けば、雇用は初めは鉄鋼ストの影響をほとんど受けなかつた。鉄鋼使用の会社は、ストを見越して蓄積したので、数カ月間操業を続けることができた。もつともストの初期においても、金属加工業の工場の中にはストの影響を受けたものもあつた。結局一九五九年前半における雇用の回復と伸びは中断された。

鉄鋼ストが続くに従つて、鉄鋼の供給がなくなり、鉄鋼使用の工場は大量の一時解雇を余儀なくされた。ストが三カ月続いた一〇月半ばには、自動車産業とこれに関連する産業では労働者が大幅に減少した。一月初めには、スト期間中拡大を続けていた電気機械産業でも労働者を減らし始めた。ストの終りの一月七日までに(戦後最長の大スト)、スト中の労働者を除いて、一時解雇者総数は五〇万余であつた。

鉄鋼ストに直接影響されなかつた工業の雇用もまた年央以後は増大しなかつた。ただ金融、州および地方政府の雇用は一九五九年後半においても増加し続けた。非耐久財製造業の雇用は同年六月より五万余減少し、食料品加工およ

日に発効した。一月の後半にも主として自動車産業に若干の一時解雇があつたが、多くの労働者は職場に帰つた。一二月には失業率は五・五%に低下したが、スト直前の約五%より高く、景気後退前の四・三%よりかなり高かつた。一九五九年全体としては、失業は平均して三八〇万、五・五%で一九五八年の四七〇万、六・八%より低かつた。長期失業者(一五週間以上)は、一九五七—八年度の景気後退中、その前の二回の景気後退におけるより、人数においても、失業者中の割合においてもおかつたが、一九五九年中もそうであつた。長期失業者数は一九五九年春の終りにやつと、景気後退中の高水準から目に見えて低下し始めた。一九五九年四月一五週以上の失業者は、一年前の景気後退の最高時より五〇万少なくて一四〇万であつたが、一九五七年四月の二倍であつた。その後次第に下つて夏の終りに七〇万から八〇万になつたが、その後も同様であつた。年末には長期失業者は約八〇万、景気後退前の一九五五年および五六年一二月の水準より三〇万程高かつた。一九五九年全体としては、平均失業期間は一九五八年より少し長かつた(一三・八週に対して一四・五週)。一五週から二六週までの失業者は激減し、短期失業者(五週未満)と非常な長期失業者(二六週以上)は余り減少しなかつた。

由のためその一部しか労働しなかつた者の数は、一九五八年第一・四半期に二一〇万で、景気後退期中最高であつた。その数は一九五八年第三・四半期に減少し、その後引き続いて減少して一九五九年第二、第三・四半期には九〇万余り

第8表 総合および製造業実労働時間(週)

年	総合	製造業
1952	41.6	40.7
1953	41.1	40.5
1954	40.0	39.7
1955	40.9	40.7
1956	40.9	40.4
1957	40.5	39.8
1958	40.1	39.2
1959	40.0	40.3
1959 3月	40.0	40.2
6月	40.7	40.7
9月	37.5	40.3
12月	40.3	40.6

[注] 総合とは鉱工、製造、建設、商業、運輸、サービスを含む
[出所] I.L.O. 発行 Monthly Labour Review, June 1960

第7表 製造業の実労働時間指数(1953年=100)

年	指数
1953年	100.0
1954	89.0
1955	94.8
1956	95.2
1957	91.6
1958	81.5
1959	88.0
1959 3月	86.9
6月	90.9
9月	89.0
12月	90.2

[注] アラスカを除く
[出所] I.L.O. 発行 International Labour Review, June 1960

(四) 労働時間

非農業の労働時間は経済活動測定の最善の指標である。通常はフルタイム労働する非農業労働者にして、経済的理

第5表 年令、性別労働力化率(%) (1957-59年)

年令	男子			女子		
	1959	1958	1957	1959	1958	1957
14才以上平均	81.7	82.1	82.7	36.1	36.0	35.9
14-15才	24.2	23.8	25.1	12.9	12.1	12.5
16-17才	46.0	47.9	51.1	28.8	28.1	31.1
18-19才	75.5	75.7	77.7	49.1	51.0	51.5
20-24才	90.1	89.5	89.8	45.2	46.4	46.0
25-29才	96.7	96.4	96.2	34.5	35.8	35.4
30-34才	97.8	98.1	98.2	36.1	35.6	35.8
35-39才	97.9	98.1	98.2	40.9	41.3	40.7
40-44才	97.8	97.8	97.6	46.0	45.7	46.1
45-49才	96.9	97.2	97.1	50.0	49.1	47.5
50-54才	94.9	95.5	95.5	47.9	46.5	45.4
55-59才	91.3	91.8	91.5	41.1	39.5	38.2
60-64才	82.8	83.2	82.9	31.4	30.4	30.3
65-69才	48.5	50.1	52.6	16.8	17.0	17.5
70才以上	25.0	26.2	27.8	6.3	6.4	6.4

[注] 軍人を含む

[出所] アメリカ労働省発行 Monthly Labor Review, May 1960

第6表 失業者数および率

年	数(千人)	率(%)
1953	1,870	2.9
1954	3,578	5.6
1955	2,904	4.4
1956	2,822	4.2
1957	2,936	4.3
1958	4,681	6.8
1959	3,812	5.5
1959 3月	4,362	6.4
6月	3,982	5.6
9月	3,230	4.6
12月	3,577	5.2

[出所] 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, Apr. 1960

均が三六・一%、一八才ないし一九才まで上昇し、次いで一度低下するが、さらに四五才ないし四九才が最高となり、それ以上の年令層ではまた低下している。二〇才から四〇才までの率が低いのは子供の養育と関係があるためである。失業は一九五九年の失業は、前半は一九五八年の景気後退からの回復、後半は鉄鋼ストによる生産減退のために発生した一時解雇を反映した。

た。

鉄鋼ストの結果、失業は六月には三五〇万、五・一%であつたが、一〇月と十一月には約六%に達した。この増加は鉄鋼関係の産業の一時解雇と目先不安による雇入れの低調によるものであつた。ストの影響は重工業に最も大きかつたので、七月以後の失業は男子のみに起つた。男子の失業率は、六月に四・七%であつたが、一月には六%になつた。労働者を職場に復帰させるスト差止命令は一月七

にまで低下して、一九五五年以来の最低となった。しかし一九五九年末頃鉄鋼の不足が感じられると、非農業の短時間労働者は増加して、一九五九年第四・四半期には二〇万増の一〇万となった。一九五九年全体として短時間労働者は平均約一〇〇万で、一九五八年の一六〇万よりかなり少なく、一九五七年の二二〇万を僅かに下回った。

製造業の生産労働者の週労働時間は、雇用が回復し始めたよりかなり先に、一九五九年初めまでには景気後退前の水準に復した。週労働時間は一九五九年前半に大幅に上昇して、六月には四〇・七時間となり、一九五八年六月より一・五時間おおく、戦後の最高水準の一つとなった。週労働時間の延長はほとんど全部の主要製造業に見られたが、特に耐久財産業におおかつた。一九五八年六月から一九五九年六月までの工場の週労働時間の増加の三分の二は時間外労働によるものであつた。製造業の時間外労働は一九五九年六月に二・九時間であつたが、前年同月より一時間長く、景気後退前の一九五七年および五六年の同月より長かつた。鉄鋼ストが始まつてからも最初は、鉄鋼使用の産業における時間は余り短かくならなかつたが、ストが二カ月目に入ると使用者は時間外労働を中止し、所定労働時間を短縮した。六月から九月までに〇・八時間短くなつた。しかし週労働時間は平均して一九五八年の景気後退時までには至らなかつた。一二月には四〇・一時間で、スト以前

には復帰しなかつた。

(四) 二つ以上の職業を持つ者

アメリカ調査局が、一九五〇年、五六年ないし五八年の七月について行なつた労働力調査により、二つ以上の職業を持つ者の状態が明かにされた。

第9表 2以上の職業を持つ労働者の数と率 (各年7月の実情)

数および%	1950	1956	1957	1958
労働者数(百万)	1.8	3.7	3.6	3.1
全就業労働者に対する率(%)	2.9	5.3	5.3	4.8

二つ以上の職業を持つ者の数は、一九五〇年七月以来の増加は第9表のようであつた。この表によれば、近年、少なくとも七月には、労働者二〇人について約一人の割合で二つ以上の職業を持つていた。一九五八年七月における人数の減少は、一九五七年七月から一九五八年七月までに起つた景気後退によるものであつた。この期間には総雇用量が三%しか低下しないのに、二つ以上の職業を持つ者は一四%低下した。二つ以上の職業を持つ者の特色。男女別および結婚の有無について見れば次のようである。二つ以上の職業を持つ者は女子よりも男子におおかつた。すなわち全女子労働者の二・二%に対して、男子労働者は六%であつた。既婚男子労働者は二つ以

上の職業を持つ者の中最高の率であつた。成年男子(二五才以上)の中、二つ以上の職業を持つ既婚男子の率は独身男子の率の二倍であつた。しかし女子労働者の場合はこれと反対であつた。働らく妻は二つ以上の職業を持つ率が最低で、独身女子は最高率であつた。二五才以上の労働者中、独身女子は独身男子と同じ位の率で二つ以上の職業を持つ傾向にあつた。

調査した二つ以上の職業を持つ者の種別は、使用者二人以上を有する労働者および職員、自営業者で使用者に仕えるもの、無給の家族従業員で賃金給料のため働らく者などであつた。

産業別には、農業以外の産業に主として雇用される労働者および職員が、二つ以上の職業を持つ者の大部分を占めていた。すなわちこれらの者は一九五八年七月約二二二五万、二つ以上の職業を持つ全労働者三〇〇万余の七三%であつた。二つ以上の職業を持つ者の一九五八年七月における、その主たる職業による分布は第10表のようであつた。

職業グループにおける全雇用中に占める二つ以上の職業を持つ者の比率は農業労働者が最高であつた。一九五八年七月には農業労働者として雇用される全部の九%余り、すなわち一人について一人の割合であり、全農夫および農場管理者の八%余り、すなわち一人について一人の割合で第二の職業を持つていた。非農業部門においては、最高の率

第10表 2以上の職業を持つ者の産業別人数 (1958年7月、単位1000人)

労働者の種類 (主たる職業)	部 門	
	農 業	非農業
労働者、職員	264	2257
自営業者	264	198
無給家族従業員	101	15
計	629	2470

は教師(六%)、熟練工および職長(五・五%余り)、労働者(五%足らず)などを含む専門的職業のものであつた。

右の計算において、夏期休暇後引き続いて教師になる契約をした教師は、夏期休暇中も雇用されていたものとして計算された。従つて、夏期休暇中他の職に就いた教師は、二つ以上の職業を持つ者として計算された。

農業の労働者および職員の半分余りは、農業に第二の職業を見つけ、主として農業以外の産業に雇用される者の約三分の二は第二の職業を主たる職業と同じ産業に見つけた。しかし二つ以上の職業を持つ者の七〇%余りは主たる職業と全く異なる産業の職業についていた。

労働時間II労働時間は調査した週において、一つの職業しか持たない者の実際の労働時間と二つ以上の職業を持つ者の実際の労働時間とを比較した。資料は四一時間以上と四九時間以上とについて示している。しかしアメリカ労働省の発表する毎月労働統計によれば、アメリカの週末平均労働時間は、大部分の産業において、四一時間未満であ

第12表 産業別実収賃金 (週ドル)

	1958年	1959年	1959年			
			3月	6月	9月	12月
業 業	100.10	107.73	106.13	111.49	107.45	114.51
金 属	96.22	103.31	104.23	107.79	99.29	111.41
無 煙 炭	76.01	84.98	76.45	82.75	88.35	94.73
石油、天然ガス	109.75	114.93	115.36	112.56	116.72	113.81
建設 業	110.47	114.82	110.57	116.66	115.66	117.81
製 造 業	83.50	89.47	89.24	91.17	89.47	92.16
耐 久 財	90.06	97.10	97.10	99.36	96.70	99.87
非 耐 久 財	75.27	79.60	79.00	79.60	80.79	81.19
耐 久 財						
第 一 次 金 属	100.97	112.72	115.34	118.43	106.40	117.14
金 属 加 工	90.80	97.41	95.88	99.72	99.66	99.77
機 械 (除電機)	94.25	103.25	102.42	104.75	103.15	105.92
電 機	85.14	89.91	89.06	90.58	90.76	93.07
非 耐 久 財						
食 糧	81.81	85.68	83.60	85.68	84.87	87.74
紡 織	58.29	63.43	63.43	64.46	63.28	64.87

[出所] アメリカ労働省発行 Monthly Labor Review, June 1960

上昇するであろうと懸念された。しかし、需要の増加やコスト、利潤の上昇にも拘らず一九五九年卸売物価指数の上昇は二%足らずであった。農産物(食料を含む)が下落し

第13表 卸売物価指数 (1947-49年=100)

	1957年	1958年	1959年	1959年			
				3月	6月	9月	12月
全 品 目	117.6	119.2	119.5	119.6	119.7	119.7	118.9
農 産 物	98.5	103.1	98.2	99.3	99.2	98.6	95.5
農 産 物 以 外	122.1	123.3	124.5	124.4	124.6	124.8	124.4

[出所] アメリカ労働省発行 Monthly Labor Review, Feb. and June, 1960

禽、卵、繊維、加工食料ではオレンジ・ジュース、豚肉、油脂、コーヒーなどである。しかし生果実、生野菜、ある

たので、その他の品目の騰貴を相殺した形となった。
まず農産物(食料を含む)について見てみよう。一九五九年には経済活動が高水準にあり消費者の需要もおおかつたが、食料その他の農産物の卸、小売価格は下落した。アメリカでは農産物は、卸売物価、消費者物価の総合平均におおきな影響を持つものである(一九五八年一二月の指数ではそれぞれ二三%、二九%)。農産物の価格は一九五七年から上昇し始め、一九五八年春まで上昇し続けたが、その後下落して一九五九年には前年より四%余り下落した。農産物の最近の価格下落は好天候や農業技術の改善により単位面積の収穫が非常に増加したことによるものである。一九五九年卸売価格の下落した農産物は家畜、家

る。例えば一九五八年七月製造業においては、生産労働者の平均実労働時間は三九・二時間であった。農業以外の産業において二つ以上の職業を持つ労働者および職員の中、一九五八年七月週四一時間以上働いた者の率(五六・四%)は、一つの職業しか持たない者の中四一時間以上働いた者の率(二五・六%)の二倍以上であった。四九時間以上働いた者の率(四〇・六%)は、一つの職業しか持たないで四九時間以上働いた者の率(一〇・七%)の約四倍であった。重要産業ではその開きは一層おきかかった。例えば製造業では、二つ以上の職業を持つ者の中四一時間以上働いた者の率(五八・一%)は、一つの職業しか持たない者の率(一七・五%)の三倍余りであり、四九時間以上の場合はその率(四三・〇%)は七倍余りであった。農業以外のその他の産業では、二つ以上の職業を持つ者の中四九時間以上働いた者の率は建設業では三六・六%、商業では四一・二%、サービス業では三一・四%、公務では五〇・六%であった。
このように、労働時間が短縮されても、余暇が教養や慰安に使われないでアルバイトに使われる傾向があつて、社会から注目されている。なお二つ以上の職業を持つ者はムーン・ライター(Moon-lighter)とされている。

(六) 賃 金

一九五九年前半には製造業における賃金は平均二%上昇した。年率でいえば、これらの産業の労働者の週間所得

第11表 製造業実収賃金 (男女)

年	時間当り		
	週 当 り	週 当 り	
1937	0.62ドル	24.05ドル	
1952	1.67	67.97	
1953	1.77	71.69	
1954	1.81	71.86	
1955	1.88	76.52	
1956	1.98	79.99	
1957	2.07	82.39	
1958	2.13	83.50	
1959	2.22	89.47	
1959	3月	2.22	89.24
	6月	2.21	91.17
	9月	2.22	89.47
	12月	2.27	91.94

[出所] I.L.O. 発行 International Labour Review, June 1960

は、一九五八年後半から五九年前半にかけ四・五%増加したことになる。非製造工業部門でも労働者の所得は増加した。週間所得と雇用の増加は、一九五九年後半半に於ける阻害されたにもかかわらず、第四・四半期における賃金と俸給の支払い総額は、前年同期にくらべ一六四億ドル、六七%の増加であった。

(七) 物 価

一九五九年は経済の拡大と繁栄が見込まれたので物価も

院保険料率が一〇%、入院費が五%引き上げられたためである。交通費は、中古自動車の値上げ、ガソリン税、鉄道運賃の引き上げ、自動車保険料率の大幅引き上げのため、約三%上昇した。鉄鋼不足のため一九五九年秋には新しい自動車の価格の引き上げ圧力があつたが、同年中その価格はほとんど変わらなかつた。中古自動車の価格は需要増加のため大幅に騰貴し九月には、一九五八年九月より一%高くなつた。衣服は一九五五年以来最も安定しているが、しかし一九五九年には二%程上昇した。靴は皮革の急昇のため、大幅に騰貴した。住居費の上昇は少ない方で一九五九年に約二%上昇した。

一九五三年を基準としてCPIを見れば、総合で一九五九年一〇九、食料で一〇五であつた。

第15表 消費者物価指数 (1953年=100)

年	総合	食料
1953	100	100
1954	100	100
1955	100	98
1956	102	99
1957	105	102
1958	108	107
1959	109	105
1959 3月	108	104
6月	109	105
9月	109	105
12月	110	104

[出所] I.L.O. 発行 International Labour Review, June 1960

第16表 アメリカの家計費

調査年	年間消費支出	消費支出中の率(%)					
		食糧費	家賃	光熱	家具	衣服	その他
1952		32.4	17.2	3.2	11.6	9.7	25.9
1950	3,889ドル	30.8	9.8	3.3	9.8	10.5	35.2

[出所] I.L.O. 発行 1959年労働統計年報

一九五九年の労働損失日数は非農業全労働者の推定労働日数の〇・六一%で、これは一九四六年を上回つた。しかし作業停止争議(ストライキと工場閉鎖)件数は三七〇八件で、一九五七年および五八年と大体同じであつた。また参加労働者数は前年より少し減少した。

労働者一〇〇人以上の参加した作業停止争議件数は、一九五八年には三三二であつたが、五九年には二四五に減少し、これに参加した労働者数は五八年の一五九万から五九年の一三八万に減少した。これらの争議による労働損失日数は、一九五八年の三倍余の約六、一〇〇万日に達し、五九年全体の損失日数

三 争 議 概 観

種の酪農品、小麦、パン、タバコなどは若干騰貴した。次に農産物(食料を含む)以外の卸売物について見よう。農産物以外の卸売物価は平均一%程の上昇であつた。一九五九年のこの種の騰貴の一部は、一九五八年春の不況以後需要がおおきく伸びたことによるものである。例えば建築、特に住宅建築が活発になつて木材その他の材料は大幅に騰貴した。また機械器具の騰貴は建築、鉄鋼その他の在庫蓄積によるものであつた。他方コストの要素もまた一般に影響した。一九五九年一月までに製造業の所定労働時間の賃金は一時間当り、一九五八年の春より約四%上昇した。主な労働協約の対象たる労働者はほとんど全部一九五九年に賃金率が引き上げられた。

原材料費もまた騰貴した。一九五八年春の不況と一九五九年末との間に最も価格の上昇したものは加工を要する食料以外の原材料であつた。例えば天然ゴム原料、銅、屑紙、鉄鉱石、屑鉄鋼、皮革であつた。これらはこの期間に八%程上昇した。

一九五九年中最も価格の上昇したものは、皮革、皮革製品で一九五八年三月から一九五九年八月までに約二〇%上昇した。これは原皮の供給不足によるものであつた。しかしこの価格は一九五九年末には下落した。木材および木製品は一九五九年九月までに、建築がおおくなつたため一〇%騰貴した。その他若干下落したが年末にまた騰勢に転じた。

第14表 消費者物価指数

(1947-49年=100)

	1958年	1959	1959			
			3月	6月	9月	12月
総合	123.5	124.6	123.7	124.5	125.2	125.5
食料	120.3	118.3	117.7	118.9	118.7	117.8
住居	127.7	129.2	128.7	128.9	129.7	130.4
衣服	107.0	107.9	107.0	107.3	109.0	109.2
交通	140.5	146.3	144.9	145.9	146.4	148.7
医療	144.6	150.8	149.2	150.6	152.2	153.2
身の回り品	128.6	131.2	129.7	131.1	132.1	132.9
娯楽	116.7	118.6	117.3	118.1	119.6	120.4
その他	127.2	129.7	127.3	129.2	131.5	131.7

[注] この指数は46の大中小都市の労働者、職員の購入する物資、サービスの価格の平均変動を示すもの。

[出所] アメリカ労働省発行 Monthly Labor Review, Feb. 1960.

た。金属機械類は、一九五八年三月から五九年末までに三%余騰貴して、平均を上回る上昇を示した。

消費者物価指数 一九五八年末から一九五九年末までに消費者物価指数(CPI)は総合で約一・五%、食料以外では二・五%それぞれ上昇した。食料以外のCPIは農産物以外の卸売物価指数より大幅に上昇した。これは指数の構成要素が違つたためである。医療費は一九五八年に五・一%上昇したが、一九五九年も同じ程上昇した。これは入

一六日継続した鉄鋼スト、二二九日間行なわれたケンタッキー、テネシーおよび西バージニアの炭鉱ストが含まれていた。またニューヨーク市地方のパン卸小売労働者約一万二千人は一〇二日間ストをした。七州にあるアリス・カーマー製造会社工場には労働者一万四千が参加し八四日間継続した。ファイアストーン・タイヤ・ゴム会社お

第19表 1959年の期間別作業停止争議

期間(暦日)	争議		参加労働者		損失日数	
	件数	全体に対する%	人数	全体に対する%	日数	全体に対する%
総合	3,474	100.0	1,910,000	100.0	67,400,000	100.0
1日	369	9.8	109,000	5.7	109,000	0.2
2-4日未満	537	14.3	135,000	7.1	274,000	0.4
4-7日 "	514	13.7	167,000	8.7	565,000	0.8
7-15日 "	806	21.5	262,000	13.7	1,620,000	2.4
15-30日 "	623	16.6	250,000	13.1	3,490,000	5.2
30-60日 "	466	12.4	255,000	13.3	7,230,000	10.7
60-90日 "	211	5.6	124,000	6.5	5,850,000	8.7
90-	221	5.9	609,000	31.9	48,200,000	71.6

〔注〕本表の数は、1959年に終わった争議（1958年に始まったものを含む）なので他の表の数と合わない。
〔出所〕アメリカ労働省発行 Monthly Labor Review, June 1960

(二) 鉄鋼スト

一九五九年のスト中最も大規模で影響のおおきかつたものは鉄鋼ストであった。鉄鋼労働組合の労働協約は六月末

よびグッドリッチ会社の諸工場で行なわれたストは二カ月、西海岸造船所労働者のストは約二カ月続いた。三〇日ないし六〇日続いたストの中には、三一州にあるスィフト会社の工場のスト、ニューヨーク市のグレート・アトランチック・パシフィック茶会社のストが含まれていた。
争議の要求事項は、従来と同様、賃金、労働時間、補足的給与が主なものであった。このような経済問題にはスト件数の半分、参加労働者の三分の二余り、労働損失日数の八分の七が関係していた。例えば鉄鋼ストや一四件のストがあった。
賃金引き上げ、年金および社会保障給付の三点を主とするストによる労働損失日数は一九五八年より九〇%増加した。これらの中には製鋼工業のほかにニューヨーク市パン製造業、西海岸造船所、スィフト会社、ニューヨークおよびニュージャージーにおける紡織仕上げ工場などが含まれ、三大ゴム会社のストでは社会保険給付が主な争点であった。産業別には第一次金属製造業の損失日数がおおく、全体の半分余に当った。この種の中鉄鋼ストと銅精練工場のストはその損失日数の九六・七%にあつた。

二四・六日で、五八年の一九・七日よりおおく、第二次世界大戦直後と同じであつた。一九五九年に終わった作業停止争議の八分の三は、継続期間が一週間未満、全参加労働者の五分の一、全労働損失日数の二%弱であつた。
一九五九年に終わったストライキの全労働損失日数の九一%は一カ月以上継続した。一カ月以上継続したストライキは約九〇〇件であつたが、この中には一九五九年最大で一

第17表 作業停止争議

年	争議		参加労働者		損失日数		
	件数	平均継続日数	数(千人)	対全労働者率(%)	日数(千日)	対全労働日数率(%)	参加労働者1人当り
1950	4843	19.2	2,410	6.9	28,800	0.44	16.1
1951	4737	17.4	2,220	5.5	22,900	0.23	10.3
1952	5117	19.6	3,540	8.8	59,100	0.57	16.7
1953	5091	20.3	2,400	5.6	28,300	0.26	11.8
1954	3468	22.5	1,530	3.7	22,600	0.21	14.7
1955	4320	18.5	2,650	6.2	28,200	0.26	10.7
1956	3825	18.9	1,900	4.3	33,100	0.29	17.4
1957	3673	19.2	1,390	3.1	16,500	0.14	11.4
1958	3694	19.7	2,060	4.8	23,900	0.22	11.6
1959	3708	24.6	1,880	4.3	69,000	0.61	36.7

〔出所〕アメリカ労働省発行 Monthly Labor Review, June 1960.

第18表 1959年の規模別作業停止争議

参加労働者数	1959年に始まった作業停止争議		参加労働者		損失日数	
	件数	全体に対する%	人数	全体に対する%	日数	全体に対する%
総合	3,708	100.0	1,880,000	100.0	69,000,000	100.0
6-19	600	17.8	7,550	0.4	131,000	0.2
20-99	1,443	38.9	69,200	3.7	1,290,000	1.9
100-249	728	19.6	115,000	6.1	1,970,000	2.9
250-499	380	10.2	130,000	6.9	1,930,000	2.8
500-999	252	6.8	175,000	9.3	2,790,000	4.0
1000-4999	207	5.6	418,000	22.3	8,140,000	11.8
5000-9999	18	0.5	118,000	6.3	1,910,000	2.8
10000-	20	0.5	845,000	45.0	50,800,000	73.7

〔注〕数字は端数整理したので、合計に合わない。
〔出所〕アメリカ労働省発行 Monthly Labor Review, June 1960.

の八八%にあつた。労働者一万人以上の参加した作業停止争議二〇件では労働者八四万五千人が就業を中止し、五八年を少し上回つた。これによる労働損失日数は五、〇八〇万日で一九四六年に次ぐ莫大な日数であつた。労働者一〇人未満の参加した作業停止争議は、ストライキ件数の半分余に当るが、損失日数は一四〇万日で、全体の二・一%であつた。
一九五九年に終わった作業停止争議全体の平均継続期間は

二四・六日で、五八年の一九・七日よりおおく、第二次世界大戦直後と同じであつた。一九五九年に終わった作業停止争議の八分の三は、継続期間が一週間未満、全参加労働者の五分の一、全労働損失日数の二%弱であつた。
一九五九年に終わったストライキの全労働損失日数の九一%は一カ月以上継続した。一カ月以上継続したストライキは約九〇〇件であつたが、この中には一九五九年最大で一

で失効することになつていたが、これよりさき四月に製鉄大手一二社はマクドナルド鉄鋼労働組合(USW)会長に書面をもつて、鉄鋼産業の安定を維持し、労働コストの上昇ひいてはインフレを抑制するため、労働協約を一年延長して賃金を凍結するとともに、エスカレーター条項(生計費の上昇に応じて賃金を引き上げる規定)の廃止を提案した。マクドナルド会長はこれを拒否して、同じく四月に使用者側に、経済を安定させるため、新労働協約期間中は価格を凍結し、しかもこの間に生産性の向上に見合う賃金引き上げを実施するように要求した。使用者側は、価格凍結はトラスト禁止法違反であり、賃上要求は受諾できないとして、これを拒否した。五月に入ると労使双方から四人ずつの代表が出て団体交渉に入つたが進展せず、七月二日について交渉は決裂した。次いでアイゼンハワー大統領が乗り出して交渉の継続を要請したが、意見の一致に至らず、組合側は七月一五日を期してストに突入した。

使用者側の主張は次のようであつた。第一、賃金が上がればインフレの圧力が増大することになる。トン当り鋼材価格を一五〇ドル引き上げない限り賃金は絶対上げられないとした。現在鉄鋼労働者の平均時間当り賃金は三・一ドルで、一九四九年より一・四五ドル、一九五三年より九七・八セント上昇しており、過去三年間に八一セントもあがつているから賃金は十分な水準にあるとした。これは全工

場労働者の平均賃金より八四セント、自動車工場労働者のそれより二五セントないし三五セント高い。第二、過去六年間の賃金引き上げ額が生計費の上昇や生産性の上昇より大幅に上回っていることである。現在鉄鋼労働者の最低賃金労働者でさえ、年間四、二四〇ドルの賃金を得ているが、これを一九五三年と比較すると四八%増で、生計費指数の八%の上昇より非常に高い。第三、アメリカと海外の鉄鋼労働者の賃金に大きな開きがあるため、アメリカの鋼材が国際競争上不利な立場にあることである。一九四八年から五七年までの一〇年間アメリカの鋼材輸出は年平均四〇四万三千トン、輸入は年平均一三万七千トン、純輸出高は年間二九〇万六千トンであつた。

之に対して**組合側の主張**は、賃金引き上げがインフレの原因ではないとし、現在収益は相当水準にあるから価格を引き上げなくとも賃金引き上げができることと反論して大幅の賃金引き上げとエスカレーター条項の継続を要求したが、後に賃金引き上げ額は時間当り一五セントまで下りてきた。組合側の主張の根拠は、鋼材の卸売価格指数は一九四九年の一〇六(一九四七年一〇〇)から現在では一七二に騰貴し、消費者物価指数の上昇率の三倍にもなつていること、第二、使用者は一ドルの賃金引き上げをするたびに価格をトン当り三ドルも引き上げた結果、一九五五年から五九年三月までに鋼材の労働コストはトン当り九・三

一ドルしか上昇しないのに、鋼材価格はトン当り三四・一八ドルも上つた。

このような論拠に基いて組合側は賃金引き上げ、付加給与の改善およびエスカレーター条項の継続を要求したのに対し、使用者側も譲らず、交渉は全く行き詰つた。アイゼンハワー大統領はついに一〇月タフト・ハートレー法の国家緊急条項を発動し、一〇月二日には裁判所の争議禁止命令が出された。この禁止命令に対して組合側は、鉄鋼ストは国民の健康、安全を危険にしないものでないこと、右の家緊急規定は裁判所に非司法的機能を与えるものであるから違憲であること、を理由として最高裁判所に上訴したが、一月七日最高裁判所は禁止命令を支持する決定を下し八〇日の冷却期間がおかれることとなつた。従つてストの鉄鋼労働者は直ちに職場に復帰し始めた。

会社側の統一戦線は一〇月二六日に一部破れた。カイザー鉄鋼会社(アメリカ鉄鋼会社中九番目におおきい会社)はカリフォルニア州フォントナ工場の約七、五〇〇人の組合と、現行協約の一年延長、総体として二二・五セントの賃金引き上げ、会社の成果を株主、労働者、一般大衆に分配するための、会社、組合、一般公衆の代表三名からなる委員会の設置について協約を締結し、間もなく小さい数社も協約を締結した。

争議禁止命令の期間中、フィネガン調停幹旋局長、テ

ラー実情調査委員長などが何度も幹旋を試みたが失敗し、ニクソン副大統領、ミッチェル労働長官の幹旋で一九六〇年一月五日次のような条件でやつと解決した。五〇万の労働者が参加し一七四日にわたつた鉄鋼ストは会社よりも組合側の要求に近い条件で妥結したのであつた。

(イ)新協約は一九六二年七月一日まで有効とする。(ロ)新協約有効期間中一時間当り三九セントの賃金、手当の引き上げ、(ハ)一九六〇年一月一日に一時間当り七セント、翌年一月一日に同程度の賃金引き上げを行なう。(ニ)現在組合員は使用者と均等に各種保険の掛け金を払い込んでいるが、入院、手術、事故、生命保険などの掛金をすべて会社が負担する。これは即時発効し、一時間当り七ないし一〇セントの賃金引き上げに相当する。(ホ)組合員退職のとき賃金三カ月分の一時金を支給し、すでに退職した組合員の年金は月五ドル増額する。(ヘ)失業者に対する融資基金として会社は組合員一人当り一時間二セントを積立てる。(ト)労働慣行の問題は一般代表をまじえた労使合同委員会が勧告を出すこと。(チ)ストの回避とオートメーションの成果の労使双方の分配に関する、一般の代表と労使双方の代表からなる委員会を設けること。

第22表 労働災害強度率

	強度率	度数率	1件当り 労働不能 日数
伐木	8,184	63.8	124
製材	3,314	38.9	80
製材	3,060	42.7	70
肥料	2,604	14.7	152
その他木工	2,562	26.2	81
コンクリート石膏	2,497	24.5	79
建築用粘土製品	2,249	31.2	70
建築装飾用鉄器	1,922	21.6	78
ボイラー製造	1,577	19.9	68
皮革製造	1,576	22.7	68
灰鉄純鉄鑄造	1,541	23.0	64
鉛錫鉱山	8,790	52.3	168
その他金属鉱山	8,245	59.6	138
無煙炭	7,716	60.8	127
砂、砂利	5,299	18.6	285
金銀鉱石選鉱	5,176	29.5	175
石油天然ガス採掘	4,952	58.6	85
銅業	4,939	31.3	158
非金属鉱山	4,074	25.7	159
道路以外の重建設	4,017	28.5	141
鉄々山	3,541	12.7	279

〔出所〕アメリカ労働省発行 Monthly Labor Review, Jan. 1960

アメリカのAFL・CIO(労働総同盟・産業別組合会議)第三回大会は一九五九年九月一七日から二三日までサンフランシスコでG・ミーニ会長司会のもとに開催された。大

五 AFL・CIO大会

○万労働時間当り労働不能は七六三日であったが、大体一九五七年と同様であった。

第21表 鉱業災害度数率

	1958年	1957年
炭 鉱	46.8	47.2
石油天然ガス	19.1	16.4
金属 山	33.3	32.5
鉱石 選 鉱	12.1	15.1
採 石	37.8	36.0
砂、砂利	18.6	30.1
非金属 山	25.7	29.6
非金属工場	22.3	25.5

〔出所〕アメリカ労働省発行 Monthly Labor Review, Jan. 1960

五八年の一二・〇は一九五七年と大体同じく、一九五〇年の一二・三と大差がなかった。
災害強度率Ⅱ一九五八年における製造業の労働不能災害は一件当り六六日で、一九五七年と同じであった。災害千件当りに対してみれば、四件は死亡、六八件は永久一部労働不能、残りの九二八件は一時労働不能で、九一日以上労働不能であったが、永久的障害とはならなかった。一時労働不能件数中三五％は一日ないし三日の労働不能にすぎなかった。製造業の一時労働不能全件数の平均は一九日で一九五七年と同じであった。永久一部労働不能の平均損失時間は一三六日であった。一九五八年製造業における延一〇

四 労働災害

労働災害はこの数年来度数率、強度率ともに一般に低下傾向にあったが、一九五八年は低下傾向が鈍化して一九五七年の水準と大差がなかった。

災害度数率Ⅱ一九五八年の製造業全体の災害度数率(延べ一〇〇万労働時間当り、災害を受けた日の翌日一日以上正常な労働ができなかった件数)は最低の記録であった

第20表 製造業災害度数率

	1958年	1957年	1949年
製造業 総合	10.9	11.4	14.5
伐木	63.8	62.3	93.3
家具加工	43.1	37.1	—
製材	42.7	45.0	58.1
ベニヤ製造	36.5	37.1	32.1
テナン菜糖	34.5	33.2	33.6
石材加工	31.6	31.2	36.7
平削工場	31.3	30.2	38.5
建築用粘土製品	31.2	32.2	37.1
造船修理	28.7	29.8	38.3
ラジオ真空管	2.3	2.0	3.1
爆薬	2.4	1.8	1.4
合成ゴム	2.5	2.2	3.2
通信機械	2.6	2.6	4.6
合成織維	2.7	3.0	3.0
航空機	2.9	2.7	4.3
車両用電機	3.1	3.9	8.0
タイヤ、チューブ	3.4	3.2	5.9
電球	3.6	3.1	3.7
兵器	3.6	4.2	6.6

〔出所〕アメリカ労働省発行 Monthly Labor Review, Jan. 1960

が、一九五七年の記録と比較してその低下は一ポイントにも達しなかった。製造業全体の災害度数率の長期的低下傾向から見れば、一九五七年の度数率一一・四から一九五八年の一一・〇・九への低下はたいしたことではなかったが、件数では五万二千程の減少であった。戦後最高の一九四六年には製造業全体の度数率は一九・九であったが、一九四九年には一四・五に低下し、一九四九年から五八年までに二五％低下した。
製造業の中で度数率の低下程度は様でなかった。一九五八年に度数率の著しく低下したのは家具、備品、機械製造業で、その他の製造業では大きな変化がなかった。

一九五八年の鉱業の災害度数率は同様でなかった。炭鉱はほとんど変化がなくて四六・八であった。石油および天然ガス採掘は一九五七年より一六％、採石五％、金属鉱山二％それぞれ高かった。その他の鉱業は低かった。建設業の一九五八年の度数率は三〇・九で一九五七年より微増した。卸、小売業では近年ほとんど度数率が低下していないで、一九

会には約一、二七〇万の組合員を代表する九一六人の代議員が出席したほか、友誼組合の代表も多数参加した。採択された主要決議の概要は次のようである。

(1) 連邦労働関係立法—一九五九年の労使報告および公開法(ランドラム・グリフィン法)を拒否する決議を採択した。「この法律は腐敗を暴露し組合民主主義を擁護することを目的とするものであるが、しかし既に不公平なタフト・ハートレー法をさらに不公平なものにする一連の規定が含まれている」として、この措置は組織労働者を破壊する意図を持ったものであるとした。また全国労働関係委員会については、「絶えず反労働的コースをとっており、「現政府から任命された者—委員会は全くこういふ人達により構成されている—は使用者側に肩を持つていて」として、「委員の任命にあつては特定の経済界の見解を反映することなく、法の下に公正に行動し労使間の均衡をはかる」ことを政府に要求した。

(2) 州労働法—いわゆる労働権法については、「真の産業民主主義への欺瞞と脅迫」であるとした。この法律の背後にある勢力は「全国製造業協会、米国商業会議所およびその同盟者で、労働組合運動の弱体化と最終的な破壊を目的」として、労働権法の廃止に努力すべきであるとした。

(3) 経済的、社会的問題—金融政策に関する決議では、

を支持することを宣言した。

(A) 内部の管轄権争い—加盟組合間の管轄権争いの解決策として、最終的、拘束力ある仲裁を行なう原則を認め、執行委員会が細目を立案することになった。

(B) 国際問題—ソ連の侵略と世界的な共産主義の破壊活動の脅威は執うに行なわれているとして、アメリカはその力を強化し、軍事侵略を阻止し、必要のときは敗北させる用意が必要である。またアメリカおよび自由世界の労働者の利益を擁護するため、相互通商協定方式を支持し、また国際貿易に公正労働基準の原則を採用することを主張し、ILOとガットにこの種の基準を設けるように要望した。

(C) 国際港湾労働組合の復帰—国際港湾労働組合(ILA)のAFL・CIOへの復帰の許可を与えることを執行委員会に許した決議を採択した。同組合は一九五三年ニューヨーク港の犯罪および腐敗に参加したためAFLから加盟を取消されたものである。再加盟に二つの条件がつけられた。一つはILAを一九六一年までAFL・CIO会長の監視の下におくこと、他は国際港湾労働者友愛組合(ILA除名当時AFL・CIOから認可状が出された競争組合)と活動協定を結ぶこと。

「金融引き締めと高い利子率により過去六年間にすでに二回景気後退と経済発展速度の低下」を経験した。消費者、中小企業、労働者の利益を連邦準備委員会および連邦準備銀行重役会に十分代表させるようにするため、連邦準備法を改正し、国会で措置をとることを要求した。インフレーションに関する決議では、物価安定のため建設的な措置を要求するとともに、いわゆる「反インフレ政策」は経済発展に不利であるとして、これに反対した。完全雇用および経済発展に関する決議では、経済成長率を5%とし、大統領経済顧問委員会が完全雇用経済の達成に必要な経済各部門の経済目的をその年次報告の中で示すことを提唱した。この決議は教育、保健、住宅、都市改善、金融引き締め政策の廃止、連邦予算政策の改正、連邦税制の改善などの措置を提唱した。また教育機関の増設、高等教育への奨学金、技能者養成、公正労働基準法、ウォルシュ・ヒール公契約法、デビス・ペーコン法等の改正に関する決議もあつた。

(4) 団体交渉制—賃金引き上げは国民経済にとつて、生産性の向上に歩調を合せて購買力を高め、経済成長を刺激するものである。今後労働組合は相当な賃金引き上げ、技術進歩に相応する労働時間の短縮、保健、福祉および年金制度の改善、補足的失業給付について交渉することになる。

(5) 政治活動—AFL・CIOはいかなる政党からも中立を守り、所属政党のいかにかわらざらぬふさわしい候補者

六 組合の汚職不正行為

チームスター組合(貨物自動車運転手の組合、組合員二〇〇万)その他をめぐる組合の腐敗行為は一九五七年以来アメリカ労働界のおおきな話題であつて、このため国会に特別調査委員会(マックレラン委員会)が設けられ、労働組合自身も肅正をすすめて、一九五八年には組合の年金と福祉基金の管理をめぐる腐敗不正行為を防止するため福祉および年金制公開法(Welfare and Pension Plans Disclosure Act)が制定され一九五九年一月施行された。

国会特別調査委員会の暴露や裁判所任命の監督委員会(Board of Monitors)の措置にもかかわらず、チームスター組合長ジェームス・R・ホフは組合内部からほとんど反対されなかつた。解職されたチームスター組合前組合長ダブ・ベックは、所得税脱税のため五年の懲役と六万ドルの罰金を宣告された。ベック氏はまた組合財産を含む重罪が宣告され、また連邦裁判所においてフルーホッフ洋服会社から二〇万ドルを受けて、タフト・ハートレー法に違反したことに対して罪を問われた。同社の職員二人もまた取調べられたが、いずれも上訴中である。

精肉屠殺工合同組合の二つのニューヨーク支部組合役員は、特別調査委員会の調査により組合基金を着服したことが明らかになった。ホテル・レストラン労働組合のシカゴ

支部組合とシカゴ・レストラン協会との間の不正も明らか
にされた。大工組合長モリス・A・ハチソンは、組合基金を
甚だしく濫用したかどにより特別調査委員会により非難さ
れたが、AFL・CIOはハチソンに対して何等の措置を
とらなかつた。特別調査委員会はまた大工組合のニューヨ
ーク市の副組合長チャールズ・J・ジュニア氏を、組合基
金の不正使用を理由として解職するように要請した。一一
月三〇日同組合のバルチモアの組合員二人は、組合に汚職
が蔓延したのでこれを中止させるため、巡回裁判所に監督
者の任命を要求した。

特別調査委員会の調査した組合には、運転工組合長が組
合の資金を個人的利益に使用した嫌疑、ニューヨーク市食
肉包装工組合役員が組合員証偽造事件などがあつた。

七 労働関係立法

(一) 労使報告および公開法

労働組合の資金取り扱いかい上の不正および労使間の利益
の衝突を除くため報告・公開の原則が必要であることを認
めた組織労働者は、下院のシェレイ法案を支持した。しか
し組織労働者が強く反対したにもかかわらず、政府の意向
を最もよく具現し、組合に対する規制が最も濃厚なランド

ラム・グリフィン法案が議会を通過し、一九五九年九月一
四日大統領がこれに署名し成立したのが労使報告公開法
(Labor-Management Reporting and Disclosure
Act)である。この公開法の主な規定は次のようである。

一般組合員の権利—一般組合員は組合集会に参加して自
由に意見を述べる権利を有する。組合員の過半数の決定に
よらない限り、組合幹部は自由に組合費や入会金を変更し
てはならない。組合員は組合に対する批判を含む言論、表
現の自由を有する。もし組合が、この法律の定める組合員
の権利行使を否定したときは、組合員は連邦地方裁判所で
民事訴訟を起こして救済を求めることができる。この場合
裁判所は調査の上組合に対し不当な行為、措置の取り消し
を命ずることができる。

腐敗の防止措置—この法律の下では労働組合は会計報告
を労働長官に提出する義務がある。会計報告をつくる基
礎とした書類、記録は組合が五年間これを保存し、組合
員の要求あるときはいつでもこれを公開しなければならな
い。会計報告は公文書として一般国民、つまり新聞紙
上でも公開しなければならぬ。組合がその役員一
人について一会計年度内に総額一万ドル以上の俸給、手当
その他を支払つたときは、これについて会計報告書を提出
しなければならない。組合が役員、一般組合員に対して
なした総額二五〇ドル以上の貸付け、また組合が企業に対

して行なつた融資について、組合は労働長官に報告する義
務がある。また組合役員、組合員が、組合の本来の利益
に反する行動をとることの報酬として使用者から金品を受
けとることはもちろん違法とされ、そのような目的の金品
を労働者に与えまたは与えることに同意した使用者は不法
行為とされる。会計報告の提出義務に違反した者は最高一
万ドルの罰金と一年間の禁固刑を科せられ、また労働長官
は連邦裁判所に民事訴訟をおこす権限を与えられており、
会計報告の提出を怠つた者に会計報告を提出させる裁判
所命令を求めることができる。

「信託統治」の制限—地方支部の信託統治とは、全国組
合本部の方針に従わぬ地方支部を本部が乗つ取り、意
のままに運営しようとするもので、その際本部は地方支部
の幹部を全部やめさせ、代わりに本部が任命した「受託
者」を支部に送り、支部の運営をこの「受託者」を通じて
行なう、ということである。ホファ会長のチームスター組
合は、全米八〇〇の地方支部の中一時は一〇〇余の支部を
信託統治下に置いたことがあつた。この法律は信託統治に
ついて一定の制限を設け、信託期間を最高一年半にする
とともに、支部がそれまで定期的に本部に納めた金以外の支
部資金を、本部に移すことを禁じた。

組合選挙に対する規制—全国組合は最高五年、支部組合

は三年に一度必ず選挙を行わなければならない。選挙記
録は最低一年保存すること、選挙は無記名投票とし、代理
投票を認めないこと、選挙の実施については組合員に一五
日前に通知すること、対立候補者には立候補した現幹部と
平等の選挙運動ができるように便宜をはかり、選挙の三〇
日前に組合本部で組合員名簿の検査、閲覧をする権利を認
めること、対立候補の数を制限せず、またどの対立候補も
投票、開票に立会人を出席させる権利を有すること、得票
数の計算は支部ごとに行ない、投票用紙は支部で保管する
こと、などが規定された。

組合資金の横領、着服—従来州犯罪として取り扱われた
が、この法律では連邦犯罪として扱われることになり、
犯罪捜査が便宜になつた。

前科者の組合役員就任制限—過去五年間に共産主義者で
あつた者、または一定の犯罪を犯したことのある者は組合
役員(会長、副会長、書記長、会計主事など一定の役員)
に就任することが禁止され、違反者には罰金一万ドル、禁
固一年の刑を科せられる。

(二) 臨時失業手当法の延長

一九五九年三月三十一日の法律により、一九五八年六月四
日の臨時失業手当法は一九五九年六月三〇日まで延長さ
れ、請求者は一九五九年四月五日まで臨時失業手当の請求

をしなければならぬことになった。
一九五八年の法律は一九五七年六月三〇日以後州失業保険法にもとづく給付を全部受けてしまった失業労働者に給付するため連邦基金を設けた。連邦労働者と州政府とは、州政府が臨時失業手当の支給について連邦政府を代行することについて協定が成立している。州政府はこの制度に参加するかまたはしないかの自由を有する。対象たる労働者は州失業保険法にもとづく権利を行使した失業労働者、連邦公務員または復員軍人としての権利を行使した者である。

この臨時失業手当は、一九五八年の景気後退の結果失業者が激増して州失業保険の負担が余り重すぎたため設けられたものであった。一九五八年六月三〇日に終る一年間に州失業保険手当受給権を行使した労働者は約一七五万であった。同期間に給付した手当は約二七億五千万ドルであった。なおその前年の給付金額は一五億ドルであった。臨時手当の金額は、州失業保険にもとづいて受けた金額の半分である。

(三) 連邦公務員健康保険法

一九五九年連邦公務員健康保険法により、連邦公務員の任意加入拠出制健康保険制度が設けられ、一九六〇年七月一日から施行される。

第三篇 英 連 邦

イギリス

一 一般経済情勢

一九五九年は、他の西欧諸国と同様、英国にとつても、第二次大戦後最良の年であった。一九五八年にとられた信用制限の撤廃、公共投資の増加等一連の経済緩和措置に引き続き、五九年四月には二億九千五百万ポンドに及ぶ大幅な減税が発表された。このため消費景気は一層促進され、史上空前の好況といわれる状態が五九年一ばい続いた。生産は、五九年上期には、前年からの耐久消費財を先頭に、化学、繊維、皮革等の上昇がめだつたが、第四・四半期には、鉱工業生産だけで、前年同期より一〇%近い増加をみせ、その他の生産も大幅に増加した。失業者の減少と就業人口の増加とで、雇用は一・三%増加したが、このような経済拡大の過程にあつても、一部支出税の減税が行われたことと、賃金率の上昇が低くとどまつたこと等もあつて、全体としての物価の上昇はほとんどなわなかつたばかりか、むしろ物価安定が維持された。貿易面では、五八年

適用範囲—連邦政府の職員および家族はすべてこれに加
入できるが、短期間雇用された者、季節的な者、継続的で
ない文官、すでに同様な保護を受けている一定の者(例え
ば軍人およびその家族)は除外される。一九六〇年七月一
日以前に連邦政府職員をやめた者はこれに加入する資格を
有しない。加入資格者二〇〇万の九〇%は自分の加入とそ
の被扶養者二五〇万の加入を申請するものと見られる。

一九六〇年七月一日以後連邦政府職員を退職したとき
は、一二年以上勤務しかつ即時年金を受給できる者の場
合、または勤務年数に関係なく連邦政府職員補償法にもと
づいて補償を受けている者の場合は、引き続きこの被保
険者となることができる(被扶養者を含む)。また年金を
受けているかまたは五年勤務したときは、遺族、年金受給
者、職員補償の受給者とその家族も引き続き加入するこ
とができる。

給付—被保険者は内科、外科の医療、入院その他の保健
のための給付を受けることができる。現物給付または現金
給付は被保険者の選ぶところによる。

一二月のポンドの交換性回復を基礎として、五九年五月二
十八日、ドル地域や欧州諸国に対する輸入制限を大幅に撤
廃する貿易自由化措置を発表、同九月から実施に移した
が、輸入の前年比六・五%増と並んで輸出も五%増加し、
經常勘定の国際収支の黒字は、前年の三億四千五百万ポ
ンドを下廻つたものの、なお一億四千五百万ポンドの黒字を
残した。ところで、五九年下期になると耐久消費財の伸び
は鈍化し、代つてこれまで不振だつた投資需要が目ざまし
く回復する事態が現われ、早くも景気過熱の兆候が見られ
るようになり、六〇年に入つて間もなく(一月二十一日)
生産資源と国際収支に過度の圧迫が加わること避けるた
め、イングランド銀行の公定歩合を四%から五%に引き上
げる措置がとられることになった。

(一) 需要の動向

五八年第四・四半期に始まつた総需要の回復、増勢の傾
向は、五九年予算における個人購買力の大幅増加措置によ

第24表 総固定投資 (100万ポンド)

	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
部門別分析(1959年価格)					
公共部門					
住宅	338	307	286	239	241
その他	898	943	1,008	1,020	1,102
計	1,236	1,250	1,294	1,259	1,343
民間部門					
住宅	241	254	253	269	335
その他	1,233	1,337	1,415	1,451	1,439
計	1,474	1,591	1,668	1,720	1,774
産業部門別分析(1954年価格)					
農林漁業	109	96	104	118	123
鉱業・採石業	82	82	87	87	93
製造業	681	731	767	729	663
建設業	43	46	49	48	50
ガス・電気・水道	325	305	313	332	370
交通・通信	277	326	381	377	393
配給その他のサービス	381	428	440	477	499
住宅	579	561	539	508	576
社会施設	113	131	150	151	163
その他の公共事業	82	95	94	111	140
印紙税・法定手数料	40	40	38	41	47
計	2,712	2,841	2,962	2,979	3,117

出所: Economic Survey, 1960

固定投資は、五八年中大した増減をみせなかつた。固定投資は、五九年下半年に上向きに転じ、年末までに急速に増加した。五九年全体としてみると、固定投資は前年に比して四・五%増加したが、第四・四半期だけをとってみると八%の増加である。特に公共投資については、第四・四半期の対前年同期増加率は一四%にも達した。公共投資、民間投資ともに、増加の大部分が建築、そのうちでも住宅建築で占められたことが特色で、投資総額一億三千八百万ポンド中六千八百万ポンドが住宅建築によるものであった。

在庫投資は、一九五九年全体としての在庫投資は二億一千万ポンドで、五八年より五千八百万ポンド多かつた。五九年始めの在庫投資は微少という程度であつたが、その後増加し、第四・四半期になつて大幅にふえ、前年同期からの投資増は最終支出総額の一%に相当するまでになつた。

関支出は実質額で二・五%増加した。このうち、中央政府の支出は、国防支出が二%減少したにもかかわらず、五年間続いた減少傾向を破つて、二%増を示した。これは一方

で国防生産、調査研究及び開発費、保健施設その他のサービスへの支出がふえたためである。地方団体の支出は増加を続けており、実質額で四%の上昇を示した。前年と同じく、もつとも大幅に増したのは教育費であつた。

第23表 国民総生産 100万ポンド

	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
支出面					
消費者支出	12,881	13,576	14,250	14,973	15,507
政府経常支出	3,213	3,492	3,599	3,726	3,964
国内総固定資本形成	2,841	3,137	3,400	3,518	3,636
在庫及び仕掛品の物的増加	300	290	290	135	235
財貨・サービスの輸出	3,993	4,411	4,645	4,439	4,541
(-)財貨・サービスの輸入	-4,217	-4,375	-4,544	-4,248	-4,526
(-)支出税	-2,623	-2,831	-2,956	-3,035	-3,195
補助金	346	365	412	397	380
要素費用による国内総生産	16,734	18,065	19,096	19,905	20,605
分配面					
被備者所得	11,205	12,218	12,913	13,390	13,864
自営業者所得	1,677	1,732	1,774	1,779	1,907
会社の総営業利潤	2,907	2,997	3,220	3,062	3,370
公社の総事業益金	313	343	321	339	391
その他公共事業の総利潤	112	122	127	152	153
賃貸料	744	816	872	1,031	1,080
調整項目	-24	-13	-31	122	-110
(+)在庫評価調整	-200	-150	-100	10	-50
要素費用による国内総生産	16,734	18,065	19,096	19,905	20,605
海外からの純所得	174	215	217	244	226
要素費用による国民総生産	16,908	18,280	19,313	20,149	20,831

出所: Economic Survey 1960.

政府支出は、一九五九年一〇月の間に約五%上昇した。個人に支払われた賃貸料、配当金及び利子は合わせて賃金俸給支払総額とほぼ同じ程度に増加したが、自営者所得の増加はもつとも大きかつた。個人所得総額は前年に比して四・五%増加した。はじめのうち消費者支出の増加は、主として耐久財に集中していたが、年末近く家庭用耐久財の売行きはやや減少し、その他の支出、特に衣料と履物がかなり大幅にふえた。乗用車の販売高も供給がふえるのに応じて上昇した。なお、五九年の食料消費の増加率は二%弱で、近年の増加率と大体等しい。

政府支出は、政府、地方公共機

つて、更に新たな刺戟を与えられる恰好となつた。個人消費のみでなく、その他の支出も同じように増加した。在庫投資は特に大きくふえたが、固定投資と輸出もかなり増加

した。その結果、国内生産も財貨・サービスの輸入も大幅に増加した。

消費は、個人所得の約三分の二を占める賃金俸給支払総額は前年を四%上廻つた。筋肉労働者の平均収入は一九五八年一〇月から一九五九年一〇月の間に約五%上昇した。個人に支払われた賃貸料、配当金及び利子は合わせて賃金俸給支払総額とほぼ同じ程度に増加したが、自営者所得の増加はもつとも大きかつた。個人所得総額は前年に比して四・五%増加した。はじめのうち消費者支出の増加は、主として耐久財に集中していたが、年末近く家庭用耐久財の売行きはやや減少し、その他の支出、特に衣料と履物がかなり大幅にふえた。乗用車の販売高も供給がふえるのに応じて上昇した。なお、五九年の食料消費の増加率は二%弱で、近年の増加率と大体等しい。

第25表 鉱工業生産指数(総合) (1954年=100)

	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	年間
1956年	106	106	105	106	106
1957年	107	108	108	107	107
1958年	107	106	105	107	106
1959年	108	111	113	117	112

出所 Economic Survey, 1960.

第26表 機械及び関連工業生産指数 (1954年=100)

	機械・電機	造船・船舶 用機械	車 両	その他金属 製 品	計
1956年	107	117	107	108	108
1957年	111	108	115	109	111
1958年	111	109	118	106	112
1959年	118	101	131	114	120

出所: Economic Survey, 1960.

全体としては対前年比五%生産が増加した。しかし、こうした中でも石炭と造船とは相かわらず減退

つた。製造工業の在庫投資は九千五百万ポンドであり、在庫全般の動きと同じく、年間、時日の経過とともに上昇する傾向を示した。増加の大半は仕掛品であつたが、五八年には大きく減少した原材料及び燃料在庫も下半期に入つてかなり顕著に増加した。石炭在庫、小売在庫も増加したがこれと対照的に卸売在庫は一九五九年中微減した。

輸出は五八年上半年に輸出の著しい減少があり、五九年の第二・四半期まで回復の兆しがなかつたが、その後急速に上昇し、第四・四半期における財貨の輸出は前年同期を八%上廻り、サービスの輸出もこれよりはるかに大幅に伸びた。また、化学製品と自動車の輸出増が特に目ざましかつたほか、繊維製品を含む主要工業製品のすべてが増加を記録した。

(二) 生産の動向

五九年の財貨・サービスの総生産は、鉱工業を中心に経済の各部門で大幅に増加した。鉱工業以外では、農業生産、輸送、その他多くのサービス業でかなりの生産増が記録された。

鑛工業生産は、五八年第四・四半期から上昇傾向をたどり、五九年第一・四半期には五七年半ばの水準にまで回復した。その後も着実な増加を続け、第四・四半期には一九五四年を一〇〇とする生産指数で一一七という記録的水準

に達し、前年同期に比して約一〇%の生産増がもたらされ、五九年全体としても生産指数は一二二であり、対前年比五・六%の生産増を示した。

回復はまず耐久消費財生産に始まり、ついで在庫の再蓄積が行なわれ輸出と固定投資が急激な増加を示すに及んで、造船と石炭以外のすべての部門が上向きに転じたのであるが、生産の動向を部門別にみると、まず化学工業(対前年比一一・四%増)の著しい生産増が目立つが、鉱工業の中心的存在である機械及び関連工業(機械及び電機、造船及び船舶用機械、車両、その他の金属製品)は対前年比六・五%増加し、鉱工業全体の生産増の約五分の二を占めた。そのうちでも乗用車を中心とする車両生産は、輸出の増加にうながされて対前年比一〇・五%上廻るものであつた。建築資材、製紙、印刷もかなり増加した。繊維工業では、輸出の好調、国内販路の拡大とあいまつて停滞から急速に立ち直り、毛織物、人造繊維の生産高は五八年中の減退を補つて余りあるほどに増加したが、綿業では下半期の増加はあつたものの五七年のピークには達し得なかつた。建設業の生産は五九年中一貫して増大し、対前年比六%増をみせた。その三分の一は修繕、維持支出の増によるものであるが、民間住宅建設や道路、発電所等の公共建設も大幅にふえた。鉄鋼生産も機械工業、建設業の伸張に支えられて下半期から急速な生産増を示すようになり五九年

から抜け切れなかつたばかりか、五九年中更に一だんと悪化傾向を強めた。英国でも斜陽産業といわれる石炭の産出高は年間を通じて減少し、第四・四半期には前年同期よりも七%減となり、輸出も減少した。造船業では五七年以来の運賃低下による世界的な注文の減少、諸外国の新規造船所の出現等にもなる国際競争の激化のため苦境に置かれており、造船及び船舶用機械工業の生産高は五八年より七・一%減少した。

(三) 物価の動向

五八年から五九年にかけての物価はゆるやかな上昇にとどまつた。すなわち、五九年第四・四半期の最終生産物平均価格指数(一九五四年=一〇〇)は一一六であつたが、過去二年間にわずか一%上昇したにすぎなかつた。製造業卸売価格指数は五九年中微騰したが、個々の商品でみると下落したものも非常に多い。小売物価は年初に微騰した後、間接税引下げや食料、燃料の季節的値下りの結果として低下し、年末には前年と同じ水準になつた。

(四) 国際収支

五九年の貿易は、国内需要と生産が増大し、世界貿易が回復した結果として、急速に増加した。上半期は、輸出が機械、自動車、化学製品を中心に大いに回復伸張し、経常

第28表 労働力人口と雇用・失業

(単位：千人)

	1958年12月	1959年12月	1959年における年間変動
労働力人口計	24,106	24,272	+166
男子	16,175	16,181	+6
女子	7,931	8,091	+160
軍隊勤務者	590	536	-54
軍隊以外の雇用	22,990	23,300	+310
男子	15,215	15,341	+126
女子	7,775	7,959	+184
完全失業者	520	436	-84

出所：Labour Gazette

増加(三%増)を示した。製造業のあらゆる部門でこの増加が見られたが、機械、車両、金属工業では一六万五千人と最大の増加が記録された。製造業のほかでは、金融その

ある。もつとも顕著な雇用の回復が見えたのは製造業であつて、全雇用増の一〇分の九を占める年間二七万六千人もの

他のサービス業と配給業で大幅な増大があつたが、石炭、運輸通信業(主として鉄道)および農業の雇用減少とほぼ見合つた。建設業、公務員、ガス、水道、電気の変動は微量であつた。

製造業における短時間労働者数は、年初来一二月までの各月減少を続けたが、一二月には季節的影響で増加した。しかし、五八年末の一七万二千人に比較すれば、五九年末は四万人と四分の一以下に減少した。主な減少は、繊維工業(とくに綿業)、金属工業、衣服製造業に見られた。製造業の時間外労働人員数は、一九五八年一月の一三六万四千人から、五九年一月の一七六万四千人まで、四〇万人増加した。同じ期間に、時間外労働時間数は、三四〇万時間増加して、一、三七〇万時間となつた。

未充足欠員数は、五八年二月の一六万三千人から徐々に増して五九年一月には二五万一千人に達した。この間の特色としては、熟練機械労働者の求人極めて顕著に回復したことを挙げることができよう。

英国の登録失業者数は、一九五六年以降年々増加を続けてきており、過去五年間の年間平均失業者数をみると第30表のとおりである。

一九五九年も、年間平均失業者数でみる限り、四七万五千二百人で、前年より一万七千八百人増加している(男子失業者は、二万二千四百人増加し、女子失業者は四千六

第27表 鉱工業生産の対前年増加率

産 業	総合指数のウエイト(1954年)	1958年	1959年
食 品・タバコ	82	+2.3%	+3.0%
化学	63	—	+11.4
金属製造	69	-9.2	+4.4
機械・電機	164	+0.5	+6.1
造船・船舶用機械	22	+0.8	-7.1
車 両	78	+3.0	+10.5
その他の金属製品	42	-2.4	+7.8
繊維・皮革・衣服	114	-7.6	+6.9
煉瓦・陶器・ガラス等	30	-1.3	+6.2
木材・家具等	22	-2.5	+8.2
紙・印刷出版	53	+1.9	+5.2
その他の製造業	21	+0.6	+7.6
製造業計	760	-1.3	+6.4
鉱業及び採石業	72	-4.3	-2.7
建設業	120	-0.5	+6.0
ガス・電気・水道	48	+4.5	+2.8
全産業計	1,000	-1.1	+5.6

出所：Economic Survey, 1960.

という異例の黒字は一変して逆調に転じた。貿易外収支も、石油産業の収入減により支出がふえ、貿易勘定と貿易外勘定を合した経常勘定の黒字は一億四千五百万ポンドに押さえられて、前年の三億四千五百万ポンドの黒字から二億ポンド以上も減少し、国際収支悪化の傾向が憂慮されるようになった。

二 労働経済

(一) 雇用及び失業

労働力需要は、五八年を通じて減退傾向をたどり、同年末には最低水準を記録したが、五九年に入ると、経済情勢の好転を反映して急速に増大し、民間及び公務員雇用は、五九年中三十一万人(一・三%)の増加を示した。雇用増の半数近くは、五万四千人にのぼる国防軍人員の削減、完全失業者の八万四千人の減少によつて供給された。労働力人口は全体で一六万六千人増加したが、そのうち男子は六千人ふえにすぎなかつた。

労働力人口の変動の状況は第28表のとおりであり、雇用労働者数の産業別分布及び変動の状況は第29表のとおりで

第31表 登録失業者数の各月別推移

	1958年	1959年
1 月	395,527	620,727
2 月	424,547	608,663
3 月	433,071	550,545
4 月	443,689	530,753
5 月	447,556	480,543
6 月	429,257	413,311
7 月	411,838	394,793
8 月	445,603	426,962
9 月	475,986	405,063
10 月	513,842	419,036
11 月	536,027	430,547
12 月	531,727	420,883

出所：Labour Gazette

(注) 各月の特定の日付(おおむね月半ば頃)における失業者数を示す。

第32表 登録失業者の地区分布

地 区	1958年12月		1959年12月	
	登録失業者 (千人)	失業率 %	登録失業者 (千人)	失業率 %
ロンドン及び南東部	80	1.4	60	1.1
東 部 及 び 南 部	40	1.7	32	1.4
南 西 部	31	2.6	27	2.2
中 部	39	1.8	21	1.0
中 北 部	27	1.8	19	1.3
東部及び西リヂングス	42	2.3	28	1.5
北 西 部	97	3.3	67	2.2
北 部	41	3.2	44	3.3
スコットランド	96	4.4	92	4.3
ウエールズ	39	4.1	31	3.3
計	532	2.4	421	1.9

出所：Labour Gazette

が記録された。下半期に入ってから通常予想される季節的増加も起らず、一二月の失業者数は年央に比してほんの僅か増加した程度にとどまり、前年一二月に比較すれば、一万一千人も減少した。このうち、男子失業者の減少が六万九千人、女子の減少が四万二千人であり、完全失業者の減少が七万人、一時的離職者の減少が四万人であった。一二月末の登録失業者数四十二万人のうち、一万五千人(二七%)が製造業に、六万二千人(一五%)が建設業に、六万人(一四%)がサービス業に、四万五千人(一一%)が配給業に、それぞれ失業直前の職をもつていた。五八年一二月と比較して、五九年一二月の**男子完全失業者**は四万五千人、女子完全失業者は二万五千人減少した。失業者の失業期間別の分布をみると、五九年一二月において、六カ月未満の間継続して失業していた者は二九万人、六カ月以上一二月未満の間継続して失業していた者は四

万八千人で、前年一二月の三六万六千人、五万九千人と比べそれぞれ減少しているのに反し、一年間継続して失業していた者は六万三千人で、前半の四万六千人を大きく上廻っており、五八年下期から五九年初にかけての失業の深刻

第29表 産業別の雇用労働者数 (単位：千人)

	1958年12月	1959年12月	1959年における年間変動
農 林・漁 業	966	949	- 17
石 炭 鉱 業	771	725	- 46
そ の 他 の 鉱 業	73	72	- 1
鉄 製 造 業	844	797	- 47
化 学 業	538	551	+ 13
金 属・機 械・車 両	4,583	4,748	+165
織 維 業	855	868	+ 13
被 服 業	637	649	+ 12
食 品・タ バ コ	915	925	+ 10
そ の 他 の 業	1,578	1,641	+ 63
製 造 業 計	9,106	9,382	+276
建 設 業	1,470	1,477	+ 7
ガ ス・電 気・水 道	377	375	- 2
運 輸・通 信	1,677	1,645	- 32
配 給 業	2,995	3,045	+ 50
専 門 的 金 融 業	4,258	4,329	+ 71
サ ー ビ ス 業	523	518	- 5
国 家 公 務 員	774	783	+ 9
地 方 公 務 員			
総 計	22,990	23,300	+310

出所：Labour Gazette

第30表 登録失業者数の推移

年 次	男 子	女 子	計
1955	146,700	85,500	232,200
1956	168,800	88,200	257,000
1957	216,600	95,900	312,500
1958	321,400	136,000	457,400
1959	343,800	131,400	475,200

百人減少した。しかし、五八年が年間を通じて増勢を続けたのに対して、五九年は一月をピークに減少傾向をたどつたことが注目される。失業者数の月別の変動は第31表に示すとおりであるが、五九年一月には、登録失業者数六二万一千人と、前年一二月の五三万二千人から大幅に増加し、

失業率は二・八%に達した。これは、一九四七年の燃料危機の例外的な数字を別にすれば、第二次大戦後最高の記録であった。しかし、一月以降徐々に減少に向かい、六月には前年同期を下廻る数字となった。そして、翌七月には、過去十八カ月間に初めて四〇万台を割つた年間最低の数字

第34表 産業別賃上適用人員および週賃率増加総額

	賃率増額を適用された人員 (人)		週賃率増額分の総計 (ポンド)	
	1958年	1959年	1958年	1959年
農 林・漁 業	680,000	7,500	192,200	800
鉱 業・採石業	406,000	38,000	149,800	12,300
食 品・タバコ	468,500	279,000	147,300	77,300
化 学	225,000	91,500	72,200	16,700
金 属 製 造 業	249,000	157,000	43,400	42,000
機械・造船・車輛・電機	2,698,000	9,500	838,600	2,700
紡 績	383,000	361,500	77,900	66,700
皮 革・毛 皮	43,000	29,500	15,200	6,700
被 服・履 物	519,500	273,000	137,800	102,200
木 材・家 具	202,000	175,500	40,500	42,200
紙・出 版・印 刷	353,500	240,500	119,300	90,400
その他の製造業	120,500	50,500	38,400	13,900
建 設 業	1,201,000	1,214,000	424,400	218,000
ガ ス・電 気・水 道	249,500	16,500	108,000	4,900
運 輸・通 信	1,027,000	433,500	346,700	178,500
配 給 業	1,108,000	433,500	320,200	105,400
公 務	728,000	213,500	230,200	67,100
その他のサービス業	319,000	409,500	89,400	122,800
計	11,188,000	4,673,000	3,444,400	1,239,700

出所：Labour Gazette

なお、右の賃率指数は、フル・タイム制労働者の週賃率水準の動向を示すものなので、週当り実収賃金の尺度ではない。一九五九年四月と十月に労働省は、全製造業と製造業以外の主要産業に雇用される筋肉賃金労働者の実収賃金に関する調査を実施したが、この調査の結果によると、五六年四月から五九年四月までの三年間に、週当り賃率は一％の上昇であつたのに対して、週当り実収賃金は平均一二・五％上昇しており、製造業だけをとりみると、週賃率一〇・五％に対し週当り実収賃金は一三％の上昇を示している。定期的な週賃率調査は主として労使団体の協定または賃金審議会、賃金委員会の決定による賃率の改訂を対象に行なわれるもので、個々の使用者による改訂を含まないし、賃率の調査である性格上、時間外労働や不就業時間を集計しないため、実収賃金調査の結果と相違するわけである。

五九年中に賃率増額の適用を受けた労働者は四六七万人で、これによる週当り

化をなお物語っている。

失業の変動はまた地域によつても相違する(第32表参照)。これはもともと産業の地域的分布によつて左右される問題だが、五九年における生産増加の度合いが産業によつて区々であつた事実をも反映している。たとえば、北西地区では大幅に失業が減つたが、その大部分は、五九年中繊維製品生産高が一二％も増加したことの結果である。因みに繊維工業の労働者の三分の一以上はこの地区に居住している。また、自動車及び部品工業の全従業員の三分の一以上が集中している中部地区では、自動車の大幅生産増に恵まれて、著るしく失業が減少した。これらと逆にスコットランドおよび北部地区では失業状況が好転しなかつたが、これは造船および船舶用機械工業の減退、石炭業の労働減少、それに鉄鋼および重機械工業製品の需要回復が緩まんであつたことのためである。

(二) 賃金および物価

賃金
主要産業の週賃率は、五八年十月以降きわだつて安定化の様相を呈し始め、五九年中も、年間を通じて平均週賃率は、近年になくごく僅かの上昇にとどめられた。一九五六年一月末を一〇〇とする週賃率指数によれば、五八年一二

第33表 週賃率指数の推移

年月(各月末)	全産業	製造業
1958. 12	116.2	115.9
59. 1	116.3	115.9
2	116.6	116.0
3	116.7	116.2
4	116.7	116.3
5	116.8	116.3
6	116.8	116.4
7	117.0	116.4
8	117.1	116.6
9	117.2	116.9
10	117.3	116.9
11	117.4	117.1
12	117.5	117.2

月末の一・一六・二に対して、五九年一二月末は一・一七・五であり、年間一％強の上昇に抑えられたのである。これを過去四年間の対前年上昇率と比較してみると、五五年の七・五％、五六年の七・七五％、五七年の五・五％、政府のインフレ対策がとられた五八年でも三・五％に及んでいない。時間当り賃率は、週労働時間の短縮があつたため、週賃率の上昇をやや上廻つたが、それでも賃率指数は前年末の一・一六・七から一・一八・一に上昇した程度である。五八年末および五九年各月の全産業および全製造業の週賃率指数(一九五六年一月三十一日=一〇〇)は、次のとおりである。

増加総額は一二四万ポンドであるが、次のとおり最近の状況と比較してみると、これがいかに低いものであるかがわかる。

第35表 賃金増額適用人員及び増加総額の推移

	増額適用人員 千人	週当り増加総額 千ポンド
1954年	10,147	3,501
1955年	11,911	5,153
1956年	12,673	6,633
1957年	12,341	5,340
1958年	11,188	3,444
1959年	4,673	1,240

一方、賃率減少の適用を受けた労働者は、二万三千七百人で、週当り減少総額は一、一〇〇ポンドであった。ほかに、物価スライド協定の適用を受ける労働者が一〇万九千人あり、その賃金は小売物価指数の変動に応じて上下した。賃金増減の決定方法による分類は、第36表に示されるところである。

五九年における賃金上昇が近年になく低かつたことは以上に見たとおりだが、その理由としては、石炭、造船、機

械および関連工業、綿業、鉄道、道路旅客輸送業、地方政

第36表 賃金増額の決定方法

	週当り増加賃率総額 (ポンド)	%
直接交渉	488,400	37.8
合同産業評議会または当事者間の任意協定により設けられた自主的機関	321,100	24.9
法定の賃金審議会・委員会	207,300	16.1
小売物価によるスライド制	233,300	18.1
仲裁	39,700	3.1
計	1,289,800	100.0

出所：Labour Gazette

(注) 仲裁は、1896年の調停法、1951年の労働裁判所法、及び1951年労働争議令によるもの。但し1951年労働争議令は1959年3月に廃止されたので、それ以降同法による仲裁事件なし。

府のごとき主要産業、サービス業において週賃率の全般的増額が行なわれなかつたことのほかに、年末にかけて賃上げよりも労働時間の短縮が組合運動の中心的課題となるようになり、一年間に時間短縮を実現した労働者数は三万七千人と、大戦直後の数年以来最高の数になつた事実も見逃すことができない。

小売物価

一九六〇年一月における小売物価は、五九年一月より約〇・五%下廻つた。これは五六年の約四・五%、五七年の約三%、五八年の約二%と上昇を続けた後だけに注目される。物価下落の大きな部分を占めたのは、食料品価格の約二%に及ぶ下落である。五九年中物価の下つたその他の費目としては、アルコール飲料の約七・五%、耐久家庭用財の二・五%値下りがある。住宅費、光熱費、運輸通信費およびサービスの四グループはそれぞれ二%から三%上昇した。衣服および履物の価格は一%弱値上りしたが、タバコおよび雑費は微騰にとどまつた。

一九五六年一月を一〇〇とする物価指数では、五九年一月から四月まで一一〇と変わらず、五月から一〇月まで一〇九に下り、十一月にふたたび一一〇となり、そのまま六〇年一月に持ち越している。五月の下落は、家庭用石炭とミルクの値下りが一つの原因であり、十一月の上昇は、家庭用石炭、卵、バター、鉄道・路面運送運賃の値上りを反映するものである。五九年全体としては、平均物価指数は一〇九・五で、五八年全体の一〇九より、〇・五ポイントだけ高くなつてゐる。

(三) 労働時間

週当り所定労働時間数は、前年にひきつづき、一九五九

年においても若干減少した。一九五六年一月末を一〇〇とする五八年一二月、五九年六月および一二月の所定労働時間数は、次ぎのとおりである。

第37表 週所定労働時間指数

年月	男女	全産業	製造業
一二月末 一九五八年	計	99.6	99.7
	男	99.7	99.7
	女	99.6	99.7
五九年六月末	計	99.6	99.7
	男	99.6	99.6
	女	99.5	99.8
一二月末 五九年	計	99.5	99.5
	男	99.6	99.5
	女	99.4	99.6

労働省の推定によれば、一九五九年中に、約三万七千人の労働者が、その所定労働時間を平均約一時間二〇分短縮されたとみられている。

(四) 労働災害による死亡

一九五九年において就業中の労働災害により死亡した労働者(海員を除く)数は、一、二一五名であつた。このうち石炭鉱業坑内の三三〇名、建設業の一七一名、鉄道の一五九名などが多数を占めている。ほかに、英国に船籍を有する船舶に使用される労働者の労働災害による死亡件数

第39表 1958年 末の規模別組織状況

規 模 別	組合数	組合員数 (千人)	組合数 分布比 (%)	組合員数 分布比 (%)
500人以上 1,000人未満	62	44	9.4	0.5
1,000人以上 2,500人未満	99	159	15.1	1.7
2,500人以上 5,000人未満	62	210	9.4	2.2
5,000人以上 10,000人未満	39	271	5.9	2.8
10,000人以上 15,000人未満	17	209	2.6	2.2
15,000人以上 25,000人未満	26	495	4.0	5.1
25,000人以上 50,000人未満	12	439	1.8	4.6
50,000人以上100,000人未満	19	1,290	2.9	13.4
100,000人以上250,000人未満	10	1,684	1.5	17.5
250,000人以上	7	4,763	1.1	49.5
計	657	9,616	100.0	100.0

出所：Labour Gazette.

した一九四五年にもつとも顕著であり、年間一八二組合も減少した。
五八年中も組合の合同が引き続いたが、それでもなお、組合員千人以下の組合が三六六、五百人以下の組合が三〇

四もある。これら小規模組合は全組合数の五五・七%を占めるにもかかわらず、組合員数の点では、全組合員数の一%にすぎない。逆に、一〇万人以上の大組合は一七組合だが組合員数は全体の三分の二を占めている。その他五八年末現在における規模別組織状況は第39表のとおりである。
第40表は産業別組織状況を一九五七年末および五八年末について掲げたものであるが、この一年間に組合員が減少したものは、一般労働組合（五七、七〇〇減）、金属工業（三四、五〇〇減）、鉄道（二一、三〇〇減）、綿業（一五、一〇〇減）、石炭鉱業（一四、三〇〇減）、建築・建設業（一四、二〇〇減）であり、反対に増加したものとしまして、地方公務員（七、一〇〇増）、教育（六、四〇〇増）、配給業（一、二〇〇増）、金融保険業（一、二〇〇増）等がある。
英国労働組合の財政については、友愛協会主席登録官の報告によつて見ることが出来る（第41表）。但し、これはグレート・ブリテンにおける登録組合のみを対象としているので、注意されたい。

(二) T・U・C年次大会

英国労働組合会議（TUC）の第九十一年次大会は、一九五九年九月七日から五日間ブラックプールで開催され、議長にはロンドン活版工同友会書記長ロバート・ウィリ

三 労働組合の動向

(一) 組織状況

第38表 1939年～1958年の組合数、組合員数の推移

年	年末の組合数	年末の組合員数			対前年増減(%)
		男	女	計	
1939	1,019	5,288	1,010	6,298	+ 4.0
1940	1,004	5,494	1,119	6,613	+ 5.0
1941	996	5,753	1,412	7,165	+ 8.3
1942	991	6,151	1,716	7,867	+ 9.8
1943	987	6,258	1,916	8,174	+ 3.9
1944	963	6,239	1,848	8,087	- 1.1
1945	781	6,237	1,638	7,875	- 2.6
1946	757	7,186	1,617	8,803	+11.8
1947	734	7,483	1,662	9,145	+ 3.9
1948	749	7,677	1,685	9,362	+ 2.4
1949	742	7,644	1,674	9,318	- 0.5
1950	731	7,605	1,683	9,288	- 0.3
1951	729	7,741	1,788	9,529	+ 2.6
1952	713	7,788	1,789	9,577	+ 0.5
1953	711	7,740	1,776	9,516	- 0.6
1954	698	7,744	1,805	9,549	+ 0.3
1955	688	7,859	1,860	9,719	+ 1.8
1956	668	7,856	1,900	9,756	+ 0.4
1957	666	7,919	1,886	9,805	+ 0.5
1958	657	7,773	1,843	9,616	- 1.9

出所：Labour Gazette

設立されたためである。組合員数は、同じく五八年末で約九百六一万六千人で、五七年末の九百八〇万五千人に比較して、一・九%減少したが、五八年中の景気後退で雇用の減少したことが大きく影響しているものと思われる。男子組合員は一・八%、女子は二・三%減少した。
一九三九年以降過去二〇年間に於ける組織状況の動向を示せば第38表のとおりである。三九年から四五年までの戦争中、組合員数は増加の一途をたどり、四六年には八八〇万に達し、それまでのピークであった一九二〇年の八三五万を超えるに及んだ。その後も僅かずつにしろ着実な増加が続き、五七年に九八一万の最高記録を作った。従つて、五八年中に約二%もの減少があつたことは、この増勢を抑えたいものとして注目されよう。ところで、過去二〇年間を通じて組合員数は増加したのであるが、これと対照的に、単位組合数の方は、一九三九年の一、〇一九から五八年の六五七と著るしく減少している。これは組合組織の合同が進んだことを示すものである。組合数の減少は炭鉱労組の大部分が全国鉱山労働者連合に合同

一九五八年末現在における英国の労働組合数は六五七組合で、五七年末の六六六組合より九組合減少したが、これは一〇の小規模組合が大組合に吸収され、一組合が新たに

は、一二四名であつた。

第40表 産業別組合員数

組合グループ別	1957年末	1958年末
	人	人
一般労働組合	2,104,130	2,046,400
農林漁業	154,270	151,670
石炭鉱業	863,110	848,780
その他の鉱業・採石業	5,820	5,120
石炭以外の非金属鉱物の処理	24,890	24,530
化学	22,100	19,140
金属製造業・機械・造船・電機・車輛	1,926,360	1,891,830
綿	180,560	165,490
その他の繊維	163,690	159,020
皮革・毛皮	16,410	15,310
被服	129,950	123,680
靴・スリッパ	89,120	84,380
食品・飲料・タバコ	59,370	58,520
木材・コルク	112,350	109,490
紙・印刷	341,960	341,140
その他の製造業	14,570	14,220
建築・建設	483,720	469,550
ガス・電気・水道	43,880	44,200
鉄	537,120	515,800
その他の運輸・通信	467,320	458,010
配給業	400,370	401,570
金融・保険	160,510	161,760
国家公務員	365,920	360,840
地方公務員	479,650	486,770
教育	359,010	365,410
その他の専門職業	218,960	215,240
映画・演劇・スポーツ	76,950	75,860
その他のサービス業	2,580	2,400
計	9,804,650	9,616,130

出所：Labour Gazette

第41表 労働組合の財政収支

	1958年	1959年
登録組合数	401	400
組合員数	8,405,325	8,593,447
収入	(千ポンド)	(千ポンド)
組合員から	23,489	22,636
その他から	3,567	3,071
支出		
活動費	13,619	13,032
失業給付	328	186
争議給付	1,383	2,971
疾病災害給付	1,478	1,519
死亡給付	835	757
養老退職給付	2,518	2,379
その他の給付	1,360	1,321
政治基金	678	516
その他の支出	1,414	1,702
年末の資金	84,275	80,796

出所：Report of the Chief Registrar of Friendly Societies for the year 1958.

ス氏が選ばれた。大会議事は、例年どおり、常設機関である評議員会の事業報告の内容審議を中心とし、それに関連した各加盟組合提出の決議案を上程しながら進められた。第一日は議長の開会演説が主要日程であり、第二日は社会立法問題、第三日は国際問題、第四日は賃金、労働時間を含む経済問題、そして最終日に残る問題の順で討議が行なわれた。ウイリス議長は、開会演説において、「今や労働組合の要求事項には週労働時間の短縮

や有給休暇の延長などの新しい労働基準が含まれるに至り、第二次産業革命の第一段階に入つてオートメーションやエレクトロニクスが人間思考の過程を機械化した結果、使用者はもろろん労働組合も労働関係を再検討して新しい処理をしなければならぬ」と力説した。

会期中、九月十八日議会議解散、一〇月八日総選挙の日取りが公表されたため、日程を変更し、ゲイツケル労働党首の挨拶が行なわれる等、大会はあらかも総選挙騒ぎ大会の様相を呈したが、評議員会経済委員長アラン・パーチ氏も、現在英国には新しい経済政策を試みるための絶好期が到来しているが、保守党政府では一時的の好況と不況とが交代する政策しかできず、賃金労働者はその犠牲になるだけであることは過去四年間の経験で明らかであるとして述べ、新しい政府は来るべき数週間後民衆によつて組織される政権を待たなければならないと強調し、大会気分を盛り上げた。

次に、本大会で討議された問題のうちで重要なものを紹介する。

(イ) 労働時間短縮問題——合同建築業労働組合から、現下の技術進歩は賃金の引下げなくして週四〇時間制採用を経済的に可能ならしめており、この緊迫せる問題に対する組合側の重大関心を、政府、実業家その他全使用者に通告するとの決議案が出され、採択された。しかし、技術進歩による人員整理の対策として週四〇時間制を要求

し、組合会議みずからその要求を追求し、個々の組合だけに一任しないことを主張した動議等も提出されたが、否決された。

(ロ) 賃金問題——左派の電気労働組合から「本大会は、その賃上げ政策を支持し、いかなる形式の賃金凍結にも絶対反対であることを宣言する」との決議案が提出され、可決された。また、書記管理労働組合から提出された男女賃金平等の決議も可決。

(ハ) 非公認罷業問題——英国では全国単産本部の承認を得ない罷業は、全部非公認罷業である。これは、多くの場合企業別の下部組織の代表、通常職場委員が勝手に指令し、時には協約の規定を無視して行なう作業停止であるが、その数は近年増加する傾向にあるので、各組合内部でも重大視するようになった。本大会では、技師測量組合から、各加盟組合をして、その機構を調査せしめ、役員と職場委員との機能を明白に定義せしめるよう評議員会に指令するという決議案が提出された。提案者は、責任ある地位の役員の権限を強化し、下部役員の統制を有効にして無責任な行動に走らせないことを目的とする説明したが、加盟組合の活動に干渉するのは組合会議の権限外であるとする本部側の説得があつて、結局否決された。

(ニ) 核兵器問題——労働党と労働組合会議の共同声明を支

持するとの本部案に対し、運輸一般労組から核兵器製造使用の一方的禁止の動議が出され対立したが、前者が採択され、後者は否決された。

(四) 社会立法問題——労働争議令廃止反対、国民保険給付引上げ、病院外来患者待遇改善、電離放射線予防などの立法要求が可決された。

(五) 国際問題——国際自由労連と世界労連との提携がポイラー工組合から提案されたが前年同様否決された。ドイツ問題については、西独の核武装反対と、ベルリン問題の解決を武力によらず、列強の交渉によることを要求した車輛工組合提出の決議案が採択された。

四 労働争議

(一) 争議統計

一九五九年における作業停止をともなる労働争議の発生件数は、二、〇八五件(五八年より繰越分一二件を含む)で、五八年の二、六三九件(同じく一二件を含む)を下廻った。しかし、作業停止から生じた損失労働日数は五二五万日で、前年の三四六万日を遙かに超え、これらの争議に参加した労働者数の点でも、六四万四千人で、五八年の五二万四千人を上廻った。参加人員一人当りの損失労働日

第42表 歴年の作業停止事件比較

年 度	年間発生件数	参加労働者数 (年間継続事件) 千人	損失労働日数 (年間継続事件) 千人
1947	1,721	623	2,433
1948	1,759	426	1,944
1949	1,426	434	1,807
1950	1,339	303	1,389
1951	1,719	379	1,694
1952	1,714	416	1,782
1953	1,746	1,374	2,184
1954	1,986	450	2,457
1955	2,419	671	3,781
1956	2,648	508	2,083
1957	2,855	1,359	8,415
1958	2,627	523	3,463
1959	2,073	644	5,250

出所: Labour Gazette
作業停止事件は参加労働者10人以下継続1日以内のものは除外、但し損失日数100日を超えるものは算入。

と。

(四) 熟練工については基本給(週一ポンド)を一〇%引上げ、半熟練工及び不熟練工については熟練工の賃金のそれぞれ八七・五%、八五%とすること。

(ハ) 有効期間を三年とする新協約を締結すること。
右の要求に対し、印刷業者連盟、新聞組合(地方新聞社の団体)は、五九年二月組合要求を全面的に拒否し、逆に旧協約の一年延長を提案した。組合側は、三月に使用者回答を拒否し団交は一たん中絶した。その後五月の団交再開後、条件付二・五%の賃上げと週四二時間半労働の提案が使

数は、平均約八・二日である。

発生件数が前年より五五六件減少したのは、石炭鉱業の作業停止件数がほぼ同じくらい減ったためである。車両、機械工業では、若干増加している。参加人員が二万以上増し、損失労働日数が一八〇万日もふえたのは、印刷業の争議が大規模、長期化したことが主要原因である。印刷業の作業停止件数は七件、参加人員は一二万三千四百人、損失労働日数は三五〇万九千日であった。車両製造業でも顕著な増加が見られた。これらに対して、運送業、配給業、石炭鉱業といった主要産業部門における状況は五八年よりも改善され、五八年のロンドン・バス争議とかスミス・フィールド市場のポーター争議のごとき規模の作業停止は五九年中発生せず、石炭鉱業でも、作業停止の範囲が縮まると同時に、参加人員・損失日数が著るしく減少した。

(二) 主要争議

参加人員と損失労働日数で五九年におけるもつとも大規模な争議は、英国各地二〇万の印刷労働者が参加した印刷争議である。印刷関係職種連合は活版印刷工組合(組合員四万五千)、全国印刷製本組合(一〇万)など九組合の連合体であるが、今回の争議は、連合が、協約満了を控えて五八年一二月に次のような要求を出したことに始まる。

用者側からなされたが、組合の容れるところとならず、団交はふたたび決裂した。この間、組合側は超勤拒否等の会社に対する非協力方針を決め、会社側も、これに対応して労働者の雇用方式を日雇方式に改めることに決めた。かくて、印刷業者連盟が六月十七日に、新聞組合が六月二十日にそれぞれ日雇方式切換えを通告すると同時に、印刷工の全面ストに突入した。

一方、六月二十六日、ロンドンの印刷インク製造会社が印刷工に做つて超勤を拒否したインク工を解雇したことから、印刷工助手組合も職場放棄に入り、争議は印刷インク製造業にも及ぶことになった。新聞用インクは変質し易いので新聞社は余分にストックしておかないため、争議は、全国紙まで休刊に陥りかけた。

この事態を重視したマクラウド労相は、六月三〇日労働省のあつせんに乗り出したが、七月六日失敗に終わった。しかし、この間の話合いで会社側は紛争を調停に委ねることを主張、その後組合も第三者による強制権のない調停を要求するようになり、労使の申合せにもとづき、七月一日労相はパーケット前判事を調停委員長に命じ、一日四日から結局この調停が成功するところとなり、七月三十一日労働使間に、①基本給の四・五%賃上げ、②労働時間を週四二時間とする、③協約有効期間は三年とする等を内容とする

と。

協定が成立し、八月五日総労働損失日数三五〇万日を数えた印刷争議はようやく解決した。

自動車および航空機産業でも比較的規模の大きい争議が相つぎ、作業停止件数では一七件にすぎなかったが、労働損失日数は三三万八千日に達し、一件当り五千日以上を数えた。これらの争議では、直接争議に参加した人員は比較的少ないのに、争議の結果当該事業場で就労し得なかつた非参加人員の数が多かつたことが注目される。たとえば、一月にバーミンガムの起重機運転手が一週四五シリングの無災害手当を要求して実施した一週間の作業停止は、わずか二百人が参加したにすぎなかったが、このために六千人の労働者が作業を平常どおり行なうことができない事態を生んでおり、労働損失日数は二万四千日に及んだ。二月には、ダジエナムではほ三百人のドア組立工が非組合員の雇用に反対して一〇日間の作業停止を行なったが、約九千三百人の労働者の就労を不可能にし、六万九千日の労働損失日数を招いた。

オーストラリア

一 経済の動向

オーストラリアの国際収支は、一九五八年における羊毛

可能性を、国内産業の生産拡大と輸入自由化により避けることができるかどうかが当面の課題とされている。輸入の枠は五八年度の年間八億ポンドから、五九年一月一日に過去最高の一九五一年度並みの八・七五億ポンドに引上げられた。国内物価が甚だしく上昇するようであれば、当然この自由化措置の結果輸入の増加を見、国産品が広範囲に外国製品との競争を余儀なくされることになる。輸出の大部分が羊毛等一次生産物であるオーストラリアにとつては、二次製品の輸出競争力を培養すべき試験の時期に入つたともいえる。

第43表 輸出入の動向
(百万豪州ポンド)

	輸 出	輸 入
1956年度	774	818
1957年度	978	717
1958年度	813	789
1959年度	808	794
1959年7~12月	942	860

出所：Statistical Bulletin, Reserve Bank of Australia.

(注) 年度は各年6月をもつて終る会計年度。
1959年7~12月の数字は年率換算したもの。

第44表 雇用の動向
(各年6月、単位千人)

	政府機関	私企業	計	軍隊
1954年	695.9	2,014.1	2,710.0	62.1
1955年	721.9	2,079.7	2,801.6	59.8
1956年	734.7	2,120.9	2,855.6	59.3
1957年	742.3	2,123.3	2,865.6	47.9
1958年	758.4	2,132.0	2,890.4	50.1
1959年	777.8	2,156.2	2,934.0	51.7

出所：Monthly Bulletin of Employment Statistics.

(注) 政府機関には、鉄軌道、銀行、郵便局、放送、教育、警察、公共事業等の政府機関を含む。

二 労働情勢

(一) 雇用と失業の動向

雇用の動向を各年六月の数値についてみると第44表のとおりであるが、一九五九年には軍隊以外の雇用は年間四万四千人増加し、五五―五六年以来の好転を示した。その内

価格の低迷の結果、五九会計年度（会計年度は各年六月に終る。）の赤字が一億ポンドに達するのではないかと見られていたが、肉類の輸出の好調と五九年春以後の羊毛市況回復により、赤字は僅か一千万ポンドにとどまり、外貨危機を切り抜けることができた。五九会計年度の国民総生産は前年度を六%上廻り、人口増加、物価上昇を考慮に入っても堅実な伸びを示した。ことに第二次産業はほとんど不況の影響を受けずすんだようであり、第一次産業でも羊毛の不振は一時相当深刻な様相を呈したものの、年度末の回復と肉および大豊作の小麦がもたらした所得増でほぼカバーされることとなつた。一九六〇会計年度に入り、羊毛事情は昨年度に比べ非常に明るくなった。主要消費国の消費の伸びを反映して、年度当初の価格は昨年同期を二〇%以上上廻り、生産量も昨年度の六%増となる見込みである。その他の農産物も生産、市況ともに順調である。

オーストラリア経済は、一九六〇年に入つても益々好調であるが、一つの問題点は、輸出が大幅に増加している上に、財政は昨年以上の大幅散超であるため、物価の上昇が目立つようになつたことである。五九年六月を五八年六月と比較すると、卸、小売ともに約二・五%上つており、七月以降も上昇が続いている。工業化を急ぐオーストラリアにとつては、高水準の成長を維持するために、引締めはもつとも歓迎せられざる政策である。そこで、せまり来るインフレの

響を蒙らなかつたので一〇ポイントの上昇があつたため、五九年度では全産業より一ポイント上昇が低かつた。

第47表 週当り賃金指数
(1945~46年=100)

	全産業	製造業
1953~54年	255.3	251.1
1954~55年	268.2	268.5
1955~56年	286.3	285.6
1956~57年	301.5	296.9
1957~58年	309.7	306.2
1958~59年	319.1	315.0

出所：Monthly Bulletin of Employment Statistics.

賃金の動向を、一九四六会計年度基準の全産業週当り実収賃金指数で見ると(第47表)、一九五七年度まで各年一三ないし一五ポイントずつ上昇したあと、五八会計年度では八ポイント増とやや上昇傾向が鈍化した、五九年度では一〇ポイントの上昇となり、賃金はふたたび増勢を強めている。製造業については、五八年度の不況時にもあまり影

(二) 賃金の動向

つたから、女子の雇用の悪化は、全体として好転に向つている雇用情勢の中で一つの問題を投げかけている。

一九五四年を一〇〇とする週当り最低賃率指数は、一九五九年一月全産業で一一八・三であるが、鉱業の一三七・九、紙・印刷の一二五・三、通信業の一三六・二、娯楽・スポーツの一四四・九などの上昇率の高いが目立つが、繊維、衣服、家具、鉄道、公務、ホテル業などは全産業平均よりも低くなつている。

オーストラリアにおいては、連邦調停仲裁委員会が基礎賃金(Basic wages)の裁定を行なうこととされている。基礎賃金とは標準労働者およびその家族の生活を合理的に維持させるに足る最低賃金であるとされており、連邦調停仲裁委員会は、この裁定に当つては、産業とか職業とかの特殊性を考慮することなく、一般的に公正、合理的と認められる賃金額を基礎賃金とするのである。労働者の熟練や産業ごとの特殊性に対しては別に委員会が第二次賃金(secondary wages)の裁定を行ない、これと基礎賃金とが合して、一定産業、一定職業の最低賃金となるわけである。基礎賃金は一九五九年六月五日連邦調停仲裁委員会の裁定により改訂され、同月十一日以降実施に移されたが、これによる主要都市の成年男子労働者の新しい週当り賃金率は第48表に示すとおりである。裁定では、州三〇都市平均基礎賃金を週当り二七六シリングとしたが、前年五月の裁定では二五六シリングから二六一シリングへと五シリングの増額しか認めなかつたのに比較すると、今回の一五

第45表 産業別雇用の動向
(単位千人)

	1958年12月	1959年12月
農業	25.5	25.3
林業	51.7	50.1
漁業	1,103.2	1,140.5
採石業	205.0	207.6
製造業	349.8	350.4
建設業	111.9	118.5
運輸・通信業	473.1	483.6
金融・財産業	134.8	136.7
商務	447.7	465.2
その他		
計	2,902.7	2,977.9

出所：Monthly Bulletin of Employment Statistics.

訳は政府機関の雇用増約二万に対し、私企業の雇用増約二万四千であるが、過去二、三年の間常に政府機関雇用が私企業のそれを上廻つて増加しているのに比べると、五八年から五九年にかけての私企業の雇用改善には顕著なものがある。軍隊勤務者の雇用は前年に引続いてわずかながら増加し、五二年以降の逐年減少傾向が止まつて逆に上昇する傾向が認められるようになった。

産業別の雇用では(第45表参照)、製造業の三万七千、商業の一万増が目立ち、金融業、建設業、運輸通信業でも雇用の増加があつたが、石炭を中心とする鉱業、農林漁業では減

第46表 失業手当受給人員
(各年6月)

	総数	男子	女子
1952年	8,294	6,108	2,180
1953年	25,914	21,552	4,362
1954年	6,083	4,360	1,723
1955年	2,679	1,670	1,009
1956年	7,003	5,395	1,608
1957年	18,071	14,324	3,748
1958年	29,418	22,051	7,367
1959年	27,528	19,691	7,837

出所：Monthly Bulletin of Employment Statistics.

少している。

失業の情勢について失業手当受給人員の動きによつてみると(第46表参照)、五九年六月現在で前年同月より二千人の減少を示しているが、なお二万七千を超えており、五年六月の二、七〇〇人程度の十倍に及ぶ高い水準が示されている。特に最近の傾向として注目されるのは女子の失業者が年々増加していることである。五九年六月には前年

六月以降失業手当受給人員総数および男子では減少があつたにもかかわらず、女子ではむしろ反対に増加して、七、八〇〇を数えている。失業情勢悪化のピークであつた一九五三年でも女子の失業手当受給人員は四、四〇〇人程であ

第50表 規模別組合組織

	1939年末		1958年末	
	組合数	組合員数比 %	組合数	組合員数比 %
2,000人未満	298	13.7	260	7.2
2,000~5,000人	41	14.6	42	7.2
5,000~10,000人	14	9.5	24	9.8
10,000~20,000人	19	29.1	16	12.0
20,000~30,000人	5	13.4	10	13.4
30,000~40,000人	3	19.7	7	13.8
40,000~50,000人			5	11.9
50,000人以上			6	24.7
計	380	100.0	370	100.0

出所：Labour Report No. 49, 1958, Commonwealth Bureau of Census and Statistics.

第49表 組合組織の動向

	単 位 組 合 数	組 合 員 数	推 定 組 織 率
1912年	408	433,224	—
1936年	356	814,809	—
1955年	372	1,801,862	61
1956年	375	1,811,408	61
1957年	373	1,810,154	59
1958年	370	1,811,218	59

出所：Labour Report No. 46., 1958, Commonwealth Bureau of Census and Statistics.

第51表 労働争議の動向

年	件数	参加人員	労働損失日	金額
1952	1,627	505,734	1,163,504	3,440
1953	1,459	496,046	1,050,830	3,337
1954	1,490	370,074	901,639	3,021
1955	1,532	444,647	1,010,884	3,310
1956	1,306	427,983	1,121,383	3,967
1957	1,103	337,043	630,213	2,309
1958	987	282,849	439,890	1,591
1959	869	237,471	365,039	1,377

出所：Monthly Bulletin of Employment Statistics.
(注) 損失日数10日以上の作業停止事件である。

なお、連邦調停仲裁法による登録を行なっている組合は、五八年末現在一五八組合、組合員一四七万人(全組合員の八一%)である。

(二) 労働争議

一九五九年の労働争議は前年より更に減少した。作業停止発生件数八六九件は戦後一九四六年に次いで二番目に少ない件数であり、参加人員(二四万人)と労働損失日数

第48表 主要都市別基礎賃金(連邦調停仲裁委員会裁定)

州	都市	1958年 5月裁定	1959年 6月裁定
ニュー・サウスウェールズ	シドニー	268	283
ヴィクトリア	メルボルン	260	275
クイーンズランド	ブリスベーン	243	268
南オーストラリア	アデレード	256	271
西オーストラリア	パース	261	276
タスマニア	ホバート	267	282
州 30 都市平均		261	276
6 大都市平均		261	276
キャンベラ 首都特別区		263	278

出所：Industrial Information Bulletin.

シリング増額はその三倍に当る高いものである。

三 労働組合および労働争議

(一) 労働組合

連邦統計局の労働報告書第四六号によると、一九五八年末における労働組合数は三七〇、組織労働者数は一八一万人で、ここ数年ほとんど変動がない(第49表参照)。推定組織率は五九%と極めて高いが、雇用労働者の増加があるために五四年のピークからは下がりがつつある。五八年においては、組織労働者数は若干増加したが、組合数はむしろ減少した。長期にわたって考察するとこの傾向はいよいよ顕著に現われ、たとえば一九二二年から一九五八年までの間に組合員数はほぼ三倍に増加したのに、組合の数は逆に四〇八から三七〇へと減少している。これは組合の規模の拡大の趨勢を示すもので、この間に組合員二千人以下の組合数は三六〇から二六〇へと減少したし、一九三九年には全組合数の一三・七%を占めていた右規模の組合は、一九五八年には七・二%しか占めていない状況にある。

組織状況を産業別にみると、機械・金属、公務でそれぞれ二〇万以上の組織労働者を有するほか、一〇万以上の組合員を擁する産業としては、食品・タバコ、建築、鉄道、金融保険等がある。

(三七七日)の点では戦後最低の記録を示した。
産業別の発生状況では、石炭鉱業の三三〇件と仲仕の一八九件が際立って多く、この二つで全体の五分の三を占める程であるが、そのいずれも前年より二割方減少している

第52表 発生原因および妥結方法別争議件数

発生原因	件数	妥結方法	件数
賃金、労働時間、休暇	73	自主交渉	211
その他の労働条件及び経営政策	630	州労働法により	59
労働組合主義	80	連邦労働法により	176
その他	204	その他	541
計	987	計	987

出所：Labour Report No. 46, Commonwealth Bureau of Census and Statistics.

(注) 損失日数10以上の作業停止事件についての数字である。

のが大勢に強く影響している。金属機械工業の八八件、食品・タバコの七八件、鉄道の三一件など前年より相当増加した数字を示す産業も多いのである。ただ建設業では前年よりも減少した。地域的には、ニュー・サウスウェールズ州に集中している事情に変わりはない。
一九五八年の数字であるが、労働争議の発生原因別件数および終結方法別件数を示せば第52表のようになる。

カナダ

一 経済の動向

一九五八年下期からの緩やかな景気回復は一九五九年にも持ち越され、カナダ経済は在庫投資、個人消費、公共支出の増加に支えられて着実な上昇を見せた。五九年の国民総生産高は三四六億ドルとなり、前年より六%上廻った。生産指数(一九四九年=100)は、四月に急上昇を示した後、九月一六・九、一〇月一七・〇・八と史上記録を更新した。例年冬期に入ると経済活動は大幅に低下するのであるが、五九年には、好調な消費者支出、輸出増進を基軸にして目立った低下がなかったのは珍しい現象であった。すなわち、一月には米鉄鋼ストの影響で耐久財生産が減少したため、一六六・三と前月比二・六%下がったもの

の、一二月には再び回復し、一六九・〇と十月の最高記録に次ぐ高水準で年を越した。

消費者物価指数(一九四九年=100)は八月まで一二五ないし一二六台に維持されていたのが九月一二七・一、一〇月一二八・〇と上昇傾向を示したため一時懸念されたが、十一月の一二八・三を峠以降逐月〇・四ポイントずつ低下し、六〇年一月には一二七・五と前年同期に比し一・四ポイントの上昇にとどまった。しかし、カナダの物価が他に比較して高水準にあることは間違いなく、このため金融引締政策堅持の方針は五九年中変えられなかつた。

五九年における輸出は、鉄鉱石、非鉄金属、新聞紙など対米輸出増加を主因に好調に推移し、年間五一億五千万ドルの最高記録を達成したけれども、その内容を見れば、増加したのは対米輸出のみで、米国外の国々に対する輸出は一九億六千万ドルにすぎず、一九五六年以降最低となり明瞭に退歩していることが認められ、殊に自動車、航空機の急激な輸出減少には注目すべきものがあつて、必ずしも樂觀を許さない事情にある。一方、輸入については、国内生産増大を反映し、米国からの機械、化学製品、電気器具、自動車などを中心に一段と増勢を強め、年間五五億四千万ドルと一九五六年に次ぐ高水準で、輸出を大きく上廻つたため、五九年の貿易収支は結局三億八千六百万ドルの赤字を生んだ。これは過去五年間のピークである五六年には及

第53表 経常国際収支 (百万ドル)

	1955年	1956年	1957年	1958年	1959年
輸出	4,332	4,837	4,909	4,890	5,152
輸入	4,543	5,565	5,488	5,060	5,538
貿易収支	-211	-728	-579	-170	-386
貿易外収支	-487	-638	-845	-915	-1,074
経常勘定収支	-698	-1,366	-1,424	-1,085	-1,460

出所：「東京銀行日報」

ばなかつたが、五八年の一億七千万ドルに比較すれば実に二倍以上の赤字である。更に、貿易外収支の面でも、好景気と高金利にひかれて米国から長短資金の流入が活発に終始したため一〇億七千万ドルの巨額の赤字を出し、経常勘定収支では、一四億六千万ドルの赤字となつた。これにともないカナダの対外債務残高は一九五九年には一五四億ドルに昇り、五五年の七九億の二倍以上となり、国際収支はかなりの悪化を示すところとなつた。
かくて、六〇年三月には、コイン・カナダ中央銀行総裁が、外国資本による過大な経済開発よりも、むしろカナダ資本企業に援助を与え、生産能力および生活水準の向上を外国からの援助なしに推進

第55表 労働力人口と雇用・失業 (単位千人)

	1958年12月	1959年12月
労働力人口	6,120	6,231
男子	4,604	4,649
女子	1,516	1,582
就業者	5,680	5,861
雇用者	4,597	4,764
失業者	440	370
非労働力人口	5,329	5,429

出所: Canadian Labour Gazette.

第58表 移民(入国)労働者数の推移

	総数	製造業
1953年	91,133	26,492
1954年	84,376	25,699
1955年	57,987	15,117
1956年	91,039	29,264
1957年	151,511	54,376
1958年	63,078	17,476
1959年	53,551	12,792

出所: Canadian Labour Gazette.

もれていない。六〇年二月には、女子の労働力率は二七%と最高記録に達した。このほかカナダでは移民も労働力増加の一因となっており、五九年中労働者として移民した者の数はほぼ五万人で、五七年の一五万人に比べ三分の一に減少しているが、それでも労働力増加分の約三割をなお占めている。将来移民については多少の減少は見込まれようが、成人人口の方は増加し続かざるを得ない状態にある。それに農林業就業人口はここ数年大幅に減っており、産業構造の変化が目

築、道路その他の公共建設が実施されたため雇用も改善されたのであるが、他方民間非居住用建設について、セント・ローレンス航路開発、油送管敷設、発電所建設のような公共建設計画が、すでに着手されていた新規工事よりも優先して行なわれたことにより、五九年中も減退し続けたことがひとつの大きな理由ともなっている。年末から六〇年にかけて更に一段と住宅建設の減少があつて、このため建設業のみならず雇用情勢全般はふたたび悪化しつつある。冬季末期の六〇年四月の失業者数はなお五万七千人を数えて失業率八・三%の高率を示している。五九年中失業状況が改善されたとはいへ、一九五六年には失業率三・二

%、更にさかのほれば五三年には僅か二・六%という低率であつたのだから、ここ数年の失業にはかなり根強いものがあると思ふ。経済が比較的順調に成長しているにもかかわらず、失業がこのようにふたたび高率を示すようになったについては、労働力人口の増加を一つの基本的要因に挙げることができよう。カナダの労働力人口は、一九五三年の五四〇万から五九年には六二〇万と、六年間に八〇万、約一五%も増加している。五九一年間でも一〇万以上増加したが、この増のうち五六%は女子が占めており、ここでも女性の職場進出の拡大による女子労働力の著増という世界的傾向に

することがカナダ経済にとつても重要な問題であるとの警告を発するに至るや、各方面でカナダ経済の基本的なあり方をめぐつて種々の論議が行なわれるようになった。いづれにしてもカナダ経済は対米経済依存度が強いだけに、米景気の動向に対し深い関心を示さざるを得ないことは事実である。

二 雇用および失業

五九年の雇用情勢は、生産活動の活発化にともない特に上期には好転した。失業者は年初来目立つて減少に向か

第54表 雇用と失業の推移

	雇用指数 (1949=100)		失業者数 (千人)
	総数	製造業	
1954年	109.1	107.3	(3月) 562
1955年	112.9	109.8	(3月) 629
1956年	120.7	115.8	(3月) 527
1957年	122.6	115.8	(3月) 588
1958年	117.9	109.8	(3月) 857
1959年	119.7	111.1	
1959年 1月	113.7	107.5	786
2月	113.0	107.5	791
3月	113.7	108.4	798
4月	115.7	109.5	781
5月	119.6	111.7	660
6月	123.5	114.2	483
7月	123.1	112.2	309
8月	124.2	113.5	292
9月	125.6	115.3	268
10月	124.4	113.9	258
11月	121.8	110.6	303
12月	118.3	108.5	503

出所: Canadian Labour Gazette.

い、九月には二六万八千人と一月の七八万六千人に比べて半減した。その後一〇月以降米鉄鋼ストのほか、冬期に入つて戸外労働減少という季節要因が加わつて、例年と同じく雇用の減退傾向を示したが、一方公共投資の増加もあつて、一二月の失業率は五・九%に押さえられ、五八年一二月の七・二%に比較してかなり低い水準を保つことができた(五九年最低時は九月の三・四%)。年平均でも五八年の六・七%に対し五九年は六・七%であつた。雇用指数は、全産業および製造業のいずれも五八年より上昇した。しかし、五七年から五八年にかけての大規模な景気後退が雇用に与えた影響は相当に強かつたため、五八年に比較すれば改善されたというものの、五九年中には景気後退に入る以前の状態には回復することができなかった。後退前のは水準を取り戻したのは、影響が割合少なかったサービス業と商業ぐらゐで、製造業では、鉄鋼が目ざましい回復を示したほか、全体としては過去二年間の雇用減退を回復しきつていない。景気後退の影響をもつとも強く受け極めて大幅の雇用減退を余儀なくされた建設業は、年平均では五八年水準をしのいだけれども、年末に向つて再び減少傾向をたどり始めた。これは、五九年上期には、大量の住宅建

第58表 産業別労働時間及び賃金

	週労働時間		時間当り賃金		週当り賃金	
	1959年1月	1960年1月	1959年1月	1960年1月	1959年1月	1960年1月
	時間	時間	カナダドル	カナダドル	カナダドル	カナダドル
鉱業	41.7	41.3	2.01	2.08	83.84	85.83
製造業	40.6	40.7	1.70	1.77	69.28	71.96
建設業	39.8	40.2	1.82	1.94	72.75	78.08
運輸業	44.6	43.8	1.72	1.81	76.81	79.28
サービス業	38.8	39.0	0.99	1.02	38.53	39.84

出所：Canadian Labour Gazette.

比較的低いサービス業では三セントの上昇に押さえられている。

(二) 労働時間の動向

労働時間は年々減少してきている。これを製造業の工場勤務者のうち一週間の所定労働時間が四〇時間未満の者、四〇—四四時間の者の割合の推移によつてみると第59表のとおりである。

週四〇時間以下の労働者数は五九年には前年より三%増加したのであるが、それ以前の増加の割合に比べると、やや鈍っている。それと同時に平均実労働時間の方も第57表に

第59表 週所定労働時間の推移

年次	週40時間以下の労働者	40時間を超え44時間以下の労働者
1955	58%	11%
1956	62%	11%
1957	66%	11%
1958	70%	9%
1959	72%	9%

(三) 有給休暇

カナダ労働省は、一九五八年から五九年にかけて労働条件の面でもつとも顕著な変化があつたのは有給休暇であるとして、具体的には、二五年の勤務の後に四週間の有給休暇を付与される労働者の割合が、工場勤務者で二四%、事務職員で二六%といずれも前年の約二倍となつたことを挙げてゐる。工場勤務者の有給休暇の付与日数および資格年数を一九五五年と五九年とについて比較してみると第60表および第61表のとおりである。

右によれば、三週間の有給休暇を与えられる者も五五年

みられるように、五八年の四〇・二時間から、五九年一月には四〇・六時間、一二月には四〇・七時間と若干増加しているが、これは経済情勢の好転に応じて超過勤務時間が増したためと推測される。なお週五日制を適用される労働者は、五九年においては九〇%に達し

に見えて進行しつつある。更には技術革新の進展にともなう生産性の向上により人員増加を必要としない傾向が強まりつつある事情の下で、カナダの雇用情勢はやや困難な段階に遭遇している。

三 労働条件

(一) 賃金の動向

製造業について賃金の動向をみると第57表のとおりである。一九五八年の経済回復過程においてみられた賃金の上昇傾向は五九年にも引継がれた。五九年四月には週当り賃金が初めて七〇ドル台に乗り、六〇年一月には七一・九六ドルとなつて、五九年一月との間の一年間に二・七ドル近くの賃金上昇があつた。四九年基準の賃金指数の動きでも、同じ期間に六・四ポイント上昇した。そして、物価の上昇が緩やかであつた(物価指数一・四ポイント増)ために、実質賃金指数は年間三・六ポイント上昇し、ここ数年珍らしく高い率を示した。

その他の産業の賃金は第58表に掲げたとおりであるが、五八年僅か二セントの増で振わなかつた建設業が年間時間当り一二セントも上げ、鉱業、製造業、運輸業とともに賃金上昇力を回復したことが注意される。その反面、賃金の

第57表 労働時間と賃金 (製造業)

	週実労働時間	週当り賃金	指数 (1949年=100)		
			週当り賃金指数	消費者物価指数	実質賃金指数
1954年	40.7	カナダドル 57.43	137.6	116.2	118.4
1955年	41.0	59.45	142.4	116.4	122.3
1956年	41.6	62.40	149.5	118.1	126.6
1957年	40.4	64.96	155.6	121.9	127.6
1958年	40.2	66.77	160.0	125.1	127.9
1959年 1月	40.6	69.28	166.0	126.1	131.6
1960年 1月	40.7	71.96	172.4	127.5	135.2

出所：Canadian Labour Gazette.

況には前年に比べ大した変動が見られない。しかし、組織労働者数が僅かに五千人増したにすぎなかったのに、雇用労働者数が大幅にふえているために、組織率は三三・一%と前年を下廻った。単位組合数は六、七六三組合、組合員総数は一四六万弱である。

主要中央団体としては、カナダ労働会議(CLC)とカナダ・カソリック労働総同盟(CCCCL)とがあるが、この二つで全組織労働者の八五%を集めている。両者を比較すれば、CLCが全組合数の八〇%を占めるに対しCCCCLはそのほぼ一〇分の一の組織規模であるが、五九年調査では、CLCは傘下組合の組織拡大や新規加盟組合があつたことで前年より一万人勢力を増したが、CCCCLの方は組合数は一〇組合増加したのに組合員数は七千人減という結果がでている。

カナダでは、米国の地理的、経済的に密接な関係を反映して、AFL・CIOに加盟する組合の多いことが組織上の特色となつていて、CLC加盟組合のうちでもその大半が同時にAFL・CIOに加盟しており、五九年も前年より二%下つたが七八%に及んでいる。AFL・CIOにのみ加盟する組合の組合員は約二万であつて、これとCLC同時加盟組合員約九〇万とを合計すれば、約九二万の労働者がAFL・CIOに所属していることとなる。カナダ、米国の両国にわたる組織をもつ組合は普通国際組合

と称されているが、CLC、AFL・CIOのいずれにも加盟しない国際組合の組合員がなお約八万人あることを考慮すると、およそ一〇〇万、全組織労働者の三分の二以上が米・加国境を超えて活動する組合に加入しているのである。

第63表 加盟団体別組合数 (1959年1月)

	単位組合数	組合員数
カナダ労働会議(CLC)	5,605	1,153,756
AFL・CIOにも加盟	3,854	897,110
CLCのみ加盟	1,751	256,646
カナダ・カソリック労働総同盟(CCCCL)	459	97,092
AFL・CIO直接加盟	57	18,699
非加盟国際組合	274	80,802
非加盟全国・地域組合	263	73,595
独立単位組合	105	34,632
計	6,763	1,458,576

出所：Labour Organizations in Canada, 1959.

第80表 有給休暇調査

	1955年	1959年
有給休暇2週間	92%	96%
資格勤務年数1年以下	15%	23%
" 2年	11%	14%
" 3年	27%	29%
" 5年	35%	27%
" その他	4%	3%
有給休暇3週間	60%	76%
資格勤務年数10年未満	1%	5%
" 10年	2%	9%
" 11年—14年	1%	5%
" 15年	43%	50%
" 20年	6%	3%
" その他	7%	4%
有給休暇4週間	7%	28%
資格勤務年数25年	6%	24%
" その他	1%	4%

(注) 二週間未満とは勤続が将来長くなつても二週間以上は付与されない制度下にあることを示し、以下之にならう。従つて59年の三週間以上48%と云うのは48%が現実には3週間付与されたと云うことではなく、現実には又は将来の勤続如何によつては三週間以上付与される可能性があるが四週間以上にはなり得ない制度下にあるものが48%であることを示す。

第62表 組合員数及び組織率の推移 (各年1月)

年	組合員数 千人	非農林業 労働者数 千人	組 織 率
1921年	313	1,956	16.0
1931年	311	2,028	15.3
1941年	462	2,566	18.1
1946年	832	2,986	27.8
1951年	1,029	3,625	28.6
1952年	1,146	3,795	30.2
1953年	1,220	3,741	32.6
1954年	1,268	3,779	33.5
1955年	1,268	3,791	33.4
1956年	1,352	4,085	33.1
1957年	1,386	4,305	32.2
1958年	1,454	4,299	33.9
1959年	1,459	4,412	33.1

出所：Labour Organizations in Canada, 1959.

四 労働組合と労働争議

(一) 労働組合の動向

一九五九年一月の労働省調査によると、労働組合組織状

の六〇%から五九年には七六%に増加しているが、資格年数の面でもこれが縮少されてきていることがわかる。たとえば、一五年未満勤務者で三週間の休暇を得る者は五五年には四七%であつたのに、五九年には六九%にまで上昇している。

第64表 ストライキとロックアウト

	年間発生件数	継続件数	参加人員	労働損失日数
1955年	149	159	60,090	1,875,400
1956年	221	229	88,680	1,246,000
1957年	242	249	91,409	1,634,880
1958年	253	262	112,397	2,872,340
1959年	202	217	99,872	2,386,680

出所：Canadian Labour Gazette.

(注) 労働損失日数10日以上の場合の作業停止事件である。

第65表 協約交渉の終結段階 (1959年)

終結段階	件数	適用労働者数
自主交渉	130	199,460
あつせん官	40	49,830
あつせん委員会	20	15,780
あつせん後の交渉	23	51,020
作業停止	11	44,350
計	224	360,440

出所：Canadian Labour Gazette.

(注) 適用500人以上の協約交渉。建設業を除く。

(二) 労働争議

一九五九年におけるストライキとロックアウトの発生件数は二〇二件、参加人員数は九九、八七二人、労働損失日数は二三九万日で、争議が極めて活発だった前年に比較すればいづれも減少している。ただ、労働損失日数が二〇〇万日台でなお相当に高い水準を示し、特に七月、八月の二カ月に一四〇万日を数えていることが注目されるが、これは、ブリティッシュ・コロンビア州、ニューファウンドランド州において二カ月にわたる大規模な木材労働者のストがあつたためである。これを除いて考えれば、五九年における労働関係は景気回復の過程の中で比較的平穏であつたといえよう。なお、第65表は、一九五九年中に調印を終えた主要な労働協約交渉について、終結段階別に整理したものであるが、作業停止まで行つたものは二二四件中一一件である。

第四篇 フランス

一 概況

フランス政府は一九五八年末に経済財政の健全化政策(ピネ・リュエッフ計画)を決定したが、一九五九年はこの政策を推進するためインフレの克服と財政均衡、海外收支改善をはかることとし、このため厳しい緊縮財政と物価、賃金の上昇抑制政策がとられた。

一九五九年初めは景気後退のため雇用情勢が悪化し政府の失業対策が重要視せられ、労働者の生活も物価の上昇により非常に苦しくなつた。しかし四月頃から景気回復の兆が見え生産活動が回復し始めると、労働需要がおおくなり賃金引き上げ要求が出されるようになった。

しかし政府は賃金抑制政策を堅持したので、賃金は秋までに約二・二%(前年は約三・二%)しか上昇しなかつた。このため労働者に強い不満が起り五月頃からは国有産業を中心とし、秋からは一般産業に賃金引き上げ攻勢が發生した。政府は直接賃金統制を行なわないで、賃上げの基

準を示して使用者側の自粛を要請するという方針、すなわち賃金の自主交渉を原則として認めるが、実際にはこれを制約するという政策をとつた。

二 労働経済

フランスの人口は、一九四〇年代中頃までは減少傾向にあつたが、末頃から増加し始め一九五九年まで毎年増加している(第66表参照)。総人口に対する経済活動人口の比率は一九五四年四五・六%、一九五八年四四・五%

第66表 人口(推定)

年度	人口数
1950	41736
1951	42056
1952	42360
1953	42652
1954	42951
1955	43279
1956	43648
1957	44091
1958	44584
1959	44970

[注] 単位千人

[出所] 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics (1960年4月号)

第67表 フランスの人口および経済活動人口

調査年	総人口	経済活動人口	総人口に対する経済活動人口のみ %
1954	42,763,280	19,494,380	45.6
1958	44,328,100	19,711,200	44.5

〔出所〕 I.L.O. 発行1959年労働統計年報

第68表 フランスの経済活動人口の構造 (1957年)

	男	女	計
農林漁業	3,272,000	1,767,000	5,039,000
鉱業土石採取	384,000	14,000	398,000
製造業	3,550,000	1,628,000	5,178,000
建設業	1,385,000	61,000	1,446,000
電気ガス水道	121,000	16,000	137,000
商業、サービス	3,378,000	2,868,000	6,246,000
運輸倉庫通信	824,000	178,000	1,002,000
失業者	72,000	78,000	150,000
計	12,986,000	6,610,000	19,596,000

〔出所〕 I.L.O. 発行1959年労働統計年報

で、一・一%低下した(第67・68表参照)。 (右の二表の中人口(推定)表の人口がおおいは海外駐在軍隊を含むためである)。

工業生産指数は、総合で一九五九年が一九五八、前年を八ポイント上回った。(第69表参照)(一九五三年=100)部分別に見れば電気、ガスが最もおおく上昇し、次は製造業、鉱業、建設業の順となっている。

農業以外の雇用は、一九五三年を基準として一九五九年は一〇五で前年より二ポイント低くかつた。製造業の雇用

もこれと全く同じであった。失業者数は、

一九五九年一月から三月まで増加し続けその後次第に減少に転じたが、前年同月に比較して六月までは二倍余り、最も低い一二月でも四割増であった。(第70表参照)一九五九年春の雇用事情がいかに悪化したかの例も挙げて見よう。二月に国有航空機製造会社(SNECMA)は政府補助金の削減のため、二事業所の労働者を解雇した。イゼール県

第70表 失業手当受給者数 (単位千人)

	1958	1959	対前年増減率
1月	19.6	36.9	+ 88.2%
2月	20.5	44.2	+ 115.6
3月	20.5	44.8	+ 118.5
4月	19.5	42.5	+ 117.9
5月	18.2	39.6	+ 117.6
6月	16.7	34.9	+ 108.9
7月	15.4	30.4	+ 97.4
8月	15.6	30.4	+ 94.9
9月	15.9	29.6	+ 86.6
10月	17.6	32.1	+ 82.4
11月	21.9	35.1	+ 60.3
12月	28.0	39.5	+ 44.1

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics より

では二つの人造織維工場が閉鎖され、ダンケルクの船舶修理会社、ネベルの家庭用暖房器具製造会社、ナントの造船所でも大量の解雇があつた。このような訳で労働省は二月末に失業対策を発表し、全国労働力諮問委員会を設置して雇用問題を研究することになった。

当時政府は失業対策として労働力過剰地域における工場の新設や生産転換の企業に融資したり、短期訓練所の拡充や企業の臨時職業訓練所への転換などによる訓練の強化普及等を行なつた。

夏頃から失業者は減少し始めたが最低の一二月でも前年同月を四四・一%上回つていた。週実労働時間は一九五八年が四五・一時間、五九年は四四・八時間で〇・三時間の

第72表 フランス製造業の賃金

年	1時間当りフラン
1952	120.7
1953	124.2
1954	131.5
1955	141.5
1956	152.4
1957	164.4
1958	183.8
1959 3月	192.1
6月	195.1
9月	196.9

〔出所〕 I.L.O. 発行1959年労働統計年報

第71表 週実労働時間

年	時間
1955	44.7
1956	45.4
1957	45.7
1958	45.1
1959	44.8
1959 3月	44.3
6月	45.2
9月	45.2
12月	45.2

〔注〕 給料被用者を含む

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics

製造業の賃金は、一九五九年三月一九二・一フラン(一時間)六月一九五・一フラン、九月一九六・九フランと僅かに上昇した(第72表参照)。これは政府の賃金抑制政策に

減少であつた(第71表参照)。

よるものと見られる。フランス政府は無秩序な賃金引き上げ競争を惹起し、構造的不均衡を拡大するような賃金の自由放任主義に反対した。ド・ゴール政権下の総合経済財政政策は、共同市場の発展に伴なう国際競争力の強化と経済の体質改善を目標とするものであるから、生産費の引き下

げと生産性の向上におおきな関心が払われた。従つて全般的な賃金引き上げは労務費の上昇、製品価格の上昇、生計費指数の上昇、最低賃金の改訂、一般賃金水準の上昇ということになり、生産費の引き下げと物価の安定という目的に反する。

一九五九年五月開かれた経済審議会でドブレ首相は賃金政策について次のように述べた。「フランスはこの数年来名目賃金の上昇率が経済の上昇率を上回っている唯一の国である。われわれは必要な限度に賃金上昇を抑さえ、生産性を最大限に向上させるといふ国家的急務を課せられている。賃金を野放ししておくことはできないが、しかし統制も考えていない。経済が健全であるためには、賃金の上昇は生産性と生産能力の上昇に見合うものでなければならぬ。生産性向上の第一の受益者はその実現に貢献した労働者でなければならない」。しかし労働者は政府のこのような政策に不満を持ち、その変更を強く要求した。政府と労働組合との対立は景気の回復とともに深まり、国有鉄道を中心とする争議や組合大会における決議において反政府的態度となつて現われた。

卸売物価指数は、一九五八年に一三三ポイント上昇したが、一九五九年には五ポイント上昇したにすぎなかつた(第73表参照、一九五三年=100)。生計費総合指数は一九五八年の上昇一五ポイント(第74表参照、一九五三年=100)

一九五八年末の政府の経済財政健全化計画には物価と賃金の安定、民間および政府消費の抑制、増税、社会的支出の若干の削減、企業に対する補助金の廃止などが含まれていた。政府は一九五九年初めに物価と賃金に対して次のような措置をとつた。

まず一〇〇億フランの石炭食糧に対する補助金の支給を打ち切り、これにより赤字となつた国営産業の製品およびサービスの上昇を認めた。従つて電気、ガス、国鉄運賃、タバコ、郵便、新聞など一般大衆の日常生活に大きな関係のある物価が軒なみに跳ね上ることになつた。次いで国内需要の引き締めにより物価の自然安定をまつというのが政府の政策であつた。しかしこれは労働者にとつて耐乏生活を強いる苦しいものであつた。

他方、政府は物価上昇により大きな犠牲を受ける低賃金労働者を保護するため、最低保障賃金の引き上げを約束し、公務員の給与を二月一日四%引き上げ、老令年金を一月一日五、二〇〇フラン増額することにした。

しかし政府は賃金の全般的な上昇を誘致する従来の最低賃金政策には反対で、最低賃金層のみの賃金引き上げ措置をとつた。すなわち最低賃金の自動スライド制を一時中止するとともに、労使間の交渉により締結された協定および今後締結される協定には、賃金のスライド条項を入れてはならないとした。

第73表 卸売物価指数 (1953年=100)

年	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959
1959 3月	125						
6月	124						
9月	127						
12月	130						

〔出所〕国連発行 Monthly Bulletin of Statistics (1960年4月号)

第74表 フランス (パリ) 生計費指数 (1953年=100)

年 度	食 料	
	総 合	食 料
1953	100	100
1954	100	98
1955	101	99
1956	103	101
1957	106	102
1958	121	121
1959	129	124
1959 3月	128	124
6月	128	121
9月	129	125
12月	131	127

〔出所〕国連発行 Monthly Bulletin of Statistics (1960年7月号)

これに対して一九五九年は八ポイントにすぎなかつた。これから見れば政府の物価政策はかなり成功したものと見えるであろう。労働者の摂取カロリーは一九五八年二、九一〇カロリーであつた。パリの家計費(筋肉、精神両労働者)は、一九五四年の調査で、支出が八四万三、四六八フラン、その内訳は食料費が四九・六%、光熱費一六・八%、衣服一〇・六%、その他二二・九%であつた。

これまでの最低賃金制によれば、物価指数が二%上昇して二カ月間それが続くならば、自動的にその翌々月から物価上昇率だけ最低賃金は引き上げられることになつていった。これは労働組合の強い要求によるものであつたが、識者の中には経済安定の見地から批判的な者もおおかつた。

政府は最低保障賃金の引き上げを約束したが、時期は政府が別に決定し(一月に実施)、引き上げ率も物価との自動的リンクをとらないことにした。また最低保障賃金の引き上げにより直接恩恵を受ける労働者は極く一部であるが、おおくの協約は物価指数および最低保障賃金の上昇率と各職務の賃金とをリンクさせていたので、間接的には物価上昇、最低保障賃金の上昇は、全労働者の賃金の上昇をもたらすことになつていた。ところがスライド制の適用を禁止された労働者は物価上昇に対して無防備となり甚だ不満であつた。

三 労働争議

このような訳で四月には国有ガスおよび電力公社従業員の間で三日間にわたる争議が発生した。しかし供給業務は確保されたので一般利用者は影響を受けなかつた。フランス・キリスト教労働総同盟加入鉱山労働組合は首相との会談で労働時間の短縮、月間保障賃金制、補足的退職年金制度

第75表 労働争議

年	件数	参加労働者	損失日数
1937	2,616	233,777	-
1938	1,220	1,133,461	-
1952	1,749	1,155,202	1,732,577
1953	1,761	1,783,693	9,722,111
1954	1,479	1,318,947	1,440,145
1955	2,672	1,060,613	3,678,706
1956	2,440	981,676	1,422,539
1957	2,623	2,963,837	4,121,317
1958	954	1,112,459	1,137,741

〔出所〕 I.L.O発行 Year Book of Labour Statistics 1959

要求をした。またフランス労働総同盟および「労働者の力」派の指導する金属工業労働者の時限ストが行なわれた。五月には国有電力およびガス公社従業員、郵

便局員の賃金引き上げ要求、国家および地方公務員の動き、フランス放送技術者や航空機製造企業のスドなどがあつた。地下鉄のスドでその運行は二四時間完全に停止した。六月に行なわれた国有鉄道のスドは最も大きかつた。国有鉄道は一年半以前に、民間企業より賃金が二〇%低いことを理由に賃金引き上げ要求を出していた。政府はこの事実を認めながら、一九五八年初めに九%の賃金引き上げを行なつただけで、残りの一一%は財政経済政策を理由としてこれを認めなかつた。そこで労働組合は残りの一一%を

要求したのであるが、政府としては大幅の賃金引き上げであり、既定の経済財政政策に矛盾するのでこれを認めるわけにはいかなかつた。六月四日に国有鉄道の調停委員会が招集されたが、労使の意見が一致しないで不成功に終つた。組合は今後の活動について協議した結果六月一六日の四時から正午までストを決行することになつた。

ところが事態の重大なことを認めた政府当局は六月一三日国有鉄道従業員に官報をもつて次のような徴用令を發動した。「国有鉄道従業員の出勤が業務の継続に必要な欠くべからざるものとみなし、これらの従業員を徴用する政令」。左の者はその職務についている場所において一九五九年六月一六日中集团的徴用の状態におくものとする。(1)すべての業務部門において等級一六以上の者、(2)開発、資材、けん引、乗物および建造物、パリ市内運送業に關係する業務を行なう常勤職員および補助職員。(3)この命令の違反者には六、〇〇〇フランから一八〇万フランまでの罰金または一カ月以上一年以下の禁固刑が課せられることになつている。

徴用令は第二次大戦後運輸、電気、ガス、郵便の従業員に發せられ、一九五三年国有鉄道従業員に發動されたときは、命令違反者が三万人近く出たが、政府は恩赦令を發してマルセイユの船舶修理ドックの労働者は生産の減少による解雇に反対し、マルセイユの金属工業労働者はフランス労働総同盟の指示により一時間のストを行なつた。九月にはパリ地域の自動車およびオートバイ工業のフランス労働総同盟加入組合は賃金引き上げ、週四〇時間労働、失業保障賃金制度の確立と自動車工業の減免税を要求した。一〇月にはフィニステールの農業従事者は、農産物価格の値上げとその価格指数方式の設定を要求して、路上にバリケードを作り交通を遮断した。

「労働者の力」派組合の普通職員・幹部職員労連は、年間五〇万フランの最低賃金制を要求した。銀行職員は賃金引き上げ要求を審議するために全国労使合同委員会を一〇月中に招集することを要求しパリのブルム広場で示威運動を行なつた。一月には銀行業全国合同委員会で、使用者は一九六〇年一月から三%の賃金引き上げを行なうことを提案したが、労働組合はこれを不満とした。

その他金属工業、製粉工業、織維工業でも労働者の不満の声が高まつた。フランス労働総同盟、フランス・キリスト教労働総同盟は統一行動を起こし、比較的穩健な「労働者の力」派も統一行動に参加することもあつた。

次に国有企業については、去る六月国有鉄道にストが發生しようとした時、政府は秋に賃金引き上げを行なうことを約束してストを回避したことは前述の通りであるが、国

て処罰をしなかつた。

これに対して国有鉄道の労働総同盟、キリスト教労働総同盟、「労働者の力」派は会議を開いて次のような声明を發表した。「こうした条件の下で組合はストを回避するためには去る六月四日の調停不成立調書の中で、政府は一九五九年中に賃金および退職手当について何等の措置をとることを考えていない、と述べた態度を変更すればよい。組合としては政府が鉄道従業員の給与問題を再びとり上げることを承認するならば、スト指令を撤回する用意がある」。しかしして同日午後国有鉄道担当の公共事業大臣は組合代表を招いて「政府は一般経済情勢および国有鉄道の財政状態を考慮して一九五九年の最後の二カ月間に賃金を検討することに反対しない」と言明したので、ストは回避された。

政府の新政策に対する労働者の不満は次第に高まり一九五九年後半には各方面に賃金引き上げと雇用の安定を中心とするストが相次いで発生した。使用者側も需要の増大と労働力不足に当面して賃金引き上げに敢えて反対しなかつた。

民間企業では、七月にシオタ造船所で賞与と賃金引き上げを要求してストを行なつた。カルカソンの航空機製造会社では四〇〇人が長期ストに入つた。組合の要求は賃金引き上げと補足的退職年金庫への加入であつた。八月に

有企業の賃金を引き上げると公務員全体の賃金を引き上げざるを得なくなることを恐れて、政府は賃金引き上げ率を二%ないし二・五%に抑えておこうとした。一〇月一五日に国有鉄道の労使合同委員会が開かれたが意見が一致せず、一月二〇日に開かれた同委員会でも意見が一致しなかつた。そこで政府は一九六〇年一月に二・八%、同年一月に三%の賃金引き上げを行なうことを提案したが、組合はこれを不満としストを行なう用意のあることを示した。一〇月にはガス、電力公社の従業員は、過去二年間要求してきたにもかかわらず当然あるべきはずの賃金水準より二五%も低いから、これを是正して民間企業と同じ水準にすることを要求して、パリ市庁前で統一デモを行なつた。これらのほか一月にはフランス航空の地上勤務員のスト、アルザス苛里鉱山のスト、銀行(国有化されたもの)職員のストなどがあつたが、いずれも賃金引き上げと週四〇時間労働の要求であつた。

最後に公務員について見てみよう。七月末にラジオ技術者は国立放送局当局に賃金引き上げを要求し、郵便配達夫は土曜日の午後の配達を廃止することを要求してストを起し、八月にはパリ市水道局従業員は仕事が無重であることを理由として、二万フランの特別賞与を要求した。

公務員は以前から国有企業との賃金の均衡と最低階級の基本給の引き上げを要求してきたが、組合相互間の足なみ

がそろはないで闘争は盛り上らなかつた。そこで各組合は個々の立場から要求を闘かうことになり、例えば「労働者の力」派は基準給与の引き上げ、月額四万五、〇〇〇フランの最低保障賃金、退職年金の増額を要求したほか、一月開催の「労働者の力」派公務員組合大会はスト決行の決議を採択した。このような情勢であつたので、首相は「労働者の力」派およびフランス・キリスト教労働総同盟の公務員代表と会い、直ちに賃金改訂を行なうことはできないが、一九六〇年に入つてからその時の経済情勢を考慮して再検討することを約束した。

四 労働組合の大会

第六回CGT・FO大会

労働総同盟労働者の力派(CGTF・FO)の第六回全国大会は一九五九年四月パリで開催された。この大会には一〇〇一名の代議員のほか欧州経済共同体、国際自由労連、一五カ国の組合代表者などが参加した。

まずポテロー書記長は一般報告書を提出して、アメリカの自由主義ともまたソ連の全体主義とも異なる独特の経済体制を持つ統一ヨーロッパを作るために努力すべきであると述べ、アフリカやアルジェリア問題、経済、社会情勢を検討し、反動と冒険との間の中庸をとらなければならない

と論じた。採択された主な決議は次のようである。

経済問題—政府の計画した措置は経済的にも社会的にも一歩後退である。この措置は労働者の将来を不安にし、失業を発生させることになる。投資もまた不十分である。第三次近代化計画に定めた重点に従つて早急に近代化を推進する必要がある。従つて当組合は労使共同管理の、自己資金を有する全国投資基金を設置して、消費者の犠牲による産業による勝手の投資を抑えるようにすることを主張する。完全雇用と購買力は資本主義の無制限の活動では維持されないので、経済を指導調整しなければならぬと確信する。

また経済の発展が必要であるが、これは近代化、技術の発達、拡大の回復によりこれを推進すべきである。また監督者、調査技師、専門家、高級熟練工の養成を強調した。

完全雇用—一九五八年一二月使用者団体とフランスの三中央労働団体との間に、新しい失業保険に関する協約が締結されたのを是認し、国营失業保険給付を生計費の上昇に調子を合せて引き上げ、不完全就業に関する規定を緩和し、農業労働者を含む全労働者にも拡張適用することを要求した。しかし主たる目的は完全雇用の実現であるから、労働者の訓練や失業者の職業紹介を確実に行なう必要がある。労働争議と調停委員会に関する法規を改正して、委員会がすべての種類の労働者の争議を管轄できるように権限

を拡張することにも関心を払つた。

高賃金と労働組合の統制—政府および使用者の賃金凍結政策に反対し、政府の労働協約への干渉、すなわち賃金を生計費にスライドさせて賃金の購買力を維持することを廃止させたことに不満を示した。均合いのとれた賃金引き上げは、労働者が生産に貢献した点は別として、社会正義のために絶対必要である。労働者は、週四〇時間労働を規定した法令による権利を放棄しないで、生計費に見合う賃金を獲得する権利を有し、また獲得することを決意した。最も基本的な要求は賃金を物価だけでなく、生産や生産性とも結びつけることである。

保障賃金は消費不足による危機を防止克服するに必要である。賃金の地域差は不公正で、国民経済に不利益であるから、これは廃止すべきである。労働者の「経営参加」政策は、重大問題の発生を回避する手段だけであればこれに反対する。農業の基本賃金は特別の立法によるべきでない。

共同行動—共産系CGTと共同行動をとらないように各組合に警告した。

第三二回CGT大会

第三二回労働総同盟(CGTF)大会は一九五九年六月パリ付近のイブリで開催された。CGT加盟七、七四五労働

組合（組合員総数一六二万四、三二二人）の中、六、三三五組合の代表者一、四三九人が参加した。世界労連（WFTU）および諸国の一二組合の代表者も出席した。

フラコン書記長は一般報告を提出したが、これは労働階級の重要利益に対する攻撃、労働階級の抵抗と闘争、CGTの要求と行動綱領、特に失業、アルジェリアの平和、平和政策の採用、軍備の大幅縮小、国有化の推進等に関するものであった。

行動綱領—CGTの要求と政策の全部にわたる行動綱領は、全員一致で採択されたが要点は次のようである。(a)賃金、給料、年金および家族手当の引き上げ、(b)労働時間の短縮、賃金を下げないで週四〇時間とする、週二日の休日、(c)失業対策、労働者に相当な生活をさせること、労働者の解雇を防止し、失業者の要求を獲得すること。(d)社会保障給付の改善、医療および医薬品を無料にすること、労働者の拠出を廃止して社会保障費は使用者と政府が負担すること。社会保障制度の管理に対する政府の干渉の中止、社会保障基金の加入者自身による管理、農業労働者を社会保障制度に加入させること。

経済、金融問題については、完全雇用を回復し、生計費を安定し、健全な通貨を維持することを主張した。このためには労働者の購買力を高めて国内市場を拡張し、外国貿易の均衡を回復することを主張し、いわゆるヨーロッパ統

合政策、貿易の自由化に反対し、外国貿易および資本の移動を嚴重に統制し、西欧、東欧、中共、低開発国などと相互、多角貿易をすることを要求した。世界労連とその産業別組合がフランスで活動することを禁止する命令は廃止すべきであると主張した。

決議は種々の問題について行なわれたが、主なものは年少者と徒弟、女子労働者の権利、要求および組織、社会保障、工場協議会、労使合同技術委員会、失業と完全雇用、補促年金制度、調停委員会、共済組合と入移民労働者等に関するものであった。

第三〇回フランス・キリスト教労働総同盟大会

同大会は一九五九年六月パリ付近のイン・レ・ムリノーで開催された。これには代表者一、二〇〇名が参加したほか、内外の組合からも代表者が出席した。

同総同盟名誉会長テツシーの開会の挨拶についてブラドー氏は演説をしたが、これにおいて民主主義と平和の二問題について強調した。民主主義については、「われわれは新しい政治組織に満足しておらず、かかる傾向を排撃する義務を負う、というのはこれは最近の社会の進歩に逆行するからである」と述べた。

低開発国への技術援助は「ひもつき」であつてはならない。これらの国の国民の福祉の向上を目的とすべきであ

五 労働関係法令

医療費等の払い戻し制限廃止および家族手当の改正に関する命令

一九五九年六月の命令により、一九五八年一二月の命令により定められた半年の医療費三、〇〇〇フランを越える部分については払い戻しをしない、という規定を一九五九年七月一日から廃止した。

家族手当では、一九五九年七月の命令は、一九五九年八月一日からセーヌ県における家族手当支給のための基本賃金を一九、〇〇〇フランから二一、〇〇〇フランに引き上げた。(基本賃金はセーヌ県について定められ、他の県はこれより何%づつかを減額する)しかし一回きりの所得手当と、労働していない母の手当は、減額されない地区で一八、〇〇〇フランで、従来どおりである。基本賃金が増額されたので家族手当は次のように定められた(減額されない地区)。

妊娠中の手当(月額)	フラン
初めの六カ月	五、二五〇
後の三カ月	二、六二五
出産手当	
最初の出産	四二、〇〇〇

る。この仕事には持てる国の労働階級は若干の犠牲をしなければならぬ。

次いでルワール書記長が前回の大会以後二年間の一般情勢を報告した後、次のような決議を採択した。

まず同総同盟が次第に組合員が増加し、勢力が強化したことを強調した。次ぎに労働者の購買力が低下したことに注目し、使用者の恣意的な措置から労働者を擁護するための対策を要求した。非生産的コストの引き下げ、年六%程度の経済発展、陳腐化旧式化した経済部門の徹底的調査分析、輸出の伸張等を要求した。傘下組合は家族手当の二〇%引き上げ、退職労働者の年金増額、賃金の団体交渉を自由にする、地域格差の廃止、週四〇時間労働をもとにした保障賃金を労働者に支給するため全国所得保障基金を設けること、低家賃住宅の建築、主として住宅と教育に充てるため少なくとも公共投資を一、五〇〇億フラン増額すること、等のために闘かうべきであるとした。

そして最後に世界の平和が軍拡競争によりおびやかされていることを広く訴え、飢える国民と先進国民との生活水準の開きの増大を、軍事費を削減してこれを低開発国に振り向けることにより抑さえることを要求している。

けられる。これらの労働者の賃金、給料、および労働者の通学の便宜等に対する国の責任に関する規則が制定されることになつてゐる。一定の場合には、農業労働者および手工業者は、借入れ金その他の便宜について優先権が与えられることになつてゐる。労働者昇進訓練を行なう企業は、規則の定めるところにより、徒弟税を免除される。

調整委員会の設置 法律の規定により一九五九年九月の命令により昇進訓練調整委員会が設置され、首相が委員長となつた。委員会は次の業務を行なう。

(a) 対策を提案し、命令草案について助言する。(b) 昇進訓練に必要な計画と方法およびその将来について研究する。(c) すべての段階の昇進訓練の推進に役立つ公私の措置を研究提案する。(d) 資金の使用について意見を述べ、年報を公表する。(e) 場合により地域または地区調整委員会の設置を提案する。

綜 合 経 営

肥 染 医 薬

料 品

工 業 材 料

薬 品

樹 脂

ア ル ミ ニ ウ ム

佳友化学

本社 営業工場 東京都千代田区北千代 五丁目一丁目三丁目
支店 大阪府大阪市東区大津 五丁目一丁目三丁目
支店 東京都中央区新富町 一丁目三丁目
支店 東京都中央区新富町 一丁目三丁目

その後の出産 二八、〇〇〇
 家族手当 (月額) 四、六二〇
 子供二人を扶養するとき 六、九三〇
 子供一人を増すごとに 一、〇五〇
 年令一〇才以上の子供に対する補足

労働者が無給休暇をとつて教育を受けることについての命令

一九五九年六月労働者が無給休暇をとつて入学できる教育機関に関する命令が公布された。

指定の教育機関は、CGT・FOの労働者教育センターと労働組合指導者訓練センター、フランス・キリスト教労働者同盟の労働組合研究訓練学校、監督者総同盟の労働組合指導者訓練センター、CGTの労働者教育センター、ストラスブルグ大学労働学部、在パリ労働者文化センターおよび在リール北仏労働者教育センターである。

一九五七年七月の法律は、教育を受けるための休暇日数は一年一二日で、これを一回または二回にとることができると規定している。この休暇は労働者の年次有給休暇から差し引かれないで、社会保障の給付および家族手当を受けられるための期間に労働時間として算入される。

労働者は入学しようとするときは三〇日前に使用者に申し出なければならない。使用者は生産に差し支えるときは

休暇を許可しないことができるが、これは工場委員会または職員代表の同意を要する。教育休暇をとれる労働者の最大人数は、その企業に雇用される全労働者二〇人について一人の割合である。

昇進訓練法

一九五九年七月労働者の昇進訓練に関する法律が公布された。この法律は過去一五年間の昇進措置を統合し、この方面における公私の発達を更に推進し、全国的な訓練制度にまで発達させようとするものである。

昇進訓練の目的と種類。職業訓練施設は労働者が高い地位または新しい職業に就くための訓練に使用する。昇進訓練は「普通」と「高等」に分ける。

(a) 「普通昇進訓練」は、熟練労働者と半熟練労働者を養成する第一段階と、技術監督者、中堅技術者および指導員を養成する第二段階とから成る。農業および手工業の訓練は別に規定されている。

(b) 高等昇進訓練は技師、上級中堅技術者、調査員、管理職員その他の分野の者に必要な知識と技術を労働者に授けるものである。この種の訓練所への入所は学校卒業免状の有無に関係なく、前段階の訓練を終了した労働者に開放されている。

昇進訓練奨励策。訓練所入所労働者は社会保障給付を受

第五篇 西ドイツ

一 概況

一九五九年の西ドイツ経済は年初と年末とは著しい相違を示し、年初の不況懸念も春頃からは急テンポな発展様相に転じ、五八年とは異つて五九年にはまたも大幅な経済の拡大がみられた。

総生産の動向をみると、五八年の六・七%増(暫定数値による)に対し五九年は七・五%増(第一次暫定数値による)となつてゐる。これは名目値であるが一九五四年価格による実質価格で見ると五八年の三・〇%増に対し五九年は五・七%増と増勢が二倍近く強まつた。この五九年の実質増加率は五五年の一・五%、五六年の六・九%の各増に比べればかなり小さいが五七年の五・四%増をやや上回つてゐる。

また産業別にみても、五八年には石炭、鉄鋼、造船、繊維、皮革などの分野で生産が低下したのであるが、これらも石炭をのぞき五九年春頃から回復に向い、繊維、鉄鋼の

生産は年平均で五八年水準をかなり上回つた。このため鉄工業生産は五八年の二・九%増から、五九年には七・一%増へと増勢を強めた。

このような生産活動の大幅な増大にもなつて、労働面においては従来からの完全雇用的状態が一層強まり、このため求人難が一段と問題になつた。

一方、年初にみられた不況懸念も短期間に霧消するとともに、逆に秋頃からは早くも景気の過熱が論じられることとなつた。この背景は、完全雇用的状態が一層強まつて労働力需給が一段と緊張してゐるうえに、消費者物価を中心物価が上昇の気配をみせはじめたこと、ならびにこの物価騰貴ともからんで労働組合の賃金引上が一層の強まりをみせようとしてゐることである。西ドイツ経済にとつては、物価と賃金の動向が大きな関心事となつてゐる。こゝにいつた事情のもとで、連邦銀行は九月、一〇月とあいついで公定割引歩合の引上げをおこない、景気の予防的引締政策にのり出したのである。

景気の引締政策についていえば、五九年九月四日に連邦

準備銀行の公定割引歩合は二・七五%から三%に引上げられ、ついで一〇月二三日には三%から四%に、そしてさらに一九六〇年六月三日には四%から五%に引上げられ、この結果、公定割引歩合は一九五六年末の水準に復帰したところとなる。このほか、公開市場における買入割引率の引上げや金融機関に対する連邦銀行の再割引率の削減などがいくたびか実施され、金融機関の資金の流動性の抑制による経済の過熱の防止が試みられてゐる。

二 生産活動

一九五九年における生産は、発展のテンポがやや劣えた五八年の約二倍半に達する大幅な増大となつた。勿論このような拡大の基礎は、需要面の増大にあるが、これを製造業における新規受注についてみれば、五八年の一%減に対し、五九年は二三%に達するいちじるしい増大となつてゐる(第76表参照)。

このような新規受注の大幅な増大に支えられて、鉄工業生産は一九五八年の対前年比約三%増から五九年には約七%増の大きな上昇を記録することとなつた。産業別には製造業の増大がいちじるしく、五八年の三・三%増に対し、五九年には七・九%増に飛躍した、そのなかでも鉄鋼や化学の基礎資材生産部門の伸びが顕著であり、この部門は五

第76表 生産指数の動向 (1950年=100)

	生産指数の動向 (1950年=100)			
	鉄工業	鉄業	製造業	建設業
1955年	179	136	183	173
1956	193	143	197	181
1957	204	147	209	177
1958	210	147	216	183
1959	225	142	233	213
	〔対前年比〕			
1956年	+7.8	+5.1	+7.7	+4.6
1957	+5.7	+2.8	+6.1	+7.8
1958	+2.9	± 0	+3.3	+3.4
1959	+7.1	-3.4	+7.9	+16.4

出所 Wirtschaft und Statistik

八年の二・五%増から五九年の一・二・三%増に上昇した。とくに鉄鋼は、五八年には八・九%におよぶ大きな減産となつていたが、五九年の春頃から急速な立直りをみせ、五九年平均では一・四%という大幅な増大となつた。消費材部門についても、繊維産業の不振によつて五八年は一・一%の減少であつたが、五九年は六・〇%の上昇となつてゐる。繊維は、五九年初ではまだ前年同月の水準をかなり下回つていたが、鉄鋼と同じく五月頃から前年同月水準を上回りはじめ、年平均で見ると、五八年の六・〇%減から五九年の三・八%増に変化してゐる。投資材分野については、五八年の七・一%増から五九年の八・一%増と、引つ

づき堅調な上昇がつづいている。
建設業についても、五八年の三・四％増から五九年の一六・四％増に大きな上昇がみられた。

このように製造業全体の生産水準は大幅な上昇を記録し、また、五八年において不況を経験した鉄鋼や繊維も立直りをみせたが、石炭のみは依然として不振を脱していない。石炭の五八年における対前年比は一・六％減であったが、五九年においても鉄鋼など石炭大口需要分野の回復や諸不況対策の実施にもかかわらずいぜん六・四％の生産減退がみられ、世界的なエネルギー転換を背景とする石炭産業の不振の根強さを物語っている。このため鉱業全体の生産も、五八年には前年と同一水準を維持したが、五九年には三・四％の減少となった。

なお、前にのべたように五九年後半から景気の過熱が論議され、その予防策が金融面であいついで取られているところであるが、六〇年に入ってから生産はいぜん上昇をつづけている。鉱工業の六〇年一―四月平均の生産水準は、前年同期に比べ一・二・四％増の高水準である。ただ石炭産業のみはいぜん前年同月水準を下回っており、六〇年一―四月平均では前年同期よりも一・二％低い。
このように一九五九年の生産活動は、石炭をのぞき、不振であった五八年とは逆に、極めて大幅な拡大を示している。

三 需要面の主な動向

(一) 製造業新規受注

製造業の新規受注は景気動向に敏感であつて、有力な景気指標であることはいうまでもない。経済発展のテンポが鈍化した一九五八年についてみれば、五七年末頃から受注額が減少したため五八年平均は前年より一％の減少となつた。五九年においては一月はまだ前年同月を下回る低水準であつたが、二月から急テンポな増加（五九年二月の対前年同月比は約一〇％の増加）を示すにいたり、五九年年平均としても二三％と極めて大きな増大をみせることとなつた（第77表）。

第77表 製造業新規受注額

年	指数 (1950=100)	対前年比 %
1957	143	+4
1958	142	-1
1959	175	+23

出所 日銀 外国経済統計月報

内容的には内需に比べ外需の方の増加率がやや大きかつた。
また品目別にみても、五八年の対前年比は投資材関係を除きほとんど減少を示していたが、設備投資の増加を反映して機械関係の受注額が二七％と大幅に増加したのをはじめ、その他の品目についても

いちじるしい増加がみられた（第78表）。

第78表 受注の部門別動向 (対前年比)

	1958年 %	1959年 %
基礎資材	-3.5	+22.6
投資材	+5.8	+24.5
(内)機械	±0	+27.3
消費材	-7.8	+23.9
(内)繊維	-16.4	+36.3

出所 日銀 外国経済統計月報

(二) 貿易の動向

一九五九年の西ドイツ経済の発展を支えた大きな需要因の一つは、輸出の大幅な増大である。
輸出は一九五八年に比べて前年二・九％増とそれ以前にくらべ増加率は衰えをみせたが、五九年は一・三％、金額にして四億九千万ドイツマルクの増加となつた。このうち鉄鋼、輸送用機械、化学工業用原料および製品、電気機械などの増加が各五億ドイツマルクを超える大幅なものとなつている（79表）。

しかも六〇年に入つてからの輸出動向は引続き強く、一―五月だけで前年同期の約二三％増、金額にして五九年一―カ年間の増加にかなり近い三五億ドイツマルクの拡大となつている。内容的には鉄鋼関係がとくに目立ち、約一〇億ドイツマルク増、六六％増である。そのほか機械が四億八千万ドイツマルク増、一五％増、自動車四億ドイツマルク増、六七％増と著増を示している。
なお、輸出とならんで輸入面についてのべれば、為替管

第79表 貿易の動向

	輸 入	
	百万DM	百万DM
1956年	30,861	27,964
1957年	35,968	31,697
1958年	36,998	31,133
1959年	41,184	35,823

(対前年比)

	%	%
1957年	+16.5	+13.3
1958年	+2.9	-1.8
1959年	+11.3	+15.1

出所 Wirtschaft und Statistik

理の自由化と内需の急激な増大にもなつて、五八年の対前年比は四六億九千万ドイツマルク増、一五・一％増と伸びが大きかつた。内容的には完成品輸入の大幅な増加が目立つた。なお、輸出とおなじく輸入も六〇年に入つてもいぜん強く、一―五月で三五億七千万ドイツマルク増、二七％増となつている。

四 物価動向

経済基調の活澆さのなかにあつて、卸売物価は比較的落ち着いている。過去においては、一九五五―七七年にかけてやや騰貴がみられたが、その後においてはかなり安定的に推移しており、五九年中においても年初と年末とは約一％の上昇がみられただけである（第80表）。

ただ品目別には、五八年から五九年にかけて軟調に推移した消費財価格が、五九年から六〇年にかけて上昇機運をみせ、六〇年五月を前年同月に比較すれば約五％高い。

第83表のI 失業者数

	計	内男	対前年比	
			(計)	(男)
1954年平均	1,220.6	806.5	-33.0	-4.7
1955	928.3	570.6	-23.9	-29.2
1956	761.4	469.9	-18.0	-17.7
1957	662.3	415.8	-13.0	-11.5
1958	683.1	459.4	+3.1	+10.5
1959	475.7	321.3	-30.4	-30.1

出所 Wirtschaft und Statistik

ある五七年をさらに下回ることとなった。こうした失業動向を月別にみると、五九年の春頃から減少のテンポを強め、年末から六〇年の前半にかけての失業水準は前年同月の半分以下となつてい

る。また失業水準が毎年最低となる九月についてみれば、五九年は総失業者数約一九万人（五八年は三十三万人）で、いちじ

第82表 就業者数

	男女計		男のみ	
	千人	千人	千人	千人
1956年	18,056	12,074	12,074	
1952	18,611	12,326	12,326	
1958	18,840	12,383	12,383	
1959	19,399	12,773	12,773	

出所 Wirtschaft und Statistik
(注) 職業紹介失業保険統計による。

失業水準も五八年には対前年三・一%の増加であつたが、五九年は対前年三〇・四%の大幅な減少を示している（第83の一表）。この減少の幅は、最近では一九五四年の三三%減に

第83表のII 失業者の対前年同月比

月	対前年同月比	
	1959年	1960年
1	-6.2	-53.3
2	-16.4	-52.2
3	-47.0	-56.4
4	-32.7	-52.4
5	-31.7	-52.3
6	-36.4	
7	-39.5	
8	-40.1	
9	-42.9	
10	-44.8	
11	-45.9	
12	-52.4	

出所 前表に同じ

つぐ大きなものである。しかも、五九年の失業者の絶対的

第80表 卸売物価
(工業生産物総平均、1950=100)

年	指数
1955年	119
1956	121
1957	124
1958	125
1959	124
1960年1-5月	125

出所 Wirtschaft und Statistik

このように、需要面に大幅な拡大があつたにもかかわらず需給のバランスはくずれず、卸売物価は一部をのぞき安定をつづけているが、しかし消費者物価については、かなりの上昇がみられた。これには、かんばつによる

第81表 消費者物価
(1950年=100)

年	指数	対前年比	
		数	%
1955年	110		+2.7
1956	113		+1.8
1957	115		+3.5
1958	119		+1.7
1959	121		+1.7
1960 1-5月	123		+3.4

出所 Wirtschaft und Statistik

供することとなる。しかも、のちにのべるように、経済活動の発展は、労働力不足を深刻化しており、それだけ一層物価、賃金の上昇に対する関心は深まらざるをえないこととなる（第81表）。

五 雇用ならびに失業の動向

一九五九年には、生産活動の大幅な拡大によつて、雇用の増大、失業の減少、未充足求人増加があらわれている。

まず全就業者数からみると、（第82表）五八年の約三〇万人増から五九年には約五六万人増と増勢が強まつている。もつとも農林漁業や鉱業部門では減少がみられた（但し五八年、五九年の九月比較による）。とくに農林漁業は年々減少傾向を示している。

農産物の騰貴の影響もある。農業生産物は五九年夏頃から、かなりのテンポで上昇しており、五九年初と年末とで二%強の騰貴となつている。このような影響もあつて消費物価は、五九年には一・七%の上昇となつた。もつとも、年平均一・七%の上昇は必ずしも大幅なものではなく、五八年においては三・五%の上昇がみられたところである。しかし、上昇テンポはかなり急速なものがあつて、六〇年五月の水準は前年同月に対し三・四%の上昇となつている。なお品目別には食料費（六〇年五月は前年同月の四・六%）の上昇がとくに目立ち、その他衣料、光熱、住宅などもある程度の増加となつている。

このように消費者物価がかなり上昇機運にあることは、勤労者の家計にも直接影響するところが大きいし、また労

働者の家計にも直接影響するところが大きいし、また労

かなり大幅な上昇がみとめられた。なおこういつた実際に支給される賃金とは別に、協約上のいわゆる賃金率の動きをみると、一九五〇年一月を一〇〇とする指数によれば(第87表)、

第87表 賃金率指数の動向(全産業) (1950年11月=100)

年	労働者男	職員男
1954年	123	129
1955	130	136
1956	141	147
1957	151	153
1958	160	161
1959	167	166

出所 Wirtschaft und Statistik

五九年における男子労働者の賃金率上昇は四%強、男子職員の場合は三%強である。ただこの上昇率は、五八年のそれぞれ約六%、五%強に比較すれば、上昇の幅はやや小さいことになる。

八家計の動向

勤労者世帯(調査対象は中間消費階級に属する家族四人構成の世帯)の家計動向について、まず、収入面からみると、総収入は五八年の五・五%増に対し五九年も五・二%増と同程度の伸び率を示している(第88表)。こういつた収入面の堅調な動きに対し、消費支出につい

第88表 勤労者世帯の収入

年	収入	
	勤労収入	総収入
1950年	DM 317,08	DM 342,82
1954	467,73	505,36
1957	582,34	638,70
1958	612,48	674,00
1959	646,38	708,91

出所 Wirtschaft und Statistik

てみると、五八年の二倍近い増加率を示している(第89表)。すなわち時価では五八年の対前年比三・六%増に対し、五九年は六・五%増であり、また一九五〇年価格でみると五八年の一・三%増に対し五九年は三・四%増と、伸びに著しいものがある。これを費目別にみると、最も増加率の高いのは住居費と保健衛生費で各々一〇%強の増加、ついで食料、衣服、教養娯楽、家具什器が各四%程度の増加率を示している。その他の費目についてもある程度の増加がみられるが、ひとり交通費は対前年一・六%の減少となつている。

第89表 消費支出動向

年	消費支出	
	時価	1950年価格
1950年	DM 285,43	DM 285,43
1954	426,33	400,23
1957	538,28	481,24
1958	557,16	487,64
1959	583,53	503,98

出所 Wirtschaft und Statistik

こういつた消費需要の引続く増加は、経済拡大のための有力なテコの一つになつていることは、ここで指摘するまでもない。しかしかかる量的な増大とならん

第90表 消費支出構成(消費支出=100)

費目	消費支出構成(消費支出=100)		
	1950年	1954年	1959年
食料品	46.4	42.2	39.2
嗜好品	5.8	6.2	6.7
住居	10.5	9.4	10.0
家具什器	4.6	7.8	8.5
光熱	5.4	5.4	4.7
衣服	13.6	13.5	13.5
保健衛生	4.3	4.5	4.8
教養娯楽	7.3	8.2	9.0
交通	2.1	2.8	3.6
計	100.0	100.0	100.0

出所 Wirtschaft und Statistik

〇年に比較して五九年はかなりの増加となつてゐる。とくに家具什器については、五〇年の四・六%から五九年には八・五%へと、割合が二倍近くに高まつてゐる。

で消費内容の質的变化についても著しいものがあることも見逃せない。消費内容の質的变化については、費目別の構成比の変動のなかにかうかがうことができるが、一九五九年と一九五〇年との消費支出構成を比較すると、大きな相違点が見いだされる(第90表)。

まず、食料費の割合は、五〇年の四六・四から五九年には三九・二に低下してゐる。つまりエンゲル係数がいぢ

るしく減少する傾向を示しているわけである。その反面、家具什器や教養娯楽費などは嗜好品など、生活内容の質的向上に必要となつてゐる。消費目は、五

九 労働争議

一九五九年の労働争議関係は極めて平静であつたといふことができよう。まずストライキ発生件数は五五件であつて、非常に少なかつた五七年の八六件をさらに下回つた。参加人員にしても、二万二千人で非常に少く、また損失日数も六万二千日と僅少であつた。

数字的に平静さがうかがえるだけでなく、内容的にも大規模争議や長期間争議がなかつたことも特徴の一つといえる。過去についていえば、五八年には繊維産業ならびに市町村従業員による賃上げをめぐる大規模スト、五六年から五七年には福利関係問題についてのシュレスウイヒホルンユタイン州金属スト、また五六年には一経営者の暴言に対する抗議スト(いわゆる Reusch Protest Aktion)(本年鑑で紹介済)など大きなストライキがあり、このため参加人員や損失日数はそれだけ大きなものであつた。しかし五九年にはとりたてて程の大規模なストライキはみられなかつた。

ロックアウトは非常に少く、時たま一件か二件みられるにすぎないが、五九年においても一六人の労働者がおこなつたストライキに対抗するために一つだけおこなわれた。五九年におけるストライキの一人当り継続日数は二・九日と非常に少く、過去一〇年間についてみれば五五年

第91表 労働争議

年	争議発生事業所数	参加人員	損失日数
			日
1955年	866	597,353	846,647
1956	268	25,340	263,884
1957	86	45,134	2,385,965
1958	1,484	202,483	782,123
1959	55	21,648	61,825

出所 Wirtschaft und Statistik

の一日・四日につぐものであった(最高は五七年の五二・九日)。総参加人員二万二千人のうち、九五%はストライキ七日以下であった。

なお、労働争議関係が平静であったという特徴のほか、五九年には西ドイツ労働運動の右傾の強まりが指摘された。それは一つには社会民主党の新綱領が、いままで若干でも残存していたマルクスマ主義的色彩を一切かなぐり

捨て、自由競争の資本主義的な立場をとつたことであり、いま一つはドイツ労働組合総同盟(DGB)が五九年九月に採択した運動方針が一般的に右傾的な内容のものであったからである。DGBはこの大会で週四〇時間制の継続的要求、賃金引上、社会保障給付の増加、全労働者に対する四週間の有給休暇などの諸要求を確認するとともに、政治問題としても東西ドイツの統一について論議をおこなつた。また、ソ連地区の共産主義的労働組合との連携や協力を一切拒否するとともに、大会参加を希望した東ドイツ組合代表の入場をも拒否するというきびしい右傾的立場をあらわした。

第六篇 イタリア

一 概 況

一九五九年におけるイタリア経済の発展はまことにすさまじい。天然資源に恵まれない上失業者が常時一六〇万程もあるにも拘らず、イタリアが異常の経済発展をとげたことは一九五九年に手持ち金・外貨が三二億ドルに達したこともでも分る。手持ちの金・外貨は一九四八年五億三千万ドル、年年増加して一九五四年一〇億ドルに達し、その後も逐年増加して一九五七年一五億ドル、五八年二三億ドル、五九年一月には三二億ドルを突破したのである。

イタリア経済は一九四七年中頃崩壊の一步手前という悲惨な状態に陥つたが、ガスベリ内閣の予算相でイタリア銀行総裁を兼ねたエイナウディ博士の断固たる緊縮政策で切り抜けられたのであった。

(一) 貿易と観光収入

イタリア経済の発展は国内消費が相変わらず増加を続けて

N

IPPON KAYAKU CO., LTD.

日本化薬株式会社

取締役社長 原 安 三 郎
専務取締役 飯 森 梅 男
東京都千代田区丸の内一丁目六番地
電話東京二八局(281) 2951・2961番

タイナフイト・火工品

染 料

農 薬・医 薬 品

いるほか、貿易関係が大きく伸びたことによるものである。中央統計局の発表によれば、輸出は一九五八年上半期の七、七八五億リラから一九五九年同期の七、九四〇億リラに増加し、同期間に輸入は逆に一兆一五五億リラから九、九七〇億リラに減つたので、貿易尻の赤字は一四・七%低下して二、〇二五億リラとなつた。しかし輸出の仕向先は変わらず欧州共同市場六カ国に集中する傾向を示してきた。すなわち一九五九年一月から九月までの共同市場国相手のイタリア貿易は一九五八年同期に比べ次のように激増している。(一九五九年一米ドル〇三六一・八リラ)

年	輸 入	輸 出	入 超	増加率
一九五八年	三、二〇億リラ	三、八二億リラ	三、四〇〇	(十)四・九%
一九五九年	三、八二億リラ	三、四〇〇	四二	(十)二・八%
一九五八年	七、二五億リラ	七、三九億リラ	一四	(十)二・三%
一九五九年	七、三九億リラ	七、三九億リラ	〇	比較

これに反して欧州経済協力機構(OEEC)全体に対する貿易は次のように増加率ははるかに少ない。

(G) 輸入品に対する需要が予期以上に増加した結果、所得に対する輸入品の割合の平均弾力性は、計画期間（一九五五年―六四年）では平均〇・七%と予定されていたのに、一九五五年から五八年の四年間の平均は一・二%に上昇した。

(5) 基本経済政策の選択―このような事情であるから、パノニー計画に盛り込まれた経済政策が今日もおお効果的であるか否か委員会は疑問をもつていた。パノニー計画には次の四つの基本方針が盛り込まれていた。

(A) 投資に対する国家の措置は、国家が従来主要な役割りを演じた部門（農業、公益事業、土木）にして、投資の役割りが主として刺激的役割りである場合にこれを限定すべきである。

(B) 失業問題は最も重大な問題であつて、これの解決は資本蓄積の増加によつてのみ可能である。就業労働者の所得を増し消費水準を高めるための措置は、失業労働者の吸収を助け、それを妨げるものではない。

(C) 資本蓄積過程はイタリア経済の内部の問題でなければならぬ。外国資本はあまり役立つものではない。

(D) 新しい就職口の創出は主として民間の資本蓄積によるべきである。民間企業がこの役割りを演じることができると同時に、国家は金融市場に過大な負担を課してはならない。

济政策を立てる必要がある。この方法によつてのみ失業者と不完全就業者を大幅に吸収することができる。

二 労働経済

イタリアの工業生産の伸びは相当なものである。一九五三年を基準として総合指数では一九五七年まで大幅に上昇し、一九五八年は僅か三ポイントの上昇を示したに過ぎなかつたが、一九五九年七月には一六二、一二月には一七一となつた。これを産業別に見れば、鉱工業、採石業は一九

第92表 工業生産指数 (1953年月平均=100)

産業	1954-1958年				1959年	
	1954	1955	1957	1958	7月	12月
総合指数	109	119	138	141	162	171
採石業	110	123	156	159	171	181
製造業	109	119	138	141	164	172
食品	107	113	127	126	124	185
繊維	103	95	110	105	133	119
木材	101	107	109	113	141	128
紙	104	114	138	139	165	158
製品	117	122	118	117	148	156
化学	122	135	154	165	212	225
石油	126	134	160	188	205	212
炭	107	122	155	140	117	137
ガラス、セメント	108	130	151	159	183	176
金属	119	148	182	171	179	206
機械	102	112	128	128	141	149
電気、ガス	107	113	122	127	143	156

〔出所〕 Banco Di Roma 発行 Review of the Economic Conditions in Italy, March 1960

製造業の実労働時間は一九五六年から五八年まで一日八・〇二ないし八・〇三時間でほとんど変化していない。四半期ごとに見れば、一九五七年も五八年も夏期が長く、三月、一二月は短かい。職業紹介所登録失業者は大体一七〇万台である。

イタリアの人口は毎年二〇万から三〇万程度増えて、一九五九年は四九〇五万余、前年より約〇・六%の増加で、増加率は余り高くない。出生率はこの数年來一八%前後、死亡率は一〇%前後でほとんど変つていない。総人口に対する経済活動人口の割合は、一九五一年に四三・五%であつたが五八年には四二・五%に低下した。「人口」の表と「人口および経済活動人口」の表との人口数が一致しないが、出所が異なる。経済活動人口の内訳を見れば、鉱工業電気ガス水道が最もおおく、全活動人口の三五%、次は商業、運輸、通信、サービス業の約三一%、農林漁業の約三〇%の順となつてゐる。

五九年一二月までに一八一、電気、ガスは一五六であつたが、製造業の中に大幅に伸びたものがおおい。例えば上昇率の高いものからいへば化学製品(二二五)、石油化学製品(二二二)、金属製造(二〇六)、食品(一八五)等である。反対に伸の少ないものは紡織(一一九)、木材(一二八)などであつた。

初めの二つの基本方針については、実際にとつた経済政策は、計画に定めた線から大きく離れなかつた。特に国家が金融市場に課した要求は一九五五年から五八年の期間に大いに減少した。政府の公債は、一九五五年には金融市場における全公債の四五・八%に当つたが、一九五八年には二四・一%にすぎなかつた。他方世界経済の好景気のため、投資面における国家の措置の影響力は明らかに減退した。

増加した所得の、失業者および不完全就業者の再吸収を容易にするための使用については、その成果は非常に満足すべきものではなかつたようである。経済的見地からすれば、将来は投資、物価および賃金政策を一層厳密に統制する必要があるものと思われる。委員会はこの問題を一層詳細に研究することとした。

(6) 新経済政策の必要―委員会は、計画立案者の方針を今日の事情の下においてもまだ正しいものと一般的に認めてはいるが、新経済政策の必要を強調しようとしている。計画の基礎とされた根本方針を調整するには、イタリアの経済がすでに十分開発された部門に投資が集中する傾向にあること、経済後進地域および農業の後進性を永続させる傾向のあることなど全体を考慮に入れなければならない。

特に将来は、投資量の増加の必要とイタリア全国において従来より一層産業の多様化をはかる必要とを基にして経

また、イタリア・ラジオ・テレビ・ネットワークは一九五八年秋頃から、熟練労働者の訓練を助けるためテレビによる職業訓練を開始した。この課程の目的は、職業訓練施設

第98表 イタリアの製造業の賃金

年	時間当り リラ	時間賃金率指数 (1953年=100) %
1952	165	98
1953	169	100
1954	175	104
1955	185	108
1956	198	115
1957	207	120
1958	216	126
1959	—	127
1959 3月	222	128
6月	220	126
9月	—	126
12月	—	130

〔出所〕 I.L.O. 発行 International Labour Review, June 1960

第97表 失業者数(紹介所登録)

年	単位 千人	%
1956	1937	9.9
1957	1757	9.0
1958	1759	9.0
1959	1689	8.7
1959 1月	1988	10.2
2月	1933	9.9
3月	1833	9.4
4月	1754	9.2
5月	1657	8.5
6月	1571	8.1
7月	1544	7.9
8月	1519	7.8
9月	1510	7.7
10月	1553	8.0
11月	1632	9.3
12月	1774	9.1

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, July 1960

第99表 争 議

年	件数	参加労働者	損失日数
1952	1558	1,471,878	3,530,630
1953	1412	4,679,091	5,827,620
1954	1990	2,045,268	5,376,743
1955	1981	1,403,217	5,622,250
1956	1904	1,677,750	4,136,672
1957	1731	1,226,787	4,618,796
1958	1937	1,283,301	4,171,877

〔出所〕 I.L.O. 発行 Year Book of Labour Statistics 1959

(b) 産業との協力。イタリア・ラジオ・テレビ・ネットワークはイタリア産業総連合に、国民経済に必要な熟練労働者の不足を解決しようと努力する。このおきな努力に十分協力するよ

の全体にわたっている。第一年の科目は実習を要しないことをやって見せることを中心とし、次の年は実習を要することを教えるので、実習上の不便があるが、これには放送局が適当な施設を設けるのでこれは訓練生の努力により解決される。

(a) 組織と科目。このテレビによる課程は一九五八年一月から日曜日以外の日の午後二時から三時一〇分まで行なわれる。第一年度の課程は、訓練生が国家試験を受けられるように、一九五九年六月に終了するようになっている。課程は三学年続いて、産業の行なう職業訓練課程

一九五九年を月別に見れば、一月が最もおおく一
九八万余、次第に減少し
て九月が最低の一五一

第94表 イタリアの人口および経済活動人口

調査年	総人口	経済活動人口	総人口に対する経済活動人口の比 %
1951	47,515,537	20,671,777	43.5
1958	50,225,000	21,361,000	42.5

〔出所〕 I.L.O. 発行 1959年労働統計年報

第95表 イタリアの経済活動人口の構成(1958年)

	男	女	計
農 林 漁 業	4,587,000	1,800,000	6,387,000
鉱工業 電気 ガス 水道	5,846,000	1,675,000	7,521,000
商業運輸通信サービス	4,815,000	2,143,000	6,958,000
新規求職者	284,000	211,000	495,000
計	15,532,000	5,829,000	21,361,000

〔出所〕 I.L.O. 発行 1959年労働統計年報

第93表 イタリアの人口(推計)
(単位千人)

1946年	45287
1947	45664
1948	46004
1949	46307
1950	46603
1951	46996
1952	47321
1953	47533
1954	47797
1955	48064
1956	48279
1957	48481
1958	48735
1959	49055

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, Apr. 1960

第96表 製造業実労働時間

年	時間
1956 年	8.02
1957	8.03
1958	8.02
1957 3月	7.98
6月	8.03
9月	8.07
12月	7.93
1958 3月	7.98
6月	8.03
9月	8.08
12月	7.92

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, Apr. 1960

「(a) 義務教育は技術訓練の基礎に役立つように一般普通教育とすること、(b) すべての教育事業を調整すること、(c) 学校と産業との協力を密にして労働者が学校から労働生活に円滑に移れるようにすること、(d) 職業学校には、一般的調整と監督の範囲内で自治を与えることが望ましいこと。

万、一〇月からまた増加し始めている。失業率は高い月で一〇・二%、低い月で七・七%であった。イタリアでは、高い失業率を引き下げるため、種々努力されている。一九五九年四月イタリア工業総連合は「第一回教育・産業会議」をガルドネ・リビエラで開催した。この会議には労働、文部両省代表者その他が出席した。この会議では義務教育と職業教育について討議され、将来の職業訓練と義務教育の関係、工業教育、職業教育、企業や訓練所での成人および年少者の職業訓練に関する件について当局に左のような書類を提出した。

第100表 卸売物価指数 (1953年=100)

年	総合	農産物				工業製品					
		食糧	非食糧	農産物	木材	食糧	非食糧	金属	燃料	建築	化学製
1954	99	101	101	96	106	100	99	97	102	101	98
1955	100	104	102	97	118	100	98	98	104	102	97
1956	102	113	106	100	118	99	98	100	112	101	98
1957	103	105	109	99	119	98	101	103	120	103	96
1958	101	111	110	83	117	98	98	99	109	103	95
1959											
3月	97	100	104	78	115	94	96	98	105	99	94
6月	97	98	104	83	115	97	97	97	101	98	92
9月	98	97	113	85	114	98	98	98	101	98	91
12月	99										

〔出所〕 Banco Di Roma 発行 Review of the Economic Conditions in Italy, Sep. 1959, Mar. 1960

うに要請した。また各会社に対しては、労働者の子供、仕事に差し支えないときは労働者自身と年少者のために「視聴室」を設けるように要請した。例えば視聴室は工場の食堂や全国労働者援助機関「テレビ」のセットを設けることができ、訓練生一〇人程に必要な設備が利用できるときは――

は同じく二・九%、商業従業員は二・九%引き上げられた。

労働争議は一九五八年には前年より件数約一二%、参加労働者約五%それぞれ増加したのに対して、損失日数は約九〇%に低下した。つまり争議期間が短くなったことになる。一九五九年の争議はまだ不明であるが、一九六〇年四月二六日付日本経済新聞によれば、同年一月から一月までの争議による損失時間は「七、〇六〇万時間に達し、前年の二倍強に達した。この傾向はイタリア経済の前途に暗影を投じていると思う」と報道されている。

イタリアの卸売物価は非常に安定している。一九五三年を基準として、卸売物価総合指数は一九五八年一〇一、一九五九年四半期ごとに見て九七ないし九九である。品目別に見れば、農産物では木材一四、動物性食糧一三が上つた方で、その他はいずれも下落している。また工業製品では燃料・潤滑油が一〇一となつてはいるが、その他の品目はすべて下落している。

生計費指数は、一九三八年を一として、総合では一九五八年六七、一九五九年も大体同じである。品目別に見れば、家賃の上升が最も大きくて一九五九年一月四九、その他は余り上昇していない。攝取カロリーは二、六〇〇（一九五七―五八年）であった。筋肉、精神両労働者の家計費は、一九五三―五四年に七八万五、五四四リラ、食料費は五

第101表 生計費指数 (1938年=1)

年	総合	食料	衣服	光熱	家賃	その他
1948	48	60	60	26	4	43
1950	48	59	57	35	7	46
1955	60	71	63	41	21	58
1956	63	74	63	41	27	59
1957	64	74	64	42	32	61
1958	67	77	65	42	39	62
1959						
3月	66	74	64	41	46	63
6月	66	74	64	41	47	63
9月	67	75	65	41	48	63
12月	68	76	65	41	49	64

〔出所〕 Banco Di Roma 発行 Review of the Economic Conditions in Italy, Sep. 1959, Mar. 1960

の構内に設けることができる。なるべくこの視聴室は、訓練生の出席を調べ、講義中訓練生を監督し、必要あるときは訓練生のノートと調べる責任を持つ監督者に担当させるべきである。

文部省の技術訓練局長は、この計画に非常に尽力し実施に大きな役割りを演じた。またイタリア産業総連合はその加入組合員に対して基礎訓練の水準を向上させるため、この計画に全面的に協力するように呼びかけた。

製造業の時間当り賃金は一九五九年一月二二リラ、前年の二一六リラを五リラ、すなわち二%程上回つた。一九六〇年四月二六日付日本経済新聞によれば、「一九三八年を一として、昨年（一九五九年）は運送従業員は八八・八九から九三・二六と四・九%引き上げられ、農業労働者

二・四%、光熱費一五・二%、衣服費二一・七%、その他一九・一%であった。

三 労働関係法令

(一) 強制老令・労働不能・遺族保険を 手工業者に拡張する法律

イタリア政府は一九五九年七月強制老令・労働不能・遺族保険を手工業者にも拡張適用する法律を公布した。低所得層の手工業者は従来一九三五年一〇月の命令により労働不能・老令保険に希望により加入することができた。

適用範囲―この法律は自分の作業場を持ち、一九五六年七月の法律において手工業者について規定した条項に適合する手工業者およびその家族に適用される。一九五六年七月の法律により設けられた州手工業企業委員会は、手工業者、その家族の名簿を作成しなければならぬ。

給付および資格―給付および資格条件は原則として強制労働不能・老令・遺族保険と同様である。すなわち、労働不能年金は、被保険者の正常な稼働能力が廃疾のため三分の一以下に低下したとき、五年間保険に加入していたこと、年金開始直前の五年間に五二回以上拠出金を払つたことを含めて少なくとも週拠出金二六〇回払つたこと、

の条件を満たした者は支給される。

労働不能年金の年額決定には、まず払い込んだ拠出金額にもとづいて基礎金額を算出する。すなわち払い込んだ拠出金の初めの一、五〇〇リラについては四五%、次の一五〇〇リラについては三三%、三、〇〇〇リラを越える金額については二〇%として計算する。女子の場合はこの比率はそれぞれ三三%、二六%、二〇%とする。このように算出した金額は、一八才未満の被扶養者（労働不能者のときは年令に制限ない）一人について一〇%増す。次いで一律に一〇〇リラを加える。以上の基礎金額に、通貨価値の低下を補償するための係数（一九五九年には五五）を乗じたものが支給される年金額となる。月額はその一二分の一であるが、クリスマス賞与として更に一回分支給される。年金の最低、最高限は定められていない。

老令年金は、男子六五才、女子六〇才に達したもので、一五年間保険に加入し週拠出金七八〇回払い込んだ者に支給される。（この年令は強制老令・労働不能・遺族保険よりそれぞれ五年高い）。老令年金の計算方法は労働不能年金の場合と同じである。被保険労働者または年金受給者が死亡し、労働不能給付を受ける条件を満たしていたときは、寡婦（五〇%）および一八才未満の孤児（二五%）に年金が支給される。

拠出金—拠出金は強制老令・労働不能・遺族保険と同様

に計算する。すなわち手工業者は基本拠出金月五六リラと基金の状況による追加拠出金とを納めなければならない。（追加拠出金は第一年には月六〇〇リラと定められている）。政府の補助金は一九五八—一九五九年に二五億リラ、その後は毎年法律により定める。

老令年金の経過規定—一九六〇年一月一日から一九七三年一月三十一日まで年令受給資格を取得する者は第102表により年金を受けることができる。

第102表 年令および性別別必要拠出回数（経過規定）

年	年令		必要拠出回数
	男	女	
1960	65以上	65以上	12
1961	"	"	24
1962	"	"	36
1963	"	"	48
1964	"	"	60
1965	"	"	72
1966	"	"	84
1967	"	63"	96
1968	"	62"	108
1969	"	61"	120
1970	"	60"	132
1971	"	"	144
1972	"	"	156
1973	"	"	168

(二) 労働、文部両省の職業訓練事業調整に関する共同通ちよう

この通ちようは職業訓練の分野において労働、文部両省が互いに協力補足し合つて所期の目的を達するため一九五九年四月発せられ、次のような勧告を行なつてゐる。

(a) 両者は互いに競争することを止めて協力するようにす

ること

(b) 原則として文部省は年令一四才ないし一八才の年少者に一般のおよび技術的基礎を授ける課程（職業学校）を行なうことであり、労働省はこのような課程を履修できない者のために職業訓練を行なうものとする。

(c) 地方労働職業紹介所は年少者に職業学校に入るようにすすめる。職業学校がその地方の必要を充たし得るときは、業務の重複を避けるため職業訓練所を設けない。文部当局は労働省の訓練業務に協力し、その施設を訓練所生徒に利用させるべきである。

(d) 地方教育局と地方労働職業紹介所は、重複を避けるため、職業訓練計画について緊密に協力しなければならぬ。

なお職業訓練改革法案によれば、職業学校は年令一四才ないし一八才の年少者を受容し、修業年限は二年ないし四年とする。学歴は小学校五年修了後中学三年修了者。学費は無料、卒業試験合格者には免状を授与する。

職業訓練所は年令一八を越える年少者を受容し、失業者は昼間、就業者は夜間の課程に入れる。失業者には出席日について手当を与える。

(三) 職業病保険の農業への適用

従来農業以外の産業にのみ適用されていた職業病保険制

度は、一九五九年三月の法律と同年四月の命令により農業にも適用されることになった。

適用される職業病は次のものである。

疾病	雇用の種類	雇用終了後適用される最高期間
十二指腸虫病とその後遺症	灌漑地、粘土における作業	一年
砒素とその化合物による疾病	植物、農作物の殺虫剤の取扱いと使用	一年
水銀化合物による疾病と後遺症	同上	一年
二硫化炭素による疾病と後遺症	同上	一年
硫黄とその化合物による疾病と後遺症	同上	三年
炭化水素の塩素処理物による疾病	同上	一年
石炭酸、クレゾールによる疾病	同上	一年
適用される労働者	農業の職業病保険は、農業の労働災害に関する強制保険について一九一七年八月の命令に規定した労働保険によりすでにカバーされている種類の農業労働者に適用される。すなわち、(a) 農業、林業企業に雇用される労働者と徒弟、(b) 自分の農地で働らく地主、小作人およびその被扶養者、(c) 報酬を目的として農業、林業労働を指導する者、(d) 農業、林業学校の生徒にして農作業に従事しているとき、(e) 農業協同組合員にしてその普通の労働が筋肉労働である者。	

給付—給付は医療と現金給付とから成る。医療は内科、外科、入院を含む。現金給付は一時労働不能中の毎日の手当、労働不能の程度が二〇%を越える場合の永久労働不能年金、傷害の程度が大きくて常時他人の看護を必要とする場合の補足手当、遺族年金、葬儀手当を含む。

一時労働不能の給付率(一日当り、リラ)

年令	男子	女子
一一一五	一五〇	一五〇
一六—七〇	四〇〇	三〇〇

永久労働不能の年金は労働不能の程度による。その金額は次のような仮定賃金を基礎として算出される。

永久労働不能年金のための仮定賃金(年間、リラ)
年令 男子 女子
一一一五 一五〇、〇〇〇 一五〇、〇〇〇
一六—七〇 二一〇、〇〇〇 一五〇、〇〇〇
年金は、家族の被扶養者(妻、年令一六才未満の子供、廃疾の子供)一人について五%増加する。一家の働らき手が女子である場合は、その仮定賃金は男子の仮定賃金による。

被災者の労働不能が常時他人の看護を必要とするとき

の制定を授権した。しかし政府にはその自由裁量で決定する自由があるわけではない。政府はこの法律施行前に各種労働組合が締結した労働協約の規定に賃金の最低率および労働条件をあわせなければならない。労働協約の条項はそれ自体として一般的拘束力を有するものではなく、法律にとり入れられて初めて一般的拘束力を有するものである。つまりこの種の基準に相当した労働協約が前もって当事者の一方より労働省に寄託されていなければならない。その基準は現行法に違反するものであつてはならない。それは政府の名において法令として公布されるものであるが、いずれの場合でも労働大臣の勧告にもとづかなければならない。こうした命令に定められる条件は、その時に施行されている規定全部に替るものである。ただし関係労働者にとつて有利な規定に替るものではない。このようにして定められた基準は、その基礎となつた労働協約の期限満了後または更新後も効力を有し、これは命令自体が改正されるか、当該種類の労働者全部に適用される他の労働協約が締結されるまで効力を有する。これらの基準は最低であつて、新しい労働協約または労働契約に定められた有利な条件の適用を妨げるものではない。最低基準を遵守しない使用者は、違反のあつた労働者一人について五千ないし一万リラの罰金を科せられる。

施行—最低基準は、この法律の発効から一カ年以内に命令をもつて定めなければならない。一九五九年一〇月労働大臣はこの法律施行のための労働協約の寄託、公表その他に関する手続きを公布した。

は、毎月一律に三〇〇リラを給する。また労働不能が八〇%を越す者には毎月特別手当を給する。葬儀手当は遺族の人数とその死亡者との関係により異なる。遺族年金は永久労働不能年金の三分の二、寡婦年金はその五〇%、子供は二〇%、孤児は四〇%とする。ただし一世帯の受ける年金総額は死亡者の仮定賃金を越えてはならない。寡婦が再婚したときは、その年金を中止するが、最後に三年分の年金に相当する金額を与える。

(四) 労働協約拡張適用に関する法律

イタリア政府は一九五九年七月労働協約を一定の労働者全部に拡張適用する法律を公布したが、政府はこれにより最低賃金および最低労働条件を定めることができることになつた。この法律は一九五九年一〇月から施行された。一九四七年一二月のイタリア国憲法第三九条には、登録した労働組合は、関係ある業種に属するすべての者に対して拘束力ある労働協約を締結する権限を持つ旨が定められている。この憲法の規定を実現するため数回法案が国会に提出されたが、国会の承認が得られなかつたのであつた。協約拡張法の適用範囲—この法律は政府に対して賃金の最低率および労働条件について法的拘束力をもつ法定基準

常に業界の先頭をゆく

東 芝

資 本 金 2 5 0 億 円
会 社 長 石 坂 泰 三
社 長 岩 下 文 雄

Toshiba

東京芝浦電気株式会社

本 社 川 崎 市 堀 川 町 72
電 川 崎 (3) 2561 (代) 2571 (代)
東京事務所 東 京 都 中 央 区 銀 座 西 5 の 2
電 銀 座 (571) 5711 (代) 8131 (代)



奥只見発電所向け
133,000KVA 水車発電機

第七篇 ソ連および東欧諸国

一 一般情勢

ソ連は一九五九年二月末二十一回共産党大会で経済発展七カ年計画を定め、新技術を広く導入し、生産工程を総合的に機械化オートメーション化して、国民経済全部の専門家と協力をはかり、人間による骨の折れる労働をなくす方針を推進することになった。

一九五九年には東欧諸国も五年または七年の経済発展計画を発表した。東ドイツは一九五九―六五年、チェコスロバキアと、ポーランドは一九六一―六五年、ハンガリーは一九六一―六五年の経済発展計画を発表した。またアルバニアとブルガリアは部分的な経済発展計画を発表したが、これらの両国とルーマニアは一九六〇年に総合的な発展計画を発表するのではないかと見られている。

ソ連と東欧諸国はこのように歩調を合わせて経済発展計画を発表したが、これはソ連と東欧諸国との経済関係を規制するコメコン（経済相互援助会議）の作用によるもので

あろう。コメコンは西欧のマーシャル・プランに対抗して一九四九年一月設立され、ソ連と東欧諸国の国内および対外経済政策を調整することを任務とするものである。形式的には参加国は同権で会議の決定は参加国全部の賛成を要する。しかし実際には相対的力関係が大きく作用している。現在加盟国はソ連、チェコスロバキア、ポーランド、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、アルバニア、東ドイツの八カ国で、ユーゴスラビア、中共、北朝鮮、北ベトナム、外蒙はオブザーバーとして出席する。

コメコンは一九五八年五月の会議で従来西欧のマーシャル援助計画に対する守勢的な態度をすて、積極的な活用という新しい方向を打出して、東欧諸国はソ連の七カ年計画に合わせた計画経済の調整、東欧諸国内の国際分業化を進めると同時に、後進国への経済進出もコメコンを通じて行なうという政策を明確にしたのであつた。国際分業は各国の有利な産業を発展させることに重点をおいて、例えばポーランドは石炭、化学品、セメント、亜鉛、造船、乗用車、軽工業設備、チェコスロバキアは重機械、ディーゼル、モ

ーター、トラック、東ドイツは精密機械、光学機械、冶金圧延、ディーゼル、モーター、ルーマニアは石油、同採掘機械、モーター、ハンガリーはボーキサイト、発電設備、機関車などである。後進国への進出は、資本主義国の開発を妨げると同時に東欧圏で積極的に行なうという方針を立てた。このようなコメコンもソ連の影響力が強過ぎ、各国とも国際分業の結果経済構造が片輪になるのを不満に思っていると伝えられている。

コメコンの決定にもとづいてソ連その他の共産圏諸国は、低開発国援助と海外市場への進出をはかっている。低開発国援助はアジア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸国に及び、一九五九年三月二二日付けニューヨーク・タイムズ紙によれば、米務省の調査ではソ連圏諸国は低開発国一八カ国と援助協定を結び、その額は二〇億ドル以上に達している。海外市場への進出では石油の西欧市場への輸出が著しい。共産圏から西欧諸国への輸出は一九五五年五〇〇万トン、五六年六〇〇万トン、五七年七五〇万トン、五八年一千万トンと次第に増加し五九年は更に伸びているのではないかと見られ、生産過剰の西欧市場を脅やかしている。

二 労働経済

ソ連および東欧諸国の人口は第一〇三表のようである。出生率と死亡率はチェコスロバキアではそれぞれ一七・四、九・三（一九五八年）、ハンガリーでは一五・二、一〇・五（一九五九年）、ポーランドでは二六・三、八・四（一九五八年）で、日本の一七・五、七・四に比してポーランドの増加率はかなり高いが、その他の国では日本より低い。

ソ連の産業別就業者数とその産業別分布率の推移を見れば、第一〇四表乃至第一〇七表の通りである。

工業生産指数の推移は第一〇八表のようである。一九五三年を基準としてソ連は一九一（一九五九

第103表 ソ連および東欧諸国の人口（単位千人）

年	アルバニア	ブルガリア	チェコ	東ドイツ	ハンガリー	ポーランド	ソ連
1955	1379	7499	13093	16795	9805	27287	—
1956	1421	7596	13229	16587	9833	27819	200200
1957	1462	7651	13353	16401	9815	28300	—
1958	1507	7728	13469	16255	9857	28783	—
1959	—	7793	13564	—	9917	—	208827

〔注〕ソ連は人口調査、他の国は推計

〔出所〕国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, April 1960

第106表 総合雇用指数

年	ブルガリア	チェコ	東ドイツ	ハンガリー	ポーランド	ルーマニア
1953	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1954	108.1	102.9	106.2	99.7	103.9	102.6
1955	113.3	104.8	107.0	99.3	107.9	105.9
1956	116.2	106.4	106.3	102.5	112.7	107.4
1957	123.3	107.3	108.4	96.0	114.3	103.5
1958	130.3	107.4	107.1	98.9	113.6	104.5

〔出所〕 I. L. O. 発行 Year Book of Labour Statistics 1959

第107表 製造業雇用指数

年	ブルガリア	チェコ	東ドイツ	ハンガリー	ポーランド	ルーマニア
1953	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1954	100.7	103.5	104.8	107.2	104.4	103.4
1955	103.7	105.8	105.5	108.9	109.1	105.6
1956	106.4	108.7	101.6	110.6	113.6	108.3
1957	109.3	113.1	106.3	112.9	117.6	107.9
1958	104.4	114.5	107.1	117.1	118.4	112.0

〔出所〕 I. L. O. 発行 Year Book of Labour Statistics 1959

第108表 ソ連および東欧諸国の工業生産指数

年	ブルガリア(1)	チェコ(1)	東ドイツ(2)	ハンガリー(3)	ポーランド(4)	ソ連(5)
1953	100	100	100	100	100	100
1955	117	116	119	105	124	128
1956	134	127	126	95	135	141
1957	150	139	136	108	149	156
1958	173	155	151	122	163	172
1959	—	—	—	136	—	191

〔注〕 (1)伐木を含み、印刷を含まない。(2)漁業を含み、印刷を含まない。(3)印刷を含まない。(4)漁業、水道を含み、印刷を含まない。(5)漁業、伐木、水道、暖房、発電を含み、印刷を含まない。

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, April 1960

釣り合いのあるものとして、必要な物資の輸入増加などにより燃料および原材料の入手難を緩和する努力が実を結んだことによるものである。しかしまだソ連では送油用鋼管、チエコスロバキア、ハンガリーでは鋼板、東ドイツ、ポーランドでは電力、一般的に建築資材が不足している。一九五九年の工業生産の増加はブルガリア、ハンガリーでは主として雇用の増加により、ソ連やその他の国では労働

働生産性の向上によるものであった。ブルガリアの工業は計画どおり労働力を六分の一増加することができ、ハンガリーでは工業雇用を計画よりずつとおおく七割増加させた。その他の国では労働力の増加は一・五%（ポーランド）から約四%（ルーマニア）の間である。総体としては、ポーランド以外は、計画を上回った。労働者一人当り工業総生産はチエコスロバキア、ポーラ

第104表 ソ連の産業別就業者数（単位千人）

年	合計(1)	農林漁業	工業	建設業	運輸通信	商業配給
1937	26,744	2,857	10,112	1,576	3,026	2,054
1953	43,660	4,442	16,261	2,843	5,352	2,698
1954	47,300	—	17,016	—	—	—
1955	48,380	6,546	17,367	3,190	5,650	2,869
1956	50,537	6,485	18,500	3,550	5,840	2,935
1957	53,148	7,170	19,144	4,000	5,996	3,089
1958	54,600	6,641	19,641	4,369	6,236	3,275

	飲食店	教育保健	金融保険	公務	その他
1937	471	3,495	193	1,488	1,472
1953	765	6,815	263	1,726	2,495
1954	—	—	—	—	—
1955	856	7,607	265	1,361	2,669
1956	891	7,933	266	1,342	2,795
1957	928	8,350	261	1,294	2,916
1958	953	8,817	259	1,286	3,117

年）で最高の上昇率、次はブルガリア一七三（一九五八年）、ポーランド一六三（一九五八年）の順で、最低はハンガリー一三六（一九五九年）である。工業総生産の対前年率（第一〇九表参照）ではアルバニアが一九五七年から一九五九年まで二六%、二〇%、二〇%と年々上昇し、東ドイツ、ハンガリー、ルーマニア、ソ連、チエコスロバキアでは前年の上昇率を少し上回り、一一%または一二%であった。

ただポーランドは前年より少なく九%の上昇に過ぎなかつた。このようなポーランドの低い上昇率は食料品加工工業の不振によるものであった。もし食料品加工工業以外の工業の上昇率を見れば、一九五九年にはポーランドは一一%上昇し、一般に工業の発展を従来通りに維持したは速めたと見ることが出来る。一九五九年の工業生産の増加は、大部分の国で投資計画が完了したこと、国内の工業構造を

〔注〕 集団農場の農家、個人経営農家と個人経営手工業者を除く。集団農場の農夫とその家族は一九五五年人口の41.2%であった。個人経営の農家と手工業者とその家族は一九五五年人口の0.5%であった。

〔出所〕 I. L. O. 発行 1959年労働統計年報

第105表 ソ連の就業者産業別分布率（%）

年	建設業	工業	農林業	運輸通信	商業配給	飲食店	教育保健	行政	計
1937	24	56	5	4	5	6	6	100	
1955	31	43	6	5	9	6	6	100	
1956	31	43	6	5	9	6	6	100	
1957	31	43	6	5	9	6	6	100	
1958	31	42	7	5	10	5	6	100	

〔出所〕 I. L. O. 発行 1959年労働統計年報

第111表 工業労働者1人当り生産高 (1955年)
(ソ連の水準=100)

	ポーランド	ハンガリー
炭 鉱	145%	55
電 力	93	25
製 鉄	—	29
セメント	92	78
綿 紡 織	47	56
毛 紡 織	54	59
全 工 業	—	50

〔出所〕 国連発行 Economic Survey of Europe in 1959

一九五九年は投資がかなりおこつたが、ソ連および東欧諸国の消費者にとつても一九五八年より大分よかつた。貨幣

とによるものであつた。一九五九年前半には賃金支払い総額は前年同期を一二%上回り(計画では一九五九年中五%増)、公定物価は変動がなかつた。このような所得の増加と肉類の供給減少とにより、肉類が不足し、一〇げると同時月政府は肉類と肉製品価格を大幅(平均二五%)に引き上げ、労働需要を激増させた投資の増加を抑制する措置をとつた。東ドイツでは社会化工業の労働者(全工業労働者の約六〇%)の賃金資料が発表された。これによれば工業労働者の賃金支払い総額が八%増であつたので、社会化工業

第110表 工業における雇用と生産性

国	(対前年増加率)			
	A=雇用、B=1人当り生産高			
	1958 (実際)	1959 (計画)	1959 (実際)	1960 (計画)
(ブルガリア)				
A	7%	18%	17.9%	9%
B	6	8.3	6	5.7
(チェコ)				
A	3.6	2.2	2.8	2.7
B	7.4	7.1	7.9	7.3
(東ドイツ)				
(社会化) A	2.6	1.9	2.1	—
B	8.7	8.7	10	—
(ハンガリー)				
(国営) A	4.2	2.1	7	4.0
B	8.3	3.2	5	3.8
(ポーランド)				
(社会化) A	1.0	1.8	1.5	0.7
B	8.2	5.4	7.4	6.9
(ルーマニア)				
(社会化) A	3.6	2.0	3.8	2.7
B	5.7	6.4	7	11.0
(ソ連)				
A	2.6	—	3.3	2.2
B	6	5.4	7.4	5.8

〔出所〕 国連発行 Economic Survey of Europe in 1959

所得は一般に一九五八年と同じ位増加した。他方大部分の国で生計費(第一四表)が下り、消費財に耐久財が比較のおおく供給された。更に国家の厚生事業や住宅も一般によくなつた。ポーランドでは名目賃金は計画では四・一%増であるのに実際は八・一%上昇し、賃金支払い総額は一〇%増加した。また家族手当七%、病氣給付一一%、年金三二%それぞれ増加したので非農業人口の所得が更に増加した。賃金のこのような上昇は雇用、特に建築業の雇用が意外に伸びたことと賃金統制の緩和

第109表 工業総生産(対前年増加率)

国	全 工 業			
	1957年	1958年	1959年	1960年 (計画)
アルバニア	26%	20%	20%	11%
ブルガリア	16	13	—	15
チエコ	10	11	11	10
東ドイツ	8	11	12	—
ハンガリー	11	12	12	8
ポーランド	10	10	9	8
ルーマニア	9	10	11	14
ソ連	10	10	11	8

〔注〕 チェコとソ連は全工業、ただしソ連は集団農場の工業を除く。アルバニア、東ドイツ、ポーランド、ルーマニアは国営と協同組合、ハンガリーは国営。

〔出所〕 国連発行 Economic Survey of Europe in 1959

ンド、ルーマニア、ソ連では七ないし八%、東ドイツでは一〇%も上昇した。工業労働者の供給が割合弾力的なハンガリーの労働生産性の上昇は割合少なかったが、ブルガリアの場合もそうであろう。これらの中数国では労働者一人一時間当り生産高はここに示した表の一人当り生産高の上昇より幾分おおいであろう。特にソ連の労働者一人一時間当り工業総生産は一九五八年と五九年に、一人当り総生産の一三・八%に対して、二〇%の上昇であつた。(この二〇%の数値は、週労働時間の四七時間から四二時間への短

縮が全工業労働者の三分の二二、〇〇〇万人の労働者の中一、三〇〇万人に行なわれたとの政府の発表にもとづいて計算された。これはすなわち労働時間が一九五七年から五九年に七%短縮されたことになる)。工業の平均労働生産性はチェコスロバキア、東ドイツが最高で、次はソ連であること、またこれらの国と他の国とでは工業労働者の技術の程度、能率が著しく異なることが一般に認められている。労働生産性の国際比較は極めてむづかしい。しかしハンガリーで試みた比較(物的生産指標、物価指標、生産費指標の比較による)では一九五五年にソ連とハンガリーとの生産性水準には極めておきな差のあるということを示している。(第一二表)これは恐らくポーランドについてもいえるであろう。一九五五年から五九年までに労働者一人当り総生産高は、ポーランドでもソ連でも三〇%上昇したが、ハンガリーでは一三%に過ぎなかつた。このような差異は同じ期間に工業雇用がポーランドでは一〇%、ソ連とハンガリーでは一四%増加したことと関連している。ポーランドでは投資、熟練労働者の増加、労働者の上手な使用、工場の生産能力の十分な利用などにより、ソ連との生産性の開きがおおきくなるのを防止してきたが、ハンガリーは一九五六年の事変による損失をまだ回復していないため、ソ連との開きがおおきくなつたものと見られる。

第114表 生計費指数

年	ブルガリア		チェコ		東ドイツ		ハンガリー		ポーランド		ソ連	
	総合	食料	総合	食料	総合	食料	総合	食料	総合	食料	総合	食料
1953	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1954	89	88	89	92	93	90	95	96	94	95	95	97
1955	84	84	86	91	91	86	94	93	91	95	95	97
1956	77	79	84	88	90	86	93	93	91	95	95	98
1957	77	80	82	86	89	85	96	96	95	97	95	98
1958	77	80	82	85	87	84	96	96	98	100	97	102

〔出所〕 I. L. O. 発行 Year Book of Labour Statistics 1959

一〇月末に物価が引き下げられたので（主として毛織物が七・五〇％引き下げられ、消費者の年間利益は二億レバ、全消費金額の二％に当ると推定される）一九六〇年にはこの影響が十分現われるであろう。また一九六〇年には一般賃金水準を上げるためだけに、賃金格差を調整して労働者の分布を好ましい型にするため賃金の引き上げが計

金は四％上昇したが、この中約一％は一九五九年二月の物価引き下げによるものであった。年金と家族手当も約二％引き上げられた。ブルガリアでは農業以外の実質賃金は約四％上昇し、前年を上回った。しかし国民全体の購買力は八・二％上昇したといわれるが、これは農家の所得が増加したことによるものであった。一九五九年

第115表 西欧工業国および米国の耐久消費財（人口1,000人当たり、1959年）

	西欧工業国	米 国
洗濯機	60	235
電気冷蔵庫	43	265
ラジオ	250	890
テレビ	46	272
自動車	58	330

〔注〕 西欧工業国とは欧州経済協力機構加盟国、ただしギリシャ、アイスランド、アイルランド、ポルトガル、スペイン、トルコを除く。

〔出所〕 国連発行 Economic Survey of Europe in 1959.

画されている。その引き上げは経済部門別に四月、七月、一〇月に行ない、引き上げ率は次のように計画されている。

六〇七％—ガラス、磁器、ゴム、家具、機械、皮革、履物、荷役

九一〇％—製紙、木材加工、衣服、司法官

一一一〇％—金属製造、製材、薬品、紡織、印刷

一四一〇％—建設、食品加工、教師、デザイナー

一六〇一七％—鉱業、鉄道、道路運送、セメント、電気

一九一〇一％—地方工業および協同組合工業の管理者と

技術者、保健、通信

二五二八％—灌漑の保全、河、海、空中の輸送。

このような賃金引き上げが行なわれれば、一人当り貨幣賃金は平均して一九五九年の水準を一八％上回ることにな

第112表 1人当り名目および実質賃金(a) (対前年変動率)

国	名目賃金		生計費			実質賃金					
	1957年	1958年	1959年(計画)	1959年(実際)	1957年	1958年	1959年	1957年	1958年	1959年	1960年(計画)
アルバニア	—	1%	—	2%	—	—5%	—6%	4%	6%	8%	6%
ブルガリア	4.8	2.7	—	2.6	(b)	—	—1.5	3.6	2.3	4.1	18
チェコ	2.0	2.1	—	2.2	—1.9	—	—2.7	4.0	2.1	5	0.8
東ドイツ	3.8	3.4	—	7.5(c)	—0.7	—1.2	—2	4.5	4.7	9.7(c)	—
ハンガリー	20.9	2.4	3.2	3.1	2.4	0.3	—1.0	18.0	2.1	4.1	2.1
ポーランド	15.1	7.5	4.1	8.1	6.9	3.0	3.3	7.7	4.4	4.6	0.7
ルーマニア	10	7	—	10	—	—	—	—	—	—	—
ソ連	—	—	—	—	—(d)	1.4(d)	—1.8(d)	7(e)	2(e)	—	5(e)(f)

〔注〕 (a)断りのない限り社会化部門。(b)変化なしと報告されたが名目、実質賃金の変動の資料と合わない。(c)社会化工業労働者のみ 1959年工業労働者の約60%であった。(d)小売価格のみ。(e)「実際の所得」(貨幣賃金と国の提供するサービス)。(f)全労働人口。

〔出所〕 国連発行 Economic Survey of Europe in 1959.

の労働者一人当り増加率は七・五％程度と推定される。一九五八年と五九年の間に小売物価が微落したのでイ

第113表 総合賃金水準（1カ月）

年	ブルガリア (レバ)	チェコ (コルナス)	東ドイツ (マルク)	ポーランド (ズロチ)
1952	—	1035	300	—
1953	—	1081	322	1000
1954	—	1154	346	1059
1955	—	1181	354	1111
1956	644	1227	365	1231
1957	676	1251	379	1439
1958	698	1277	392	1540

〔注〕 大体において農漁工建設運輸商業を含む。

〔出所〕 I. L. O. 発行 Year Book of Labour Statistics 1959

と同様、一九五九年に物価の引き下げが行なわれたので、同年中の生計費指数が二ポイント方低下し、一人当り実質賃金は五％程上昇した。またチェコスロバキアでは家族手当が一四・七％、年金が八・八％それぞれ引き上げられたので、生活水準は東ドイツよりも幾分多く上昇した。ハンガリーでは一九五九年初めに保健および教育関係者の給料が大幅に引き上げられたが、工業労働者の名目賃金は、主として生産性が向上したことを理由として、三％引き上げられた。ハンガリーからの報告では一人当り実質賃

ソの実質東賃金はソ連圏では最もおおく上昇したようである。これに反してチェコスロバキアの名目賃金の増加は二％程度であった。アでも、東ドイツの賃金は最も少く、工業における一人当り賃金の増加は二％程度であった。

第116表 ソ連および東欧諸国耐久消費財

	生産		普及度	
	1958年 (人口千人当り)	1965年 (計画)	1958年 (百世帯当り)	1965年 (計画)
(ソ連)				
洗濯機	2.6	11.2	—	27
電気冷蔵庫	1.7	6.3	—	17
ラジオ	18.8	25.1	—	67
テレビ	4.8	14.5	—	33
自動車	0.6	—	—	—
オートバイ	1.9	3.5	—	—
(チェコ)				
洗濯機	23.2	—	27.8	66.7
電気冷蔵庫	5.9	18.6	5.5	33.3
ラジオ	22.5	22.6	77	91
テレビ	9.9	28.1	5.4	52.6
自動車	3.2	7.7	3.5	10.6
オートバイ	12.1	—	12.2	23.3
(東ドイツ)				
洗濯機	2.9	11.6	—	—
電気冷蔵庫	3.1	20.4	2.0	27.4
テレビ	10.4	41.7	6.2	77.0
自動車	2.2	5.9	—	—
オートバイ	4.7	6.3	3.5	5.3
(ハンガリー)			(人口千人当り)	
洗濯機	13.0	8.1	17.9	72.5
電気冷蔵庫	0.1	4.3	1.6	27.2
ラジオ	45.8	—	198	—
テレビ	3.8	15.2	1.6	37.6
自転車	20.6	15.9	—	—
(ポーランド)				
洗濯機	7.8	18.5	8.3	107
電気冷蔵庫	0.8	7.4	0.8	27.7
ラジオ	27.4	33.9	88.8	239
テレビ	2.6	13.6	0.8	61
自動車	0.4	0.7	2.1	5.6
オートバイ	—	—	12	52
自転車	10.8	23.1	55	236

〔出所〕 国連発行 Economic Survey of Europe in 1959

ソ連とルーマニアの一九五九年における実質賃金資料はまだ発表されていない。一九五八年ソ連では労働者一人当り実質所得(国の提供するサービスの帰属価値を含む)は二%しか上がらなかったが、農民の所得は八%も上った。一九五九年七月、主として耐久消費財を中心とした物価引き下げとブドウ酒、果物の価格引き下げが行なわれ、その金額は六〇億ルーブル、一九五九年の小売販売高の約一%にあたりと発表された。そして都市における集団農場の市場

での平均価格は一九五九年に前年価格より六%低下した。一九六〇年の物価引き下げは、需給事情を反映したものである。(絹織物の売行きは一九五九年三%減少したので価格を一五%引き下げることが発表された。耐久消費財の生産は一九五九年かなり増加したので生産費は低下したものと見られる。)なお一九六〇年には次のような価格引き下げが行なわれるものと見られる。

- 薄絹、カーテン用織物 二一三%
- 銀狐毛皮、ポララ狐毛皮 二〇%

天然絹織物、人絹織物 一五
小間物類 五
ココア、コーヒー入り練乳 三〇
ジャム 一八
電気ミシン 二〇
ある種のカメラ 三〇
ラジオ、獵銃 二五
「ウイアトカ」モータースクーター 一八
万年筆、シャープ・ペンシル 二〇
安全剃刀の刃 三〇
アコーデオン 二〇
これらの引き下げは年間二五億ルーブルに相当し、一九六〇年の予定小売高(七、六〇〇億ルーブル)の約〇・三%になる。

なおついでながらソ連の農民の所得はこの数年来農業以外の労働者の収入より急速に上昇したので、生産性が上昇した場合を除いてこれを全般的に抑制し、農場間の差を縮小する政策がとられている。

アルバニアでは一九五九年に実質賃金が八%上昇したが、これは四月に小売価格が六%引き下げられたことによるものである。一九六〇年には実質賃金が六%上昇することになっている。一九五八年の農民の所得は一九五五年の水準を一%上回っただけであるが、これはこの期間に農産物

が増加しなかつたためである。一九五九年の資料はまだ発表されていない。

共産圏各国では、近年貨幣賃金の引き上げと生活水準の向上と同時に、労働者および管理者の賃金構造と奨励制度の改善に努めている。ルーマニアではこのような趣旨の総合的な賃金、社会保障制度の改正が完了したといわれる。チコスロバキアでは一九六〇年二月までに賃金制度は工業労働者(約一五〇万)の中約一〇〇万について完了し、一九六〇年上半期中に全部終了することになっている。新賃金制度は要するに技術的系数にもとづいて労働ノルマを調整引き上げることであるが、平均実収賃金への影響は不利ではない。というのは技術による職業の再分類はおおくの労働者の格上げとなるばかりでなくて、一般に基本賃金も引き上げられるからである。事実調査によれば、新賃金制度実施の工場では労働者の六〇%が時間当り実収賃金が増加し、二〇―二五%は不変、一五―二〇%は減少した。

ソ連では賃金制度の改革は一九五九年に石油および機械工業で始められたが、一九六〇年には工業および建設業で完了し、運輸および国営農場で始められるものと見られる。ソ連の賃金制度の改正には最低賃金の引き上げとおおくの場合は週労働時間の短縮もともに行なわれている。一九五九年末までには労働者の二三%が一日七時間に、ある職業ではそれ以下に短縮された。

ソ連ではまた工業、建設業、運輸および国营農場における企業の管理的職員（技師および中堅技術者を含む）への割増金の割当およびその分配に関する新しい規則が制定され、一部は一九五九年一〇月から、一部は一九六〇年一月から実施された。これは数量の上の生産計画の遂行と割増金をリンクさせることは旧式になったことによるものである。というのはこの方式は品質とコストによる差別をしないので、管理者をしてこのような点に注意を払わせる刺激とならないからである。新しい規則によれば、総合計画、品目別計画、労働生産性計画、他地方および他企業への引渡計画がすべて遂行され、且つコスト引き下げ計画（ある工業部門の場合は品質の改善の計画もまた）を遂行または超過遂行したとき、工業、建設業および運輸における企業の管理的職員は割増金を受けることになった。共産党中央委員会の一九五九年六月の会議で、新技術導入計画の遂行もまた一つの条件とされた。ただし生産数量が国民経済にとつて極めて重要と認められる若干の工業部門、例えば採掘工業や一部の機械工業では、生産計画の単なる数量的超過遂行に対して割増金が与えられる。国营農場では利潤および供出計画の超過遂行に対して割増金が与えられる。企業の中にはある月における生産高を故意に少なく報告し、翌月計画を上回つたように報告して割増金を受けようとするものがあるが、これを防止するため四半期ごとの

生産に割増金を支給することに改正され、割増金の最高額は採掘工業、金属製造および化学製品では賃金月額額の六〇%、その他の工業部門、運輸および国营農場では四〇%と定められた。これによりソ連では個人所得の差を縮少できると見られている。

ポーランドでは他の国ほど賃金、ノルマの改訂に熱心でなかつたが、統一労働党中央委員会の数回の会議で積極的対策をとる必要が論じられ、ついに一九六〇年の計画に採択され、実質賃金を不変にする政策がとられている。一九六〇年初めポーランドで採用された管理的職員および技術者の割増金制度はソ連の場合と同じような欠陥を除くことを目的としたものであるが、方法は幾分異なる。各企業は二つの割増金基金を設ける。その中の主たる割増金基金は、前年の全体の業績を五%以上回らない今年全体の業績を挙げたとき管理的職員および技術者に分配される。第二の「特別」基金は前年の業績を上回つた業績を挙げたとき分配される。特別基金の金額は、まず計画を立ててそれを遂行したか否かにより異なるが、計画を立てて遂行した場合の方が高い。各個人への割増金は年間給料の一五%までとされている。また「保障基金」というのがあつて、新技術の導入により生産が挙げられないとき分配されることになつている。

次に生活水準について見てみよう。ソ連および東欧諸国

では新長期経済計画において消費財の増産がうたわれている。一人当り消費財増加率は各国において年四―五%と計画され、また消費財の品質改善と種類の増加にも関心が払われているが、消費水準の急激な上昇は見られなかつた。アメリカ、西ヨーロッパ、ソ連および東欧における主な耐久消費財の普及状況は第一一五表および第一一六表のようである。

三 労働組合の活動

ソ連の全ソ労働組合中央評議会は一九五九年三月二三日から二七日までモスクワで第一二回会議を開催した。（第一一回会議は一九五四年六月開催）組合員五二七八万を代表する代議員二〇〇人余が出席した。この会議には国務大臣、世界労連代表者、外国友誼団体代表者、国際労働機関代表者など多数参加した。

議長グリシンの提出した報告を討議した後第二一回共産党大会の決議を歓迎し、これを組合活動の指針とする旨の決議を採択した。

社会主義競争 Ⅱ大会では労働組合は国民経済の企画、かくれた生産力の発見および利用に参加し、社会主義および共産主義建設の主要手段である社会主義競争の普及に努力したことが述べられた。社会主義競争が真に一般大衆にも浸透し、参加者が労働生産性の向上ができるような条件を作るように組合は注意しなければならない。社会主義競争

の形式主義の排除と成果の研究と勝利者への褒賞のやり方の改善が必要である。

七カ年計画の実施 Ⅱ七カ年計画に定められた任務の遂行と超過遂行のために活動し、一般的な機械化とオートメーション、生産の専門化と協力、労働時間の浪費の除去等のために予定された方法を早急に実行するために活動することとは労働組合の大きな義務である。労働組織と賃金制度改革の重要手段としての技術的ノルマの制定についても大きな関心が払われた。

生産コストの引き下げ Ⅱ生産コスト引き下げ問題について、大会は労働組合に生産問題に関係する国家機関、経済団体の業務に積極的に参加し、未利用生活資料の利用、労働生産性の向上、コストの引き下げ、生産品の質の改善等の問題についてこれらの機関、団体に意見を述べるように指示した。

進歩的な生産経験の普及方法の改善 Ⅱ合理化専門家、発明家、科学者、技師等の運動を支持してこれを推進することとは労働組合の義務であるとされた。

労働条件 Ⅱ労働組合は賃金制度と働らく者の労働条件と生活条件の改善並びにこれらの問題を国家機関や経済団体に提出討議することに努めてきたことを強調して、労働組合はすでに行なわれた賃金制度の改正が、七カ年計画の定めに従つて全経済部門に完全に実施されるように積極的に

努力し、労働者、技師および中堅技術者をこの仕事に参加させ、改正された賃金制度が最少の追加費用をもつて行われるようにしなければならない。労働組合は労働条件の改善に絶えず注意を払い、安全規則、衛生規則および労働規則の遵守の如何に注意し、それらの監督者の業務を改善するように留意すべきであるとされた。

国营社会保険制度の統制 Ⅱ 国营社会保険の支出がこの五年間に二倍になったので、労働組合は国营社会保険制度の運営を引き続いて統制し、その処分できる莫大な金を適当に使用すべきである。また労働組合は公衆保健機関の運営、保養所の大幅な改善に努力しなければならない。

女子労働者 Ⅱ 労働組合は女子労働者の工業における労働を軽減し、子供の養育に必要な条件を作り、社会活動に積極的に参加させるようにしなければならない。

住宅 Ⅱ 近年労働組合は住宅建築計画の遂行および文化活動発展計画の実行に対して大衆監督を強化していることを述べて、労働組合は住宅建築に対する効果的な監督、建築者をして住宅建築計画を遂行、超過遂行させるようにすること、かくれた生産力を発見すること、建築コストの引き下げ、建築の質の改善等に一層努力すべきであるとされた。また個人の余暇利用による住宅および夏期小住宅建築協同組合等を十分支持奨励すべきである。

労働協約 Ⅱ 労働協約はすでに広く行なわれ、その履行に

おりであるが、最近ソ連の労働組合の性格の変化―責任と権限の拡大―についてアメリカのバッサル大学 (Vassar College) 経済学教授エミリー・ブラウン (Emily Clark Brown) の論文 (一九六〇年一月号 Industrial and Labour Relations Review 誌所載) を紹介すれば次のようである。同氏は一九五五年と一九五九年の二回、延べ三カ月間ソ連に滞在し一〇都市二一工場で実地調査をしたが、結論として組合は国家の目的に反してはならないが、(a)労働者の利益と権利を保護するという組合の機能はますます重要なものとなりつつある、(b)地方支部組合または工場委員会の責任と権限が拡大された、(c)組合指導が民主的になった、そしてこのような組合の役割の変化は労働組合を含む産業組織について、一九五七―五八年にソ連において行なわれた政策の重要な転換によるものであるとしている。同論文の結論の一部を引用すれば次のようである。

「労働組合、特に地方支部組合の権限は目立って増大してきており、そしてソ連の政策が急激に逆行するのを阻止しているが、組合の権限は更に増大しそうである。若干の点では、これらの権限はアメリカの組合のそれよりも大きく、労働者の利益に直接関係する事項について工場において決定に参加することはもちろん、広範な経済政策に関して全国的、地域的決定にも参加する。いわゆる「経営者の特権」に対する侵害は驚くべきほど行なわれている。ソ連

ついで労働組合も企業も大きな責任をとるようになった。労働組合は労働協約の実行について更に効果的に引き続いて監督すべきである。

教育活動 Ⅱ 労働組合は工場および事務所の労働者に社会主義的自覚を高め、労働者を共産主義の積極的な建設者として教育するのに大いに尽してきたが、労働組合は教育活動を一層盛んにし、そのイデオロギー的内容を改善すべきである。年少者の教育、中等、高等教育、文化活動、余暇活動、体育、スポーツ、不道徳、反社会行動に対する対策、働らく者への無神論の宣伝の発展等にも努めるべきであるとされた。

組合組織活動 Ⅱ 労働組合の組織活動は最近改善され、労働者との結びつきは強化され、一般組合員の自主的な活動は発達した。全ソ労働組合中央評議会の行なつた改組計画は承認され、組合指導の地方分散、共和国、地方、工場、事務所の段階における労働組合協議会と労働組合委員会の権限と機能の拡張、多数の労働組合の統合等は、組合の組織活動と教育活動に非常に役立つた。

国際関係 Ⅱ ソ連の組合の国際関係は著しく強化されたが、組合は外国組合との結びつきを更に強化し、世界労働の強化に尽力し、国際労働組合の統一と世界の平和と友誼に努力すべきである。

全ソ労働組合中央評議会会議の採択事項は大休以上のと

の組合は賃金水準について団体交渉を行なう権限を有たないが、まさにこのようにいえる。労働者の教育水準の向上とその結果生じた自覚および共産党の公約が実現されないことに対する不満とが、このような発展に若干の影響を持つていであろう。さらにそれ以上に、このような傾向は管理の地方分権化を伴なつた現在の計画の上に立つて、労働者の協力を得て、産業の管理を能率的にしなければならぬという要請にもよるものであろう。」

四 労働関係法令

ソ連の七時間労働に関する命令

共産党中央委員会、閣僚会議および全ソ労働組合評議会は一九五九年九月、第二一回党大会の決議に従つて全ソ連、全労働者に一日七時間労働(坑内労働は六時間)を実施することについて命令を公布した。

炭鉱およびある種の重工業の労働者および職員には賃金を引き下げないですでに七時間労働(坑内は六時間)が実施されており、これは一九五八―五九年に非鉄金属製造業、化学製品、セメント工業、建築資材、製塩の企業、オゾケライト鉱山等の労働者にも拡張された。また一九五九年には賃金を下げないで、機械、石油、ガス工業の労働時間も同様に短縮された。

実施の時期 Ⅱ 労働時間の全国的な短縮は一九五九年第四

・四半期から一九六〇年末までに、経済、地域、行政上の事情を考慮して実施する。持続的の工程に従事する労働者にして交代時間の短縮ができない仕事に就いている者には休日を増加する。実際に各企業、機関、団体の実施期日は、共和国閣僚会議、ソ連各省、国民経済会議、地方執行委員会が関係労働組合の同意を得てこれを定める。

賃金II労働時間の短縮と同時に、現行賃金給料を維持するだけでなくその引き上げをも確保する新賃金制度がとられつつある。新賃金率、給料は引き上げられ、最低賃金は月額四〇〇ルーブルから四五〇ルーブルに上げられた。

しかし新賃金制度はある種の職業の労働者には実施が遅れる。運輸、通信、経済企画調査機関に従事する労働者、職員、技術者には一九六〇―六一年まで、商業、配給、教育、保健、公務その他の非生産的職業に従事する者には一九六二年まで延期される。

ソ連の特別塵肺症年金命令

一九五九年六月二六日ソ連最高会議幹部会は塵肺症による労働不能労働者に対する年金増加に関する命令を公布した。

この命令は一九五六年の年金法第二二条を改正し、塵肺症にかかった労働者に特別年金を支給し、有利な年金算定方法を定めたものである。一九五九年の年金法のもとで

は、労働災害による労働不能者に対する基本労働不能年金は一定限度以下の賃金の一部のみが算入され、残りの賃金を基礎とする追加金が加算されたが、塵肺症の特別労働不能年金の場合は、賃金全額が計算に取り入れられ、年金はただ絶対最高額で抑さえられているだけである。労働不能は次の三種に分かれている。(I)、完全に労働能力を失ない、他人の介助を必要とする者。(II)、完全に労働能力を失なつたが、他人の介助を必要としない者。(III)、および労働能力の一部を失なつたが、軽度の技術と緊張を要する労働に就ける者。年金は次のようである。

塵肺症による労働不能者の年金

労働不能種別 賃金の百分比 年金最高月額(ルーブル)

- I 一〇〇% 一、二〇〇
- II 九〇 九〇〇
- III 六五 七〇〇

この命令は一九五九年七月一日から施行された。一九五九年七月一日塵肺症による労働不能年金をすでに受けていた者は新命令に照らしてこれを増額する。

ソ連の労働法原則改正案

ソ連最高会議立法調査委員会は一九五九年一〇月ソ連邦および連邦共和国の労働法原則案を公表し各方面の意見を求めているがまだ法律となっていない。この原則案の目的

は共産主義社会建設期における労働法を改正して全国統一的とし、労働条件を改善することであつて、第二〇回党大会(一九五六年二月)、第二一回党大会(一九五九年一月)の決議を具体化したものである。主たる規定は次のようである。

第一章総則―この原則は連邦および連邦共和国の労働者および職員の労働関係に適用するが、集団農場および手工業協同組合の組合員には適用しない。これらの組合員は、関係法規にもとづいてその協同組合の定めた定款によるものとする。

第二章労働協約―労働協約には生産計画の遂行および超過遂行、生産組織および労働組織の改善、労働生産性の向上、所定の賃金支払い制度の正しい適用、労働規律の強化、労働者および職員の資格の向上、労働者保護の改善、労働者および職員に対する住宅、文化・生活サービスの確保等について、管理者と労働組合間の相互の義務を定める。

第三章労働契約―企業または公共機関の管理部は労働者、職員に労働契約に定めたい仕事、明らかに生命の危険を伴いまたは労働法規に違反する仕事をさせてはならない。これらの者の同意なくして他の職務、企業へ異動させることはできない。ただし生産上の必要あるときは一年一カ月まで労働者、職員の同意なくして異動させることがで

きる。労働者、職員は、期間の定めのない契約、三年を越えない一定期間の契約、または何等かの仕事遂行の期間の契約を締結できるが、期間の定めがないときは、管理部に一二日前に予告して契約を解除することができる。

第四章労働時間―一日の労働時間は七時間、週四〇時間までとする。場合により一日八時間労働、週五日労働とすることが出来る。ただし七時間労働への移行は一九六〇年中には完了し、四〇時間労働への移行は一九六二年中に完了すること。年令一六才から一八才までの者の労働時間は一日六時間、一五才から一六才までは四時間とする。

残業は原則として認めないが法規に定めた例外の場合に限り、労働組合の許可を得て行なうことができる。ただし連続二日間に四時間、一カ月一〇時間を越えてはならない。

祭日は一月一日、五月一日および二日、一月七日および八日、二月五日で、止むを得ない場合のほか労働をしない。

年次休暇は連続一二労働日以上、年令一八才未満の者は一暦月とする。ただし困難、有害な労働に従事する者には追加休暇を与える。

第五章賃金等―賃金は労働の量と質により支給するが、賃金月額は所定最低額を下回つてはならない。残業の賃金は最初の二時間については五割増し、それ以

後は一〇割増しとする。祭日の労働の賃金は一〇割増し、ただし代休をもつてこれに代えることができる。賃金は少なくとも半月ごとに支払う。

労務者、職員の責によらないでノルマが達成されなかつたときは、賃金は生産物の量と質により支払うが、賃金率表の三分の二を下回つてはならない。生産品が労務者、職員の過失によらないで不良品となつたときも同様であるが、過失による場合は賃金を支払わない。

以上のほか労働規律、労働保護、女子の労働、年少者の労働、労務者・職員の養成と資格の向上、労働紛争、労働組合、国営社会保険、労働法規遵守のための監督等について規定されている。

ソ連の軍隊除隊者に関する命令

ソ連の共産党中央委員会と閣僚会議は一九五九年末「ソ連軍隊の新規の大幅縮小に関する法律によるソ連軍隊除隊者の労働準備および物質生活の保障に関する」命令を採択した。党、ソビエトおよび経済機関は、軍隊除隊の陸海軍兵士、下士官および将校が住所に到着してから一カ月間にその専門と労働の経験に応じて労働に就けるようにしなければならぬ。

一定年限以上勤務した将校その他の軍人には住宅が与えられる。将校は工場学校その他の相当程度の学校へ入学が

する。

(g)家族の移転費、ただし労働契約の締結から二年以内の場合。労働者本人の荷物二四〇キログラム、家族一人当り八〇キログラムまでの運賃も支給される。

(h)住宅改造資材が売渡され、運賃を支払つてこれを自動車で運搬することもできる。

一九六〇年のソ連の労働協約締結についての決定

ソ連では全国の企業、機関等における労働協約の締結について、全ソ労働組合中央評議会役員会は毎年その締結方針を決定して下部組合に指示する例となつてゐる。一九五九年一月発表された一九六〇年の協約締結方針は概要次のようである。

まず労働協約締結の目的は七カ年計画第二年度の計画を期限までに遂行し、労働生産性を向上させ、生産コストを引き下げるように労働者を動員し、労働者の文化・生活的必要の満足に貢献することであるとしている。

労働協約には国民経済全部門における技術の進歩の促進に関する共産党中央委員会の一九五九年六月の会議の決定の実施、社会主義競争の発展、生産課題の遂行と超過遂行に必要な条件を全労働者に作ることに規定しなければならぬ。

一九六〇年には労働時間が短縮され、おおくの経済部門

許され、その期間将来就く予定の職業の給料の七五%を与えられる。ただし月額四〇〇ルーブル以上とされている。将校でない軍人で労働契約を結んだ者には次の恩恵が与えられる。

(a)勤務地までの旅費と、北部、ウラル、シベリア、極東地方に行くときは一日一五ルーブルの日当、その他の地方のときは一〇ルーブルを支えられる。

(b)北部、ウラル、シベリア、極東およびコザツク地方における二年以上の労働契約を結び勤務地に到着した者には六〇〇ルーブルを支給し、ドンバス地方の場合は五〇〇ルーブル、その他の地方の場合は三〇〇ルーブルを支給する。ただし他の法令でこれより高い一時金の支給が定められているときは、これを支給する。

(c)極北その他これに準ずる地方における企業、建設機関と労働契約を締結した者には一時金、日当が与えられ、また他の法規による恩恵も与えられる。

(d)遠隔地に勤務していた軍人が、除隊後三カ月以内に極北、またはこれに準ずる地方に勤務する労働契約を締結したときは、賃金その他の手当での計算において引き続き勤務したものとみなす。

(e)個人住宅建築のため七、〇〇〇ルーブルを貸す。返済は、貸し付けを受けた翌年から七年間になす。

(f)家政のために一、〇〇〇ルーブルを貸す。一年半で返済

の企業では賃金が改訂されるので、協約はこれらの改正に対処して企業の業務の改善と技術的ノルマの実施の方法を規定しなければならない。

一九六〇年には生産力の増大と大規模の建設が計画されているので、工業、住宅、文化・生活の建設を促進し、建設事業の進行と質に対する社会的監督を強化する方法を協約に定めることは重要である。

労働者に対する教育、クラブ、住宅、文化の宮殿、公園、図書館、少年団の家、運動場等の改善についても具体的に定める必要がある。また労働保護、安全、衛生、病氣対策、商業企業、公開食堂および医療機関に対する社会的監督についても具体的に定めなければならない。

工業、建設、運輸、通信、商業、公開食堂、国営農場、機械修理所などでは一九五九年の協約履行状況を検討し、一九六〇年の協約は一九五九年一月から六月一年一月までに締結することとなつてゐる。

ソ連・ブルガリア間の社会保障に関する条約

ソ連とブルガリアとの間に一九五九年一月一日社会保障の協力に関する条約が締結された。この条約は給付について属地主義を認めたものである。すなわちいずれかの国の国民が他の国に居住するときも、その居住国の国民と同じ社会保障権を有するものである。年金、給付および扶

第117表 家族手当（月額）単位＝クラウン

所得（月）	子供1人	2人	3人	4人	5人	6人以上は1人について
旧規則 （所得に関係ない）	70	170	310	490	710	220
新法						
1400未満	70	170	430	690	950	260
1400～2200	70	170	400	640	880	240
2200～3000	70	170	370	590	830	240
3000～3800	—	100	330	530	750	220
3800を越えるもの	—	—	310	490	710	220

第118表 減額家族手当（月額）単位＝クラウン

所得（月）	子供1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上は1人につき
旧規則 （所得に関係ない）	38	86	144	212	290	378	476	108
新法								
3000未満	38	86	144	212	290	378	476	108
3000～3800	—	48	144	212	290	378	476	108
3800を越えるもの	—	—	144	212	290	378	476	108

第119表 年金受給者子供手当（月額）単位＝クラウン

年金（月）	子供1人	2人	3人	4人	5人	6人以上は1人について
普通年金						
1400まで	70	170	430	690	950	260
1400を越えるもの	70	170	400	640	880	240
労働不能年金						
1400まで	120	260	480	700	950	260
1400を越えるもの	120	260	480	660	880	240

れた。労働不能年金受給者の子供手当はその他の年金受給者よりもおこななければならないという原則には変わりがない。子供手当を受けられる者とその資格は家族手当のときと同じである。年金受給者の子供手当月額は一八九表

のようである。農業協同組合員および自営業者の病氣および年金保険制度による年金受給者の子供手当も同様に増額された。年金の最低最高金額—一九五六年の社会保障法による老

助はすべて居住国の法規により支給され、居住国の社会保障当局の監督を受けることになった。これに要した経費は両国間で清算しないで、自国民に支給したものととして処理する。

チェコスロバキアの徒弟訓練法

一九五八年一月二日チェコスロバキアで徒弟訓練法が制定された。この法律は年少者の教育、訓練を改善し、筋肉労働者の職業訓練に関する従来の法令を一部改正するものである。

適用範囲—この法律は従来「労働予備」施設で教育されたおおくの職業における徒弟訓練計画に適用され、従って職業訓練と企業における実際の労働とを密接に結びつけることになる—法律によれば徒弟は工場内に特に設けられた職場、訓練に適当な作業所および徒弟学校で訓練される。徒弟学校は工場が、地方当局の協力を得てこれを設置する。

監督—法律によれば、徒弟訓練は教育文化省により監督調整される—この目的のため同省内に徒弟訓練に関する中央協議会が設けられる。

主な規定—この法律には徒弟契約、検定試験、課程の修了、当事者の権利、義務などが規定されている。

チェコスロバキアの年金保険規則改正

一九五九年三月チェコスロバキアでは疾病保険および年金制度の改正に関する三つの法律が制定され、同年四月一日から施行された。

家族手当—被保険者はフル・タイムの雇用にあつて少なくとも毎月二〇日働らく者でなければならぬ。家族手当には新しい原則が採用された。その金額は世帯主の所得と、扶養される子供が一五才以上であればその所得とにより定められる。一五才以上の子供にして、その月収二〇〇クラウンを越えまたは孤児年金を受けられる者、寄宿舎付き学校に無料で収用されている者、六カ月以上病院その他類似の施設に無料で収用されている者には家族手当は支給されない。家族手当月額は第一一七表のとおりである。

計算—入れられる所得は、労働の報酬、病氣手当、出産手当、家族が労働不能のとき世話料として与えられる給付、雇用中にも受けられる年金等を含むが、農業その他の経済部門において臨時に働らいた報酬を含まない。金額は直前三カ月の所得の平均である。労働者にして所定面積以上を耕作する者にも減額した家族手当が与えられる。その金額は第一一八表のようである。両親が雇用されているときは、家族手当は子供扶養のため所得税の減額される親に支給される。

年金受給者の子供手当—年金受給者の子供手当が増額さ

令年金と労働不能年金の最低額は変わらないで月四〇〇ク
ラウンであるが、二〇年勤務しなかつた者の老令年金の最
低額は月三〇〇クラウンに引き下げられた。そして老令年
金と年令二〇才以上の労働者の労働不能年金は年平均賃金
の九〇%を越えてはならないこととなつた。年金の絶対最
低額は次のようである。

年金	金額(月、クラウン)
老令、労働不能	二二〇
一部労働不能	一四〇
労働不能(労働災害)	二八〇
一部労働不能(労働災害)	一七〇
未亡人	一六〇
未亡人(夫が労働災害で死亡の場合)	二〇〇
未亡人(夫が労働災害により労働不能または一 部労働不能年金を受けていたとき)	二〇〇

労働不能年金と老令年金の絶対最高額も定められた。従来
どおり所得第一種の労働者の老令年金または労働不能年金
は年平均賃金の九〇%を越えてはならないが、その他の労
働者の場合は八五%を越えてはならない。そして老令年金
と労働不能年金は、社会保障、社会保険、社会扶助による
その他の年金と合せて、所得第一種の労働者では月二、二〇
〇クラウン、所得第二種の労働者では一、八〇〇クラウン、
所得第三種の労働者では一、六〇〇クラウンを越えてはな

らなくなつた。

勤務する者の老令年金—老令年金受給者にしてなお退職
年令後勤務する者は年令により二つに分けられる。

年令六五才未満の年金受給者(女子および第一種の業務
—坑内労働者、航空機乗員—に従事する者では六〇才未
満)は次の資格を有する。

- (a) 第一種の業務に従事するときは、最高の年金一、二〇〇
クラウンと年令五五才から六〇才までの勤務一年について
評価基準の四%を受けることができる。
- (b) 第二種の業務(特に困難な仕事)に従事するときは、
年金の三分の一(月六〇〇クラウンまで)と六〇才から六
五才までの勤務一年について評価基準の四%とを受けるこ
とができる。

(c) 第三種の業務に従事するときは、六〇才から六五才ま
での勤務一年について年金の計算に用いた年平均賃金の四
%が増加される。

年金受給者はなお労働しているときは、評価基準の四%
の増加でなくて、年金の三分の一(月四〇〇クラウンま
で)を請求でき、もし一年経過して考えを変えたときは年
金の四%増加を請求することができる。

年令六五才(女子と第一種の業務の場合は六〇才)にな
れば、労働者は働らいていても年金金額を受けられる。た
だし年金は第一種の業務では一、四〇〇クラウン、第二種の

業務では一、二〇〇クラウン、第三種の業務では一、〇〇〇
クラウンを越えてはならない。それ以後の勤務一年につい
て評価基準のそれぞれ二%、一・五%、一%増加される。

ブルガリアの労働物価委員会の設置

一九五九年五月二七日の命令により、閣僚会議に所属す
る労働物価委員会が設置されたが、これは国民経済の発展
を速め、国家経済を強化し、経済行政を改革するという政
策に従つて設けられたものである。

その任務は党、政府の労働、賃金および物価政策を実施
することにあるが、主なものは次のようである。

法令案の作成—委員会は法令案を作成して閣僚会議に提
出し、また労働、賃金および物価に関する法律案その他の
書類の作成について、国家計画委員会、大蔵省、労働組合
中央評議会その他の省、機関に協力する。

経済問題—委員会は政府の経済計画の作成に参加し、国
家計画委員会が生産性の向上、平均賃金の引き上げ、労働
力の大きさ、物価引き下げについて決定するのを援助しな
ければならない。委員会は適当な調査分析をした後閣僚会
議に意見を述べ、物価問題について当局に協力しなければ
ならない。労働生産性を向上させ労働者の生活水準を高め
ることも委員会の職務である。

委員会は労働条件や労働組織の改善、労働力の利用、社

会主義競争の組織等に関する問題も処理することになつて
いる。また経済諸部門間および職種間の賃金の調整、また
経済部門内部および職業内部における賃金の調整をも行な
うことになつている。農林省関係でも、委員会は農業労働
と協力問題について同様な職務を行なう。

ブルガリアの女子労働者保護

ブルガリアの中央労働組合評議会と公衆保健社会扶助省
とは一九五九年七月三日女子労働者の保護に関する共同命
令を公布した。これは一九五三年一月の女子労働者の使用
に関する命令に代るものであるが、その主な規定は次のよ
うである。

雇用保障—単に妊娠していることを理由として女子労働
者の雇用を拒否することはできない。また妊娠四カ月以上
の女子労働者、子供が八才以下の女子労働者、夫が軍隊ま
たは労働に召集されている女子労働者を、事前に予告して
も予告しなくても、解雇することは違法である。女子労働者
が重大な犯罪を犯したまたは企業閉鎖の場合を除いて、女子
労働者の雇用契約の条件を変えることは違法である。女子
労働者が投獄されたときは解雇できる。

女子労働者が出産休暇に入つたときは、その雇用契約を
変更しまたは解雇することはできない。企業の閉鎖または
季節企業の場合例年どおり活動を中止したため妊娠四カ月

以上で解雇された女子労働者は、希望するときは、他の企業の適当な仕事に移すことができるが、出産の現金手当を受ける権利を失なわない。

出産休暇—女子労働者は一二〇日の出産休暇（産前四五日、産後七五日）をとることができる。もし医師の診断したより早く出産したときは、それだけ産後の休暇を長くすることができる。出産休暇中は賃金の代りに、労働法に規定した手当を受けることができる。

保育休憩—自分の子供を保育する女子労働者は、年令八カ月になるまで、賃金を減額されることなく、一日に一時間ずつ二回または継続して二時間の休憩をとることができる。子供が八カ月以上経過したときは、医師が適当と認める期間一日一時間の保育休憩が認められる。双生児または早産児の場合は、八カ月まで一日三時間、その後は二時間とする。

労働法典第四条（特に身体に有害な労働の場合）の規定にもとづいて労働時間が六時間以下である女子は、毎日一時間有給の保育休憩をとることができる。双生児または早産児の場合は八カ月まで一日二時間、その後は一時間をとることができる。

有給休暇および無給休暇—年令三才未満の子供の母は原則として夏に有給年次休暇をとることができる。ただし希望するときは、いつでもかかる休暇をとることができる。

第120表 子供手当（月額）単位フオーリント

子供数	手 当 金 額			
	被 用 者		農 業 協 同 員	
	1953	1959	1953	1959
1	30(1)	120(1)	—	70(1)
2	75	75/240(1)	—	140(1)
3	180	360	144	210
4	260	480	208	280
5	350	600	280	350
6	450	720	360	420
7	560	120(2)	60(2)	70(2)
8	680	"	"	"
9	810	"	"	"
10	975	"	"	"
11	1155	"	"	"
12	1350	"	"	"
13人以上は1人について	210	"	"	"

〔注〕(1)孤独母のみ、(2)それ以上の子供1人について。

適用者の範囲—国営疾病保険により保険に加入している農業以外の被用者は子供手当を受ける資格を有する。国営農場に恒久的にまたは継続六カ月以上雇用される農業労働者はこれを受ける資格を有し、また国営林業に雇用される者も同様である。新聞記者（通信員、記者など）は、新聞記者保険組合に加入しているときは、子供手当を受けることができる。農業協同組合加入者も一定の条件を満たすときは減額した子供手当を受けることができる。手工業協同組合加入者は一般の被用者と同様の条件をもつて手当を受けることができる。

資格取得条件の概略は次のようである。
子供の資格取得条件—被用者は一六才未満の各子供について、中学校に在学する子供については一九才まで、職業学校または商業学校の通常の二年の課程に在学する子供については一八才まで、また永久労働不能になった子供については無期限に、手当を受けることができる。ただし被用者は、各子供について手当を受ける資格を取得するには、少なくとも二人の子供を扶養していなければならない。
被扶養者を有する孤独母—被扶養者を有する孤独母（雇用されている者）は第一子についても手当を受けられる。女子は、夫と同棲していないかまたは夫が軍務に服して不在であるか、あるいは夫が身体または精神的労働不能か病気のため六カ月以上労働できないとき、または夫が刑務所に入っているときは、これを孤独母とみなす。

農業協同組合員—農業協同組合加入者は、第三子およびそれ以上の子供について、年令一〇才まで手当を受けることができる。農業協同組合員たる孤独母は第一子についても手当を受けられる、ただし一〇才まで。
その他の規定—子供手当受給権を取得するには、被用者は毎月少なくとも二日、雇用契約に規定あるときまたは

年令一才以下の子供の母は、要求すれば六カ月までの無給休暇をとることができる。年令三才未満の子供の健康状態が悪く特に看護する必要があるときは、一年四五日までの無給休暇をとることができる。勤務期間の計算には無給休暇は雇用期間に算入される。

残業および夜業—妊娠四カ月の女子および一〇カ月未満の子供を持つ母には残業および夜業をさせてはならない。子供の看護が必要であるときは一〇カ月になるまで残業、夜業は禁止される。

骨の折れる労働および有害な労働—妊娠四カ月以上の女子または一〇カ月未満の子供を持つ母は骨の折れる労働または有害な労働に就かせてはならない。骨の折れる労働または有害な労働に従事する女子は、妊娠四カ月になれば、賃金を減額しないで、他の軽労働に移さなければならぬ。

ハンガリーの子供手当引き上げ

ハンガリーでは子供手当引き上げに関する命令が一九五九年四月一日施行された。

ハンガリーでは子供手当制度は一九三九年一月一日から施行されている。これは第二次世界大戦前存在した八つの強制家族手当制度の一つである。現行制度は一九五三年に採択され一九五三年と一九五八年に改正増補された。

農業に雇用されるときは毎月少なくとも一八日就業しなければならぬ。病気休暇および出産休暇は労働したものとして計算される。一度子供手当を受け始めた者は、軍隊に入隊中または大学在学中でも引き続き受けることができる。

子供手当は被用者の死亡から六カ月間、子供を世話する者に支給される。

農業協同組合員が、子供手当受給権を取得するには、前年一二〇日以上(男子の場合)または八〇日以上(女子の場合)の「労働日単位」を持たなければならない。

受給資格者が二人以上あるとき同一の子供について二人以上が受給資格を有するときは、手当は次の順序で支給される。

(a)父、(b)父が家族を扶養していないかまたは両親が離婚しもしくは別居して子供が母とともに住むときは、母、(c)子供を扶養する資格ある他の者(例えば祖父等)。

両親が手当を受ける資格を有しない場合は、もし(a)父が身体障害のため少なくとも六カ月間賃金を得ることができないと考えられるとき、(b)母親の唯一の所得源が月五〇〇フオーリントまでの年金であるときは、手当は母に支給される。

第八篇 中華人民共和国

一 軌道にのる中国経済

—残る工農のアンバランス—

今年(一九六〇年)三月三十日から開かれた中共の第二期全国人民代表大会は、周恩来首相の演説を最後に四月十日終了したが、年に一回開かれるこの大会では、例年のように、前年度の経済発展の実績報告と今年度国民経済計画と予算が決定され、さらに各分野にわたる報告が行なわれた。その中で何よりも関心をひくのは、中共の経済計画の推移ならびにその発展のテンポであり、それを通じて推知される中共経済の今後の動向である。

この大会では、『西側の黄金の六〇年』の向こうを張つて、中国も『連続躍進の六〇年』で今年の建設を進めてゆくことを決定したが、中共の人民大会に公表する経済発展の諸指標は、つねに花々しいものである。とりわけ昨年の大合では、農業生産の異常ともいふべき『大躍進』をはじめ

として、誇り高い実績が発表された。しかし、この公表された数字のうち、農業部門については、八月に至つて大幅に切り下げの訂正が行なわれた。これは、政府の公表とその実績について大きな疑問を投げけるものであった。もちろん、新中国の工農業の発展の歩調が相当大きいものであったことは否定できない。だが、それにしても、第二次五カ年計画に入った一九五八、五九の二年間が、中共にとつて『大躍進』の年といわれてきただけに、その実態がいつたいどうであるか、そのような躍進は、そもそも持続しうるものかどうか、という点に、海外からの関心が集中したのは当然のことであつたらう。これについての今次大会での報告を要約すると、第二次五カ年計画の最初の二年間で、五年間の目標をほぼ達成したとしている。五カ年計画そのものは改めて作成しなすが、今年度の計画はとりあえず、過去二年間のテンポとほぼ同じくらいのものにしやうと目指していると見てよからう。第一次五カ年計画では、五年間で工業生産が二倍となつたが、第二次計画では、二年間で工業生産を二倍以上に拡大し、しかもこの『大躍

東宝 東宝株式会社

- 本社 東京都千代田区有楽町一ノ一四 電 東京 〇二二二(代表)
- 北海道支社 札幌市南一条西一丁目(北宝ビル) 電 札幌 〇三二九〇七一九
- 関東支社 東京都千代田区有楽町一ノ一四 電 東京 〇二二二(代表)
- 中部支社 名古屋市中区広小路通一ノ六 電 名古屋 〇七七一五一一九
- 関西支社 大阪市北区角田町三三 電 大阪 〇二五一(代表)
- 九州支社 福岡市東中洲二四五 電 福岡 〇二七三四一八
- 撮影所 東京都世田谷区喜多見町一〇〇 電 福岡 〇二二二(代表)

第121表 1959年度主要工

品 目	単 位	1959年			
		(A) 4月の当初計画		(B) 8	
		生産目標	前年比成長率 (%)	生産目標	前年比成長率 (%)
基本建設費	億元	270	21.5	248	15.8
投資基準額以上の施行数	企業項目	1,092		788	
工業生産額	億元	1,650	41.0	1,470	25.6
鋼塊 (イ)	万トン	1,800	62.4	1,200	50.0
炭	万トン	38,000	40.7	33,500	24.0
電	億 kWh	400	45.5	390	41.8
原油	万トン	339	50.0		
メ	万トン	1,250	36.0		
ン	万トン	130~150	63.3~85.0		
化学肥料	万立方米				
木	万 kW	280~300	250.0~275.0	180	233.0
備	万台	7~7.5	40~50	6	20.0
設	万トン				
機	万コリ	850	39.3	820	34.4
備	億メートル	72	26.3		
糸	万トン	1,300	25.0		
布	万トン	180	44.0		
用	万トン	150	66.7		
植	万トン	220	35.0	160	(-)0.01
物	億元	1,220	39.0	738	9.98
油	万トン	52,000	40.0	27,500	10.0
糖	万トン	500	50.6	231	10.0
紙	万頭	1,500	20.0		
額	万頭	28,000	56.0		
糧					
花					
豆					
タ					
牛					
馬					
羊					

(注) 1959年(計画)の(A)は59年4月の全国人民代表大会採択、(B)は同年8月の1959年度における第2次5カ年計画達成率は(C)と(D)によつて算出。鋼塊(イ)と主要農産物の59年度計画は59年4月の全国人民代表大会採択による「前年比%」はいずれも違つたものになる。

進”をいわば固定化して、連続的な躍進をとげるといふのが、中共の構想のように思われる。果たしてどうであろうか。

昨五九年度は中国にとつて新政権樹立以来もつとも苦難にみちた年であつたことは否めない。一昨年(五八年)の九、十一月のわずか三カ月間に、七五万余の農業生産協同組合下の一億二〇〇〇万户の全国農家を二万四〇〇〇余の人民公社に組織がえしたものの、人民公社の運営面で行き過ぎが生じ、その調整に八カ月余もかかつた。また一昨年の工農躍進策は、労働力の大量投入という「人海戦術的方法をとつたものの、物資の裏づけのない人民動員政策は消費物資の極端な不足現象となつてはね返つた。とくに農村人民公社の自給自足の行き過ぎの弊害が発生したことによつて、都市における副食物の欠乏は深刻なものがあつた。そのうえ、公社内の分配面では供給制が行き過ぎて、労働に見合う賃金面が軽視されがちとなり、これが農民の労働意欲にひびいた。昨年度は数十年に一度しかないといふ大天災があり、その被害は全国耕地面積の三分の一に当たる四三三三万ヘクタールに及んだ。

しかも悪いことに「大躍進」と誇示されていた一昨年の農業生産の集計数字に、大きな水増しが発見されたのである。この農業生産の水増し数字は、食糧が一億二五〇〇万トン、綿花が一二一九〇〇〇トン、大豆が約二一〇万ト

ン、落花生が約一二一万吨、豚が二〇〇〇万頭、農業生産総額にして二〇九億元(日本金で約三兆一三五〇億円)という大きなものであつた。各主要農産物がいずれも三割から五割の割合で水増し計算されていたわけである。この一昨年度の農産物生産の過大計上が発見されたのは、昨年の下半期に入つてからであつたので、四月の全国人民代表大会(国会)で採択された昨年度の主要工農業生産計画は、全面的に、かつ大幅にその生産目標を削減せざるをえなかつたのであつた。「人民公社は時期尚早であり、やり損くなつた」とか「躍進策は人民生活を無視したブチブルの熱狂的な運動」といつたような、党の指導と政策に対する痛烈な非難が起つたのもその頃である。一九五七年の上半年期、いわゆる「百家争鳴」の毛沢東の呼びかけが、国民の間から中共の党独裁に対する批判となつてはね返つたことがあるが、その党批判の背景をなしたものは、第一次五カ年計画であまりにも重工業建設に重点をおき過ぎたため、生産財と国民所得の発展の割りには農業と工業消費財の発展が伸びず、ために国民生活が全面的に窮乏したことにあつた。昨年度の指導と政策に対する非難も、その背景は消費物資の深刻な不足によるものであつた。この党への非難が、一九五七年の場合には主に党外からのものであつたのに対し、昨年度の場合は主に党内から起つたものであつただけに、中共の苦悩が相当深刻であつたこと

は想像に難くない。以上のような事情からみて、当初計画を大幅に削減したものの、昨年度の主要工業生産が果たして、どれだけ達成されるかは、「総路線、大躍進、人民公社」という党の「三宝政策」が効を収めるかどうかという点で、大げさな言い、中共政権の浮沈に関する重大性を持つていたともいわれ、それだけに極めて注目されていたわけである。一九五七年の経済危機を乗り越えるために、中共は整風運動や反右派斗争という政治的テコ入れをしたのであったが、昨年の主要工業生産計画達成の場合にも、反右派斗争という政治的テコ入れをした。そして「三宝政策」、つまり総路線(社会主義建設)、大躍進(労働力の大量投下による工業と農業、大型近代工業と中小型工業の並行的発展)、人民公社(政治・軍事・経済の機構の一体化)を通じて生産計画の達成に「六億総けつ起」の態勢で臨んだのであった。

かくして、昨年度の主要工業生産の実績は、前掲第一二一表に示すように、食糧を除いては、いずれも修正目標を超過達成している。しかも国民経済に決定的な役割をもつ鋼・石炭・発電・冶金設備・発電設備・工作機械・原木・綿糸・綿布・塩・製紙・食糧・綿花などの主要工業製品は、いずれも第二次五カ年計画の最終年目標を超過達成している。そして工業生産が一五・七%、農業のそれが八

%, 国民所得が一二・八%, それぞれ六二年目標を超過達成するという成果を収めているのである。

このように、第二次五カ年計画が二年間で達成されたこととみられるように、工業生産躍進のテンポがきわめて早いことは、第一次五カ年計画で工業化の土台ができたことと、第二次五カ年計画に入ってから「三宝政策」による経済建設のやり方が大きな成果をあげていることを裏書きするものといえる。たとえば、工業建設状況をみると、投資基準額以上の大型近代工場、鉍山の建設面で、第一次計画では九二一の工場・鉍山が施工され、うち生産に入ったものが五六七となつていて、第二次計画に入つてからは一昨年が施工一〇〇〇余、うち生産に入ったもの七〇〇余、昨年が施工一三四一、うち生産に入ったもの六七一一というように建設が大きく伸びているわけだが、工業生産躍進のもう一つの背景として、省営、県営になる中型近代工場・鉍山の建設が大々的に進められていることを注目しなければならぬ。たとえば、省営、県営によつて建設された中型の工場鉍山の数は、昨年だけで施工七万五〇〇〇余、うち完成したもの五万四〇〇〇余に上つている。鉄鉄生産の場合をみても、中小型工場で生産されたものは、全体の二分の一強に当たる一一〇五万トン、鋼魂生産でも全体の三分の一に当たる四七二万トンが中小型工場で生産さ

農業生産の計画と実績

月の修正計画		(C) 生産実績		1962年 (第2次5ヶ年計画最終年度)	
		生産量	前年比成長率 (%)	(D) 生産目標	59年度における目標達成率 (%)
22	8.1	267			
304		1,341			
180	10.9	1,630	39.3	1,408	⊕15.7
600	33.3	1,335	67.0	1,050~1,200	⊕27.1~10.4
4,500	11.8	34,780	29.0	19,000~21,000	⊕83.1~65.6
10	2.2	415	51.0	400~430	⊕3.7~⊖3.5
		370	63.4	500~600	⊖24~⊖38.4
		1,227	32.0	1,250~1,450	⊖1.9~⊖15.4
		133.3	64.4	300~320	⊖55.7~⊖58.8
		4,120	18.0	3,100~3,400	⊕32.9~21.2
100~120	35.7~42.8	215	168.7	140~150	⊕53.5~43.3
1~1.5	14.7~21.4	7	40.0	6~6.5	⊕16.6~(+)+7.7
		20.5		3~4	⊕583.3~412.5
30	2.5	825	35.0	800~900	⊕3.1~⊖8.4
		75	32.0	72.9~80.6	⊕2.9~⊖0.7
		1,104	6.0	1,000~1,100	⊕10.4~⊖1
		146	16.8	310~320	⊖52.0~⊖54.4
		113	26.0	240~250	⊖52.9~⊖55.9
60	27.2	170	4.3	150~160	⊕13.3~6.2
472	38.7	783	16.7	160~725	⊕8.0
24,500	47.1	27,005	8.0	25,000	⊕8.0
269	53.8	241	14.76	240	⊕0.4
		1,150	11.4	1,250	⊕8.0
		18,000	12.5	25,000	⊖27.0
		6,343		9,000	⊖29.6
		760		1,100	⊖30.1
		11,253		17,000	⊖32.6

党八中全会修正で、(C) および (D) は60年1月22日国家統計局公報
ものであるが、同年8月の党八中全会で58年度実績について修正があつたため、その

れたものである。また人民公社による小型工場、鉱山の建設が工業生産の躍進に一つの役割を果たしていることも見逃がせない。一昨年、農民が工業建設に投じた資金は五〇億元とされており、昨年度人民公社によつて建設された工場、鉱山の数は三〇〇万以上とされている。このように、第二次計画に入つてから工場、鉱山の建設が大々的になつていゝのは、重工業建設によつて大量の機械設備の生産が可能になり、工業化の基礎が出来上がったことによることも明らかであるが、しかし工業生産の伸びの早い割合に比べて、農業生産の伸びが遅いこと、工業生産のなかでも生産財の伸びの早いのに比べて、消費財の伸びの遅いことは、まだ根本的に改まつていない。これは中共経済の発展が依然として不均衡な状態を続けていることを示すものといえる。

即ち、中共の経済計画において重要な問題の一つは、明らかに右のような農工発展のアンバランスである。全国的な規模にわたる人民公社の推進と、そこから取り出されるおびただしい労働力の投入が、工業生産発展のテコとなつていゝことはいうまでもない。またひとくちに工業建設といつても、それは農業増産を主たる土台とするものであつてみれば、農業部門の立ち遅れが、工業生産の発展を阻害するという問題が起つて来るであろう。総じて計画生産というからには、重点的に増産されるものと、そうでない

ものとの間に、アンバランスが生じ、それが全体の計画を狂わすことになりかねない。そうした困難を乗り切つて、高い経済成長率を維持するために、中共がきわめて思い切つた手段を講じていることも見逃がせない。農業部門の増産をはかるために、高度の機械化に乗り出していることもその一つであるが、労働力の面では、「全国兵營化」とさえいわれるような集団化が、いよいよ強化される勢いにあるという。最近、農村ばかりでなく、都市の人民公社化が急がれ、各都市で住民の集団移住などの再編成が行なわれているのは、都市の労働力を組織化し、余剰分をあげて生産に動員するのが主たる狙いであるといわれているのである。それはいわば生産生活の集団化という新しい型の労働組織の推進ともいえるものである。それが当面の経済計画推進のための一時的なものかどうかはまだ不明であるとしても、工場・鉱山労働者、都市勤労者一般に与えた労働条件並に生活上の影響は、かなり顕著なものと思われるので、次に項を別にして考察しよう。

二 都市人民公社の実態

— 新しい型の労働組織か —

前掲、今年三月末、全国人民代表大会で、李富春副首相

が、全国の各都市に人民公社が大々的に組織されていることを明らかにしたことは一つの驚きであつた。というものは、都市では人民公社の設立を急がない理由として、①都市が農村より複雑であり、②高度に社会化されている都市では農村と要求が違う、③資本家・インテリのブルジョア思想が都市に根強く残つていゝ、ことなどあげられて、都市の公社化は五八年来チェックされていたからである。ところが人民代表大会で李富春は「いま全国の都市では町内工業・郊外地区農業・福祉事業・公共食堂などが盛んに作られ、住民の経済生活は広範に組織され、何万何千という家庭婦人が家事労働から解放されて社会的勤労に参加している」と述べ、初めて都市人民公社の実態を明らかにした。当時の報告によれば、都市人民公社の人口は二千万人ということだつたが、一カ月半あとの五月中旬には早くも都市人民公社への加入者は四千二百万と、二倍以上にふえたことが報告されている。即ち李先念副首相は六月四日、北京で開かれた集会で報告し次のように述べている。「五月中旬までに全国で千余の都市人民公社ができ、都市人口の六〇%を占めている。多くの都市では公社化をほぼ実現した。公社の設立によつて約六百万の婦人労働力が解放され、六万余の工業企業が設立された」と。しかし、北京・上海・天津・武漢・広州などでは「一部の資本家、知識分子は公社加入にまだ若干の心配をもつていゝ。また一部の

人は生活習慣を改めるには比較的長い過程が必要だ」として強制的な公社加入を警められ、公社の受け入れ体制がまだ整つていないことを認めている。

現在都市人民公社の形態には①大型の国营工場、鉱山を中心にして作られたもの、②機関や学校を中心としたもの、③町内住民を中心としたもの、の三つがある。人民日報などで紹介されている北京市の石景山中ソ友好人民公社、鄭州市管城区紅旗人民公社などは、農村公社と同時にスタートし今では多くの分社まで持ち、農村人民公社と同じく工業、農業、商業、文化、教育、民兵などを合わせて管理しているところもある。しかし現在の都市公社運動では、まず町内の遊休労働力や家庭婦人を総動員して生産に参加させること、家庭婦人の生産参加によつて生じた家事労働のアンを埋めるために公共食堂・裁縫工場など各種のサービス業を組織し、生活の集団化を図ることに重点がおかれていゝようだ。ただ、ここで注目されるのは、農村人民公社の場合と同じく、家庭婦人の徹底的な動員ということが都市人民公社設立の主眼となつていゝことである。ハルビン市の場合、現在八つの人民公社ができ、全市人口の七〇%余にあたる百二十七万人が参加し、昨年度は公社工業と町内工業で八億二千数百万元(約千二百三十億円)の生産をあげたというが、同市の任仲夷共産党書記によれば、ハルビン市では五八年の生産計画によると二十万の労働

働者の補充が必要となり、家庭婦人の就業が重要な解決策として打ち出されたという。また北京、天津など五大都市の場合をみると、公社員の九割が家庭婦人だと報告されている。家庭婦人の動員がいかにも狙われていたかがわかる。家庭婦人の就業のためには生活福利事業、家事労働の社会化が必要となり、洗たく、衣服補修、食事、託児、看護、使い走り、家の掃除から冠婚葬祭に至るまで町内に設けられたサービス・ステーションで引受けられることになった。

都市人民公社が、その設立を急がぬという五八年頃の方針をやめて、何故いまここで急速に推進されるに至ったかについては、いろいろいわれており、遊休人口を吸収して労働力を有機的に活用し、また都市人口の組織化により、反革命分子の監視と善導をはかることは勿論として、当面の問題としては、重工業重点主義がもたらした各方面のひずみ、とくに軽視されがちだった軽工業を強化し、消費財生産にも力を入れて経済のバランスをはかることが主眼とみられている。野菜、肉などの副食品の不足はすでに数年来慢性的となっており、その解決のため自給的体制がつけられねばならなくなっていたわけである。鄭州の紅旗人民公社(社員一万八千七百、六分社をもつ)では裁縫工場と製靴工場を作つて一年余の間に大量の衣服、布グツを作つてどしどし供給し、北京など五大市では「廃品

利用で各種の日用工業品を作り、その製品は数百種から数千種に及んでいる」という。また石景山中ソ友好人民公社では鉄鋼公司、発電所など十余の国营工場を中心とする分社のほか、郊外地区に八宝山、西黄村など四つの農業生産大隊を組織し、公社内の工業人口の野菜需要をほぼ満たすことになり、ハルビンでは副食品生産基地や農牧場が作られた結果、野菜は五八年の二倍以上、ブタは十万余頭で三倍以上、養鶏は七十七万四千羽で二倍半という成果をあげ、「人民生活の需要を満たした」という。また重点工業ばかり先走つても附随産業が伴わぬので結局、目標達成が困難になつてきたという欠陥の是正が、公社営の工場設立によつて企図されていることも見逃がせない。前掲李先念報告では、すでに都市人民公社によつて六万の工場が作られたとされているが、鄭州の場合、全社四十七の工場で硫酸・塩酸・硝酸・カ性ソーダ・硝石・コークス・電気溶接棒・ワイヤーロープ・耐火材などを作つて「自然な形で国营工場の衛星工場がで上がりつつある」といい、五大市の場合も公社営の中小工場が大工場の部品、半製品を援助しているという。

以上のようにみえてくると、都市人民公社化の方針は、「大躍進」運動の種々の欠陥を解決するため打ち出されたといえるのであるが、同時にこれまで労働組合(总工会)や職工代表大会(労働者職員代表大会)を通して組織され

ていた労働秩序が、生産生活の集団化による都市人民公社運動によつて、大きく変化を受けることも予想されるわけであるが、都市住民の集団化の前には、農村の場合以上に困難な問題の横たわつていることも事実であろう。しかし職場ごとに居住の入れかえが行なわれたり、また賃金の分配が、たとえばパートタイムで計算したり、奨励金を出したりして労働に応じた分配の原則をつらぬき、悪平等にならぬようにしている等の事実は、いまや中国人民自身が行政・生産・消費・生活の一体化した社会組織の完成へと実践しつつあることを示すものとして、注目されるべきである。

三 労働経済・労働組織の現況

(一) 就労状況 ①就業人口の増加―就業人口約三億人、うち農林業に従事するもの約二億二〇〇〇万人(約七三%)、その他に従事するもの約八〇〇〇万人(約二七%)。旧中国時代は農林業人口が圧倒的な比重(約九〇%)をしめていたが、漸次、とくに五八年以降はその他の部門の比重がふえる傾向にある。就業人口の増大は五八年の経済大躍進によるものである。同年に職員・労働者は約二〇〇〇万人ふえ、農村の家庭婦人で新しく社会労働へ参加した数は五、五〇〇万人にのぼつた。非農林業従業者のうち、四五三

二万人が職員・労働者で、その他は手工業者、農村行商人(いずれも組織されている)および農業部門より恒常的に動員されたものである。②労働者・職員の増加―四九年末に八〇〇万だつたものが、五七年末には二四五一万人(約三・一倍)、五八年には四五三二万人(約五・六倍)に増加している。このうち産業労働者は四九年の約三〇〇万人から五七年には九〇一万人、五八年には二五六二万人に急増している。婦人労働者は四九年の六〇万人から五七年に三二九万人、五八年には七〇〇万人にふえた。この結果都市では五八年(下半年)には三・五人に一人が就労していることになり(旧中国では七人に一人)、労働者一人当たりの扶養人口も、五七年の二・三人から一・九人に減少した。

(二) 労働条件 ①賃金―旧中国時代には実質賃金は生活費の高騰によつて低下傾向をたどつていたが、四九年以降上昇した。四九―五二年の平均賃金は七〇%前後高まり、五三―五七年には四二・八%、五八年には前年比三%増加した(実質賃金は五二―五七年に三〇・八%増加)。国营(公私共営)企業では賃金のほかに労働保険費・医療費・文化教育費・福利費などの付加賃金を支出しているが、それは賃金総額の二・八%(五三―五六年平均)に相当している。②賃金制度―四八年六月に開かれた第六回労働大会で、最低生活の保障、インフレの影響を受けない実質賃

金の保障、同一労働・同一賃金、能力に応じて働き、働きに応じて報酬を受ける、などの賃金制度の原則が決定された。公務員の賃金は最高一級から最低三十級余の階級にもとづく多等級賃金制がしかれている。一般労働者には熟練度に応じて等級賃金制がとられている。③労働時間及び休日—現在は全国ほとんどすべての企業で八時間労働制と週一日休日制がとられている。なお年七日の祝祭日の有給休暇がある。④労働災害と労働保護—労働災害は減少している。五年の労働傷害件数を一〇〇とすれば五八年には五〇にまで低下している。現在中国では労働保護・安全衛生に関して三〇〇以上のほる法令がある。労働組合は企業当局がこれら法規を遵守し実行するよう監督する権限をもっている。

⑤労働保険—新中国成立後労働保険制度が生れ、五八年現在で労働保険の適用を受けている労働者、職員の数は一三七八万人に達した。

⑥住宅条件—五二、五八年に、国家によつて建設された住宅の建築面積は総計一億二四八七 m^2 (投資額六三億元)で、労働者一人当たり(七年間平均人数)六 m^2 (二九〇元)となる。その外に「自建公助」(企業で基金を支出して居住者に月賦償還させる)の方法を実行した。新設住宅では、郊外の衛生条件に適した土地を選んだ集団住宅が多い。家賃は地域差又は住宅の設備条件によつて異なるが、

し、大衆的な監督を行なう機構である。権限としては次のようなものがある。工場長の工作報告の聴取と討論、企業の生産計画、財務計画、技術計画、賃金計画およびこれらの計画実現のための重要措置の審査討論と、同計画実施状態の定期的な検査。またこれらに対する提案の提出。その他、企業奨励金、福利費、医療費、労働保護費その他福利に関する経費の審査討論。上述の職権内における決議、企業管理幹部の批判とその任免要求の上申権、等これである。なおこの労働者職員代表大会は、解放直後接収され国営となつた旧官僚主義資本企業のなかで、大きな役割を果たした「労働者職員代表大会」の権限を拡大したものである。五六年九月の中共第八回全国大会で決定され、五七年に入つて各地区で試験的に実施され、漸次全国に普及されつつある。またこの代表大会の代表選出方法、代表の人数などは各工場の実情に応じてその工場内で決めるが、それには選挙前に組合の組織・共産党の組織・青年の組織などの代表が集まつて討議して案をつくり、大衆討論で承認を得て決める。この代表大会が出来たため、労働組合の役割は自然に減少し、労働協約なども締結する必要がなくなつたと伝えられている。

以上のような労働経済および労働組織の現況にみる数字は、まだ五九年度の統計が発表されていないので、ここでは五八年度までの数字に止めたが、一般の工業労働者に関

平均して賃金の五%、最高でも一〇%である。

⑦労働組合—①組合員数—一七四〇万人(五八年)、②組織率—六六・五%(五七年)、主要産業部門九〇%以上、③労組の権限と責任—中国の労組は、政権が労働者階級を指導者とするだけに強力な権限とそれに伴う責任をもっている。各組合は各級政府から必要な家屋と施設の提供を受け、また郵便・電信・電話・鉄道・道路・航空の利便において同級の政府機関と同じ待遇を受ける。そして労働者に関係ある法律の制定への参加、労働協約を結ぶ権利をもつ。労働組合の活動については労働組合法に規定されている。

⑧労働者職員代表大会—一般に「職工代表大会」といわれ、全従業員から選出された職員・工員の代表者によつて構成される独特の権限をもつ管理参加の機関で、国営企業で漸次採用されつつある。①目的—企業内の民主主義の拡大、内部矛盾の解決、生産促進、企業の管理当局、労働組合、共産党などの組織の官僚主義、セクト主義および主観主義の克服援助のために設置される。②構成—企業内の全職員、労働者の直接選挙による代表で構成、常任代表制。中国ではほとんど労働組合代表大会と同一の人員で組織構成される。労働組合が召集し、同代表大会の休会期間は労働組合がその機能をはたす。③役割と権限—この代表大会は労働者・職員が企業管理に参加し、管理当局に対

するもののみで、前項でみたような都市人民公社及び農村人民公社で工業的活動に従事している労働力や農業労働力を一切含めていないことはもちろんである。まさに「全人民総労働」ともいわれるべき中国経済の現状において、これら工業生産へ動員されている都市家庭婦人の労働力や農村労働力を、右の数字から区別して取扱う理由は全く存在しないといつてよい。とくにこれらが一時的ないし臨時的なものと考えられない以上、これらを加えてない一般工業労働者・職員のみの統計数字は、なにほども現実的な中国経済の労働事情を示すものではないであろう。というのは、六〇年に入つて半ばを過ぎた最近の中国経済の現実は、工業建設の方向転換の問題と並んで、農業増産における深刻な労働力不足の問題が、これまでのいくつもの楽観的な発表を裏切る事実として注目されるに至っているからである。

さきにふれたように、今年春の全国人民代表大会では、五九年度国民経済計画実績の報告に次いで、六〇年度国民経済計画目標が発表され、今年もけわしい生産上昇の坂をのぼらねばならぬことが明らかにされたのであるが、とくに六〇年度の建設のテンポは、工農業の昨年対比生産増が二三%という、依然躍進の姿勢を保ちながら、そのカーブは昨年のそれに比べて二割方低目に抑えられていることが目立っていた。とりわけ農業生産では五八年に二五%と大幅に伸びたものが、今年は僅かに一二%増を見込んでいる

だけで、昨年の計画引下げ後の実績一六・七%をも下回るものになつてゐる。これは五八年度には三五%増という空前の生産増加をみせた食糧が、今年は一〇%しか増大しないことからみても、当然の成り行きといえるが、しかし今年度の食糧増産のためには、昨年度の八%増という低い谷間からぬけ出そうとして、いろんな手が打たれようとしてゐることは見逃がしえないものであつた。毛沢東主席は昨年はじめ食糧が年間に一〇%も増大することは、それだけで躍進の名に値するといつたといわれるが、今年はその食糧一〇%増を斗いとるために、従来になかつた政策がとられることになつてゐる。とくに農業の機械化・電化・水利化・化学化という「四化政策」の実施が強調されてゐた。

ところが、中共政府は去る八月に、今年の国民経済の計画目標を完遂するために食糧と鉄鋼を中心とする一大増産節約運動を展開するよう全国に指令した。それはこれまでの成績では、三年連続の大躍進の見通しがあまり芳しくないといふことにある。中共側の発表でも、鉄鋼、石炭など基礎産業の生産は今年上半年までに計画の四〇%にしか達していない。とくに四千万ヘクタールと昨年を上回る自然災害が農業生産に大打撃を与え、今年の農業生産計画をすつかり番狂わせにしてしまひそうだからである。この二年連続の深刻な自然災害は、中共の「大躍進」政策にとつて何といつても大きな打撃で、中共指導者は残りの数カ月でこの頽勢を挽回しようとして増産節約運動を展開してゐるわけであるが、工業生産の方は「突貫生産」で数量の上

で目標にまでこぎつけることができるとしても、農業生産の方は計画達成が危ぶまれている。それはとくに内的条件として肥料と労働力の不足に直面してゐるからである。中共の統計によれば、一九五二年の全国施肥面積は全耕地の六割で、一ムー(六・六七畝)当たり〇・七五トン、五七年は八割で同じく一トン、五九年は九割で一〇トンに達した。これに伴ない食糧生産高は一ムー当たり五二年の九一キロから五七年一〇二キロ、五九年は一三六キロとふえてゐる。しかし化学肥料は五九年度一四〇万トンの生産で約一億ヘクタールの全耕地面積からすると、全く問題にならないほどの状況である。このため中共は一頭の豚を一つの小型有機肥料工場と呼んで養豚奨励による造肥運動に力を入れてゐるが、飼料及び管理の不手際で造肥効果はあまりあがらないといわれている。それよりも深刻なのは労働力の不足である。五八、五九年の大躍進運動は、どちらかといへば重工業偏重で、当時二千万人近くが工場労働者として農村から都市へ流れたとされている。これは機械化が進まず、もつぱら人畜に頼る農業生産に少なからぬ影響を与えた。そこへもつてきて「二本の足」による工業建設への農村労働力の吸収であつた。最近注目されるのは、こうした農村の労働力不足を補うために、都市人民公社から多数の組織されたグループが農村へ派遣されてゐることである。

(五八五頁につづく)

第九篇 A・A 諸国 (アジア・アフリカ・中近東)

一 概 況

(一) アジアおよび中近東

一九五九年には、前年春から行なわれていたインドネシアの内乱が夏ころまで続き、このためインドネシアは甚だしいインフレに見舞われ、六月にはヤミ相場は一ドル対二一〇ルピアに下落し(公定は一ドル〇・四七ルピア)、スカルノ大統領は経済緊急措置を発表して、インフレの防止に努めるとともに、国内経済におおきな勢力を占める華商を弾圧して、国内経済の立て直しをはかつた。

フィリピンでは「フィリピン第一主義」を称えてアメリカとの基地協定や通商協定の改訂交渉、華商弾圧、アジア経済協力圏の推進などを行つてゐる。

総じてアジアは政治的にはすでに独立したにもかかわらず、経済的には依然として先進国に從属する関係に置かれていたが、真に独立するには経済的にも独立しなければなら

らないとの考えから経済ナショナリズムが台頭したものと見られる。しかし政治的不安定の上に、資本、技術、経験の不足に加えて植民地経済構造が残存しているため、インド以外の国では見るべき成果をあげなかつた。アフリカ諸国はまだ政治的独立の段階にある。

アジア諸国は一九五八年度後半から五九年前半に豊作で、インドでは工業生産は一九五八年の停滞から上伸に転じ、その他の工業国も増産であつた。

アジアの穀類の収穫は前年よりかなり増収であつた。すなわち不作であつた一九五八年より一・一%増、大豊作であつた一九五七年を二%上回つた。

民間企業と混合経済における工業生産は一九五九年最高水準に達した。一九五九年一月から九月までの製造業生産は前年同期を一七%上回つたが、これは国内市場と輸出の伸びによるものであつた。

インドの工業生産は、一九五八年の停滞から回復して、一九五九年一月から九月までに前年同期を七%上回つたが、これは生産財工業の堅実な発達によるものであつた。

一九五九年六月インド政府は農業協同組合を促進するためその研究委員会を設置することを公表した。インド政府はすでに第一次五カ年計画を始めた一九五一年から零細農家の共同耕作を奨励していたが、第二次五カ年計画ではこれを一層推進して相当な部分を共同耕作に移行させようとしている。この場合農家は耕地を

ブルールするが所有権を保留し、自分の提供した耕地と共同農地で働いた日数とに応じて収穫の分前をもらおうという方式である。しかし一挙にこの方式を実施できないので、今後三年間に第一段階の労働のブルールを完了したいと計画している。

台湾、南朝鮮、パキスタン、フィリピンの工業生産は一九五九年中上昇し続けた。これは主として豊作による国内需要の増加と輸出の伸びによるものであった。台湾の工業生産は一九五九年中前年を一六%上回り、化学工業の急速な発達も見られた。パキスタンでは工業生産は一九五九年前半に前年同期を一一%上回ったと推定される。これは新しい工場が多数操業を始めたためである。南朝鮮の工業生産は、主として紡織工業の発展により、一九五九年一月から九月までに前年同期を三%上回った。

第123表 アジア諸国の工業生産指数

国	年	工業生産	鉄業	製造業	電気
台湾	1956	100	100	100	100
	1957	114	112	114	114
	1958	119	120	118	128
	1959(前半)	134	127	137	133
	1960*	204	171	210	220
インド	1955	100	100	100	100
	1956	108	103	109	114
	1957	112	114	112	128
	1958	114	120	113	145
	1959(前半)	119	128	118	166
	1960-61*	149	—	—	200
パキスタン	1954-55	100	100	100	100
	1955-56	121	109	122	132
	1956-57	135	123	136	162
	1957-58	145	130	147	194
	1958-59	162	141	163	—
	1959-60*	—	—	188	350
フィリピン	1956	—	100	100	100
	1957	—	112	107	121
	1958	—	111	116	139
	1959(前半)	—	123	127	178

※ 計画目標
〔出所〕 国連発行 Economic Survey of Asia and the Far East 1959

第122表 アジア諸国の農作物

国	年	米	小麦	農業生産
台湾	1956	100	100	100
	1957	103	133	110
	1958	106	147	115
	1959	—	—	—
	1960*	115	133	—
インド	1955-56	100	—	100
	1956-57	104	—	106
	1957-58	94	—	97
	1958-59	111	—	112
	1960-61*	122	—	—
インドネシア	1955	100	100	100
	1956	101	98	100
	1957	102	90	101
	1958	105	141	103
	1960*	121	—	—
パキスタン	1954-55	100	100	100
	1955-56	87	97	102
	1956-57	108	105	96
	1957-58	98	107	110
	1958-59	90	111	—
	1959-60*	108	112	—
フィリピン	1955-56	100	—	100
	1956-57	102	—	106
	1957-58	98	—	110
	1958-59	106	—	111
	1960-61	117	—	—

※ 計画目標
〔出所〕 国連発行 Economic Survey of Asia and the Far East 1959

の州営製鉄所が操業を始めた。一九五九年末には鋼材を生産することになった。おり、各工場とも年間生産能力は一〇〇万トンである。また英国製ダルガブール(Durgapur)製鉄所も一九五九年末に完成することになった。

紡織工業(工業生産の三五ないし四〇%を占める)はどうか。前年の水準に回復したが、金属、セメントその他の機械製造業は一九五八年中上昇を続け、一九五九年初めは更に大きな上昇を続けた。一九五九年一月から九月までに、前年同期に比較して、綿糸は三%増加したが、工場製の綿布とジュート織物の生産は微減した。しかし綿布よりも綿

糸の方が綿紡織の生産指標としては適当である。というのはインドの綿織物の相当な部分は工場製綿糸を使用する手織機械で生産されるからである。鉄鋼、電気その他の機械、輸送機械の生産は、同様な期間に一〇%ないし三三%上昇した。しかし一九五九年にソ連製ビライ(Bhilai)マジアブ(ラデシ州)と西独製ルールケラ(Rourkela)オリツサ州)

(二) アフリカ

一九五九年二月八日カイロでアジア・アフリカ青年会議が開催され、一九五五年のバンドン会議で採択された原則、アジア・アフリカ諸国の結束強化、外国軍隊の撤退、人種的差別待遇の反対、冷戦政策反対、侵略的軍事同盟反対の大会宣言を可決した。次いで二月一日にはカイロで第二回アジア・アフリカ会議が開催され、日本を含む三十六カ国の代表が参加し、同様な決議を行なった。

第二次大戦後盛り上った民族自決、国家独立の気運はますます高まり、一九五〇年以来独立した植民地は北アではリビア、モロッコ、チュニジア、サハラ南部ではガーナ、ギニア、スーダンで、仏領西アフリカ、仏領赤道アフリカもフランス国内の共和国となつた。

近年アフリカの経済発展は著しい。農産物の供給においても、他地方からの輸入品の市場としても重要なものとなつた。これは政府の開発計画と民間企業の活動による経済の成長によるものである。これは国民所得が総額においても一人当りにおいても増加したことに示されている。

このような方向に向つてはいるが、南ア連邦(アフリカで最も進歩した工業国)とエジプトを除けば、国民の大部分は昔ながらの経済の枠内で生活している。しかし近年大部分のアフリカでは昔ながらの自家消費的経済から近代的

な経済、経済活動の多様化へと急速に移りつつある。

二 労働経済

(一) アジア

アジアの人口と経済活動人口とは第一二四表に示すとおりであるが、総人口に対する経済活動人口の比率を見れば、シリア(五六・一%)、タイ(五一・六%)、ネパール(四九・〇%)などが高い方で、イラク(二七・七%)、台湾(三一・七%)、パキスタン(三一・七%)、シンガポール(三三・二%)などが低い方である。生活水準の低いアジアで、この比率が概して低いのは、働らく意思があつても仕事に不足していることによるものでないかと見られる。

次にアジアの経済活動人口はいかに構成されているかをみてみよう。セイロンでは経済活動人口二六二万余の中、農林漁業が約五三%を占め、インドでは一億一七七万余の中約七〇%、パキスタンでは二、六一〇万の中約六四%、フィリピンでは九六五万の中約五七%がそれぞれ農林漁業に従事している(第一二五表)。

製造業の賃金は、セイロンでは一九五二年の四八・五セント(時間当り)が一九五八年に五九・一六セントに上昇、インドでは一九五二年の九二・七ルピー(一カ月)が

れ上昇したが、いずれも生計費の上昇率より高率であるようである(第一二六表)。

農業労働者の賃金は製造業の賃金より遙かに低い。セイ

第124表 アジアの人口および経済活動人口

国	調査年	総人口	経済活動人口	総人口に対する経済活動人口の比
セイロン	1953	8,097,895	3,064,636	37.8%
台湾	1958	10,039,435	3,177,677	31.7
インド	1951	356,638,312	139,712,354	39.2
イラク	1947	4,816,185	1,333,737	27.7
イスラエル	1958	1,983,100	698,300	35.2
マラヤ	1957	6,278,758	2,164,861	34.5
ネパール	1954	8,473,478	4,153,455	49.0
北ボルネオ	1951	334,141	140,629	42.1
パキスタン	1956	82,439,000	26,100,000	31.7
フィリピン	1958	23,699,000	9,659,000	40.8
シンガポール	1957	1,445,929	480,267	33.2
南鮮	1949	20,166,756	7,960,535	39.5
シリア	1957	4,258,184	2,388,461	56.1
タイ	1954	17,442,689	8,992,098	51.6
ベトナム	1955	12,067,000	4,750,000	39.4

[出所] I.L.O. 発行1959年労働統計年報

一九五七年に一〇二・八ルピーに、フィリピンでは一九五二年の一〇七ルピーが一九五九年三月に一二七ルピーにそれぞれ

第125表 アジアの経済活動人口の構造

	セイロン (1946年)	インド (1951年)	パキスタン (1956年)	フィリピン (1958年)
農業	1,381,612	71,808,914	16,895,000	5,549,000
林業				
漁業				
採取	9,086	566,870	20,000	29,000
製造業	259,799	9,176,268	2,780,000	1,143,000
建設業		1,109,296	565,000	305,000
電気ガス水道衛生		476,430	34,000	22,000
商業	205,065	5,901,318	1,800,000	890,000
運輸倉庫通信	92,968	1,901,971	526,000	264,000
サービス	382,665	10,834,052	3,025,000	992,000
その他	279,329		455,000	43,000
新規求職者				422,000
計	2,611,524	101,775,119	26,100,000	9,659,000

[出所] I.L.O. 発行1959年労働統計年報

いこの生活程度がいかに低いか、衣服費の占める比率は割合低い。氣候の関係も、同年の日本の二二四〇より多い。インドの一九五〇、

第128表 台湾およびフィリピンの国民所得、勤労所得 (単位百万)

年	台湾			フィリピン		
	国民所得 ドル	勤労所得 ドル	%	国民所得 ペソ	勤労所得 ペソ	%
1952	13,047	5,247	40.2	6,554	2,763	42.2
1953	17,882	6,864	38.4	7,015	2,961	42.2
1954	18,807	8,262	43.9	7,145	3,025	42.3
1955	22,561	9,236	40.9	7,624	3,204	42.0
1956	26,041	10,645	40.9	8,322	3,466	41.6
1957	29,982	12,419	41.4	8,799	3,653	41.5
1958	31,901					

〔出所〕 I.L.O. 発行1959年労働統計年報

第129表 生計費指数

年	セイロン (コロンボ)		台湾		インド		インドネシア (ジャカルタ)		フィリピン (マニラ)	
	総合	食料	総合	食料	総合	食料	総合	食料	総合	食料
1953	100	100	100	100	100	100	—	100	100	100
1954	100	100	102	102	95	93	—	106	99	95
1955	99	99	112	108	90	85	—	141	96	95
1956	99	97	123	125	99	97	—	161	100	95
1957	101	99	133	137	104	103	—	177	102	97
1958	103	100	134	138	109	109	—	258	105	100
1959	104	99	126	127	115	115	—	311	104	—
3月	103	98	120	120	110	109	—	312	103	—
6月	105	100	122	123	115	116	—	300	102	—
9月	103	97	137	143	117	119	—	314	106	—
12月	104	100	131	133	117	118	—	325	107	—

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, Apr. 1960

第130表 家計費内訳

国	年	金額	内訳			
			食料費	住居光熱	衣服	その他
インド (都市)	1954—7	1275ルピー	59.9%	10.0%	7.0%	23.1%
インドネシア (ジャカルタ)	1957	603ルピア	59.9	20.1	8.0	12.0
パキスタン (カラチ)	1944—5	1272ルピー	58.7	12.2	6.8	22.3
フィリピン (マニラ)	1951	2808ペソ	58.0	16.0	4.3	21.7

〔出所〕 I.L.O. 発行 Year Book of Labour Statistics 1959

で、同年の日本の二二四〇より多い。インドの一九五〇、

第126表 アジアの製造業の賃金

年	セイロン 時間当り	インド 月当り	フィリピン 月当り	南朝鮮 月当り
1937		ルビー		
1938	セント	24.0	ペソ	
1952	48.50	92.7	107	
1953	51.00	92.6	114	
1954	52.00	92.6	119	
1955	46.74(1)	97.8(1)	122	円
1956	45.78	98.9	118	17,600
1957	48.97	102.8	124	20,200
1958	59.16		131	21,800
1959 1月			132	23,500
3月			127	22,700
6月				23,500

〔注〕 (1)調査範囲拡張

〔出所〕 I.L.O. 発行1959年労働統計年報

ロンでは男子一日二・六ルビー、女子二・一〇ルビー(一九五八年)、インドでは一・一五ルビー(一日、一九五七年)、フィリピンでは一日一・九二ペソ(一九五八年)であつて、数年前と比較してセイロンの男子の賃金が若干上昇したが、インド、フィリピンでは逆に低下した(第一二七表)。

フィリピン、インドが割合安定しているが、台湾は一九五三年から一九五九年までに総合指数で二六%上昇し、インドネシア(ジャカルタ)では食料指数が同期間に三倍余に上昇した(三五表)。家計費の内訳を見れば、第一三〇表に挙げたどの国においても食料費の占める割合が極めて高く、六〇%に近い

第127表 アジアの農業の賃金

年	セイロン (茶農園) 1日当り		インド (農業)1日当り	フィリピン (農業)1日当り
	男	女		
1952	ルビー 2.36	ルビー 1.89		ペソ 1.94
1953	2.48	1.96	ルビー	2.07
1954	2.50	2.00	1.34	2.14
1955	2.55	2.10	1.29	2.15
1956	2.54	2.05	1.10	1.90
1957	2.59	2.17	1.15	1.91
1958	2.61	2.10		1.92

〔出所〕 I.L.O. 発行1959年労働統計年報

国民所得中に占める勤労所得の比率は、台湾では大きな変化がなく、一九五三年が最高の四三・九%で、一九五五、五六年が四〇・九%、一九五七年が四一・四%となつた。フィリピンでは、台湾よりやや高いが大きな差がない(第一二八表)。生計費指数はセイロン、フィリ

る。一九五七年において上昇率の最も高いのはコンゴ(一五二)アルジェリア(一四三)で、低いのは南ア連邦(一一八)、チュニジア(一一二)である。
 アフリカの国民所得は、国連発行の資料によれば、一人当り年間所得は南ア連邦が最高で一九五六年三四六ドルであつて、日本の一人当り国民所得二五二ドル(一九五七年、労働省作成「労働統計手帳」による)よりかなり高い。次はアルジェリア、ガーナ、モロッコの順となつてい(第一三七表)。
 アフリカで最も工業化した南ア連邦について、国民所得中労働所得の占める割合は一九五四年の六二・四%、一九五五年六三・二%となり、一九五七年には六五・二%になつた(第一三八表)。(同資料によれば日本は一九五七年に四九・二%であつた。)

第134表 アフリカの総人口および経済活動人口

国	調査年	総人口	経済活動人口	総人口に対する経済活動人口の%
アルジェリア	1954	979,969	354,510	36.2
欧州人	1954	8,165,002	3,157,424	38.7
非欧州人	1958	109,457	46,463	42.4
ベルギー領コンゴ	1958	13,540,182	6,682,880	49.4
土民	1958	23,632,000	7,029,000	29.7
エジプト	1957	4,880,000	3,133,800	64.2
仏領エクアドル	1957	19,800,000	10,439,000	52.7
リビア(都市)	1956	—	67,704	—
マダカスカル	1958	5,070,806	2,247,830	44.3
モリチアス	1958	600,724	205,281	34.2
モロッコ	1952	7,442,110	2,899,455	39.0
ナイジェリア	1953	31,156,000	14,913,000	47.9
土民	1957	74,000	26,550	35.9
北ローデシア	1956	177,124	78,940	44.6
南ローデシア	1956	10,262,536	3,840,289	37.4
スーダ	1957	3,851,000	1,480,000	38.4
チユニア	1951	2,641,689	983,423	37.2
南ア連邦	1951	10,029,763	3,608,624	36.0
白				
その他				

[注] 経済活動人口とは就業者および失業者の合計

[出所] I.L.O. 発行1959年労働統計年報

なおアフリカ人、非アフリカ人間の所得の差は実に甚だしい(第一三九表)。ここに明に独立運動の起る所以が見出される。

第132表 インドの労働争議

年	件数	参加労働者	労働損失日数
1937	379	648,801	8,982,257
1938	399	401,075	9,198,708
1952	963	809,242	3,336,961
1953	772	466,607	3,982,608
1954	840	477,138	3,372,630
1955	1,166	527,767	5,697,848
1956	1,263	734,168	7,136,512
1957	1,630	889,371	6,429,319
1958	1,524	928,566	7,797,585

[出所] I.L.O. 発行 Year Book of Labour Statistics 1959

五八年には前年より損失日数が五割以上増加したが、参加労働者は前年と同じく、参加労働者は少し減少した。これは争議が長期続いたことを示している(一三三、一三三三表)。

第131表 摂取カロリー

国	年	カロリー
セイロン	1957	2110
台湾	1957	2400
インド	1956—7	1950
パキスタン	1957—8	2010
フィリピン	1954—5	1940

フィリピンの一九四〇などは低い方である(第一三一表)。労働争議はインドでは一九五八年には前年より件数が少し減少したが参加労働者、損失日数ともに増加し規模が大きくなつたことを示し、インドネシアでは一九五七年には前年より件数が三分の一以下であつたが参加労働者は反対に三倍になり、損失日数も増加した。フィリピンでは一九五八年には前年より損失日数が五割以上増加したが、参加労働者は前年と同じく、参加労働者は少し減少した。これは争議が長期続いたことを示している(一三三、一三三三表)。

第133表 労働争議

年	件数	参加労働者	労働損失日数
(二) アフリカ			
インドネシア			
1953	280	419,580	687,441
1954	319	157,582	340,819
1955	469	238,872	585,400
1956	505	340,203	1,079,987
1957	152	1,092,107	1,154,563
1958	47※	12,919※	13,455※
フィリピン			
1952	14	2,293	—
1953	13	9,683	—
1954	53	18,417	—
1955	47	14,574	591,194
1956	81	22,678	994,697
1957	59	19,706	218,120
1958	59	16,634	374,566

[注] ※暫定

[出所] I.L.O. 発行 Year Book of Labour Statistics 1959

アフリカの総人口および経済活動人口(就業者と失業者との合計)は第一三四表のようである。総人口に対する経済活動人口の比率は国により大きな差がある。比率の高いのは仏領エクアドル(六四・二%)、仏領西アフリカ(五二・七%)、コンゴ土民(四九・四%)などであり、低いのはエジプト(一九・七%)、モリチアス(三四・二%)などである(一三四、一三五表)。
 次にアフリカ諸国の製造業生産指数を見れば第一三六表のようである。一九五三年を基準として各国とも上昇してい

製造業の実収賃金(基本賃金と時間外手当などの諸手当の合計)は、エジプトでは一九五五年が男女平均週間二〇三ピアストルであったが、一九五七年に二一六ピアストルで、この間に約七%上昇した。ガーナの製造業実収賃金(男女月額)は一九五五年の二四五シリングが一九五七年に二七八シリングとなり、約一三%上昇した(第一四一表)。

第138表 南ア連邦の国民所得と勤労所得 (単位百万ポンド)

年	国民所得	勤 勞 所 得	
1937	344		
1938	364		
1952	1,291		
1953	1,403		
1954	1,495	933	62.4
1955	1,589	1,005	63.2
1956	1,721	1,092	63.5
1957	1,766	1,151	65.2

[出所] I. L. O. 発行1959年労働統計年報

失業者であるが、南ア連邦は土民でない者である。シラ・レオンは一九五八年、一九五九年と次第に増加し、一九五九年一月は一九五七年平均の約二倍である。南ア連邦も同様に増加しているが、その増加率はシラ・レオン程ではない(第一四〇表)。次に

第139表 アフリカ人、非アフリカ人の年間個人所得

	モロッコ (1952年)	コ ン ゴ (1957年)	ローデシア・ ニアサランド (1956年)	ケ ニ ヤ (1957年)
国民所得総額	(10億フラン) 456	(10億コンゴ・フラン) 44	(100万ポンド) 270	(100万ポンド) 167
アフリカ人	320	27	98	72
貨幣所得	215	20	81	40
自家消費	105	7	17	32
非アフリカ人	136	17	172	95
1人当個人所得	(千フラン) 56	(コンゴ・フラン) 3,453	(ポンド) 37	(ポンド) 27
アフリカ人	42	2,157	14	12
貨幣所得	28	1,574	12	7
非アフリカ人	332	148,673	611	393

[出所] 1959年国連発行 Economic Survey of Africa since 1950

第135表 経済活動人口の構造

	エジプト	南ア連邦 (1951年)	
	(1947年)	白人	その他
農 林 漁 業	4,125,750	145,424	1,363,197
鉱業土石採取業	12,947	56,959	453,134
製 造 業	648,554	182,641	319,496
建 設 業	113,172	67,178	172,961
電気ガス水道衛生	22,475	7,040	18,418
商 業	610,942	178,834	148,784
運輸倉庫通信	202,891	113,181	89,687
サ - ビ ス	729,506	204,347	869,368
そ の 他	10,660	27,819	173,579
計	6,476,897	983,423	3,608,624

[出所] I. L. O. 発行1959年労働統計年報

元来アフリカ関係の労働統計は甚だ不充分であるが其他の主なものを二、三挙げておこう。まず失業統計はシラ・レオンと南ア連邦のものがある。両者とも職業紹介所登録

第137表 アフリカの国民所得

国	年	総所得 (百万ドル)	1人当り所得 (ドル)
アルジェリア	1956	2,123	221
エジプト	〃	2,622	109
モロッコ	〃	1,643	191
南ア連邦	〃	4,819	346
エチオピア	1957	604	30
マダガスカル	1956	586	119
コンゴ	1957	976	76
仏領赤道アフリカ	1956	614	126
ガーナ	1957	912	194

[出所] 1959年国連発行 Economic Survey of Africa since 1950

第136表 アフリカの製造業生産指数 (1953年=100)

国	1938年	1948年	1950年	1956年	1957年
アンゴラ	—	—	61	123	—
アルジェリア	—	78	84	134	143
コンゴ	11	40	59	139	151
エジプト	40	79	90	125	129
モロッコ	—	83	92	129	—
モザンビク	—	—	66	—	—
南ローデシア	21	60	79	157	—
チュニジア	—	85	91	117	122
南ア連邦	31	61	77	115	118

[出所] 1959年国連発行 Economic Survey of Africa since 1950

第140表 アフリカの失業

年	シラ・レオン	南ア連邦
1957	1,549	15,014
1958	2,547	18,821
1959	2,958	26,585
1959 3月	2,773	25,498
6月	2,488	27,698
9月	2,841	27,474
12月	3,105	25,019

〔注〕 いずれも登録失業者、但し南ア連邦は非土民

〔出所〕 International Labour Review 1960年5月号付録統計表

消費者物価指数は総合でエジプト、南ア連邦は比較的安定しているが、アルジェリアは大幅に上昇した。これはアルジェリア戦争によるものである。

第141表 製造業実収賃金

年	エジプト	ガーナ
	(週、男女)ピアストル	(月、男女)シリング
1955	203	245
1956	205	259
1957	216	278
1958 6月	—	270
9月	—	277

〔出所〕 International Labour Review 1960年3月号付録統計

よるものである。食料費は各国とも総合指数より大幅に上昇したが、アルジェリアの上昇率は最も大きい(第四表)。次にエンゲル系数(クラ(黄金海岸)の六一・七(一九五三年)が最高で、アジ

第142表 消費者物価指数

国	アルジェリア		エジプト		南ア連邦	
	総合	食料	総合	食料	総合	食料
1953	100	100	100	100	100	100
1957	106	105	102	109	110	110
1958	109	124	102	110	114	114
1959	131	137	102	111	—	—
1959 3月	129	135	103	111	115	115
6月	128	134	101	108	115	115
9月	131	137	103	112	115	114
12月	136	145	103	112	—	—

〔出所〕 International Labour Review 1960年3月号付録統計表

スアベバ(エチオピア)の五八・八(一九五二年)最低は南ア連邦の二四・九(一九五五年)となっている(第一四三表)。

三 組合活動

(一) アジア

マラヤ労働組合会議第八回年次大会

同大会は一九五八年一月クアラ・ Lumpur プールで開催され、加盟組合三六の代表者とオブザーバー一二五名余がこれに出席した。

会長は開会の挨拶で、一九五七年に全国合同労働諮問協議会が設けられ産業平和に貢献したことを喜び、同会議の最大の関心は失業問題であると述べた。この会議で採択された決議は次のようである。

(a) 三年計画労働者の効果的な組合結成、労使関係機関の設置、組合の連帯基金設立、労働組合訓練施設の設立、組合指導者のプール、宣伝の強化、参考図書館と調査、法律部の設置、社会、教養、公民関係の知識の向上、クアラ・ Lumpur に会館を建てること、などを三年計画で断乎推進する計画を採択した。(b) 国際連帯日(国際自由労連の定めた国際連帯日を毎年二月二三日に祝い、国際自由労連に東南アジア地域に対して一層関心を持つように要請することを可

第143表 アフリカのエンゲル系数

国	調査年	年間消費支出	食糧費の占める率(%)
エチオピア (アジスアベバ)	1952	ドル 420-600	58.8
黄金海岸 (アクラ)	1953	ポンド 188	61.7
南ア連邦	1955	1,448	24.9

〔出所〕 I.L.O. 発行1959年労働統計年報

決した。(c) 協同組合と労働組合との連携協力を強化すること。(d) 経済問題(政府の経済政策に失望し、政府に経済拡大政策をとって完全雇用近づけるように要請すること)。

インド全国労働組合会議第一〇回年次大会

インド全国労働組合会議(INTUC)の第一〇回年次大会は一九五九年二月デイルガール(アサム州)で開催された。この大会には加盟組合代表者一五〇〇名のほか国際自由労連、国際金属労働組合連合、国際石油労働組合連合、農園労働者国際連合、イギリス労働組合会議、アメリカのAFL-CIO、国際労働機関などからも代表者やオブザーバーが出席した。

会長ラマジャムは開会演説で、INTUCは公営部門、協同組合、ホワイト・カラー労働者、手紡織労働者その他にも活動範囲を拡張し、組織を強化しなければならぬと述べ、組合員のために訓練所を設けたりその他事業を拡張するため組合員から一ルピーを特に徴収することを提案した。

この会議で採択された決議は次のようである。(a) 食料価格(食料その他の日用品が絶えず異常に上昇しているのに強い関心を持つ。この食料価格の上昇は退蔵その他反社会行為によるものと考えられ、これらの悪徳を撲滅するよりほかに救済手段がない。政府に対しては、物価の上昇を

抑さえるばかりでなくて国民の最低層の必要をも満足できるように大幅に引き下げを要請する。また政府に対しては、廉売店を設け、退蔵商品を出させ、食料の浪費を防止する措置をとるよう要請する。(b)労使関係Ⅱ当事者が解決できない紛争は、仲裁にかけるのが最善の方法であることを確認する。労使関係を進歩させる手段として、三者間の同意により労働者を企業経営に参加させることはよいことである。政府と使用者は更にこれを推進するように積極的に努力すべきである。(c)第三次五カ年計画Ⅱ第三次五カ年計画は食料の増産と完全雇用を目的となすべきである。同計画は所得の不均衡を少なくし大衆の購買力を平等にして、すべての階層の人々が社会主義型社会の実現に努めるようになすべきである。(d)労働法Ⅱ各種の労働法の欠陥を是正し、労働者と労働組合が場合により直接裁判所に訴えることができるように改正することを政府に要請する。

イラク労働総同盟結成大会

一九五九年七月バグダッドでイラク労働総同盟結成大会が開催された。同総同盟は組合員二七万五千、イラクの全労働者の八〇％を持つており、世界労連に加盟することになった。

この大会には組合、政府、政党、世界労連の代表者と外

国の三七組合の代表者が参加した。決議には、政治、経済の独立を守り、平和と労働条件を擁護するため農民との提携を強化し、帝国主義国との経済協定を終熄させ、ドイツ問題の平和的解決、核兵器の実験中止および軍事的侵略プロックの解消を要求した。

フィリピン労働組合会議第六回
年次全国大会

一九五九年八月同大会はマニラで開催され、代表者二〇五名およびオブザーバー八名が出席した。

初めに書記長は、大会数日前フィリピン自由労働組合連合、フィリピン港湾労働者組合および諸島間労働組合がこれに加入したと述べた。

決議の主なるものは、物価統制法の完全施行、一九五三年六月の産業平和促進に関する法律を改正して労働協約の違反を不当労働行為にする条項を挿入することを政府に要請すること、および国際労働機関事務局総長の計画した国際社会労働研究所をジュネーブに設けることを支持することであった。

マラヤ労働組合会議第九回年次大会

同大会は一九五九年一月クアラ・ Lumpur で開催されたが、代表者一三九名、オブザーバー四八名がこれに出

席した。

開会で議長は、われわれは民主的自由を守り、国内の民主主義の確立において、ますます重要な役割を演ずるものであり、マラヤの労働組合運動は自由、独立、民主的な運動であつて、すでに全国組合が二二結成されたが将来ますます各種の産業に結成されるであろうと述べ、労働者に対する教育を盛んにして一般組合員中から指導者を養成する必要があることを力説した。

採択された主な決議は、(a)アジア経済協力機関の設置Ⅱ国連エカフェと協力してアジア経済協力機関を設けてアジア地域内諸国の不当競争を防止することを研究するように政府に要請すること、(b)外国資本Ⅱマラヤの経済発展計画に資金を供給するための外国資本の投下を促進し、労働者の生活水準を高めるため適当な方法をとるように政府に要請する。(c)労働組合代表の派遣Ⅱ国連および食糧農業機構の決議で労働者に重要なものがあるので、これらの機関にも組合代表者を送るよう政府の注意を促がす、等であつた。

郵便電信電話国際組合第一回アジア会議

同会議は一九五九年九月東京で開催され、インド、日本、マラヤ連邦、パキスタン、フィリピン、シンガポールの加盟組合代表者、日本の非加盟組合、インドネシア、沖

繩、セイロンのオブザーバー、国際自由労連、国際労働機関、国際運輸労連、国際金属労連からもオブザーバーが出席した。採択された主な決議は次のようである。

(a)生活および労働条件Ⅱアジアの郵便、電信、電話労働者の各種の問題、すなわち低賃金水準、悪い住宅事情、長すぎる労働時間、早急な国有化、機械化およびオートメーション化による悪影響、病気休暇の不足と病気手当の不十分について政府および大衆の注意を喚起する。(b)労働組合権Ⅱアジアの関係労働者は国際労働機関の条約に従つて完全な労働組合の自由と団結権を享受すべきである。アジア各国政府に対して、アジアの関係労働者と団体交渉をなし、これと協議する機関を設けるよう要請する。日本政府に対しては、結社の自由および団結権の擁護に関する国際労働機関の条約を批准し、公共企業体労働関係法第四条第三項を廃止し、日本の全通労働組合との団体交渉を復活して、国際世論に従がい日本の郵政労働者の労働組合権に対する制限を除くことを要請した。またインド政府に対しては、郵便電信電話労働者からその基本的な労働組合権、特に組合内部問題処理の自由権とストライキ権を奪つた最近制定の中央政府公務員規則を改正することを要請した。更にタイの組合禁止に強硬に反対し、ベトナムの郵便労働者の組合権が尊重されないことについて調査するよう関係労働者に勧告し

た。(c)国際労働機関が第四三回総会(一九五九年六月)で精神労働者にもその活動を拡張したことを歓迎し、結社の自由、団結権の条約の解釈を明確にすることを要望した。

(二) アフリカ

アフリカの労働運動は、国際自由労連や世界労連の援助を受け、また独立運動に刺激されて近年次第に活発になった。一九五九年中の主な組合活動を挙げれば次のようである。

国際キリスト教労働組合連合アフリカ地域会議

国際キリスト教労働組合連合(IFCTU)に加入するアフリカ労働組合の会議は一九五九年一月コンゴ共和国のブラザビルで開催された。この会議は国際キリスト教労働組合連合のアフリカ地域組織として「全アフリカ・キリスト教労働組合」を組織し、本部をブラザビルにおくことを決定した。同会議で採択された主な決議は次のようである。

(a)一般決議IIアフリカは技術的に他の諸国より遅れているが、一定の哲学、社会学から築かれた自身の政治、経済、社会組織を持つている。従つてアフリカの農民、労働者および知識人は新しいアフリカの必要に適應し、自由な資本主義にも科学的社会主義にも左右されない独特の社会・経済組

織を作るために努力すべきである。当会議はアフリカ人が国家の独立のために闘い、植民地制度全廃のために努力することに敬意を表す。当会議は人種の差別待遇を非難する。(b)経済宣言II経済発展が健全な経済と独立を保証するものであるから、生産の重点は国民の最も緊急な物品の生産におくこと、市場と生産企業を直結し、第一次産物と原料の取り引きを統制すること。(c)農業研究所の活動を積極的にすること。(d)技術教育を広範に行なうこと。(e)金融機関を統制し、場合により国有とすること。

アフリカ労働総同盟結成大会

アフリカ黒人労働者一般組合結成会議が一九五九年一月ギニアのコンクリーで開催され、アフリカ各国その他からの代表者三〇〇余名がこれに出席した。出席者の中には国際自由労連、世界労連、フランス労働総同盟、中国総工会、アメリカのAFL・CIO、国際労働機関などの代表が含まれていた。この会議では次のような決議が採択された。

(a)組合の定義と地位II当組合はすべての国際労働組合から独立したアフリカ人の労働組合連合であるべきこと。労働組合の行なう植民地制度、帝国主義、人による人の圧迫と搾取に対する闘争を調整すること。労働者の経済・社会的利益を永久に守ること。革命的サンジカリズムを支持する。

(b)組合の目的II社会的観点から、あらゆる形の圧迫と搾取を除き、労働者階級の生活水準を引き上げること。(c)経済的観点からは、植民地経済を廃止し、アフリカ人大衆のための経済を作り、新技術を取り入れて産業を盛んにし、経済、社会、行政における重要な地位には他の人種の替りにアフリカ人を充てること。(d)政治的観点からは、植民地制度を廃止して、独立を獲得強化し、個人および大衆の利益を守り促進することをはかること。(e)階級闘争IIサハラ南部のアフリカ諸国では、資本主義的帝国主義たる敵に対して闘かうことが階級闘争の中心であるので、今日の主要な問題は植民地制度打破のため全アフリカ人の力を結集することである。労働組合としては労働者の経済・社会的利益を守り、都市、農村労働者を統合する必要がある。(f)英仏語の隔週新聞と季刊誌を発行し、毎年組合幹部講習会を開き、組合員からは組合費(三五フラン)を徴収すること。

モロッコ労働総同盟第二回大会

モロッコ労働総同盟第二回大会は一九五九年四月カサブランカで開催された。会議参加の代表者は一四〇〇名、そのほか外国の諸団体代表者も多数参加した。

会議ではまず書記長M・ベン・セディク(国際労働機関理事会委員代理)が政策および活動に関する報告を行なった。この報告で同氏は、同総同盟が全国的の性質を有する

ものであることを再確認し、組合の分裂を否定し、すべての政党から独立した真の革命的組合活動を支持し、労働者階級の利益になる政治活動を支援することになるであろうと述べた。この大会で採択された主な決議は次のようである。

(a)一般政策II国民の闘争の重点はモロッコの独立を害し、進歩と民主主義を妨げる経済、軍備の制度に対する反対を強化すること、労働者は国家解放闘争を続け、国家的な目的の達成に必要な犠牲を甘受する用意のあること、政党および政府から思想的にも組織的にも独立して、国家的目的の達成に心から活動する愛国諸団体と統一行動をとり、国際労働団体と協力すること。(b)経済・社会問題II社会問題の解決は経済の解放と密接な関係があり、すべての努力はこの経済の解放に向けなければならない。教育を計画的に行ない、医薬品の輸入分配をするため、国家機関を設けることが必要であることを特に強調した。国民経済の釣合いある発展をはかり、失業者が再就職でき、すべての者が職について、労働者階級だけでなく国民全体の生活水準を高め、経済・社会の進歩を妨げる外国資本を排除する必要がある。

また外国貿易を強力に統制して、財政の安定をはかり、密貿易と贅沢品の輸入をなくし、これによる利益を生産に投資し、生産財の輸入を増加し、社会主義国との貿易を増

加し、一国のみとの貿易をやめるようにしなければならぬ。政治的なヒモ付きでない外国援助を受け経済的独立をはかる用意がある。

アフリカ自由労働組合総同盟第一回大会

同総同盟第一回大会は一九五九年九月アビトジャン(象牙海岸)で開催され、アフリカ各地の全国組合代表者三十一名が参加したほか、フランスの労働総同盟・労働者の力(CGT・FO)、アフリカ・キリスト教労働総同盟の各代表が出席し、国際自由労連は代表を派遣できないのを遺憾として陳謝した。

大会の初めに一般報告が行なわれたが、このとき組織に関する決議を採択し、同総同盟の名称を完全にアフリカ語にすること、国際キリスト教労働総同盟に加入することを決定した。

主義および政策については次のような決議が採択された。すなわちアフリカ人労働者一つの組合に統合し、労働者の経済的社会的要求を守るように組合の活動を調整し、人間の尊厳を法律をもつて確認させること。並に植民地主義、帝国主義に反対であること。

経済問題に関する決議は次のようであった。農業については、現在の悪循環から脱却できる唯一の方法は土地を集団化し、多数の協同組合を至急設け、農業機械を近代化

ならぬ。もし解決しないときは、公益事業の場合は一四日以内、その他の場合は二八日以内に調停官はその旨の証明書を当事者双方に発給しなければならない。この証明書を受けた当事者は産業裁判所に提訴することができる。

産業裁判所 中央政府または州政府は、労働争議またはこれに関連する問題を処理するため、一定の地方に産業裁判所を設けることができる。この裁判所は所長一名と、労使それぞれを代表する各一名の委員で構成する。所長は政府の任命する高等裁判所または地方裁判所判事とする。委員も、労使代表者と協議の上政府が任命する。いずれも任期は三年で、更に三年勤めることもできる。裁判所の任務は争議を処理するほか、一九二三年の労災補償法、一九三六年の賃金支払法、一九四六年の工業雇用(就業規則)法の問題も扱おう。争議の処理には、産業裁判所は一九〇八年民事訴訟法により民事裁判所に与えられたと同じ権限を有する。裁判はすべて無料とする。裁判所の裁定または決定は最終的にして拘束力を有し、高等裁判所、最高裁判所その他いかなる機関にも提訴できない。拘束期間は当事者の定めた期間とするが、定めのないときは一年とする。調停中および裁判中は労働者の不利になるように労働条件その他を変更できないばかりでなく、工場閉鎖、ストライキをすることができない。

処罰 違法な工場閉鎖、ストライキに参加し、またはこ

し、農業技術を普及させ、作物を多様化し、模範農場を設けて農民を実地指導し、農村の住宅計画を立てること。

四 労働関係法規

(一) アジアおよび中近東

パキスタンの労働争議令

一九五九年一月二日パキスタン政府は労働争議令を公布し、一九四七年の労働争議法を廃止した。施行期日は未定である。主な規定は次のようである。

工場委員会 労働者五〇人以上を雇用する事業所はすべて工場委員会を設置しなければならない。工場委員会の任務は労使間の良好な関係を促進維持し、両者の意見の相違を解決することにある。工場委員会は事業所の使用者と労働者の代表者で組織し、労働者代表者数は使用者代表者数と同数または以上でなければならない。もし組合があれば組合と協議してこれを選定する。

調停官 労働争議が発生しまたは発生のおそれあるときは、調停官は争議を調査して公正な解決をはからなければならぬ。これに資金を提供した者、調停の決定または裁定に違反した者、知り得た秘密をもらした者、調停または裁判中労働条件その他を変えた者は、罰金または禁固の刑に処する。

ビルマの身体障害者(雇用)法

ビルマ政府は一九五八年一月二日身体障害者(雇用)法を公布した。この法律は身体障害者に若干の席を充てることを使用者に命じるもので、職業訓練所および医療施設も設けられることになっている。

適用範囲 身体障害者とは年令一六才以上の者で傷害、病氣、生来の身体障害のため職に就けない者をいう。

身体障害者更生雇用委員会 更生政策一般について政府に助言するため、身体障害者更生雇用委員会を設ける。委員は社会厚生大臣(委員長)、社会厚生省次官、保健省次官、労働省次官、教育省次官、国防省次官、ビルマ労働組合会議代表一名、医師および法律家三名等である。

身体障害者の登録 精神病者以外の身体障害者は右の委員会に登録する。身体障害者が登録を申請したとき、委員会の所定条件を充たしたときは、これを登録する。

医療および職業訓練 登録した身体障害者には医療および職業訓練を施すが、いずれかを優先させる必要あるとき

は、次の者を優先させる。(a)第二次大戦前および大戦中ビルマ軍隊に勤務した者、(b)第二次大戦中ビルマ独立軍、ビルマ国防軍、ビルマ国民軍、ビルマ愛国軍に勤務した者、(c)ビルマの海軍、陸軍、空軍の正規軍人として勤務した者。

使用者の義務 此の法律は被用者二人以上を雇用するすべての使用者(中央、地方政府、委員会などを含む)に適用される。すべての使用者は割り当てられた登録身体障害者を雇用しなければならないが、従来雇用していなかった使用者は、欠員の発生次第雇用しなければならない。この割り当て数はビルマ政府がこれを決定し、随時変更することができる。使用者は雇用する身体障害者名簿を備え、当局の検査に供さなければならない。身体障害者を違法に解雇した使用者には六カ月の禁固または一、〇〇〇キヤットの罰金、名簿を備えない者には一〇〇キヤット、その不備一日につき二〇キヤットの追加罰金を科する。

トルコの社会保険法改正

一九五九年二月付け法律でトルコの社会保険が改正され、生計費の上昇に見合うようになった。この改正は一九五九年三月一日から施行された。

新しい法律では、(a)拠出金と給付金計算の基礎となる賃金の最低月額額は三トルコ・ポンドから六トルコ・ポンドに

ようにする、という条件をつけることになっている。

シリアの外国人雇用令

一九五九年六月シリア社会省は、外国人に対する労働手帳の発給、労働手帳の記載事項、その手数料等に関する命令を公布した。この命令は一九五九年四月の労働法典にもとづいて出されたものである。

外国人雇用に関する労働法典の規定。労働法典には、居住許可と労働手帳を有しない外国人は労働に従事できないと規定されている。労働手帳は、アラブ連合共和国国民に同様な待遇を与える国民に与えられる。労働とは工業、商業、農業、金融業などすべてを含み、家事労働その他すべての職業を含む。

労働手帳 労働手帳は有効期間一カ年で更新できる。労働手帳には姓名、住所、国籍、職業、シリア入国年月日、居住許可番号等を記載しなければならない。労働手帳は次の者に与えられる。(a)自分に属する商工業を営み、または企業の一部をなす商業、工業、農業の企業を営むため来た外国人。(b)外国人労働者(賃金労働者および給料被用者)にして社会労働省が調査した後適当と認められた者。ただし労働手帳は相互協定のある国の国民にのみ与えられる。この場合アラブ連合共和国の国民と競合する職に就く者でないことを要する。

引き上げられ、最高は五〇トルコ・ポンドに高められた。(b)労働不能、老令、遺族の最低年金は年間七二〇トルコ・ポンドから一、四四〇トルコ・ポンドに増額された。

イラクの外国人雇用規則

一九五八年九月イラク政府は労働法典第一三四条の規定にもとづいて、外国人の雇用に関する規則を公布した。

労働許可 外国人は、労働社会保障省から労働を許可されたときに限りこれを雇用することができる。労働許可は、その職業が技術的イラク人の有しない経験を必要とするものの場合与えられる。労働許可は期間が一年、更新することができる。まず労働許可を与えられた外国人でなければ、居住許可を与えられない。外交機関、領事館に雇用される外国人、国際協定にもとづいてイラクで職を持ち政府に雇用されて技術、行政、科学に従事する者は労働許可を必要としない。また一九四〇年以前イラクに亡命し居住した者も労働許可を要しない。

雇用条件 すでにイラクに居住する外国人は、職務の性質と国の必要度に応じて、二年ないし四年その職に止まることができる。外国人を雇用しようとする使用者は、技術者たる外国人を必要とし、これに代るイラク人がいないことを証明しなければならない。労働社会保障省は許可の場合、外国人労働者はイラク人労働者を教育して後を継げる

使用者の義務 使用者は労働手帳を持たない者を雇用してはならない。外国人を雇用する使用者は、二四時間以内に特別帳簿に記載しなければならない。帳簿には姓名、生年月日、国籍、職業、技術の資格、賃金、労働手帳の番号等を記載しなければならない。外国人を雇用した使用者は一週間以内に関係当局に届出なければならない。外国人を雇用しようとする使用者は、外国人が必要にしてアラブ連合共和国人の中に適当な人がいないことを証明して当局に申請しなければならない。使用者は六カ月ごとに外国人名簿、報酬、仕事の種類等を関係当局に提出しなければならない。

手数料 労働手帳の発給と更新の手数は次のようである。経営者、その補助者、専門家の新規発給はアラビア人が二〇シリア・ポンド、その他の国民が四〇シリア・ポンド、最低は不熟練労働者がそれぞれ一シリア・ポンド、二シリア・ポンドであり、更新の場合は大体半額である。

イランの新労働法

一九五九年一月イラン政府は一九五九年三月の労働法を施行し、一九四九年の労働法および新法に矛盾するその他の法律を廃止することを公告した。新法は労働時間、休日および休暇、女子、年少者の雇用、賃金、労働契約、労働組合、団体交渉、紛争処理、安全衛生、訓練、中央労働

委員会の機能と構成、労働監督、本法の施行等に関するものである。

適用範囲 Ⅱすべての労働者、使用者および職場に適用されるが、(a)公務員募集法その他雇用についての法規の適用される者、(b)所有者と肉親のみで行なう家族事業所、(c)農業労働者と家事用人等には適用されない。その他漁夫、船員、港湾労働者、航空機乗員、航空機地上勤務員等には特別規則が適用されるので、この法律は適用されない。

労働時間 Ⅱ労働者の労働時間は一日八時間、週四八時間を超えてはならない。これには休憩時間と食事時間を含まない。ただし困難、危険な作業、交替作業、必要な時間外労働の場合は特別の規定による。

休日および休暇 Ⅱ金曜日を有給休日とし、一二月月勤務ごとに年一二日の有給休暇を与える(一六才未満の労働者には一二日の代りに一八日与える)。公休の労働休日(一年一〇日)と金曜日は年次休暇に含まれない。労働者は年次休暇を全部とらなければならない(期日は使用者との協定により定める)。もし解雇、退職、死亡、事業所閉鎖により、休暇を全部とれなかつたときは、労働者は代りに賃金を受ける権利を有する。

女子および年少者の雇用 Ⅱ一才未満の児童は、徒弟としてでも、これを雇用してはならない。一八才未満の年少者と女子は、午後一〇時から午前六時まで並に危険、困難

な作業に就かせてはならない。ただし労働者が特に認められた場合はこの限りでない。妊婦は産前六週間、産後四週間労働してはならず、この期間に解雇してはならない。幼児を有する母には有給の保育時間を与え、幼児一〇人以上いるときは保育所を設けなければならない。

賃金および給料 Ⅱ交代制で勤務する労働者には、そうでない同種の労働者の賃金より一〇%多く払わなければならない。交代制でない労働者が午後一〇時から午前六時までの間に労働をしたときは、各時間について三五%多く支払わなければならない。各地方、各産業における不熟練労働者の最低賃金は、政府、使用者、労働者の代表からなる委員会が二年ごとにこれを勧告する。この勧告は労働省および中央労働委員会の承認を受けなければならない。この最低賃金は、男女各一人および子供二人の生計費を賄えるものでなければならない。男女同一労働、同一賃金についても規定している。

労働契約 Ⅱ契約で期間を定めまたは一定の作業の完成を定めたときは、一方的に契約を解除することはできない。もしこの場合契約を解除すれば、解除者は損害を弁償しなければならない。もし契約に期間の定めがないときは、一五日前に予告すれば解除できる。

退職手当 Ⅱ職務怠慢以外の理由により労働者を解雇したときは、使用者は勤務一年につき一五日分の賃金を退職手

当として与えなければならない。継続勤務三か月以上または継続しないで六か月以上勤務した労働者が解雇されたときは、一五日以内に地方労働局に異議を申し立てることができる。労働局は更に労働者に補償を与えるか、復職させるかの裁定を下すことができる。

労働組合 Ⅱ労働組合の結成は自由であるが規約は労働省に提出して登録しなければならない。組合の主な任務は労働協約の締結、組合員の利益と権利の擁護、協同組合を作ること、失業基金を設けることである。

労働協約 Ⅱ労働協約には一定の事項を定めることになつており、書面に作成しなければならない。

紛争の処理 Ⅱ労使間の直接交渉が成功しないときは、これを地方労働局に提訴しなければならない。労働局はこれを三日以内に職場の三者構成委員会に回付する。委員会は調査して一週間以内に決定を下す。これは最終的にして拘束力を有する。ただし賃金、解雇、労働者の過失により使用者のこうむつた損害の補償の場合はこの限りでない。

職業訓練 Ⅱ使用者は熟練工の養成と技術の改善のため規則に従つて施設を設けなければならない。

中央労働委員会 Ⅱ委員会は労働省内にあつて施行規則を承認し、その他法律により与えられた職務を行なう。その構成は(a)労働大臣の任命した三名の政府代表者、(b)労使代表者それぞれ三名である。

強制労働 Ⅱこの法律は国際労働機関の一九三〇年の強制労働条約および一九五七年の強制労働廃止条約に従つて強制労働を禁止し、違反者には刑罰を科することを規定している。

(二) ア フ リ カ

ガーナ労働関係法

ガーナでは労使関係法が一九五八年二月制定されたが、その要点は次のようである。

(1) **労働組合会議の設置** Ⅱ労働組合の中央組織として「労働組合会議」を設け、ガーナの全組合の唯一の交渉団体とする。法律に列記した二四組合の代表者が労働組合会議を構成する。この組合名簿の追加、削除は労働問題担当の大員が行なうが、一九四一年三月の労働組合に関する命令により登録した組合のみが労働組合会議に参加する資格がある。旧ガーナ労働組合会議は解散して、その資産と負債は新しい会議に引き渡す。労働組合会議の活動は政府により一般に統制される。

(2) **組合証明書と団体交渉** Ⅱ一九四一年の労働組合令により、登録した組合は関係大臣から証明書の交付を受けて、その証明書に記載した種類の労働者に代つて使用者と団体

交渉をすることが出来る。この証明書の有効期間中は、関係大臣は同一種類の労働者について他の組合を指定することは出来ない。関係大臣に対する証明書の交付申請は労働組合会議を経由しなければならない。ただし労働組合会議が三カ月以内に処置をとらないときは組合は関係大臣に直接申請することができる。証明書を有する組合は、組合員であるか否とにかかわらず、証明書に記載した種類の労働者全部に代つて行為する。証明書は、関係大臣において組合が関係労働者の四〇%以上を代表すると認める限り有効である。この場合関係大臣は労働者の意思を確認するため適当な手段をとることが出来る。中央・地方公務員、教師の組合、団体は認められない。

法律により組合と使用者は雇用条件を討議するため合同交渉委員会を設けて、委員会の構成と会議規則を関係大臣に提出して承認を得なければならない。一方の当事者から通知があるときは、一四日以内に交渉を始めなければならない。

労働協約は裁判にかけても実施することができ、証明書に記載された種類の労働者全部と使用者を拘束する。協約の期間は最低一年でなければならない。協約には仲裁その他による紛争の最終解決方法を規定しなければならない。

(イ) 拡張適用命令 関係大臣は、使用者、労働組合会議と協議した後、同一地域または同一種類の労働に協約を拡張

女子はあらゆる種類の事業所において、一定の重量以上の物を扱かう労働、危険または風紀上悪い労働に就かせ、あるいは坑内労働に就かせることが禁止され、工場、鉱山では午後一〇時から午前五時までの就業が禁止され、一日の実労働時間は一〇時間を越えてはならず、この勤務時間中、一回または二回の休憩時間、合計一時間以上を与えることとされた。極めて急速に質が悪化するおそれのある原料を加工する工業では、当局の許可を得て成年女子を夜業に就かせることができる。幼児を保育する母には普通の休憩のほか、更に二回の休憩を与え、一回の休憩時間は三〇分とする。女子五〇人以上を雇用する事業所は幼児保育室を設けなければならない。出産する女子には前後合せて一四週間の休暇をとる権利がある。

児童雇用令の概要は次のようである。年令一八才未満の児童は一定の重量を越える品物を扱かう労働、危険な労働、風紀の悪い労働に就かせてはならない。年令一六才未満の男子児童は軽い坑内労働に使用できる。年令一六才ないし一八才の男子児童は、補助者、徒弟の場合以外実際の採鉱に使用してはならない。労働時間は一日八時間を越えてはならず、午後一〇時から午前五時まで就業させることは出来ない。極めて急速に質の低下する原料を加工する事業所では年令一六才以上の男子児童を当局の許可を得て夜業に就かせることができる。

適用する権限を有する。

(二) 紛争の解決 当事者は紛争解決のためあらゆる手段を尽さなければならないが、もし交渉が失敗に終わったと認めるときは、関係大臣に調停官の任命を申請することができる。調停官が二週間以内に調停できないときは、関係大臣は、当事者の一方が同意するときこれを仲裁に付すことができる。

ストライキと工場閉鎖は、所定解決手続きを尽すまで禁止される。

(三) 不当労働行為 労働者または組合役員が組合活動をしたことを理由として、これを解雇、差別待遇すること、組合の組織運営に干与すること、正当な理由なく組合役員との協議を拒否すること、は不当労働行為とされた。不当労働行為を調査し命令を発する権限を有する不当労働行為裁判所が一つ設けられる。

(四) 全国労働諮問委員会 この委員会は、労働政策、労使関係、労働立法について関係大臣に助言する。委員会は労使同数の代表者と大臣の任命したその他の者で組織される。

トーゴランド女子、児童雇用令

一九五八年二月トーゴランド共和国は女子雇用令と児童雇用令を公布した。女子雇用令の概要は次のようである。

アラブ連合共和国船員雇用法

一九五九年六月アラブ連合共和国は船員雇用契約法を公布した。その概要は次のようである。

(イ) 適用範囲 この法律は登録総トン五〇〇トンを超える商船に乗組む者に適用する。軍事大臣は、社会労働大臣の同意を得て、この法律を登録総トン一五〇ないし五〇〇トンに適用することができる。

(ロ) 契約の様式と内容 契約はアラビア語で書き、写一部は船員に交付する。契約書には姓名、年令、国籍、住所、職務、賃金、労働手帳の一貫番号、航路などを記載する。船員は年令一八才以上で船員労働手帳または船員身分証明書を有しなければならないが、年令一二才ないし一八才の者も軍事大臣の定めるところにより雇用することができる。賃金はエジプト通貨で支払うべきであるが、船が外国にある時は外国通貨をもつて支払うことができる。

(ハ) 契約の終了 契約に期限の定めがないときは、三〇日前の予告によりこれを解除することができる。船が難破、拿捕されたときは予告なしに契約を解除し、補償を支払う必要がない。

アラブ連合共和国社会保険法

一九五九年四月制定されたアラブ連合共和国の社会保険法は一九五九年八月一日から施行された。

(イ)同法の内容 Ⅱこの法律は労働災害と職業病、老令、労働不能と遺族の三種の社会保険を定めているが、一二カ月以内に疾病保険制度、三年以内に失業保険制度を設けることを定めている。

(ロ)施行 Ⅱこの法律は、社会労働省が選定した地方、企業から順次施行し、おそくとも二年以内に全国に施行する。

(ハ)適用される者 Ⅱこの法律は農業労働者、臨時、日雇労働者、使用者の家族、家事労働者以外の賃金労働者と徒弟全部に適用される。保険はすでに特別の制度、民間基金、団体保険にすでに加入している労働者と使用者には強制的であるが、以前の制度がこの保険によるより有利な場合は、その利益は保護される。

労災、職業病制度の場合 Ⅱ右の条件のほか、機械で仕事をし、またはこの法律に定めた職業病になるおそれのある作業に従事する農業労働者、臨時労働者(特に工場の)、荷物の積み卸し労働者はこれに加入する義務がある。ただし公務員と政府施設の従業員には適用されないが、この法律に定めた程度の給付を政府が行なう。

老令、労働不能および遺族の場合 Ⅱ公務員も、すでにこれより有利な民間施設に加入していないときは、これに加入しなければならない。

(ニ)資金 Ⅱ右の諸制度はすべて使用者と労働者の拠出金により賄なう。各被保険者についての拠出率は賃金に対する

比率で定められている。

社会保険拠出金(対賃金パーセント)	使用者	労働者
労災補償	3%	1%
老令	5%	5%
労働不能・遺族	2%	1%

(ホ)給付条件 Ⅱ労災補償(職業病を含む)は業務に関連して傷害を受けたとき医師および関係当局の認定により支給され、老令保険は拠出金を継続一八〇カ月、または継続しないで二四〇カ月納めた者で年令六〇才に達した者に支給される。拠出金を納めた月数がこれに満たない者には利子を付して還付される。労働不能と遺族保険では、被保険者が拠出金を継続一二カ月または継続しないで二四カ月納めたとき支給される。

(ヘ)給付 Ⅱ労災補償は、傷害が治癒するか永久労働不能と認定されるまで、医療を受けられる。一時労働不能給付は傷害を受けた日から八〇日間賃金の七〇%、その後一カ年までは八〇%を受けられることができる。永久労働不能のときは被保険者は賃金の六〇%の年金を受けられるが、最低月額二四〇ピアストル、最高二、四〇〇ピアストルとなつている。遺族年金は死亡者の賃金の五〇%の年金を受けられるが、最低月額二〇〇ピアストル、最高二、〇〇〇ピアストルとなつている。

第十篇 ラテン・アメリカ諸国

一 一般情勢

ラテン・アメリカ諸国は軍人独裁者の時代がかなり長く続いたが、一九五五年九月アルゼンチンのペロン大統領が失脚してから、主権者の地位を追われた軍人は五人に及び、一九五九年末依然然権力の地位にとどまつているのはパラグアイのストレーヌスナー将軍とドミニカ共和国のトルヒリオ元帥の二人だけになった。

一九五九年中ラテン・アメリカの経済は概して安定してはなかつた。特にアルゼンチン、ブラジル、チリなどの大国ではインフレがはなはだしかった。これは巨額の赤字財政、開発をあせる結果の過剰投資、過度の消費、賃金の上げ過ぎなどによるものであろう。ところがアルゼンチンは一九五八年一二月国際通貨基金(IMF)の指導の下に単一自由為替レートの採用、インフレ抑制策など一連の経済安定計画を断行した結果、一九五九年末にはようやくその効果が現われ始めた。すなわち輸入の抑制と輸出の促進

により貿易収支は黒字になり、対ドル為替相場は二割近く高まり、生計費指数は一九五九上期に七五・八%の上昇であつたのが、年末には月平均三%程度に下つた。

キューバでは一九五九年一月カストロ首相が独裁者バチスタ大統領を倒して「反独裁政権」を樹立してから相次いで急激な改革を行つた。すなわちバチスタ政権の協力者数千人を逮捕し、土地改革を断行し、独占資本の保有していた財産を没収してこれを再配分し、工業化を促進するなどである。土地なき農民に土地を与えるというスローガンの下に地主から土地を時価より安く買い上げた。このためキューバに土地を持つていたアメリカの個人や会社は二〇〇万エーカー、時価で三億ドルを失なつたといわれる。

キューバの砂糖の生産高の半分約三〇〇万トンがアメリカに輸出されているが、アメリカは国際価格より高くこれを買っている。アメリカとしてはいたずらにキューバを刺激し、共産圏に接近するのを恐れてのことであつたが、「アメリカ人の財産を没収した国の経済を援助するため」に補助金を出してアメリカ人の税金をいつまでもむだ使いで

きるか」という非難がアメリカ国会に強まった。またアメリカ系のキューバ電気会社、キューバ電話会社などの公益事業会社も政府に接収された。

第二次大戦後低開発国には一般に経済自立、経済的ナショナルリズムへの強い動きが見られるが、ラテン・アメリカ諸国もその例外ではない。一九五九年一月から三月までワシントンで討議の末、多年の念願であつた米州銀行（インター・アメリカン・バンク）が調印された。アメリカやラテン・アメリカ二〇カ国の批准がすみ初年度の払込みが終れば、一九六〇年一月から正式に発足することになった。米州銀行はワシントンに本部をおき、初め一〇億ドルの資本で出発、ラテン・アメリカ諸国に新たな投資を行なうのを目的としているが、これによりラテン・アメリカが経済的に初めて一体となる訳である。

またラテン・アメリカ経済共同体を設置しようとする動きは早くから伝えられているが、その動きには二つの流れがある。一つは一九五九年一月東京ガット総会で発表された七カ国自由貿易地域の構想である。すなわちアルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、ペルー、ウルグアイ、パラグアイの七カ国による南米南部諸国の地域、グアテマラ、サルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカの中米五カ国による共同市場、の二つは小規模な共同体をまず設けてこれを次第に全ラテン・アメリカに拡張しよう

とするものである。もう一つの流れはラテン・アメリカ全域の広域経済共同体を設立し、そのうち内部で地域、国ごとに調整をしようとするもので、これには国連ラテン・アメリカ経済委員会（ECLA）による全ラテン・アメリカ共同市場案が属する。

ところがアルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコ、パラグアイ、ペルーおよびウルグアイの七カ国代表は一九六〇年二月十八日モンテビデオで共同市場設置に関する条約に調印した。その目的は工業化を促進し、天然資源の十分な開発により、生活水準を向上させることであるとされている。この条約によれば署名国は関税その他の障壁を漸次撤廃して一、二年後には相互間の貿易を自由にする事になつていく。これらの国はまた輸出入に関する外国貿易政策を調整することになつていく。条約はまた輸出入均衡原則、すなわち各国は輸出したと同じ金額を輸入する原則を定めている。ただし国内経済に対する急激な変動と生産に対する悪影響を防止する手段が種々講じられている。各国は輸入を押さえるため一時的の措置をとることができ、この条約は署名国の中三カ国が批准してから三〇日後に効力を発生する。そして最後にはラテン・アメリカ全国がこれに加入することが望まれている。

二 労働経済

ラテン・アメリカの主な国の推定人口は第一四四表のとおりで、一九五九年中の増加はブラジルの一四九万、メキシコの一九五万がおおい方である。次に総人口に対する経済活動人口の比率を見れば、調査年は同じでないが、ボリビアの五〇・三％が最高でペルーの四一・六％、アルゼンチン

第144表 ラテン・アメリカの人口（推定）
単位=1,000人

年	アルゼンチン	ボリビア	ブラジル	チリ	コロンビア
1955	19122	3235	58456	6761	12657
1956	19494	3280	59846	6944	12929
1957	19873	3324	61268	7121	13227
1958	20248	3369	62725	7298	13522
1959	20614	3316	64216	7465	13824

年	キューバ	メキシコ	パナマ	ペルー	ウルグアイ
1955	6131	29679	914	9396	2615
1956	6261	30538	940	9651	2650
1957	6410	31426	967	9923	2679
1958	6466	32348	995	10213	2700
1959	—	33304	1024	10524	—

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, April 1960

の四〇・六％が高い方で、その他は三〇％台となつていく。経済活動人口の構造を第一四六表の三国について見れば、農林漁業が最もおおく、アルゼンチンでは経済活動人口の約二五％、ブラジルは約六〇％（鉱業土石採取を含む）、チリは約三〇％である。

製造業の雇用指数はアルゼンチン、グアテマラ、ペルー・リコの三国しか利用できないが、一九五三年から一九五八年または一九五九年後期までにアルゼンチンは大体同じ、グアテマラは微増し、ペルー・リコは二一％上昇した。

労働時間はアルゼンチン、コロンビア、ペルー・リコでは増加したが、サルバドルではかなり減少した。

工業生産指数はメキシコの製造業（一九五三年＝一〇〇）一六五、電気一七一、総合一六〇で上昇率が最も高く、チリ、アルゼンチンは僅かに増加した。

アルゼンチンおよびブラジルの国民所得中に占める勤労所得の割合は、前者では一九五二年に六一・一％に上昇したが、以後年々低下して一九五七年には五六・〇％となつた。これに反してブラジルでは一九五二年以来次第に上昇して一九五八年には四八・〇％になつたが、まだアルゼンチンよりかなり低い。

製造業の賃金はアルゼンチンでは一九五八年から五九年六月までに約五二％、ブラジルでは五九年三月までに約三

ラテン・アメリカの労働争議(ストライキと工場閉鎖)は第一五五表のようであるが、アルゼンチンでは一九五八年の争議は前年に比較して、件数が約五〇%増加し、参加労働者数が一〇%方減少したのに、損失日数は約八〇%の増加であったから、争議は概して長くなつた訳である。これに反してチリおよびペルーでは争議期間が短かくなつた。メキシコは損失日数は不明であるが、一九五六年には件数は増加したが参加労働者は減少し、小規模になつたことを示している。

三 組合活動

ペルーの第一回全国労働者教育会議

第147表 ラテン・アメリカ製造業雇用指数

年	アルゼンチン	グアテマラ	プエルトリコ
1953	100	100	100
1954	101	97	105
1955	105	96	107
1956	104	100	114
1957	103	107	110
1958	102	108	106
1959	96(11月)	—	121(9月)

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, April 1960.

第146表 製造業労働時間

年	アルゼンチン(1)	コロンビア(2)	サルバドル(2)	プエルトリコ(2)
1955	103	—	—	35.8
1956	102	59	48.3	35.6
1957	102	52	45.7	35.8
1958	103	52	45.8	35.6
1959	3月	104	52	45.4
	6月	107	53	44.3
	9月	74	53	—

〔注〕 (1) 1953年=100とした指数
(2) 週実労働時間

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, April 1960

一九五九年二月同会議はリマでリマ労働組合学校により開催された。一九五七年リマ労働組合学校が設置されたとき労働者教育の必要が認められたが、今回の会議はこれが具体化したものであった。この労働組合学校は労働者の一般教育を向上させ、労働者を組合活動分子に養成し、民主主義的考え方と行動的教育をすることを目的としている。一九五七年以降リマ以外の各地にもこのような学校が設立された。

代表が出席し、コースの改組と教課科目の分析、労働者教育の方法、自発的教師の労働条件の改善、労働者教育の資金、ペルー労働総同盟や労働省、文部省との協力、図書館の設置と学生卒業生の団体設立等を検討するためいくつかの委員会を設けることを決定し、ペルーにある全部の労働組合学校をもつて全国労働者教育団体を設けることも可決した。

ペルーの労働組合幹部訓練所

ペルー労働総同盟に属する労働組合幹部訓練所は一九五

第145表 ラテン・アメリカの人口および経済活動人口

国	調査年	総人口	経済活動人口	総人口に対する経済活動人口の比
アルゼンチン	1947	15,893,827	6,445,678	40.6%
ボリビア	1950	2,704,165	1,361,227	50.3
ブラジル	1950	51,944,397	17,117,362	33.0
チリ	1952	5,932,995	2,187,731	36.9
コロンビア	1951	11,228,509	3,755,609	33.4
コスタリカ	1950	800,875	271,984	34.0
キューバ	1953	5,829,029	1,972,266	33.8
ドミニカ	1959	2,894,008	1,118,071	38.6
エクアドル	1959	4,255,387	1,601,302	37.6
サルバドル	1950	1,855,917	653,409	36.2
グアテマラ	1958	3,545,368	1,233,021	34.8
メキシコ	1958	32,347,698	10,466,809	32.4
ニカラグア	1950	1,057,023	329,976	31.2
パナマ	1950	756,631	264,619	35.0
パラグアイ	1950	1,328,452	437,344	32.9
ペルー	1959	9,363,000	3,893,551	41.6
ウルグアイ	1955	2,800,000	1,020,000	36.4
ベネズエラ	1950	5,034,838	1,706,321	33.9

〔出所〕 I.L.O. 発行 1959年労働統計年報

第146表 ラテン・アメリカの経済活動人口の構造

	アルゼンチン	ブラジル	チリ
	(1947年)	(1950年)	(1952年)
農林漁業	1,622,128	10,369,906	648,054
鉱業土石採取	32,152		101,368
製造業	1,426,484	2,231,205	408,713
建設業	338,027		102,317
電気ガス水道	30,743		20,464
商業	854,966	1,073,997	222,880
運輸倉庫通信	387,280	697,089	95,274
サービス	1,374,632	2,698,491	478,912
その他	200,901	46,674	77,311
失業者	178,365	—	32,438①
計	6,445,678	17,117,362	2,187,731

〔注〕 ①新規求職者

〔出所〕 I.L.O. 発行 1959年労働統計年報

〇%上昇した。しかし他方後述するように生計費が大幅に上昇したので実質賃金はかえつて低下した。もつとも物価が安定している国では賃金も上昇しなかつたであろう。次に生計費指数を見れば、総合では一九五三年を基準としてチリが一〇四三で最高、アルゼンチンの四六四、ブラ

ジルの三二六が大幅に上昇した方で、その他の国は比較的定まっていた。エンゲル係数は、国により調査異なるが、ペルーの五五・六、ブラジルの四八・年が六、ベネズエラの四八・一でかなり高い。攝取カロリーはアルゼンチンが二九八〇、ウルグアイが三〇九〇で高く、その他は二二七〇ないし二五五〇となつている。日本では一九五七年に二二四〇であつたから、いずれもこれを上回つている。

第151表 ラテン・アメリカの製造業の賃金

年	アルゼンチン		ブラジル	チリ
	時間当り	月当り	時間当り	時間当り
1937	1953年 を100 として	ベソ 110		ベソ 12.60
1938		—		14.35
1952	92	916		184.37
1953	100	999		208.83
1954	114	1,163	クルゼイロ	267.20
1955	127	1,301	14.77	460.78
1956	145	1,478	18.47	732.12
1957	191	1,950	22.43	976.66
1958	264	2,722	25.89	210.49
1959	1月	385	3,099	32.00
	3月	392	4,066	33.90
	6月	388	4,147	

〔出所〕 I.L.O. 発行 1959年労働統計年報

第152表 ラテン・アメリカ生計費指数 (1953年=100)

年	アルゼンチン		ブラジル		チリ		コロンビア		キューバ	
	総合	食料	総合	食料	総合	食料	総合	食料	総合	食料
1955	117	110	142	142	302	317	109	108	97	98
1956	132	125	173	175	471	494	116	116	97	97
1957	165	167	206	196	627	699	133	139	97	96
1958	217	230	237	220	753	752	153	160	—	—
1959	464	—	326	317	1043	1041	164	166	—	—

年	エクアドル		サルバドル		グアテマラ		メキシコ		ウルグアイ	
	総合	食料	総合	食料	総合	食料	総合	食料	総合	食料
1955	105	109	105	109	105	106	122	123	122	126
1956	100	99	107	110	106	108	128	131	130	137
1957	101	100	102	104	104	106	135	139	149	162
1958	102	102	108	109	106	108	150	155	175	196
1959	102	—	107	106	105	106	154	157	—	—

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, April 1960

条件の改善をはかることにある。今回の大会で採択した決議は、(a)労働者が株主になること。企業の筋肉、精神労働者がすべて株主になることを勧告している、(b)家族手当。すべての企業は家族手当基金に拠出し、この目的のため不耕作地税を創設すべきである、(c)協同組合と不耕作地。莫大な不耕作地が協同組合に割り当てられているが、これを収用するように当局に要請すること、(d)学校の建築。地主はその労働者の子供のために学校を建築する義務があるとす法律を施行するように当局

に要請すること、(e)国内工業の奨励。正規軍、民兵、警察官には、国内工業奨励のため国内製の制服、長靴その他の装備を与えるように政府に要請すること、(f)住宅。農村から都市にきた土着民労働者のため住宅を建てるように政府および市当局に要請した、(g)労働協約。イギリス・エクアドル会社が労働者と締結した労働協約の履行と更新を政府に要請した、(h)賃金全体の改訂と調整。生計費が上昇したので賃金全体を改訂調整することを政府に要請した。

第149表 工業生産指数 (1953年=100)

	1955年					1956年					1957年					1958年					1959年																			
	(アルゼンチン)																																							
総合	118	117	121	125	117	110	114	125	132	163	118	117	121	126	116	115	123	124	114	106	114	118	121	119	127	100	107	105	109	123	115	120	124	129	130	98	60	44	44	60
製造業	118	117	121	126	116	115	123	124	114	106	114	118	121	119	127	100	107	105	109	123	115	120	124	129	130	98	60	44	44	60										
電気ガス	115	123	124	114	106	114	118	121	119	127	100	107	105	109	123	115	120	124	129	130	98	60	44	44	60															
(チリ)																																								
総合	119	130	139	147	160	103	110	113	111	112	121	133	142	151	165	123	137	148	159	171	119	130	139	147	160	103	110	113	111	112	121	133	142	151	165					
製造業	121	133	142	151	165	123	137	148	159	171	119	130	139	147	160	103	110	113	111	112	121	133	142	151	165	123	137	148	159	171										
電気	123	137	148	159	171	119	130	139	147	160	103	110	113	111	112	121	133	142	151	165	123	137	148	159	171	119	130	139	147	160	103	110	113	111	112	121	133	142	151	165

〔出所〕 国連発行 Monthly Bulletin of Statistics, April 1960.

第150表 アルゼンチンおよびブラジルの国民所得、勤労所得 (単位百万)

年	アルゼンチン			ブラジル		
	国民所得	勤労所得	%	国民所得	勤労所得	%
1937	8,870	4,099	46.2			
1938	8,750	4,248	48.5			
1952	82,811	50,577	61.1	クルゼイロ 292,300	クルゼイロ 124,900	42.7
1953	94,597	56,083	59.3	356,600	150,900	42.3
1954	106,306	64,578	60.7	450,900	188,700	41.8
1955	125,581	72,916	58.1	572,100	254,400	44.5
1956	150,909	86,396	57.3	723,900	346,500	47.9
1957	188,520	105,644	56.0	851,900	405,300	47.6
1958	—	—	—	976,500	468,600	48.0

〔出所〕 I.L.O. 発行 1959年労働統計年報

九年九月リマに開設された。この訓練所は同総同盟第三回全国大会の決定により作られたものである。この訓練所のコースには、話し方、労働法規、討論の進め方、組合資料作成方法、組合の会計と運営、労働新聞と宣伝、ペルーの労働運動史、国際労働運動史、労働運動のやり方、労働組合の機構、協同組合、経済理論、社会保障、紛争処理方法、団体交渉のやり方などがある。他地方にはすでにこの決議にもとづいて八訓練所が設置

されたので、これを合せば九訓練所がある。エクアドル全国労働戦線第七回大会同大会は一九五九年五月エクアドルのキトで開催され、加盟組合代表者三六名のほか全国評議会委員も参加した。この労働戦線は一九五三年五月に組織され、その後毎年全国大会を開いている。その目的は組合員の生活水準と労働

第153表 ラテン・アメリカのエンゲル系数

国	調査年	年間消費支出	食糧費の占める率(%)
ブラジル	1949	—	48.6
パナマ (ダビド)	1956	バルボア 1,607	38.6
ペルー (リマ)	1957	ソル 17,552	55.6
ベネズエラ (カラカス)	1945	ポリバレ 5,265	48.1

〔出所〕 I.L.O. 発行 1959年労働統計年報

第154表 摂取カロリー

国	調査年	カロリー
アルゼンチン	1955	2,980
ブラジル	1954~56	2,520
チリ	〃	2,550
ホンジュラス	1954~55	2,250
メキシコ	1954~56	2,380
ウルグアイ	1956	3,090
ベネズエラ	1951	2,270

〔出所〕 I.L.O. 発行 Year Book of Labour Statistics 1959.

メキシコの労働者教育セミナー
一九五九年五月メキシコ労働総同盟に加盟するコアフィラ州労働総同盟はサルチロに労働者教育セミナーを開催したが労働者二六人が参加した。セミナーは州知事の開会に始まり、メキシコ労働総同盟教育副部長、米州地域労働機構(O.R.I.T.)労働者教育部長の挨拶があつた。

第155表 ラテン・アメリカの労働争議

年	件数	参加労働者	損失日数
(アルゼンチン)			
1937	82	49,993	517,645
1938	44	8,871	228,703
1955	21	11,990	144,120
1956	50	853,994	5,167,294
1957	56	304,209	3,390,509
1958	84	277,381	6,245,286
(チリ)			
1955	274	129,206	1,099,165
1956	147	105,438	1,657,194
1957	80	29,771	227,968
1958	120	48,395	196,171
(メキシコ)			
1952	113	18,298	—
1953	167	38,552	—
1954	93	25,759	—
1955	135	10,710	—
1956	159	7,573	—
(ペルー)			
1957	161	44,660	191,857
1958	213	48,164	1,263,575

〔出所〕 I.L.O. 発行 Year Book of Labour Statistics 1959

その他メキシコの労働組合が行なっている労働者教育には次のようなものがある。ペラ・クルーズ州労働総同盟は社会経済研究センターを設けて識字講習、初等教育、家政講習、労働組合指導者講習を行なっているが一九五九年には第二回労働組合員夏季学校を

開いた。モンテレーにあるヌーボ・レオン労働組合指導者訓練学校はセミナーの形式で種々の課外講座を開いたが、これには多数の学生が参加した。印刷、建築、セメント工業の労働者はアメリカ視察旅行をしたが、州労働総同盟や全国組合もアメリカ視察を計画中である。メキシコ・シチーのベンジャミン・フランクリン図書館と協力して、プエブラ州労働総同盟、メキシコ・シチーの印刷組合も図書館を設けた。また石油労働組合はボザ・リカ(ペラ・クルズ州)に女子学校を設けた。

エル・サルバドル労働総同盟第四回大会

エル・サルバドル労働総同盟第四回全国大会は一九五九年五月サン・サルバドルで開催され、加盟組合五二、連合体五の代表者一三一人が出席した。大会では主として機体内部の問題と第四三回国際労働総会の労働者側代表選出問題が討議された。

同労働総同盟は一九五八年八月第一回全国大会で設立され、規約、方針、目的が定められた。第二回大会は一九五八年九月開催され米州地域労働機構(O.R.I.T.)、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカなど中米諸国の組合代表者がこれに参加した。第三回大会は一九五八年十一月サン・サルバドルで開催されたが、これでは国際自由労働連と米州労働機構(O.R.I.T.)への加入が決定さ

れた。

キューバ労働総同盟第一〇回大会

同大会は一九五九年一月ハバナで開催されたが、これには加盟組合一六二五を代表する代議員二二九八人が参加したほか、世界労働(W.F.T.U.)、ラテン・アメリカ労働総同盟、米州地域労働機構(O.R.I.T.)の代表者も出席した。

この大会では、機構と財政、地位、労働組合幹部の訓練、会計と組合費、国際関係、社会立法、政治・経済・社会問題、賃金問題、雇用と生産性、農地改革、工業開発、社会保障等の議題を検討するため九つの委員会を設けた。カストロ首相は大会に参加して計画について種々の提案をした。この大会では右の議題についておおくの決議をしたほか、農地改革の強化と政府支持、工業化と社会保障の改善、増産と賃金引き上げ、失業をなくすこと、労働者が農地改革と国の工業化に参加することなども含まれていた。また国際自由労働(I.C.F.T.U.)や米州地域労働機構(O.R.I.T.)から脱退して、ラテン・アメリカの全労働者を統合した新しい労働組合組織を作ることも決議された。

ベネズエラ労働者第三回全国大会

同大会は一九五九年一月カラカスの近くで開催され、

全国各地の代表者一〇〇人が参加した。また国際自由労連(ICFTU)、米州地域労働機構(ORIT)、世界労連(WFTU)、国際石油労働連合、国際労働者協会(AIT)、ラテン・アメリカ労働総同盟、ラテン・アメリカ・キリスト教労働総連合、ユーゴスラビア労働組合総連合、国際労働機関などの代表者も出席した。

ベネズエラ労働者第一回大会は一九三六年一月二月に開催されベネズエラ労働総同盟結成の決議が行われたが、実際に結成されたのは一九四七年一月カラカスで開催された第二回大会であった。しかし実際の活動は最近まで行なわれなかった。

まず統一労働組合委員会委員長の提出した報告書を審議した。報告書は、次の五つの統一綱領の過去一年余の実施状況を述べたものであった。すなわち(a)労働組合の民主主義、(b)産業別に統一組合を組織し、産業別に全国地域連合体を組織すること、(c)既存の国際労働団体に加入しないこと、(d)労働組合運動の各種思想的傾向に応じて比例代表を出すこと、(e)労働者の経済・社会的利益を守るためあらゆる努力をすること。

大会はこの報告書を全員一致で承認した。今回の大会の宣言と行動綱領は、更に農地改革、国内工業発展に重要な鉄鋼、石油、化学企業を發展させる政府の方針を支持すること、政府に対して鉄道計画を継続し、ベネズエラの経済

チリ全国労働組合第二回大会

同大会は一九五九年一月サンチャゴで開催された。同

はベネズエラ人が支配するようにするため必要な措置をとるよう要請することを含んでいた。

議決事項を早急進捗させるため、組織、一般政策、経済的要求、労働者と工業化、社会立法、労働者と教育、国際政策、統一問題、決議に関する九委員会を設けた。

大会は、ベネズエラの労働組合運動は政党、使用者、国家から独立したものでなければならぬこと、ベネズエラの主権と自由を侵害する大きな国際資本主義トラストから完全に国家を独立させる闘争を行なうこと、の行動綱領を宣言した後、次のような決議を採択した。(a)産業安全、保健、職業紹介、(b)農地改革、(c)完全雇用、(d)国際労働運動の加盟。世界の労働運動が統一され真に労働者の利益が考慮されるまでは既存の国際労働運動に加盟しない、そしてラテン・アメリカの労働組合運動を統一することを目指すこと、(e)労働者が工業化に参加し、利潤分配を要求すること、(f)労働者の利益に関係ある国家機関に労働者の代表を送ること、(g)物価の安定と生活水準の向上、労働者用住宅の建築のため努力すること、(h)核兵器に反対し平和を守るため闘かうこと、(i)憲法と民主主義の維持、人権、国家自決権、人による人の搾取の廃止のため闘かうこと。

能にするような、政治、社会、経済制度を確立すること、(f)資本主義国内の労働者一般の利益を向上させる手段として、また労働者のための階級闘争機関として、すべての組合活動を強化すること。

採択した決議の中主なものは、(a)国際労働組合への加盟。ラテン・アメリカおよび世界の労働組合運動を統一するために努力し、当分の間いずれの国際組合にも加盟しないが、世界各国の組合との友誼関係を保つ、(b)ラテン・アメリカ共同市場。ラテン・アメリカの多くの国の提案したラテン・アメリカ共同市場の創設には反対である。これは「アメリカ帝国主義の拡張発展計画」を利用することになる恐れがあるからである。(c)賃金と物価。物価と生計費の上昇による労働者の経済的苦境を考え、賃金を五〇%引き上げ、最低賃金を一日二〇〇〇ペソとし、男女同一労働同一賃金とすること、(d)社会保障。年令五〇才の退職労働者と二五年労働後の退職女子労働者を含む真の社会保障制度を確立すること、(e)低家賃住宅を早急に建築すること。

ラテン・アメリカ・キリスト教労働組合 総連合

同総連合第三回大会は一九五九年一月六日から九日までキト(エクアドル国)で開催された。この大会にはアルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エク

組合は一九五三年二月、三三の産業別組合連合体の代表者一三〇〇人の参加の下に開かれた設立大会で結成され、三年毎に大会を開くことになっているが、都合により一九五六年には開催されなかった。

第二回大会には正規の代表者一三五四人と友誼組合代表者一人が参加したほか、世界労連(WFTU)、ラテン・アメリカ労働総連合(CTAL)、ソビエト労働組合中央評議会、チュコスロバキア労働組合中央評議会、中華総工会、フランスの労働総同盟(CGT)、ボリビア中央労働組織(CDB)、ベネズエラ労働総同盟(CTV)およびキューバ革命政府等の代表者も出席した。

この大会において採択した原則は、(a)労働組合内部において親善民主的な関係を維持すること、(b)労働者階級の敵に効果的に対抗するため、組織労働者は全国段階において、特にラテン・アメリカ諸国において統一行動をとること、(c)国家間の意見の相違を解決する手段として戦争に訴えることを非難し、正義自決権、平等の権利にもとづく世界の恒久平和のために努力すること、(d)土地および生産、分配、財の交換手段の私有ならびに人による人の搾取を基礎とする資本主義制度に絶対反対で、少なくとも、農地改革と国内の資源をチリ国の資源として留保し、すでに失った資源をすべて回復するために闘かうこと。(e)階級的敵対を除き、労働者に能力向上の機会と経済の安定と福祉を可

アドル、ハイチ、メキシコ、パナマ、パラグアイ、ペル
1、ウルグアイ、ベネズエラ、キュラソー、ギアナ、ジャ
マイカ等の加盟組合代表者が参加した。

議長は報告において労働組合の統一を強調し、団結の自
由が必要であることを述べ、「経済・社会制度を変えるこ
とを根本目的とする」ものであることを主張した。採択さ
れた決議の中主なものは次のようである。

農地改革 II ラテン・アメリカでは人口の六〇%が直接農
業に従事する農民であるから、今日直面する最も重要な問
題は農地改革である。今日土地の所有に封建的なものが残
つており、耕作方法も旧式であり、少数の大地主と相なら
んで数百万の土地なき農民が存在している。このため農村
では技術や社会の進歩が妨げられている。農村では住宅は
非衛生的であり、食料や衣服も不十分であるばかりでな
く、学校、商店、医療施設、文化慰安機関も不足してい
る。農業労働者は一般に労働組合を結成することが拒否さ
れている。どの国でも農業労働者は最低の社会保障も受け
ていない。従つて次のことを決議した。

(a) ラテン・アメリカ農民の非人間的状態の改善が最も急
務であるから、これに全力を注ぐこと。

(b) 至急各国で農地改革を実施すること。

(c) 国内および諸外国の民主団体と提携して各国の農地改
革を成功させること。

労働協約 II ラテン・アメリカの国でまだ一九四九年の国
際労働条約「団結権および団体交渉に関する条約」を批准
していないものに対しては、これを至急批准して労働者に
これらの権利を与えるよう各国政府に要請すること。

労働者教育 II 労働者教育について十分検討した結果次の
ような決議を採択した。

(a) 当総連合に教育部を設けること。

(b) 当総連合に加盟する全国組合は、組合役員および指導
者を訓練するため少なくとも一つの労働組合学校を設ける
こと。

(c) 労働協約には、労働者が訓練を受けるため職場を離れ
ることを認める条項を入れるようにすること。

(d) 執行委員会は二年以内に労働者教育会議を開く準備を
すること。

四 労働関係法規

ウルグアイの強制失業保険

一九五八年一月二三日付けの法律にもとづいて、ウル
グアイで商工業退職・年金基金加入者たる全労働者につい
て強制失業保険が施行された。

適用範囲 II この強制失業保険は、商工業退職・年金基金

に関する法律に定めた有給の雇用に従事するすべての者に
適用される。

付保事項 II この強制失業保険は、労働能力があつて就職
の意思のある労働者が就職できないときの失業の危険を保
険するものである。

基金 II 年金基金は、使用者と労働者が労働者の賃金の一
%をそれぞれ拠出したもの、罰金および寄付金等も財源と
する。

給付 II 支給する給付金額は、受給者一人について一八〇
ウルグアイ・ペソを越えない。労働者の配遇者が有給の職
業に就いていないときは、その労働者の世帯が適法に構成
されていない場合でも、給付金額は二〇%増額する。給付
期間は一年一二〇日までであるが、長期失業の場合は更に
六〇日延長される。普通の受給期間または延長受給期間が
満了したときは、被保険者は受給資格を取得するためには
更に六カ月掛金をかけなければならない。

右の失業給付金のほか、失業者が住所から遠い地方に就
職するときは、失業者とその家族の旅費が基金から支払わ
れる。また労働者が新しい職場で工具および作業服を自分
で持たなければならないときは、これらの費用も基金から
支払われる。

不完全失業 II 労働者の一カ月の労働日数または一日の勞
働時間数が正常の水準の二五%未満に低下したときは、こ

の労働者は不完全失業者とみなす。

不完全失業者は、その受ける賃金とその労働者の雇用さ
れる企業における通常の一日の労働時間または週労働時間
の四分の三に対して受けるであろう賃金との差額の半分を
支給される。その給付金額の合計は、右の完全失業の場合
に述べたと同じ期間的制限を受ける。

受給資格は、労働者が就職したとき、正当な理由なく適
当な職を拒否したとき、その他法律に定めた場合なくな
る。

管理 II 失業保険制度は、商工業退職・年金基金取締役会
がこれを管理するが、この下に労使合同委員会があつて提
訴されたすべての事件について助言する。事件は三〇日以
内に取締役会に回付しなければならない。委員会は失業保
険に関する法律、規則の改正を提案し、一般の運営につい
て助言する。基金はその管理について完全な自由を有す
る。

職業紹介所 II 主要な地方に職業紹介所を設置する。この
ため取締役会の勧告と労使合同委員会の報告にもとづい
て、代表者は国会に職業紹介所設立法案を提出する。

再訓練講習会 II 労働者大学の同意を得て、かつ基金の費
用をもつて、失業者を新しい職業に再訓練できるように職
業訓練を行なう。

経過規定 II この法律の施行第一年中、被保険者が失業の

ため六カ月掛金を支払えなかつたときは、基金の許す限り給付する。この場合支給する給付金から支払うべき掛金を、低率の利子とともに、差引く。

ニカラグアの社会保障法改正

ニカラグア社会保障法の一部は一九五九年四月二日の政令により改正された。

非職業病給付および出産給付 医療については、一つの病気の医療は原則として二六週間、場合によっては更に二六週間受けられることに改正された。出産給付については、子供の利益のため、出産後六カ月間給付されることになった。ただし現物給付に限る。

労働者災害補償法による拠出金 新しい政令によれば、労災補償のための使用者の拠出金は、労働者の種類や作業の危険に関係なく、拠出金を支払うべき賃金および給料に対して一律の割合で支払うことになった。このほか全国社会保障協会は、企業が協会の定めた安全、衛生基準を守らないときは、使用者の普通の拠出率のほか追加拠出金を課する権限を有する。

強制労災補償保険の拡張適用 新しい政令により、労災保険以外の保険は任意加入であったが、労災保険と同様強制加入とされた。とくに常時雇用する労働者が五人未満の使用業者に雇用される労働者は、以前は労災保険への加入は

義務的でなかつたが、今回は強制的とされた。

給付を生計費の変動に合わせて調整 社会保障法にもとづいて公布された規則もまた大幅に改正され、現金給付を生計費の変動に合わせて調整することとなった。被保険者の賃金の一般的水準が生計費の上昇のため著しく上昇したときは、全国社会保障協合理事会は、新しい等級、賃金、給料表を作成し、拠出率を引き上げ、現在支給している年金を含む給付金額を変更しなければならぬ。賃金の一般水準の著しい上昇とは、最近の調整の日の水準との差が二〇%以上に達した場合をいう。

キューバの農地改革法

一九五九年五月一七日キューバ政府は農地改革法を制定したが、その目的は農地の分配を改善して、農村住民の生活水準を漸次引き上げることによりその購買力を高めることにある。

農地改革法の適用範囲 この法律は大きな所有地を禁止して一人または一法人の所有できる農地を約一〇〇〇エーカーに制限した。この制限を越える保有地はすべて強制買上げをして、これを農地を持たない貧農または農業労働者に分配する。ただし砂糖きびまたは稲を作る農地にして、その収穫が法律の定める水準に達するもの、能率的な運営のためには広大な土地を必要とする穀物または家畜の

生産、家畜の飼育に使用する一定の土地は例外とする。この場合一人または一会社の所有できる最高面積は三三〇〇エーカーとする。国家、州または地方当局に属する土地もまた再分配する。ただし(a)国家に所属したまたは農地改革のため強制買上げされた土地を耕作するため、全国農地改革協会の組織した農業協同組合に与えられた不分割保有地、(b)国家、州または地方当局に属する土地にして、公衆の慰安または社会一般の目的に使用するもの、(c)森林保存地に指定された地区を含む森林地、(d)一定の条件の下に、村落共有地にして社会の福祉、教育、保健等に使用するものは例外とする。

一人または一会社の所有できる最高面積一〇〇〇エーカーの私有地は、小作人たる砂糖きび栽培者、小作人、小作人から更に借りた小作人または収穫の分配契約による農夫に貸与されない限り、これを強制買上げしない。

禁止事項 この法律は収穫分配契約その他収穫に比例して借地料を支払う契約を禁止している。ただし砂糖きび搾りの契約はこの限りでない。この法律はまた砂糖きび農園を、砂糖製造企業の所有者、株主または被用者である個人が経営することを禁止している。この禁止規定は、この法律施行の日から一年たてばすべての有限責任会社にも拡張適用される。ただし(a)その株式が名義上のものであるとき、(b)その株式がキューバ人によつて所有されるとき、

(c)その株式の所有者が砂糖製造企業の所有者、株主または被用者でないとき、は適用されない。この禁止規定に抵触する土地は強制買上げをする。

土地所有権は将来は、キューバ人以外の者またはキューバ人の組織した会社以外の会社はこれを取得することができない。

土地の分配 土地の強制買上げと分配は小作人、小作人から借りた小作人、小作人にして砂糖きび栽培者、収穫分配契約の農夫の耕作する国有地および私有地から始める。

強制買上げをする私有地および国有地は、分割しないで農業協同組合に与えるか、または原則として六六エーカーを越えない保有地に分割する。五人家族の農家が生活するには都市から離れた肥沃な、灌漑されない土地で通常の利益を挙げるとしても少なくとも六六エーカーが必要であると考えられたために法律に規定されたのである。

すでに小作人、小作人たる砂糖栽培者、小作人から借りた小作人、収穫分配契約による農夫により耕作されている私有地および国有地は、基本最低面積まで無償でこれを現在の占有者に交付する。これらの農民は、以前もし一六六エーカーを耕作していた場合は、地主から(強制買取りにより)または国家から更に九九エーカーを取得することができる。

右に述べた占有者で基本最低面積以下を耕作する者は、土地があり、関係地方の経済社会事情が適切である限り、基本最低面積に達するまで無償で土地をもらうことができ、また基本最低面積以下の保有地の所有者にして、自分で耕作する場合も同じである。

一六六エーカー以上の保有地を耕作する小作人、小作人から借りた小作人、小作人たる砂糖きび栽培者は、最高一〇〇〇エーカーまで強制買い取りにより土地を取得することができ、ただし、全国農地改革協会の裁定により、また一九五九年一月一日以前その土地に耕作していた場合に限り。

土地は次の者に左記の順序により分配する。(a)耕作していた土地を取り上げられた農民、(b)土地が分配される地域に居住し、土地を所有しないかまたはその保有地が基本最低面積以下である農民、(c)分配される土地で通例働らき、そこに居住する農業労働者、(d)他地方の農民、ただし付近に住み土地を所有しないかまたは基本最低面積以下の保有地を有する者に優先権が与えられる、(e)他地方の農業労働者、ただし付近に住む者に優先権が与えられる、(f)その他の希望者、ただしかつて農業に従事した経験のある者に優先権が与えられる。

補償Ⅱ土地が強制的に買い取られた地主は法律の規定により計算した補償金を受け権利を有する。補償は政府公

債で支払われ、期間は二〇年、年利率最高四・五%となるであろう。

再分配した農地Ⅱ与えられた土地は組合または会社(家族企業および農業協同組合を除く)の財産とならない、また相続、国家への売却もしくは許可された交換以外はこれを移転できなく、また小作契約、収穫分配契約の耕作、抵当の目的とならない。

全国農地改革協会Ⅱ法律はそれを施行するため独立の法人たる全国農地改革協会を設置した。協会は内閣の任命した役員により運営される。可能なときは農業協同組合の設立を促進し、これを監督する。

キューバの社会保険銀行設立

一九五九年六月四日キューバで社会保険銀行設置に関する法律が公布された。この法律は現行の労働不能、老令および遺族保険制度について国際労働機関の作成した報告書中の勧告にもとづいて制定されたものである。この報告書は財政的に不健全な現在の多数の基金の代りに、一つの財政的に健全な基金を設けることを提案している。

法律適用の範囲Ⅱ現在民間企業には労働者のための労働不能、老令および遺族強制保険基金が二〇もあるが、これを統合して一つ社会保険銀行とし、全国の社会保険を組織管理する独立の機関とする。また将来はこの銀行のほか強

制社会保険を設けることは許されない。将来は現在適用されない労働者にも次第に拡張することになっている。

資金Ⅱ銀行の資本は現在の強制基金の財産で構成され、これらの基金のすべての財産、負債、資金は銀行に引き渡される。拠出金は国、使用者および被保険者の三者拠出制で、拠出率は将来法律をもつて定める。

付保事項Ⅱ銀行は従来の基金により給付された労働不能、老令および遺族保険に責任をとるが、現在適用されない他の事項にも強制適用されることになっている。総合的な社会保障制度を運営する単一の全国機関を設ける意味において、労働不能、老令および死亡以外の事項を対象とする保険をも吸収する計画である。

給付Ⅱ給付は将来法律をもつて定める。給付の実質価値を維持するため、生計費、一般賃金水準その他の国の経済変動に応じて調整できるようにされている。

ボリビアの中央農業協議会設置

一九五九年六月二五日ボリビア内閣の決議により、農業の技術・経済活動を改善する目的をもつて中央農業協議会が設置された。

この協議会は農業大臣を委員長として、ボリビア農業省の各局、米州農業機関、キューバの農業関係権威者をもつて組織される。

協議会の主な職務は、農業問題で活躍する在ボリビアの国内および国際的団体の事業を研究し、これらの活動を調整し、各団体にその活動範囲を割り当て、農業発展のための一般的計画を立てることである。中央農業協議会の下にボリビア諸地方に地方農業協議会を設けることになっている。

中央および地方の農業協議会は、第一回農業拡大セミナー(一九五九年五月)において、農業関係の各種の団体を調整する必要があると認められ、農業技術協議会を設置することが勧告された結果として設置されたものである。

ブラジルの教育・高等技術訓練執行委員会設置

一九五九年六月二五日の政令により、ブラジル連邦政府は教育・高等技術訓練執行委員会を設けたが、これは経済発展局の所管に属し、技術、科学および職業教育に関する全組織を拡張再編成するために政府企業と民間企業の活動を調整し、これらについて基準を設けることを目的とするものである。

この執行委員会は教育文化大臣、経済発展局長、全国工業業会会長、全国商業会会長、ブラジル農村連合会会長、国立経済開発銀行総裁、商工業徒弟局長などである。

目的と任務。主な目的は(a)教育面における政府の活動と

民間企業の活動を調整し、企業と科学、職業訓練機関とを全国にわたって緊密に協力させること、(b)訓練計画を作成し、講習会の開設を推進して教育活動を進めること、(c)各種の訓練方法の発達状況を調査すること、(d)教育関係の法案を作成し、これを経済発展局長を通じて関係当局に提出すること、(e)他の関係機関と協力して労働者訓練を推進すること。

ブラジルの全国協同組合協議会設立

ブラジル政府は一九五九年七月一六日、農業、信用および小売り協同組合運動を推進する目的をもつて、全国協同組合協議会を設置した。

この協議会は農業大臣、農業省農村経済発展局長その他関係省、専門家をもつて構成される。

この協議会はブラジルに適用できる協同組合の原則と方法を研究し、協同組合運動の社会的、経済的、法律的な面を調査することを目的とする。協議会はまた協同組合について政府に助言し、協同組合の活動を調整し、協同組合の活動を中央集権化するものである。

ブラジルの船員待遇に関する規則

ブラジル政府は、一九五九年六月二日船舶乗組員船員の待遇に関する規則を公布した。

これはブラジル政府が国際労働条約「船員の待遇に関する条約」(一九四六年)を批准したために制定されたものである。

規則の適用範囲 船員の待遇について詳細包括的な条件を表示している。これらは条約の規定にもとづいており、構造、通風、暖房、照明、睡眠設備、食堂、慰安、衛生、病院等を規定している。

船員の部屋 船員の寝室の床面積は、八〇〇トン未満の船では一人当たり一・八五平方メートル、八〇〇トン以上三〇〇〇トン未満の船では二・三五平方メートル、三〇〇〇トン以上の船では二・七八平方メートル以上となつていゝ。寝室の高さは一九〇センチメートル以上とされている。セントメートルと六八センチメートル以上とされている。

設備 便所は八〇〇トン以下の船では三つ、八〇〇ないし三〇〇〇トンの船では四つ、三〇〇〇トン以上では六つとされている。部担当士官、ウォッチに立つ甲板士官および機関部士官、無線担士官は一人一室、その他の士官はできれば一人一室、少なくとも一室二人等となつていゝ。

計画の事前許可 船員の設備については事前に当局の許可を受けなければならない。また改造、登録、再登録もしくは苦情のあるときは検査を受けなければならない。

この規則の適用される船舶は五〇〇総トン以上にして、その建造を一九五四年一月二日(すなわちこの規則施行の日)以後に始めたものである。

第十一篇 国際労働機関 (ILO)

一 概要

社会正義にもとづく世界の恒久平和を確立し、労働条件改善と生活水準向上に貢献するILOにとつて、一九五九年は創立四十周年という記念すべき年であった。ILOは、この一年間を通じて、その伝統的な使命である国際労働基準の設定はもちろん、各種の技術援助活動や教育活動といった現実活動、さらにはアフリカ問題の重視というような新しい活動分野でもめざましい進展をみせ、記念すべき年にふさわしい活動がみられた。

(1) 五九年は新記録の年

ILOは、一九五九年中に数々の新記録をうちたてた。創立以来四十年を迎えたILOは、国連一家の中で最も古い歴史と伝統を誇っているが、五九年一月にギニアが加盟したことによつて、ILO加盟国は八十ヶ国を数えるに至つた。これは、世界のほとんどの国が加盟していることを示すものである。

また六月の第四十三回総会には、七十五の加盟国と十五の非本土地域から九百名をこえる代表、顧問、オブザーバーが参加、総長報告をめぐる一般討議には、実に百七十名の代表が参加した。さらに各国の労働担当大臣が三十八人もこの討論に参加したことは、ILOに対する各国の大きな関心を物語っている。

この年間における各加盟国によるILO条約の批准数は七十に達し、五九年一月一日には一、八六三であったものが、六〇年一月一日現在では一、九三六になつた。

(2) 国際的立法活動

国際労働基準の設定というILOの立法活動は引続き行われ、六月の第四十三回国際労働総会は、世界の労働法典に新たな一ページをかざる四つの国際文書を採択した。すなわち①漁業労働者の雇入最低年令②漁業労働者の雇入契約③漁業労働者の健康検査のそれぞれに関する条約と、就業場所における職業衛生サービスに関する勧告の四つがそれである。これでILO条約の総数は百十四、勧告は百十二を数えるに至つた。

総会はまた放射線対策、政府と労使団体間の協力の二つの議題について第一次討議を行い、この二つは六〇年度総会において国際文書を採択することが予定された。

ILOはまた、五九年度中に下記のような数多くの専門的な委員会を開いて、それぞれ特有の社会・労働問題を検討し、その改善に貢献した。すなわち、条約・勧告適用専門家委員会、社会保障専門家委員会、炭鉱委員会、建築産業委員会、サラリーマン委員会、婦人労働会議、労使関係技術会議、船員福祉会議、災害統計専門家会議、民間航空準備会議、トラック乗務条件専門家会議などがそれである。

(3) 結社の自由調査団の派遣

新しい活動分野の中でとりわけ注目し値するものは「結社の自由」に関する実情調査団の派遣であろう。年度内にこの調査団は、米国（三月～五月）とソ連（八月～十月）に派遣されて所期の成果をあげたが、このような調査団の派遣はもちろん関係国政府の承諾を得た上で行われるものである。

「結社の自由」の調査は、それが完全に事実即し、包括的でしかも権威あるものとなるためには、公式のまたその他の資料源に頼るだけでなく、各国の現地で状況を調査する可能性も含まれていなければならない。法律上の規定や政府の政策は、日常の事件を實際にみることによつてのみその真の見通しを得ることができるのである。これが実

情調査団派遣を決定した大きな理由である。

(4) 技術援助活動

技術援助の面では、年度中に総額三百万ドルをこえる予算がこのためについやされ、ILO専門家による技術援助、留学生の交流、労働者訓練など多岐にわたる活動が、世界的な規模で広汎に実施され、とりわけ新興大陸アフリカについては数多くの技術援助が提供された。

アフリカについてはこの年とくに重視され、アフリカ地域事務所（ナイジェリアのラゴス）の設置、第一回アフリカ諮問委員会（十一月、ルアンダ）の開催、モース総長のモロッコ、チュニジア公式訪問（十一月～十二月）などがみられた。

(5) 創立四十周年記念

創立四十周年の記念行事は世界各地で一年間を通じて盛大に行われたが、第四十三回総会の会期中六月十五日にはとくに記念式典が行われた。この日、世界各国の元首から四十周年を祝う数多くのメッセージが届けられた。また一九一九年にワシントンで開かれた第一回総会に出席した人々も招かれてILOの四十年の歩みが回顧されるとともに、さらに今後の一その活躍を期待された。

記念式典の席上、ILO理事会の政労使の各代表がそれぞれ祝辞を述べたが、モース総長はこれに答えて次のようにその抱負を述べた。

〔最終討議〕

(五) 漁業労働者の労働条件（最終討議）

(六) 電離放射線からの労働者の防護（第一次討議）

(七) 技術者・監督職員その他を含む非筋肉労働者の諸問題（一般討議）

(八) 産業および全国的段階における公の機関と労使団体との間の協議と協力（第一次討議）

なお、日本からは倉石労働大臣をはじめ以下の十九名からなる代表団が出席した。

▽政府代表及顧問 河崎一郎（在ジュネーブ国際機関日本政府代表部特命全権大使）大島靖（労働省労働統計調査部長）顧問九名

▽使用者代表及顧問 三城晃雄（日経連ILO委員会委員長）顧問 早川勝（日経連専務理事）河原亮三郎（東芝常務）谷川敏（日経連欧州駐在員）

▽労働者代表及顧問 滝田実（全労議長）顧問 原口幸隆（全鉱委員長）宝樹文彦（総評幹事）高橋熊次郎（全日海漁船部長）

(一) 採択された条約と勧告

(1) 漁業労働条件

漁業労働者の労働条件については以下の三つの条約が採択され、ILO条約の総数は百十四となった。

「われわれが過去の業績を回顧するとき、世界の半数以上の人々が、貧困、無知、劣悪な衣服や住居といったような、人間の良心にとつて許すまじく且つ平和の脅威となるような悪条件の下に生活していること、を忘れてはならない。……このような状態が存在していることは、われわれが今後努力していくに際して良い刺激となるに違いない。」

(6) レンス副総長の来日

日本関係で特筆すべきことは、レンス副総長の来日である。レンス副総長は九月八日来日、九月十八日の出発まで東京をはじめ日本各地を歴訪、政府および労使の首脳部と会見してILOと日本との友好関係促進につとめ、また九月十四日には東京で創立四十周年記念講演を行った。

二 第四十三回国際労働総会

ILOの第四十三回総会は、一九五九年六月三日から二十五日まで、ジュネーブのバレ・デ・ナンオンで開かれ、以下の八議題を審議した。

(一) 総長報告

(二) 財政・予算問題

(三) 条約・勧告の適用に関する情報と報告

(四) 雇用の場所における職業衛生サービスの組織

① 雇入最低年令

漁業労働者の雇入最低年令に関する条約は、賛成百六十、反対四十六、棄権二十九で採択された。日本は、政府および労働者代表が賛成、使用者代表は反対投票した。

この条約は、十五才未満の年少者は、漁船において使用されまたは労働してはならないと定めたものである。ただし特定の条件下では、学校の休暇中には年少者も漁船内の作業に従事することができるし、国内法規は十四才以上の年少者に対する就労証明書の発行を規定することができ。また、十八才未満の年少者は、石炭を燃料とする漁船において石炭夫または火夫として使用されたり労働してはならないことも規定している。

② 健康検査

漁業労働者の健康検査に関する条約は、賛成百九十五、反対四十五、棄権三十三で採択された。(日本政府と労働者代表賛成、使用者代表反対)。

この条約は、いかなる者もその雇用される仕事に対する適格性を証明した健康証明書を提出しないかぎり、いかなる資格においても漁船内の作業に従事してはならないことを定めたものである。また二十一才未満の者は、年に一度健康診断をうけねばならず、その他の者については、所管当局の決定によつて健康診断をうけるものとされた。

③ 雇入れ契約

漁業労働者の雇入れ契約に関する条約は、賛成百五十五、反対四十一、棄権三十七で採択された。(日本政府と労働者代表賛成、使用者代表は投票不参加)。

この条約は、一般の商船船員の場合と同じような契約および雇用記録によつて漁業労働者がカバーされるべきであると定めたものである。

(2) 職業衛生サービス

雇用の場所における職業衛生サービスに関する勧告は、賛成二百四十、反対なし、棄権二で採択された。(日本は政労使賛成) 概要は以下の通りである。

雇用の場所における職業衛生サービスは、使用者自身によつて組織されるか、または外部の機関に附属されるべきである。また単一企業内の独立したサービスとするか、あるいは多数企業共有のサービスとすべきである。このようなサービスの例としては、次のようなものがある。

一、作業または作業環境から生ずる健康上の危険に対する労働者の保護。

一、とくに労働者にむくよう作業を調節し、労働者をそれぞれ適した仕事に配置することによつて労働者の肉体的・精神的調整に寄与すること。

この勧告はさらに、職業衛生サービスは基本的にいつて予防的なものでなければならずと特記し、こうしたサービスのものもつ機能として、次のような事項をあげている。

操作、利用、輸送をともなう職業、放射線を放出する設備の操作または利用を行なう職業、労働者の作業遂行に当たり労働者を放射線にさらすすべての活動に対して適用されることになる。

(2) 労使協力

産業および全国的段階における公の機関と労使団体との間の協議と協力に関する第一次討議の結果は、次回の総会で勧告が採択されることになった。この勧告では、産業および全国的段階における公の機関と労使団体間ならびに労使団体相互間の協議と協力を促進するため、各国の事情に適した措置をとることが規定されることになる。

なお次回の総会においては、勧告それ自体の審議よりも、こうした協議と協力についての各国における経験や意見の交換に重点がおかれることになり、こうした意見や経験の交換は、それぞれの国にとつて有意義な参考になるものと期待される。

(3) 非筋肉労働者

総会は、この問題に関するILOの長期計画について、総会委員会の提出した報告書を満場一致で採択した。この委員会が同報告書で勧告しているのは、次のような諸点である。

一、ILOは、熟練労働力に対する需要、低開発国と工業化諸国の双方における職業訓練および労働力の利用

一、労働者の健康に影響を及ぼすすべての要因の監視。
一、衛生施設および労働者の福祉のためのその他すべての施設の監視。
一、定期的および特別の健康検査。
一、衛生学・生理学・心理学的な考察にもとづく職務分析。
一、災害または疾病の際の応急処置。
一、保健および衛生に関する教育。
なお、この勧告に関連して、総会は一つの決議を採択(賛成百九、反対四十四、棄権十二)したが、この決議は、理事会に対し、できるだけ近い将来の総会でこの問題に関する条約採択の可能性を考慮することを求めたものである。

(二) 放射線対策その他

以上のほか、第四十三回総会では、放射線対策と労使協力に関する第一次討議、非筋肉労働者に関する一般討議などが行われた。

(1) 放射線対策

電離放射線からの労働者の防護に関する第一次討議の結果は、次回第四十四回総会で、条約とこれを補足する勧告が採択されることになった。この条約と勧告は、放射性物質の採掘および処理をともなう職業、放射性物質の保管、

に関する諸問題について会議を準備するに当り、これらの諸問題に関する調査と研究を行うべきである。

一、技術・専門・管理職員に対する需要に应付するための教育計画およびその他の活動を拡大するため、開発途上にある諸国はILOの技術援助をうけるべきである。

一、こうした計画は、非筋肉労働者による基礎的な熟練の習得および老令労働者の維持を含むべきであり、このような人たちに雇用、再雇用、昇進の機会を与えることを目的とすべきである。

(4) 決議その他

総会はさらに、議題と直接の関係をもたない以下の四つの決議を採択した。

- 一、年少労働者の諸問題に関する決議
- 一、職業保健・安全の分野におけるILOの活動および国際保健・医療調査年へのILOの参加に関する決議
- 一、ILOの現地活動に関する決議
- 一、低開発国問題の分野におけるILO活動の発展に関する決議

また、前年の総会と同様に第四十三回総会でも、ハンガリー代表団の資格が問題となり、六月二十二日、二十三日の両日にわたって論議の結果、ハンガリー政府、使用者、労働者の各代表および顧問の資格が否認された。これに対してルーマニア政府代表は、東欧諸国を代表

して「このように非合法かつ反憲章的な決定に対して、われわれは深い憤りをおぼえるものであり、抗議のために全員退場する」と抗議演説を行い、東欧諸国全代表が一齐に本会議場から退場するという一コマもあつた。

(5) 委員会参加の新しい手続

総会は、各議題ごとに設けられる小委員会の構成に關し、六月八日の本会議で、これまでの手続を改正した。この新しい手続は、過去六年にわたつて、ソ連および東欧諸国の使用者代表ならびに顧問による委員会参加に關連して生じた困難な問題を解決しようとして考え出されたものである。

この新しい手続によれば、政府、使用者、労働者それぞれのグループに対し委員会参加を申出るものは、当該委員会の委員名簿にのせられる。そこで各委員会の三つのグループは、総会の決定にしたがつて、それぞれ投票権をもつ者と、もたない者にわけられる。

投票権のない方にいれられたことを不服とする代表は、総会に対して異議を申立てることが出来る。異議をうけた総会は、討論に付することなく、これを三人の独立した人々からなる訴願委員会に付託し、その決定にまつ。委員会の決定は最終的なもので、総会の討論を要さないで効力を発生する。なお、一つの総会委員会における投票権のある方について二人以上の新規追加は認められないことになつた。

(三) 総長報告をめぐる一般討議と

総長の回答演説

モース総長は、ILOの諸活動と世界の労働・経済・社会問題の一般的趨勢を論じた報告を総会に提出したが、合計百七十名の政府、使用者、労働者の代表がこの報告をめぐる一般討議に参加した。この中には日本の倉石首相をはじめ各国の労働関係が三十八人も含まれていた。

この一般討議に答えてモース総長は、人口増加と経済発展、青少年の教育問題、国際労働研究所などについて以下のような回答演説を行なつた。

「全世界における人口の急激な増加とそれにもなう生産と雇用への需要は、今や人類の創造力に対する一つの挑戦である。経済的低開発地域にあつては、今後五十年の間に、人口は三倍から四倍に達するものと予測される。今や、自覚した政治的良心が求めている高度の福祉ならびにILOが目的とする福祉の達成はさておき、右のように増大する人口を現在のままの低水準に維持するとしても、生産および生産的雇用の分野において、大幅かつ急速な上昇が必要とされることであろう。

新しい技術と新しい社会組織を工夫することは人類に対する一つの試練である。もし、われわれがこうした試練に应付することができないなら、現在の諸条件下における継

続的な人口増加は、破滅をもたらすだけであろう。これからの二十五年間におけるわれわれの最大の問題は、経済的・社会的発展が人口増加を超越せるかどうかという問題である。

工業および農業制度の発展により、協力という新しい慣習が形成されているが、ILOの貢献できる最大の寄与は、新しい人間的な組織の育成を援助するということである。こうした人間的組織なしには、工業や農業の発展は期待できないのである。

労使関係、労働者教育、経営開発などは、こうした方向へのILO活動が最も重要な側面である。社会制度の発展にとつて、教育的な方法こそ最善であり、そして唯一のほんとうに実地的な手段である。——中略——この関係で、私は、ILOが青少年の諸問題に特別の注意を払うよう提案するものである。

ILOの活動は、世界の経済的・社会的問題に対応して行われるべきである。こうした問題の本質は、ILO活動全体のうちでも主要な部分を占めており、依然拡張を続けているが、本総会においても、こうした活動を今後も引続き拡大すべきだという意見が表明されている。

ILOは、今や、新しい手段と方法を必要としており、私が昨年の総会で、ジュネーブに国際労働研究所を設置するよう提案したのもこのためである。この研究所は、社会

の変化過程とその労働関係や社会政策に及ぼす影響などについて責任ある人々が理解を深めるのに役立つことである。

この研究所は、労働組合の指導者、政府の職員、その他の人々に自由な討論と研究の機会を与えることになるが、何か特定の体系の労働関係とか社会組織を教えるものでもなければ、何らかの教義をふきこむものでもない。研究所の目的は、社会政策の諸問題を処理する方法について、ヨリ良い理解を促進することにある。この研究所により、ILOは、社会的な思考——理論書から得られたものではなく、今日の困難に対する斗いから生れる思考——の最前線にとどまることであろう。

私は、この創立四十周年に際し、楽観主義とか業績への満足感のみにあなた方をゆだねることはできない。私は前途に最大の斗争が待ちうけていると警告したい。四十年前には予測できなかったような人間の悲惨と障害は、ILOの現在にあつて今や明白となつており、われわれは一致して活動しなければならぬ。さもなければ、人々のわれわれに対する信頼を失うことになるであろう。

三 産 業 委 員 会

ILOには現在十の産業委員会——内国運輸、炭鉱、鉄

鋼、金属、繊維、石油、建築、化学工業、サラリーマン、植栽——が設けられている。これらの産業委員会は、一般的な労働立法を行う国際労働総会をおぎなうために、理事会の機関として、それぞれの産業に特有な労働・経済・社会問題を討議し、通常、決議の形で決定を行なうものである。そしてこれらの決定は、理事会であらためて審議された上、各国政府や関係国際機関に通達され、政府はそれぞれ国内の労働団体にこれを通報、労働立法または団体協約にとり入れるように希望されている。

一九五九年を通じては、炭鉱、建築、サラリーマン、の三つの産業委員会が開かれた。

(1) 炭鉱委員会

第七回炭鉱委員会は、四月二十七日から五月八日まで開かれ、日本をはじめ世界の主要産炭国十六カ国から三者構成の代表団が出席（ソ連はオブザーバー一名が参加）、次の三議題を中心に審議した。

- 一、世界における石炭産業の現状とその社会・労働問題について概観した一般報告
- 二、石炭産業における賃金決定の原則と方法
- 三、特に企業内における人間的側面を重視した炭鉱産業の労働関係をめぐる諸問題

委員会は、右の議題のうち二と三について、それぞれに関する結論を採択したほか、全世界を通じて深刻な問題に

当面している石炭産業の労働・社会問題について審議した結果、この問題に関する三者構成の特別技術会議を開催することを要求する決議を採択した（この会議はその後の決定によつて、日本をはじめ七カ国の主要産炭国の三者代表を集めて一九六一年一月中旬ジュネーブで開かれることになった）。

委員会ではまた、インド政府代表の要請にしたがつて、炭鉱における安全問題について意見と情報の交換が行われ、さらに次期第八回委員会の議題として、

- 一、炭鉱における塵埃の抑制
- 一、炭鉱における労働時間の短縮（一日および一週の労働時間）

の二つを決定したほか、

- 一、石炭にかわるエネルギー源を使用することによつて生ずる石炭産出国の社会的影響
 - 一、炭坑夫の退職年金
 - 一、技術革新とそれが炭坑夫に及ぼす影響
- の三つの問題についても、次期委員会の議題として適当かどうか理事會が十分考慮することが望まれた。

(2) 建築産業委員会

第六回建築・土木・公共事業委員会は、十月十九日から三十日までジュネーブで開かれ、日本をはじめ二十カ国の三者構成代表団が出席、次の三議題を審議した。

- 一、世界の建築産業の現状とその社会・労働問題について概観した一般報告
 - 二、建築産業における労働者の国際移民
 - 三、建築産業における年少労働者の事情と見通し
- 委員会は、年少労働者に関する一連の決定および国際移民に関する一つの決議を、いずれも満場一致で採択、また一般討論の席上では、日本三代表はそれぞれの立場から日本における建築産業の概況について演説した。

(3) サラリーマン委員会

第五回俸給職員・専門職労働者諮問委員会（通称サラリーマン委員会）は、十一月二十三日から十二月四日までドイツのケルンで開かれた。日本はこの委員会のメンバーでないため出席しなかったが、英、米、仏、伊、西独など二十カ国から三者構成の代表団が参加した。

委員会は「事務所における機械化とオートメーションの影響」「婦人の非筋肉労働者」の二つの問題が審議されたが、その結果大要以下のような決定が行われた。

事務所機械化の影響に関する結論……事務所において機械化やオートメーションが導入されれば、少くとも特定の部門では一時的にせよ雇用水準は低下する。こうした場合、その部門における被用者の解雇を完全には防止できないにしても、適切な措置をとることによつてこれを最少限にいくとめることができる。すでにオートメーションを採

用している事務所では、医療上の監督、休憩時間、交代労働、騒音防止などについて十分気をつけること。現在の情勢または今後予想される変化について、労使間の協議が必要であり、このような協議は各国の慣習にしたがって行われるべきである。

婦人の非筋肉労働者に関する決議……この決議は、婦人の非筋肉労働者に関する雇用、職業指導、職業訓練、職業適性の再調整、技術援助、賃金、労働時間、衛生、社会保険、母性保護などの諸問題を詳細に規定している。

その他……委員会は、このほか職業訓練、商店および事務所における衛生と保健、非筋肉労働者の分野における今後のILO活動、ジャーナリスト問題、のそれぞれに関する決議を採択した。

四 その他の諸会議

(一) 社会保障専門家委員会

一月二十六日から二月六日までジュネーブで開かれた社会保障専門家委員会には、世界の社会保障専門家十六人が出席、次の議題を審議した。日本からは早稲田大学教授末高信氏が専門家の一人として出席した。

一、移民労働者の社会保障に関する国際文書採択の可能性

性および社会保障分野における内外人平等待遇に関する文書草案の検討。

二、一九五二年の社会保障(最低基準)条約との関連において戦前の社会保障関係条約の改正の可能性。

三、一九三四年の労働者補償(職業病)条約の諸規定を他の社会保障条約との関係で改正する可能性。

四、社会保障統計の分野でみられた進歩の評価と将来の計画の審議。

(二) 第二十九回条約・勧告適用専門家委員会

ILOの条約・勧告の適用に関する専門家委員会は、その第二十九回会期を四月六日から十八日までジュネーブで開き、十五名の専門家が参加した。委員会は、加盟諸国から提出された合計四千八百をこえる報告書を検討したが、とくにこの回は、結社の自由と団体交渉に関する二条約と二勧告が理事会によつて指定され、その適用状況が包括的に検討された。

委員会は、その審議の結果をとりまとめた報告書を作成し、これを第四十三回総会に提出したが、その中で、日本が一九五三年に批准した団結権・団体交渉権に関する条約(第九十八号)に関して、次のような所見が発表された。

「公労法四条三項、地公労法五条三項により、労働組合

の役員は、その組合が構成員をつくる企業に雇用されていなければならない、ということに委員会は注目した。このため、組合役員が解雇された場合に、労働組合としてはその後任者を任命しなければならない。このような規定が、企業の経営側における干渉行為を容易にするかもしれない。とりわけ労働者団体がいかなる干渉行為に対しても適切な保護をうけるべきであるとした条約(九十八号)の第二条を一そう完全に実施するためには、ここに問題となつてい

る規定を廃止もしくは改正することが望ましいと思われる。委員会は、政府がこの関係でとらうとして措置を次の報告で示すのであれば、これを欣快とするものである」。

これは、一九五八年末以来問題となつてきた全通解雇役員と郵政当局との団交問題に関連したもので、公労法四条三項、地公労法五条三項は、日本が批准した団結権・団体交渉権条約に違反するのではないか、というのが専門家委員会の所見である。

(三) 道路運送運転手の乗務手帳に関する会議

道路運送に従事する運転手および助手の労働条件改善と交通安全を計るための個人別乗務手帳作成に関する会議は、四月二十日から二十四日までジュネーブで開かれ、ヨ

ロッパ十四カ国から道路運送取締関係の専門家が参加した。この会議では、審議の結果、標準模範乗務手帳が作られた。この模範手帳は、主としてヨーロッパの国際道路運送業用に作られたものであるが、各国の国内運送業でも十分使用できるようになつているので、この問題に関心をもち政府はこれを利用することが望まれた。

この会議は「各国および国際的な要請にこたえるよう標準的に作られたこの模範手帳は、道路運送業の労働条件を改善し、交通安全に大いに貢献するであろう」との見解を発表した。

(四) 婦人労働コンサルタント会議

婦人労働問題に関するコンサルタント会議は、ジュネーブで十月十二日から一週間の会期で開かれ、婦人労働に関する専門家が政労使各九名計二十七名参加、日本からは政府側コンサルタントとして大羽綾子(労働省婦人少年局婦人労働課長)、労働者側コンサルタントとして米盛いそ子(全織同盟大阪支部福祉部長)の両氏が出席した。

このコンサルタント会議は、協議・諮問的な性質のもので、公式の結論とか決定を求められるものではなく、いろいろな問題に関して意見交換を行つたり見解を表明することによつて、ILO事務局を援助することを期待されるものである。

- この会議では、主として次の四つの問題が検討された。
- 一、婦人労働者の機会と必要にみられる最近の傾向
 - 二、農業婦人労働者の労働条件と諸問題
 - 三、婦人の賃金
 - 四、婦人労働者に関するILOの今後の計画

(五) 船員福祉会議

船員の福祉問題を審議するILO合同海事委員会の三者構成小委員会は、イタリアのナポリで十一月二日から七日まで開かれ、日本からは政府側メンバーとして土井智喜氏(運輸省船員局長)が出席した。

委員会では、船員福祉問題の分野におけるILO活動を全般にわたって検討し、今後どのような調査研究が必要であるか提案するとともに、港における船員福祉の問題についてこれまでに採択された諸決議——アジア以外の港におけるアジア人船員の福祉施設調査を含む——を実施するに必要な提案が行なわれた。

(六) 労働災害統計専門家会議

労働災害統計に関する専門家会議は、十一月三日から十日までジュネーブで開かれ、日本からは専門家の一人として森田優三氏(総理府統計局統計調査官)が出席した。この会議で審議された問題点は次の通りである。

- 一、諸国で利用されている労働災害の定義を検討し、国際的な定義の基礎を示唆すること。
- 二、労働災害に関する統計上のデータを収集する各種の方法を検討し、基準となる方法を勧告すること。
- 三、障害の範囲と程度、災害発生地とその性質などによる労働災害分類に関する既存の国際勧告を検討し、改正された分類を提案すること。

(七) 第一回アフリカ諮問委員会

十一月三十日から十二月十一日まで、アンゴラのルアンダで、アフリカ地域に特有の社会・労働問題を審議するため第一回アフリカ諮問委員会が開かれた。この委員会は、サハラ以南の二十カ国の政府代表と労使それぞれ十名の代表、計四十名で構成された。

- 委員会は、一九六〇年度中に第一回アフリカ地域会議を開催するための準備段階として開かれ、以下の三議題を審議した。
- 一、団体交渉制を含めて使用者と労働者との間の合同協
 - 二、職業訓練と技術訓練。
 - 三、アフリカとの関連におけるILOの今後の活動計画。

(八) 労使関係会議

企業内労使関係の若干の側面に関する技術会議は、十二月十日から十九日までジュネーブで開かれた。この会議には、日本をはじめ九カ国から労使それぞれ一名、合計十八名の委員が参加、日本からは田中慎一郎(十条製紙常務)、柳沢錬造(全造船委員長)の両氏が出席した。

この会議では、以下の諸問題に関する情報や意見の交換が行なわれた。

- 一、企業内における人事担当部局の立場と責任。
- 二、労働者代表の義務——この問題には、シヨップスチユワードの義務および訓練、組合代表、職場委員その他の組織のメンバーなどに関する問題も含まれる。
- 三、職場規則——これは、日本の就業規則という概念よりも一そう広い自主的な措置をいうものである。
- 四、解雇手続。

(五二八頁よりつづく)

重慶市人民公社は三万六千人の職工を農村に送り込み、農村の技術的改造に当たることになったと最近の人民日報は報じている。また香港大公報によれば広州市人民公社は農業機械の修理、農具・部品・農肥・農薬などの製造に全力をあげ、農村人民公社を支援しているともいう。このような労働力不足の状況は、前掲の中国労働事情の「現況」から逸すべきものでないことはいうまでもない。

日本で唯一の企業内P・R誌

労働文化

月刊1部30円

労働文化社

東京都港区芝公園中労委会館内

TEL (43) 0754・1501~2

UBE INDUSTRIES, LTD.

合理的
多角経営

肥料
セメント
化学
カプロラクタム
機械
石炭



宇部市大字小串1976の1

宇部興産株式会社

宇部・東京・大阪・名古屋・新潟・広島・高松・福岡

資本金九拾億円

株式会社

三井銀行

取締役会長

佐藤喜一郎

取締役社長

柳満珠男

本社

東京都千代田区有楽町一丁目十二番地

ベンベルグ・レーヨン
カシミロン・火薬類
工業用薬品



旭味・硝化綿 紙類
硫安・加燐硝安
サラン・スタイロン(旭ダウ社)

旭化成工業株式会社

取締役社長 片岡武修

本店 大阪市北区堂島浜通1-25
東京事務所 東京都千代田区有楽町1-12

レーヨン・ナイロン・テトロン



東洋レーヨン株式会社

会長 田代茂樹
社長 森広三郎

本店 東京都中央区日本橋室町2の1
大阪事務所 大阪市北区中之島3の5
工場 滋賀・愛媛・瀬田・山科・名古屋・愛知・金津
三島・岡崎



野上鉱業株式会社

取締役会長 野上辰之助
取締役社長 野上恭敬

生産品目

石炭
神林洗粉
御堂洗粉
(原料炭)
(年産20万吨)

本社 東京都千代田区一番町二七番地二
電話 代表 (33) 8456番
福岡事務所 福岡市中庄町二〇番地
電話 代表 福岡 (4) 3359番
若松営業所 福岡県若松市本町二丁目一九五番地
電話 代表 若松 5221番
神林鉱業所 長崎県北松浦郡鹿町町長串免
電話 代表 鹿町 25番
御堂鉱業所 長崎県北松浦郡鹿町町深江免
電話 代表 江迎 62番

レイヨンステープル・スパンレイヨン糸
スパンレイヨン織物・メタアクリル樹脂

三菱レイヨン

取締役社長 古川 尚彦

本社 東京都中央区京橋2丁目8番地
大阪支店 大阪市北区中之島2丁目22番地
名古屋支店 名古屋市中村区堀内町4丁目1番地
工場 大竹・幸田・岐阜・名古屋

レイヨン・スフ・ビニロン



倉敷レイヨン株式会社

取締役社長 大原 総一郎

本社 大阪市北区梅田2番地
東京事務所 東京都中央区日本橋室町2丁目4番地
工場 倉敷・西条・岡山・富山・尾崎



東洋紡績株式会社

取締役社長 谷口 豊三郎

本店 大阪市北区堂島浜通二ノ八
東京支店 東京都中央区日本橋小網町一ノ三
名古屋支店 名古屋市中区伝馬町七ノ一

ナイロン・人絹・スフ・強力人絹・生糸



日本レイヨン株式会社

取締役社長 坂口 二郎

本社 大阪市東区今橋3丁目5番地
東京事務所 東京都中央区八重洲3丁目7 東京建物ビル
工場 宇治・岡崎・伏見・米子・桐生
米子蚕種・平田・高梁・江津

レーヨン
強力レーヨン
アセテート



テビロン
テトロン
織物

帝國人造絹絲株式會社

取締役社長 大屋晋三

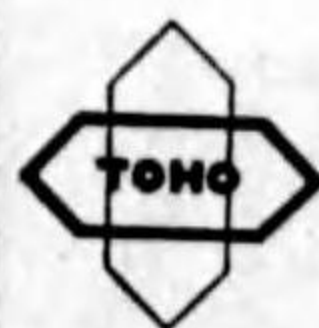
本社 大阪市西区江戸堀南通一の四

東京本社 東京都中央区八重洲一の四



スポーツウェア スラックス ブラウス プリーツスカート

婦人服地 紳士服地 きもの その他



東邦レーヨン株式会社

取締役社長 佐々木義彦



王子製紙工業

本社 東京・銀座
工場 北海道・苫小牧市
愛知縣・春日井市

ダンボールに最適性の原紙

長網抄きKライナー
ゴールドKライナー



本州製紙